

平成31年度

包括外部監査結果報告書

広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」
に関する財務事務の執行について

広島市包括外部監査人

税理士 大濱香織

本書における注意事項

1 端数処理について

本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。したがって、表中の金額の合計と内訳が一致しない場合がある。

2 本書内の資料の出典について

本書内の数値・資料等は、原則として、広島市がホームページ内で公表しているもの、監査対象部署等から提供の資料を使用している。この場合、出典は明示していない。それ以外から数値・資料等を入手した場合には、出典を明示している。

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3	特定の事件(監査テーマ)として選定した理由	1
4	監査の対象期間	1
5	監査の実施期間	1
6	監査対象部署及び団体	1
7	監査従事者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
9	監査の結果及び意見	2
第2	監査の総括	3
1	監査対象事業の選定	3
2	監査の視点及び監査の手続	8
3	監査の結果及び意見(要旨)	12
4	監査対象事業と監査の結果(指摘事項)及び意見の件数	24
第3	監査の実施	
	公益財団法人広島市文化財団	
1	公益財団法人広島市文化財団の概要等	26
2	【事業1】広島市郷土資料館(指定管理)	31
3	【事業2】広島市江波山気象館	46
	【事業2- 】広島市江波山気象館(指定管理)	46
	【事業2- 】広島市江波山気象館雨水管修繕業務(広島市負担による修繕)	58
4	【事業3】広島市交通科学館(指定管理)	58
5	【事業4】広島市映像文化ライブラリー(指定管理)	91
6	【事業5】広島市三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンター(指定管理)	113
7	【事業6】広島市似島臨海少年自然の家(指定管理)	131
8	【事業7】広島市青少年センター	151
	【事業7- 】広島市青少年センター(指定管理)	151
	【事業7- 】広島市青少年センター修繕業務3件(広島市負担による修繕)	158
9	【事業8】広島市勤労青少年ホーム(指定管理)	161
10	【事業9】広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助(補助金)	171

11	【事業 10】 広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助（補助金）	187
12	【事業 11】 高齢者の社会参加促進事業に対する補助（補助金）	206
13	【事業 12】 広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助	233
	【事業 12- 】 広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助（補助金）	233
	【事業 12- 】 青少年教育施設耐震計画立案(広島市負担による耐震計画立案)	238
14	【事業 13】 広島サンプラザホール事業等に対する補助	240
	【事業 13- 】 広島サンプラザホール事業に対する補助（補助金）	240
	【事業 13- -a】 広島市中小企業勤労者共済事業に対する補助（補助金）	253
	【事業 13- -b】 ひろしま保育・介護人材サポート事業に対する補助(補助金)	255

公益財団法人広島市スポーツ協会

1	公益財団法人広島市スポーツ協会の概要等	258
2	【事業 14】 中区スポーツ施設	262
	【事業 14- 】 中区スポーツ施設(指定管理)	262
	【事業 14- 】 スポーツ施設空調設備等点検業務（広島市負担による設備等点検）	273
	【事業 14- 】 区スポーツセンター整備（広島市負担による整備）	274
	【事業 14- 】 区スポーツセンター維持補修（広島市負担による修繕）	275
3	【事業 15】 東区スポーツ施設（指定管理）	276
4	【事業 16】 佐伯区スポーツ施設（指定管理）	289
5	【事業 17】 広島市スポーツ協会管理運営事業等に対する補助金等(補助金・出資金)	294

一般財団法人広島市都市整備公社

1	一般財団法人広島市都市整備公社の概要等	305
2	【事業 18】 下水処理施設維持管理	310
	【事業 18- 】 特定環境保全公共下水道事業（指定管理）	310
	【事業 18- 】 小規模下水道事業（指定管理）	311
	【事業 18- 】 農業集落排水処理施設の管理運営事業及び維持補修事業（指定管理）	313
	【事業 18- 】 公社下水道部の運営（業務委託）	320
	【事業 18- 】 下水道施設の水質管理（業務委託）	321
3	【事業 19】 一般廃棄物収集運搬等	324
	【事業 19- 】 普通ごみ収集（業務委託）	324

【事業 19- 1】	不燃ごみ転送場ごみ計量（業務委託）	333
【事業 19- 2】	資源ごみ計量（業務委託）	341
【事業 19- 3】	環境事業管理業務（業務委託）	343
【事業 19- 4】	し尿収集運搬事業（業務委託）	345
【事業 19- 5】	液状一般廃棄物処理手数料徴収事業（業務委託）	348
【事業 19- 6】	し尿等投入施設搬入監視等事業（業務委託）	350
【事業 19- 7】	玖谷埋立地ごみ計量業務（業務委託）	352
【事業 19- 8】	安佐南工場破碎施設ごみ計量業務（業務委託）	356
4	【事業 20】広島市西部リサイクルプラザ運営（業務委託）	361
5	【事業 21】広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助（補助金）	372

公益財団法人広島市みどり生きもの協会

1	公益財団法人広島市みどり生きもの協会の概要等	375
2	【事業 22】広島市安佐動物公園	379
	【事業 22- 1】広島市安佐動物公園（指定管理）	379
	【事業 22- 2】ペンギンプールろ過器修繕（広島市負担による修繕）	380
	【事業 22- 3】安佐動物公園排水管布設工事（広島市負担による工事）	381
3	【事業 23】広島市植物公園	384
	【事業 23- 1】広島市植物公園（指定管理）	384
	【事業 23- 2】広島市植物公園に係る修繕（広島市負担による修繕）	388
4	【事業 24】広島市みどり生きもの協会の管理運営事業等に対する補助（補助金）	389

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について

3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

広島市の公の施設は、文化・スポーツ・福祉など、市民に身近なサービスを提供する重要な施設である。

しかし、これらの多くが高度経済成長期に当たる昭和40年代から昭和50年代頃にかけて整備され、整備後30年から50年もの期間を経過し、老朽化が進んでおり、これらの資産の維持保全に多くの費用がかかっている。

こうした状況の中、これらハコモノ資産の多くを管理している広島市出資法人には、広島市からの職員の派遣や各法人の人件費を含む指定管理料、補助金等の支出がされるとともに、広島市の各所管課によるハコモノ資産の修繕費などの支出も要し、広島市における負担は大きい。

これら広島市が出資している法人についての「ヒト・モノ・カネ」に係る財務事務の執行について、合规性、有効性、経済性等の観点から、総合的に監査し、財政面における課題の抽出等を行い、もって、広島市の厳しい財政状況の中、限られた財源の有効活用及び効率的な市政運営の実現に寄与することの意義は大きいものと判断し、この度の包括外部監査に係る特定の事件（テーマ）として選定した。

4 監査の対象期間

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）を監査対象としているが、必要に応じて過年度や平成31年度についても監査の対象とした。

5 監査の実施期間

令和元年6月1日から令和2年1月10日まで

6 監査対象部署及び団体

企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課、市民局生涯学習課、文化スポーツ部文化振興課、スポーツ振興課、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、環境局施設部施設課、安佐南工場、業務部業務第一課、業務第二課、経済観光局雇用推進課、都市整備局都市

整備調整課、緑化推進部緑政課、公園整備課、下水道局管理部管理課、教育委員会青少年育成部育成課、公益財団法人広島市文化財団、公益財団法人広島市スポーツ協会、一般財団法人広島市都市整備公社、公益財団法人広島市みどり生きもの協会

7 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	税理士	大 濱	香 織
監査補助者	税理士	城 所	美智子
監査補助者	公認会計士	福 元	智 代
監査補助者	税理士	加 藤	和 弘
監査補助者	税理士	松 岡	賢
監査補助者	弁護士	野 田	隆 史
監査補助者	弁護士	谷 井	智

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果及び意見

本報告書において記載した「監査の結果（指摘事項）」及び「監査の意見」については、以下のように定義した。

(1) 監査の結果（指摘事項）

財務に関する事務の執行又は経営に係る事業の管理について、法令、条例、規則、要綱、要領、基準、契約条項等の規範等に違反がある場合又は 不当な場合（違法ではないとしても、そのような運用をすべきではないという場合）

(2) 監査の意見

「監査の結果（指摘事項）」に該当しないが、経済性、効率性、有効性の視点からのものも含め、問題点等がある場合

第2 監査の総括

1 監査対象事業の選定

(1) 我が国における公共施設等の老朽化対策の推進

ア 公共施設等の現状

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

イ 対応策

このような状況のなか、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するために以下の取組が実施された。

(ア) 公共施設等総合管理計画の策定要請

平成26年4月22日、総務省より「公共施設等総合計画の策定に当たっての指針」が出された。

国において、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってくるとして、各地方自治体に対し、公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を通知したものである。

- 総合管理計画に記載すべき事項
 - ・ 公共施設等の現況及び将来の見通し
 - ・ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
 - ・ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(イ) 老朽化対策の推進

a 公共施設等の管理

- ・ 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- ・ 適切な維持管理・修繕の実施
- ・ トータルコストの縮減・平準化
- ・ 計画の不断の見直し・充実

b まちづくり

- ・ PPP¹ / PFI²の活用
- ・ 将来のまちづくりを見据えた検討
- ・ 議会・住民との情報及び現状認識の共有

c 国土強靱化

- ・ 計画的な点検・診断
- ・ 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- ・ 公共施設等の安全性の確保
- ・ 耐震化の推進

(2) 広島市の公共施設等について

ア 広島市の現状

広島市では、平成 25 年 6 月に「公共施設老朽化対策検討会議」を設置し、公共施設等の老朽化対策に本格的に着手した。平成 26 年 1 月に「広島市ハコモノ白書」、同年 6 月に「インフラ資産維持保全計画」を策定した後、国からの要請を受けて、これらを基に平成 29 年 2 月に「広島市公共施設等総合管理計画」が策定されている。

公共施設等は、道路、アストラムライン、水道、下水道、河川、港湾施設などのインフラ資産と文化・スポーツ・福祉施設などのハコモノ資産の 2 つに分けられる。

広島市のインフラ資産の整備は、おおむね昭和 40 年代から本格化しており、国が老朽化の目安としている建設後の経過年数（橋梁 50 年、水道管路 40 年、下水道管路 50 年）を超えた割合を見ると、平成 28 年の時点で橋梁は約 17%、水道管路は約 17%、下水道管路は 4%となっている。築年数の経過により施設の劣化が進行しており、一部には老朽化による施設破損の事例が発生している。

ハコモノ資産については、政令指定都市移行（1980 年（昭和 55 年））前後の昭和 50 年代に約 3 割、高度経済成長期の昭和 40 年代に約 2 割が建築されている。このため、全体の約 5 割の建物が 1965 年から 1985 年の 20 年間で集中的に建築されている。日本建築学会が掲げる鉄筋コンクリート造の建物の目標耐用年数 60 年を基準とすると、2025 年から 2045 年の 20 年間に集中して耐用年数を迎えることになる。

イ 課題

(ア) インフラ資産

- ・ 維持保全費用の増加

¹ PPP・・・Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

² PFI・・・Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

- ・ メンテナンスサイクルの構築による継続的な取組
- ・ 維持保全に関する作業の効率化

(イ) ハコモノ資産の課題

- ・ 財政面の課題
将来発生する更新・改修費用は、総額約 1 兆 9 千億円、年平均 475 億円になると見込まれ、近年の決算額と比較すると毎年約 200 億円が不足すると予測され、現在と同じ規模や仕様での更新が不可能である。
- ・ サービス面の課題
施設の設置目的は異なるものの、提供するサービスや施設内部の構造が類似しており、同様のサービスが重複して提供されているため、施設全体の最適化を図る必要がある。
- ・ 安全面等の課題
既に施設の破損や設備機器の故障等の不具合が発生している。施設利用者への被害等が起こらぬ前に予防的な修繕等の必要がある。

ウ 対応策

(ア) インフラ資産

機能維持と安全確保を推進しながら、維持保全費用の抑制を図るため計画的な維持保全を行い、コスト削減に努める。さらに、広島県が設置した公共施設等の老朽化対策連絡会議等を活用し、人材面や技術面において市町村の枠組みを超え、効果的・効率的な維持保全を行う。

(イ) ハコモノ資産

広島市が平成 27 年 2 月に策定した「ハコモノ資産の更新に関する基本方針」において、ハコモノ資産の更新については、既に建物の耐用年数を迎えている施設等を中心に、次のようなことを検討していくとしている。

- ・ 現行の枠組みに固執せず、施設の機能・サービスの向上を検討する。
- ・ 広島市の「まちづくり」等との整合性を図りつつ、利用者の利便性等を踏まえ、施設の再配置を検討する。
- ・ 財政状況を踏まえて、種々の工夫を講じながら更新量を調整する。

(3) 広島市における指定管理者制度

ア 概要

広島市では、平成 18 年(2006 年)4 月から、法律により管理主体が地方公共団体に限られる施設や市の直営とすることが適当である施設以外の施設については、全て指

定管理者制度を導入することになっている。

平成 30 年 4 月 1 日現在の導入施設数 637 施設。指定管理者制度を導入することにより、開館日の拡大や開館時間の延長など市民サービスの向上が図られたと評価されている。

広島市が管理を委託している 637 施設のうち、200 施設については、広島市が出資している法人（以下「出資法人」という。）が指定管理を行っている。

イ 出資法人が指定管理を行っている施設

法人名	施設名	施設数
(公財)広島市文化財団	まちづくり市民交流プラザ、映像文化ライブラリー、文化創造センター、国際青年会館、区民文化センター(7)、似島臨海少年自然の家、三滝少年自然の家(他1)、図書館(11)、公民館(71)、現代美術館、広島城、こども文化科学館、江波山気象館、交通科学館、郷土資料館、勤労青少年ホーム(3)、青少年センター	106
(公財)広島市スポーツ協会	中区スポーツ施設(5)、東区スポーツ施設(4)、南区スポーツ施設(4)、西区スポーツ施設(3)、安佐南区スポーツ施設(4)、安佐北区スポーツ施設(2)、安芸区スポーツセンター、佐伯区スポーツ施設(12)、クアハウス湯の山、広域公園	37
(公財)広島平和文化センター	国際会議場、広島平和記念資料館	2
広島市流通センター(株)		0
広島市地下街開発(株)		0
(公財)広島市産業振興センター	工業技術センター	1
(公財)広島観光コンベンションビューロー		0
(公財)広島市農林水産振興センター	三田市民農園、見張市民農園、三国市民農園、農業振興センター、農業振興センター安佐分場、水産振興センター	6

法人名	施設名	施設数
(公財)広島原爆被爆者援護事業団		0
(一財)広島市都市整備公社	自転車等駐輪場(中央地区)(16)、自転車等駐輪場(西部地区)(6)、基町駐車場、特定環境保全公共下水道、小規模下水道、農業集落排水処理施設、総合防災センター	39
広島駅南口開発(株)	広島駅南口地下広場	1
(公財)広島市みどり生きもの協会	大芝公園(交通ランドを含む)、森林公園(昆虫館に限る)、安佐動物公園、植物公園、中央公園(ファミリープール含む)	5
広島高速道路公社		0
広島高速交通(株)	中筋バスターミナル、大町バスターミナル、上安バスターミナル	3
合計		200

太字は、監査対象とした法人

ウ 出資法人一覧表

法人名	出資割合(%)	職員数()		平成30年度(当初予算)		平成30年度(決算)	
		人	市からの派遣	総事業費	うち市委託料・補助金等	総事業費	うち市委託料・補助金等
	%	人	人	千円	千円	千円	千円
(公財)広島市文化財団	96.1	671	36	8,083,322	6,796,766	7,528,946	6,337,090
(公財)広島市スポーツ協会	50.0	102	2	2,539,651	1,540,037	2,420,273	1,547,604
(公財)広島平和文化センター	90.5	112	21	1,768,539	857,486	1,591,351	805,986
広島市流通センター(株)	70.0	10	-	570,899	-	561,348	-
(公財)広島市産業振興センター	100.0	49	17	461,476	440,157	456,744	439,804
広島市地下街開発(株)	43.3	16	-	1,488,039	127,736	1,272,019	127,223
(公財)広島観光コンベンションビューロー	100.0	39	2	386,052	338,843	351,142	314,765
(公財)広島市農林水産振興センター	66.7	55	18	450,724	433,504	424,048	406,795
(公財)広島原爆被爆者援護事業団	71.5	190	-	2,283,240	1,619,081	2,279,274	1,615,356
(一財)広島市都市整備公社	100.0	150	4	2,632,908	2,075,281	2,529,611	2,028,249
広島駅南口開発(株)	63.1	12	-	2,707,153	120,611	2,667,973	120,700
(公財)広島市みどり生きもの協会	89.3	122	14	1,789,601	1,168,435	1,688,502	1,165,589

法人名	出資割合 ()	職員数()		平成 30 年度 (当初予算)		平成 30 年度 (決算)	
			市からの派遣	総事業費	うち市委託料・補助金等	総事業費	うち市委託料・補助金等
広島高速道路公社	50.0	69	20	39,561,870	1,682,800	35,334,829	1,346,138
広島高速交通(株)	51.0	212	3	36,798,293	16,015,171	35,836,020	15,983,568
計	-	-	-	101,521,767	33,215,908	94,942,080	32,238,867

(「法人の経営状況報告書(平成30年6月広島市)」及び「法人の経営状況報告書(令和元年6月広島市)」に基づき監査人が作成)
()平成31年4月1日現在

(4) 事業の選定

広島市の「法人の経営状況報告書(平成30年6月広島市)」において、広島市が出資している公益財団法人広島市文化財団など14法人の経営状況が報告されている。

この報告書によると、14法人の資本金又は基本金の総額は平成30年4月1日現在1,055億6,592万円であり、そのうち、広島市の出資額は618億7,636万円である。

また、この14法人の平成30年度総事業費(予算)は約1,015億円であるが、そのうち、市委託料・補助金等は約332億円で、32.7%の割合を占めている。

これら14の広島市の出資法人のうち、文化施設、スポーツ施設その他市民に身近な公の施設の指定管理者となっている団体から、広島市からの出資割合及び各法人の事業費に占める委託料・補助金等の割合を考慮し、公益財団法人広島市文化財団、公益財団法人広島市スポーツ協会、一般財団法人広島市都市整備公社及び公益財団法人広島市みどり生きもの協会を選定し、これら法人に対する指定管理料、補助金等及び各施設管理のために広島市の各所管課により負担された修繕費等について、地方自治法第252条の37等の規定に基づき、市及び各団体の両面から監査を実施することとした。

加えて、一般財団法人広島市都市整備公社については、指定管理業務以外に、広島市から様々な業務の委託を受けていることから、こうした諸業務を委託している所管課に対する監査も実施することとした。

なお、これまでの包括外部監査において監査された施設や業務については、基本的に除くこととした。

2 監査の視点及び監査の手続

(1) 監査の視点

ア 合規性

監査対象の事業に係る事務は、関係法令、条例、規則、要綱等に基づき適法かつ公平公正に行われているか。

イ 有効性

- ・目的の達成に向けて、効果的な事業内容となっているか(補助金等及び委託料は目的に従い有効的に活用されているか)。

- ・現在の社会情勢に即した事業内容となっているか。

ウ 経済性等

- ・監査対象の事業に係る事務は、計画性をもって経済的、効率的かつ実効的なものとして実施されているか。また、事業に係る費用対効果の確認が行われているか。
- ・民間委託の場合等との比較や官民の適正な役割分担の観点から、見直す事業はないか。

(2) 監査手続

ア 事前準備

- (ア) 過年度の広島市包括外部監査結果の収集・分析
- (イ) 地方自治体からの委託料(指定管理料)・補助金等を中心とした他の自治体の過年度の包括外部監査結果の収集・分析
- (ロ) 会計検査院による検査及び広島市監査委員による監査(定期監査、随時監査、行政監査、住民監査請求に基づく監査)結果の収集・分析
- (ハ) 監査対象事業に関する過去3年度分の当初予算額及び決算額の推移の分析
- (ニ) 根拠法令・条例・規則等の資料収集と確認
- (ホ) 国庫補助金関係の資料収集

イ 監査要点と実施した監査手続

監査対象事業に共通する、監査要点ごとの主な監査手続は次のとおりである。なお、その他の事業特有の監査手続については、該当部分に個別に記載した。

監査要点		監査手続
合規性	事業に係る事務の執行は関連する法令、条例、規則等に準拠しているか。	決算額内訳、事業計画書、予算書、契約書、仕様書、支出負担行為・支出命令等の支出に係る資料、各種実績報告書、事業に係る決算書、勤務日誌等の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令、条例、規則、要綱、手引、マニュアル、Q & A等に準拠した事務が行われているかどうか、事務手続を検証した。
有効性	目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	広島市が策定した事業目標に対する施策の進捗状況について、担当者に質問した。事業実績報告書の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の実績を検証した。事業の成果指標について、年次推移の分析、

監査要点		監査手続
有効性		他の自治体との比較、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、有効性の観点から検証した。
	長期間継続している事業は、現在の社会情勢に適応したものであるか。	事業利用者のアンケート結果の分析、有効性の自己評価及び改善施策の在り方について担当者に質問した。
	長期間同一の委託先に事業を継続して委託している実態はないか。契約の方式決定及び委託先の選定が適法かつ妥当であるか。	担当者に質問し、長期間の同一委託先への委託事業については、当該委託事業に係る予算額及び決算額の推移分析を行い、また、契約関係書類（見積書、随意契約理由書、契約書、仕様書）を閲覧した。
	運営費や補助金の交付、事業の委託を受ける法人等の事業実態を把握しているか。	出資法人等への指導監査の実施状況について担当者に質問した。また、提出された事業実績報告書、公表されている財務情報等を入手し、分析検討した。
経済性 効率性	事業に係る事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出負担行為・支出命令等の支出に係る資料、各種実績報告書、事業に係る決算書、会計帳簿、請求書・領収証等の証憑書類の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。 固定資産台帳の記録と現物を照合する固定資産実査を行った。 分析的手続として、過去3年度分の予算額及び決算額を比較検討した。
	実施した事業に関する費用対効果の確認が行われているか。	事業費の内訳を把握し、事業目標に照らして適切な支出であるかどうか、事業計画書及び予算書と比較検討した。 支出時期が年度末に集中している事業については、請求書・領収証等の証憑書類の閲覧及び担当者への質問を実施した。

ウ 所管局、監査実施期間、実地監査先

監査対象事業の所管局、監査実施期間、監査のために広島市役所以外に赴いた場所は次のとおりである。

所管局	監査実施期間	広島市役所以外の実地監査を行った場所
市民局	6月28日～10月9日	広島市文化財団、広島市郷土資料館、広島市映像文化ライブラリー、広島市江波山気象館、広島市交通科学館、広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会、東区スポーツセンター
下水道局	7月1日～7月31日	-
健康福祉局	7月5日	-
環境局	7月10日～10月20日	-
経済観光局	7月17日～10月15日	広島サンプラザ、広島市中央勤労青少年ホーム
教育委員会	8月13日～10月17日	広島市似島臨海少年自然の家、広島市三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンター、広島市青少年センター、広島市青少年野外活動センター・こども村
都市整備局	7月12日～8月28日	-

エ 所管局との検出事項説明会及び意見交換会

所管局との検出事項説明会及び意見交換会を次のとおり実施した。

実施内容	実施日
企画総務局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局、下水道局、教育委員会が所管する事業に関する検出事項説明会	11月12日～15日
企画総務局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局、下水道局、教育委員会が所管する事業に関する意見交換会	11月27日～29日

3 監査の結果及び意見（要旨）

広島市の出資法人のうち、文化施設、スポーツ施設その他市民に身近な公の施設の指定管理者となっている公益財団法人広島市文化財団、公益財団法人広島市スポーツ協会、一般財団法人広島市都市整備公社及び公益財団法人広島市みどり生きもの協会が行う事業の「ヒト・モノ・カネ」について、監査の対象とした。

広島市からの派遣職員、退職したOB職員、出資法人のプロパー職員等の「ヒト」が、公共施設等に関わり消費される備品や消耗品等「モノ」を購入等するために、広島市は人件費や物件費として予算を組み、広島市から出資法人に「カネ（お金）」が流れていく。「カネ」の具体的な内容は、指定管理料、補助金、委託料、それ以外に広島市が負担する改修工事費、修繕費などであり、これらを対象として、合规性に加え、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から監査を行った。

出資法人は、広島市の幹部職員等の退職後の再就職先となる場合もあることから、広島市側（担当課）の監視の目が他の指定管理者等に対するものと同様に厳しくされているかを検証するために、両者の間でやり取りされる書類や予算差引簿から監査の重点ポイントを割り出し、現地監査を行った結果、施設や備品の管理における問題や不適切な支出等が見受けられた。監査の結果及び意見の要旨は次のとおりである。

(1) 公益財団法人広島市文化財団

公益財団法人広島市文化財団（以下「広島市文化財団」という。）が実施する13事業を監査対象とし、監査の結果（指摘事項）20件、意見20件を検出した。

ア 広島市交通科学館の入場者総数について

広島市交通科学館（以下「交通科学館」という。）は、担当課に対して、平成30年度の入場者数について、「観覧合計」65,339人、「観覧以外合計」192,938人、「施設入場者総数」258,277人と報告した。

現地監査の結果、現状の入場者総数の測定方法では、1人の入場者が重複して何人分にも数えられていることが判明した。建替えや修繕等の判断基準の一つが入場者総数であり、現状の測定方法では、市長や議会等による将来の有効利用の分析等において判断を誤らせる可能性がある。交通科学館は、年間で約3億円もの市税を投入して運営している。今後の運営方針決定の参考とするには、実人数の数倍に膨れ上がっていると推定される現状の測定方法を是認することは不适当であり、交通科学館の利用実態をより正しく示す測定方法を担当課と交通科学館は検討されたい。

交通科学館の入場者総数は、「広島市統計書」等の統計データとして使用されているが、交通科学館の入場者総数の測定方法は、過去に2回変更され、測定結果の連続性が失われている。そのため、このままでは時系列分析を行うことができ

ない。入場者総数の測定方法を変更する場合には、いつからどのように変更したのかという点について、注記をする必要がある。また、統計データ利用者に対して誤解を与えることのないよう、交通科学館の入場者数の測定方法は他の博物館等と異なっており、入場者の人数には重複があり、更に重複人数が不明である旨を注記すべきである。

イ 備品の管理について

指定管理者が指定管理料等から購入した備品は広島市に帰属し、広島市の物品管理に関する規則等に基づいて管理されるべきものであるが、以下の不適切な点を検出した。

広島市の財務会計システムに登録されている備品の一覧表（以下「備品台帳」という。）に本来掲載されるべき備品が掲載されていないということは、備品台帳の管理機能を弱め、紛失、盗難のリスクを高め、備品に関する経済性、効率性、有効性の判断を誤らせる要因になる。担当課は、広島市文化財団に対して広島市の備品の定義を正しく説明し、備品の登録漏れがないように指導し、備品の管理を適正に行う必要がある。

(7) 委託費や修繕費として会計処理し、取得した備品が、備品台帳に登録されていないことについて

平成 30 年度に広島市郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）が委託費として会計処理した模型 2 点（合計 172 千円）、広島市江波山気象館（以下「江波山気象館」という。）が修繕費として会計処理したワイヤレスマイクユニット等（合計 918 千円）、交通科学館が委託費として会計処理したおもしろ自転車 2 台（合計 373 千円）及び模型 8 点（合計 980 千円）は、広島市の備品に該当するが、いずれの施設も必要な手続を実施しておらず、広島市の財務会計システムに備品登録されていなかった。

特に交通科学館では、過年度においても同様に外部製作の模型が多数存在し、収集された模型は 2,200 点以上に上る。このうち相当数は、本来財務会計システムに備品登録すべきものと推定される。

(1) 新規購入備品の登録漏れについて

平成 30 年度に広島市映像文化ライブラリー（以下「映像文化ライブラリー」という。）が購入した 35 ミリ映画フィルム（取得価額 956 千円）は広島市の備品に該当するが、映像文化ライブラリーは担当課への備品購入の報告及び貸与の申請を失念したため、財務会計システムに備品登録されていなかった。

(ウ) その他の備品管理について

- a 江波山気象館及び映像文化ライブラリーにおいては、担当課が財務会計システムにて備品登録を行う際に、実際の取得日でなく翌年度期首を備品の取得日として登録したため、備品の取得日について年度のずれが生じていた。
- b 江波山気象館には5台の望遠鏡が設置されているが、うち1台は財務会計システムに備品登録されていなかった。
- c 広島市三滝少年自然の家（以下「三滝少年自然の家」という。）の廃棄済みのトランポリン1台（昭和53年取得）が備品登録されたままであった。
- d 郷土資料館のパーソナルコンピュータ1台（平成21年取得）及びビデオ装置1台（平成11年取得） 広島市中央勤労青少年ホーム（以下「中央勤労青少年ホーム」という。）の電気冷蔵庫（平成5年取得）は、備品登録があり現物は存在するが使用しないまま数年経過し、今後も使用の見込みがなく廃棄すべきものである。

ウ 施設の維持保全について

(ア) 防火シャッターの危害防止装置の未設置について

平成17年12月改正建築基準法施行令等が施行され、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置取付が義務付けられたが、郷土資料館の常設展示室入口の防火シャッター1枚、交通科学館の各階フロアの防火シャッター9枚には危害防止装置が設置されていない。危害防止装置を設置するために必要な費用は、郷土資料館で約50万円、交通科学館で約640万円が見込まれている。各施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、郷土資料館、交通科学館及び担当課は早急に防火シャッターの危害防止装置を設置するべきである。

(イ) エレベーター機器の劣化について

交通科学館の館内外に設置されたエレベーター機器は、設置から23年が経過し全体的に機器の経年劣化が進んでいる。平成28年9月からの半年間に7回の故障（かごの停止位置のズレ5回、閉じ込め事故1回、その他1回） 令和元年7月に2件の故障が発生し、部品取替え等の処置を行っている。交通科学館の施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、担当課はエレベーターの修繕を優先的に行う必要がある。

(ウ) バンガローテントの廃止の検討について

三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンターには、昭和57年に設置されたバンガローテントが合計8基あるが、老朽化が進み、利用状況が著しく低調であり、費用対効果を考えると利用を取りやめ廃止を検討すべきである。

(I) レストラン閉店後の対応について

交通科学館 1 階には、以前、広島市が目的外使用の許可をした民間業者のレストランがあったが、運業者が撤退し平成 29 年 3 月にレストランは閉店した。厨房エリアや、厨房機器等の備品について、長期間遊休状態にあることは、有効性の観点から問題がある。担当課は、新しい運業者を探しレストランを再開するのか、レストラン以外の形態に変更するのか、これ以上対応を先延ばしにせず方針を決定し、実行すべきである。

(オ) 建物の現状を考慮した地震への対応について

三滝少年自然の家の施設は昭和 52 年に建築され、近い将来には建替えという選択肢が有力である中、現時点で耐震化されていない。担当課は、三滝少年自然の家の建替えまでの間の地震への対処方法を早急に構築するとともに、宿泊棟の廊下や各部屋のドア等に子どもが見てもすぐに安全に逃げる方向が分かるような避難経路図を貼り、耐震診断で特に問題があったロビーを通らないように誘導し、利用者がより一層安全に避難できるようにすべきである。

中央勤労青少年ホームが入る幟会館は、現在、公共施設総合管理計画に基づき、中央勤労青少年ホームの今後の在り方を、他の施設との集約化や用途変更の可能性も含め検討していることから、耐震化を保留している。担当課においては、昭和 46 年築の古い建物であることを念頭に置き、安全策を講じるべきである。

(カ) 映画フィルムの保管について

映像文化ライブラリーの映画フィルムのうち任意に抽出した 2 作品について保管状況を確認した。16 ミリフィルム「ひろしま」(昭和 37 年取得、取得価額 2,300 千円)については、フィルムの縮みにより映写機に通すとフィルムが破損しかねない状態であることが判明し、映写することができなかった。この結果からすると、取得日が古い映画フィルム等のなかには、上映できない状態で保管されているものも一定の割合で存在するものと推定される。映像文化ライブラリーの収集資料は、広島市民の重要な文化財である。映画フィルムに不具合がないか、定期的にその保管状況を確認することが望ましい。

昭和 61 年に国際フィルム・アーカイブ連盟から、映画フィルムの保存に際しては温度 6 を超えるべきではないという研究報告が発表され、以後、それが世界的な基準になっている。昭和 57 年に映像文化ライブラリーが開館した当時は、上記研究報告が行われる前であったため、同施設の収蔵庫(現在は温度 20 で管理)が国際的な標準を満たしていないことは致し方ないところではあるが、価値ある収集資料を将来にわたって適切に保管するために、映像文化ライブラリーの施設更新に当たっては、国際的な標準を満たす低温収蔵庫を設けることが望ましい。

(キ) 施設の清掃等について

郷土資料館の収蔵室は、全般的に整理整頓されておらず、棚に収められていない所蔵品も散見され、雑然と置かれている状況であった。所蔵品の劣化を防ぐためにも、早急に収蔵室を整理整頓し、所蔵品を適切に整理、保管すべきである。

中央勤労青少年ホームの清掃は、指定管理者が清掃業者に委託して行っているが、契約で定めた清掃業務の範囲外で一見して美しいとは言い難い箇所があった。担当課は、清掃業者が清掃しない箇所については指定管理者において美化に努めるよう指導すべきである。

広島市青少年野外活動センター（以下「青少年野外活動センター」という。）の施設に、清掃が行き届いていない箇所があった。青少年野外活動センターの施設は広島市文化財団が所有し、広島市が管理運営補助金を交付している。担当課は、広島市が補助金を負担している立場であることに鑑み、利用者が快適に施設を利用できるよう指導すべきである。

エ 使用料の歳入決算が歳入予算を大幅に下回っていることについて

三滝少年自然の家及び広島市似島臨海少年自然の家（以下「似島臨海少年自然の家」という。）は、「広島市少年自然の家条例」に基づき、宿泊・キャンプ施設等の使用料を使用者から徴収し、使用料は広島市の歳入に計上され、指定管理料の一部に充てられているが、歳入予算に対して歳入決算が大幅に未達となる状況が続いている。

平成 31 年 3 月に広島市は「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」を策定し、今後約 10 億円を投じて似島臨海少年自然の家を整備する計画を公表した。

また、三滝少年自然の家は、耐震基準を満たしていない建物であるため、早急に耐震補強か建替えか用途変更かの判断が必要となる。これらの判断基準の一つとなるのが、利用者数や歳入額などである。歳入の予算額と決算額に 2 倍以上の乖離があることは、次に資金を投じるか、用途変更か、縮小するか、撤廃するかを判断を誤らせることにもなりかねない。担当課は、使用料収入の予算額と決算額の大幅な乖離を解消すべきである。

オ 補助金が広島市文化財団を経由して実行委員会に支払われていることについて

第 17 回広島国際アニメーションフェスティバル開催に対する補助金（平成 30 年度決算額 75,414 千円）高齢者の社会参加促進事業（全国健康福祉祭参加事業及び高齢者作品展）に対する補助金（平成 30 年度決算額 14,880 千円）は、広島市から広島市文化財団を経由して、全額が広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会（以下「実行委員会」という。）に補助金等として交付されている。

実行委員会への補助金等の支払という形だけであれば、広島市が広島市文化財団に補助金を交付する理由は乏しいと言わざるを得ず、本来は、広島市文化財団自らが、補助事業に係る対象経費の執行を行うべきである。広島市文化財団が補助事業に係る対象経費の執行を自ら行わず、実行委員会に対して補助金等を交付するという例外的な運用を認めるにしても、担当課は、実行委員会が補助事業者として適正であることを確認した上で、補助金の交付決定を行うべきである。

事業実施報告書及び決算書の記載を見る限り、補助事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することはできないにもかかわらず、担当課は補助金額を確定しており、このような運用はするべきではない。具体的な事業の成果や事業費の説明等を記載するよう、担当課は広島市文化財団に対して指導し、補助金の額を確定する必要がある。

また、補助事業の経費の収支については、実行委員会が作成した会計帳簿に記録され、見積書・納品書・領収書等と併せて実行委員会が保管しているが、保存期間に関する定めがない。これらについても、広島市補助金等交付規則第 11 条の適用を受けるべきものであり、担当課又は広島市文化財団は実行委員会に対して、5 年間保存するよう指導する必要がある。

カ 広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金が減免されず補助対象経費となっていることについて

高齢者の社会参加促進事業(全国健康福祉祭参加事業及び高齢者作品展)に対する補助金の平成 30 年度の補助対象経費として、広島市が所有し、広島市文化財団が指定管理者となっている広島市まちづくり市民交流プラザの利用料金 637 千円が計上されていた。同施設の利用料金取扱要綱に定める利用料金の減免理由に該当すると判断できる実態があるにもかかわらず、必要な手続をとらなかったために利用料金の支払をすることは不当と言わざるを得ない。市の施設の利用料を市の補助金で賄うというのは素朴な市民感情に反するものであり、今後は本事業において広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金が全額減免されるよう、担当課及び広島市文化財団は、主催あるいは共催とするために必要な手続を早急にとるべきである。

キ 全国健康福祉祭及び高齢者作品展の開催日後に購入した消耗品について

高齢者の社会参加促進事業(全国健康福祉祭参加事業及び高齢者作品展)に対する補助金の平成 30 年度の補助対象経費として計上された消耗品費のうち合計 595,166 円は、全国健康福祉祭及び高齢者作品展の開催日後に購入された消耗品に係るものであった。広島市文化財団からは、広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課や広島市まちづくり市民交流プラザから借りた消耗品を現物で返却するために購入したものであるとの説明を受けたが、消耗品を借りた事実を記載した管理簿や証憑

はなかった。

補助事業に係る消耗品等と補助事業以外の事業に係る消耗品等が混在して補助金の対象経費として計上されることは許されない。実行委員会から広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課や広島市まちづくり市民交流プラザに消耗品等を現物で返却する場合には、管理簿を作成して行うべきであり、管理簿が作成されておらず、使用した消耗品等の分量が客観的に証明できない場合に、消耗品等の引渡しを行うことは違法ではないとしても、不当である。実行委員会と広島市文化財団の間で消耗品等の貸し借りをを行っている場合は、管理簿をつけることが相当である。

ク 補助金の概算払額の適正化について

広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助金は、担当課から広島市文化財団に対して、毎月概算払が行われ、年度末に精算額を決定し、翌年5月末までに広島市文化財団が広島市に対して返納するという流れになっている。同財団が月次で作成し担当課に提出した「資金収支計画書」は、実際には当月に支出見込みがないにもかかわらず、前月までに概算払を受けた補助金の未執行額を全額当月に執行するという算定方法に基づいた支出見込額が計上されていた。

平成30年度においては、本補助金のうち文化事業部管理運営事業で、合計79,727千円の概算払の戻入が発生しており、概算払の金額算定が結果として相当ではなかったと認められ、資金管理、事務処理の効率性の観点から、問題がある。担当課は、広島市文化財団に対して、補助事業の進捗状況の実態を正しく反映し、より精度の高い支出見込額を記載した資金収支計画書を提出するよう指導し、概算払の金額が過大にならないようにすべきである。

(2) 公益財団法人広島市スポーツ協会

公益財団法人広島市スポーツ協会(以下「広島市スポーツ協会」という。)が実施する4事業を監査対象とし、監査の結果(指摘事項)4件、意見1件を検出した。

ア 空調機等の修繕を分割発注していることについて

広島市東区スポーツセンター及び総合屋内プールともに、監視カメラ設備修繕、空調機修繕及び電気設備修繕(以下「空調機等」という。)として、それぞれ1回当たり修繕料として、契約金額が100万円に近い金額になっている。

広島市スポーツ協会としては、これら空調機等の取替えは「修繕」と判断し、「基本協定書」及び「仕様書」の規定により、100万円未満の「修繕」であれば、指定管理料からの支出が認められると判断したと推察されるが、本件は、実態は「改修」であるから、平成29年度及び平成30年度に支出した上記修繕料(合計金額6,204,600円)、平成30年度に支出した上記修繕料(合計金額3,898,800円)は、金額基準

により、それぞれ 100 万円を超える「大規模修繕」となり、本来は「設備全体の改修」として工事全体の規模を把握するとともに広島市と協議のうえ、広島市の負担により施工すべきであった。

さらに、この発注方法は一体工事を分割して発注する、いわゆる『分割発注』という形態であり、極めて問題である。また、この方法を採用したことで広島市と指定管理者との費用負担とは別に、次の問題も生じる。広島市スポーツ協会は、契約事務について、「広島市契約規則」に準拠しており、本来であれば、本件修繕料は「設備全体の改修」として広島市が一般競争入札で契約すべきところ、本件のように同協会が『分割発注』したことで、結果的に広島市が一般競争入札を逃れ、適正な競争を妨げたことは、地方自治法の趣旨に鑑みれば不当である。本件は『分割発注』方式で随意契約をしており、個々の契約は、限りなく 100 万円に近い金額となっていることから、全体的に改修する場合と比べて高額な契約になることは明白であり、極めて重大な問題である。広島市スポーツ協会は「適正な価格で契約をしている。」という認識を改め、重大な事態であるという認識を持つべきである。

今後は、広島市と広島市スポーツ協会の間で、故障や修繕等の協議が速やかに行われるよう改善策を検討されたい。

イ 修繕時期が決裁時期と間隔が空いていることについて

吉島屋内プールにおいて、平成 30 年 7 月監視カメラ 3 台中 2 台の故障が発生し、「施設修繕事前協議書」(以下「協議書」という。)を同年 7 月に起案し、その際に、『修繕の実施』を判断したが、協議書添付見積書の提示の平成 30 年 10 月まで約 2 か半月が経過し、さらに実際に契約をした平成 31 年 2 月まで約 6 か月が経過している。実際に監視カメラが取り付けられた施工日は平成 31 年 3 月で、故障発生から約 8 か月後まで 2 台の監視カメラは使用不能な状態のままであった。故障等は、日常において突発的に発生するケースが多く、緊急性やその原因等に応じて対応を判断する必要があるが、当然に利用者の安全面が最優先されるべきであり、本件のように「防犯や緊急対応時に必要」としながら、故障の発生時から 8 か月を経過しての修繕実施は明らかに期間が空きすぎであり不当である。広島市と広島市スポーツ協会の間で、故障や修繕等の発生報告が速やかに行われるよう改善策を検討されたい。

ウ 利用者数の少ない施設の有効利用や統廃合の検討について

佐伯区では、旧湯来町との合併時に引き継いだ施設を抱えるため、用途が重複するスポーツ施設が多く、また、エリアとしては広範囲にわたるため、利便性の面からも、利用者が少ない施設があるのが現状である。

平成 30 年度の広島市湯来庭球場の利用者数は 287 人、広島市湯来南庭球場の利用者数は 28 人であり、利用者がそれぞれ全くない月が複数月ある。担当課によれば、

「湯来地区」の有効利用の検討をシンクタンクに委託しているとの説明であるが、「湯来地区」という広域的な検討とともに、施設がある以上その維持管理費用は継続して発生するため、利用者数が特に少ない広島市湯来庭球場及び広島市湯来南庭球場については、利用者数向上の施策等についても具体的に検討し、施設そのものの有効活用を図られたい。また、近隣施設との統合や廃止も併せて検討されたい。

エ 広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金が活用されていないことについて

平成 15 年から平成 30 年までの間、広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金 5 億 6 千万円は、広島市から広島市スポーツ協会にさらに出えんされ、広島市少年野球振興基金として広島市スポーツ協会の特定資産にストックされている。担当課に今後の活用計画について質問したところ、広島県が広島西飛行場跡地に M I C E（国際会議が可能となる大型施設等のインフラ整備）の実現可能性についての検討をしているため、それを受けて多目的広場等の整備に係る費用の財源として基金を活用することになるとの回答があった。担当課は、運用益を含めて基金を活用していくよう、今後の事業実施を検討すべきである。

(3) 一般財団法人広島市都市整備公社

一般財団法人広島市都市整備公社（以下「広島市都市整備公社」という。）が実施する 4 事業を監査対象とし、監査の結果（指摘事項）5 件、意見 8 件を検出した。

ア 仕様書がないことについて

広島市西部リサイクルプラザは、平成 30 年 8 月に 1 階外部通路庇上部の修繕（契約金額 993 千円）を実施した。受注先である(株)A 建設から提出された「見積書」の見積条件にある「庇の下側亀裂の補修は別途とさせていただきます。」という記述は、補修することが前提の記述であると思われたが、担当課からは、庇下部の亀裂は地面の亀裂であるため、修繕を予定しておらず、広島市都市整備公社として見積りを依頼したものではない旨の説明を受けた。当該補修しなかった箇所は、児童らが多く見学する施設でもあり、金額基準にとらわれることなく、発注者である「広島市」を交えて、安全面等を含めた検討をした方がよかったと考える。

また、本件修繕は「仕様書」がないことから、検収状況等が事後的に検証できない状態にあった。工事範囲や責任範囲を「仕様書」や「工事内訳書」で明確にせず契約したことは不当である。今後は、建設業者と取引を行う際には、工事（修理）内容を明確にし、適正に施工されたことを確認する上でも、仕様書を书面化しておくことが望ましい。また、今後は利用者の安全を第一に考え、広島市と広島市都市整備公社の間で改善策を検討されたい。

イ 普通ごみ収集及びし尿収集運搬事業の委託料が民間委託業者と比べて多額であることについて

(ア) 普通ごみ収集

広島市の普通ごみの収集については、広島市各環境事業所が収集する区域を除き、市内を全 21 区域に分け、広島市都市整備公社が特命随意契約で受託している「中区東区の一部の地域等」(以下「公社の収集区域」という。)以外は、20 区域ごとに、一般競争入札により、民間委託業者を決定している。平成 30 年度の広島市都市整備公社との委託契約金額は、民間委託業者と比較して所要台数 1 台当たりの金額、予定収集量 1 t 当たりの金額ともに 1.2 倍程度多額となっている。民間委託業者と比べて委託契約金額が多額になることの主な要因としては、民間委託業者は実際の収集業務に係る所要費用を積算し入札価格を算定しているのに対し、広島市都市整備公社は普通ごみ収集業務に係る人件費の全額を積み上げて算出しているためである。民間委託業者と同じ規格の収集車を使用し、収集車 1 台に 2 名の職員が従事しているなど両者の間に大きな違いはないことから、特命随意契約ではなく一般競争入札にすることで、適正な価格になるものと思われる。今後は、当該業務を民間へ移譲していくことを検討されたい。

(イ) し尿収集運搬事業

広島市は、旧広島市域内のし尿収集運搬業務は広島市都市整備公社に委託し、新市域におけるし尿収集運搬業務は民間業者に委託している。平成 30 年度の広島市都市整備公社委託分と民間業者委託分の収集件数 1 件当たりのコストと収集量 1kℓ 当たりのコストをそれぞれ算出してみると、大きく異なっており、広島市都市整備公社委託分は 1 件当たりのコストが 11,117 円、1kℓ 当たりのコストは 46,282 円に対して、民間業者委託分の 1 件当たりのコストが 6,919 円、1kℓ 当たりのコストは 26,277 円となっている。

民間業者に更に委託できる余地はないか徹底した見直しを行うことで、本事業の一層の効率化・合理化が図られるものとする。

ウ 祝日に収集した不燃ごみの集積施設について

祝日に収集された不燃ごみは、広島市中区江波にある A 社工場内にある敷地を借り受けた場所(以下「集積施設」という。)に仮置きされている。その不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及び計量業務を、広島市は広島市都市整備公社に年間約 80 万円で委託している。

祝日に収集された不燃ごみは、A 社に関連する法人の B 社が集積施設でのパッカー車(集塵車)への積載及び玖谷埋立地までの運搬業務を行っており、広島市は B 社と委託契約(特命随意契約)を年間約 1,600 万円で締結している。平成 30 年度は、

この祝日の収集が12日であった。

不燃ごみ転送業務については、B社との契約経緯が確認できない部分があり、特命随意契約が継続していく以上、優位性が働き、委託金額が増加していくリスクが伴うため、現行契約の内容を常に検証する必要がある。例えば、業者の提示金額が適正価格の範囲内であることを確認するため、建築設備担当部署等に提示金額の妥当性を確認する等、必要最小限の金額となるように、常にコスト削減を意識しておくことが望まれる。一般的に廃棄物処理施設はいわゆる迷惑施設とされており、地元住民への負担を強いることとなるという特殊な側面があるが、漫然と業務を実施するのではなく、経費比較を実施し、常に効率の良い業務の在り方について検討を継続していく必要がある。

エ 下水道施設の水質管理に関する委託契約書の記載について

下水道施設の水質管理について広島市は、特命随意契約により広島市都市整備公社に業務委託を行っている。特命随意契約の理由については、民間事業者による業務の参入機会の可能性を広島市が検討している文書は確認できず、担当課へのヒアリングによると、本業務委託には水質検査のみならず、必要な提案や助言を行う「コンサルティング」のような業務が含まれており、こうした提案等は広島市の水質検査を経験した者でなければならず、本業務の性質から一般競争入札には適さないため、特命随意契約を締結しているというものであった。

一方で、本業務に関する委託契約書や仕様書では、このコンサルティング業務について明記はなく、また、広島市の水質検査経験者の関与が必須である点も明記されていなかった。このため、民間事業者への委託になじまない理由が見出しにくく、また、その他報告事項として提案等を行わせた実態はあるが、その内容が具体的でないことや「公正な委託契約」といった観点から鑑みて、仕様書の内容が希薄であると思われる。本件の委託契約の締結に当たっては、受託者に求める業務内容等を契約書や仕様書において明記し、契約の透明性を確保されたい。

オ 委託業務に直接関連性が薄い支出について

広島市都市整備公社が広島市から委託を受けた「中・東区普通ごみ収集運搬その他業務」の委託料から電子レンジ6,458円、「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」の委託料から電子レンジ10,584円、「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」の委託料から電気沸騰エアポット5,918円を購入している。これらの支出は、本委託業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は広島市都市整備公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

カ 広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助事業の在り方について

広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助事業につき作成された事業計画書及び事業報告書によれば、本事業は「法人管理」と位置付けられ、その事業費の内訳は「事務局経費等」、「広島市関係団体の監査補助経費」、「広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費」と記されている。補助金等の交付には公益性が要求されるためその説明はなされているが、事業実施の成果あるいは効果についての具体的な記載はない。事業実施の成果あるいは効果について、補助金・補助事業として十分な検証及び分析がなされているか検討する余地があるものとする。

(4) 公益財団法人広島市みどり生きもの協会

公益財団法人広島市みどり生きもの協会(以下「広島市みどり生きもの協会」という。)が実施する3事業を監査対象とし、監査の結果(指摘事項)1件を検出した。

広島市植物公園の指定管理を行う広島市みどり生きもの協会は、平成30年度において、5度にわたるカスケードハンギングバスケット植替え業務を全て随意契約により業務委託している(計999,540円。以下「本件業務委託」という。)

本件業務委託を随意契約とした理由について担当課の説明によると、広島市みどり生きもの協会は市内の植栽に関する業者の能力を把握しており、その情報に基づき一者随意契約を締結していることは同協会の裁量の範囲であるとしている。

しかし、広島市内においても現に大規模商業施設でのハンギングバスケットの制作実績を持つ民間の園芸店等は存在しており、このような業者を委託先の候補から排除することについて広島市みどり生きもの協会内部で十分な検討が行われている痕跡は見受けられず、漫然と随意契約を行ったと評価せざるを得ず、裁量権の範囲を超えるものである。また、受託者に一定水準の質の作品を要求するのであれば、資格保有や制作実績等により応募資格を制限する旨を仕様書等に明記するなど、委託先の選定プロセスを明確化すべきである。今後の業務について、経済性、透明性の観点から、問題点を十分把握分析した上で競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

厳しい財政状況にある広島市にあっては、財政健全化に対する職員一人ひとりの意識を一層高め、前記した問題を改善され、今後の事業推進及び事務の執行に臨まれることを期待したい。

4 監査対象事業と監査の結果（指摘事項）及び意見の件数

包括外部監査の対象とした事業は、合計 24 事業である。このうち、法令等に違反がある場合又は不当な場合に該当する「監査の結果（指摘事項）」として、16 事業から計 30 件を検出した。また、経済性、効率性、有効性の視点などから問題点等がある場合に該当する「意見」として、13 事業から計 29 件を検出した。

監査対象事業、所管課、監査の結果（指摘事項）件数、意見件数は次のとおりである。

事業番号	事業名	所管課	監査の結果 (指摘事項) 件数	意見 件数	記載 頁
公益財団法人広島市文化財団					
【指定管理】					
1	広島市郷土資料館	市民局文化スポーツ部 文化振興課	3	2	31
2	広島市江波山気象館	〃	2	3	46
3	広島市交通科学館	〃	4	2	58
4	広島市映像文化ライブラリー	市民局生涯学習課	2	2	91
5	広島市三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンター	教育委員会青少年育成部育成課	2	5	113
6	広島市似島臨海少年自然の家	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課、 教育委員会青少年育成部育成課	-	1	131
7	広島市青少年センター	教育委員会青少年育成部育成課	1	-	151
8	広島市勤労青少年ホーム	経済観光局雇用推進課	1	3	161
【補助金】					
9	広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助	市民局文化スポーツ部 文化振興課	-	1	171
10	広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助	〃	1	-	187
11	高齢者の社会参加促進事業に対する補助	健康福祉局高齢福祉部 高齢福祉課	3	-	206
12	広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助	教育委員会青少年育成部育成課	-	1	233
13	広島サンプラザホール事業等に対する補助	経済観光局雇用推進課	1	-	240

事業 番号	事業名	所管課	監査の結果 (指摘事項) 件数	意見 件数	記載 頁
公益財団法人広島市スポーツ協会					
【指定管理】					
14	中区スポーツ施設	市民局文化スポーツ部 スポーツ振興課	2	-	262
15	東区スポーツ施設	〃	1	-	276
16	佐伯区スポーツ施設	〃	-	1	289
【補助金・出資金】					
17	広島市スポーツ協会管理運営 事業等に対する補助等	市民局文化スポーツ部 スポーツ振興課	1	-	294
一般財団法人広島市都市整備公社					
【指定管理等】					
18	下水処理施設維持管理	下水道局管理部管理課	-	1	310
【業務委託】					
19	一般廃棄物収集運搬等	環境局業務部業務第一 課、業務第二課、環境局 施設部施設課、安佐南工 場	4	6	324
20	広島市西部リサイクルプラザ 運営	環境局業務部業務第一 課	1	-	361
【補助金】					
21	広島市都市整備公社の管理運 営事業等に対する補助	都市整備局都市整備調 整課	-	1	372
公益財団法人広島市みどり生きもの協会					
【指定管理】					
22	広島市安佐動物公園	都市整備局緑化推進部 緑政課	-	-	379
23	広島市植物公園	〃	1	-	384
【補助金】					
24	広島市みどり生きもの協会の 管理運営事業等に対する補助	都市整備局緑化推進部 緑政課	-	-	389
検出件数合計			30	29	-

第3 監査の実施

公益財団法人広島市文化財団

1 公益財団法人広島市文化財団の概要等

(1) 目的

公益財団法人広島市文化財団（以下「広島市文化財団」という。）は、市民の文化及び学術活動の振興に関する事業、市民の生涯学習及びまちづくり活動の支援に関する事業並びに勤労者の福祉の向上に関する事業を行い、もって市民文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 概況

ア 設立経過

昭和 56 年	財団法人広島市文化振興事業団として設立された。
平成 10 年	財団法人広島市歴史科学教育事業団と統合し、財団法人広島市文化財団に名称を変更した。
平成 23 年	財団法人広島市ひと・まちネットワーク、財団法人広島勤労者職業福祉センターと統合し、財団法人広島市未来都市創造財団に名称を変更した。
平成 26 年	公益財団法人へ移行し、公益財団法人広島市文化財団に名称を変更した。

イ 基本財産

平成 31 年 3 月 31 日現在の基本財産は、2,262,760 千円であり、このうち広島市の出資額は 2,173,880 千円（出資割合は 96.1%）である。

ウ 事業内容

- (ア) 市民の文化及び学術活動の振興に関する事業
- (イ) 市民の生涯学習及びまちづくり活動の支援に関する事業
- (ロ) 勤労者の教養、文化及び福祉の向上に関する事業
- (ハ) 文化施設、博物館施設、社会教育関連施設、勤労者福祉施設等の管理運営及び整備
- (ニ) 利用者の利便性の向上に資する事業
- (ホ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

エ 決算の推移

広島市文化財団の平成28年度から平成30年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書の推移は以下のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部	3,868,270	3,819,484	3,867,810
流動資産	1,064,988	1,025,036	1,090,977
固定資産	2,803,281	2,794,448	2,776,833
基本財産	2,262,760	2,262,760	2,262,760
投資有価証券	257,649	257,649	257,649
普通預金	110	110	110
美術品	2,005,000	2,005,000	2,005,000
特定資産	471,114	464,649	449,902
文化活動助成積立資産	221,275	221,775	223,275
給付事業積立資産	31,146	31,146	31,146
建物	186,827	174,484	161,181
構築物	26,177	26,052	25,927
車両運搬具	271	169	112
什器備品	5,416	11,021	8,258
その他固定資産	69,406	67,038	64,170
負債の部	3,062,111	3,162,815	3,342,182
流動負債	1,129,260	1,103,166	1,195,899
固定負債	1,932,851	2,059,648	2,146,283
長期借入金	225,750	199,750	173,750
退職給付引当金	1,697,101	1,849,898	1,962,533
長期預り保証金	10,000	10,000	10,000
正味財産の部	806,158	656,669	525,627
指定正味財産	2,703,413	2,696,861	2,681,716
広島市出捐金	281,468	277,283	273,098
広島市出捐美術品	2,005,000	2,005,000	2,005,000
広島市補助金	213,308	219,525	216,517
寄附金	188,192	180,099	172,950
民間等助成金	14,759	14,355	13,950
文化活動助成積立資産運用収入	684	597	199
(指定正味財産合計額のうち基本財産への充当額)	(2,262,760)	(2,262,760)	(2,262,760)
(指定正味財産合計額のうち特定資産への充当額)	(439,968)	(433,503)	(418,756)
一般正味財産	1,897,254	2,040,191	2,156,088
(うち特定資産への充当額)	(31,146)	(31,146)	(31,146)
負債及び正味財産合計	3,868,270	3,819,484	3,867,810

(平成30年度公益財団法人広島市文化財団決算報告書等に基づき監査人が作成)

正味財産増減計算書

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般正味財産増減の部			
基本財産運用益	2,460	2,460	2,460
特定資産運用益	2,347	2,546	2,897
受取入会金	134	694	570
受取会費	38,371	45,138	61,456
事業収益	265,811	297,284	316,667
利用料金収益	670,869	656,826	667,552
受取補助金等	832,016	871,475	864,036
(うち受取広島市補助金)	(795,925)	(845,562)	(833,663)
受取負担金	52,839	57,224	17,729
受託収益	5,315,954	5,403,852	5,515,124
(うち広島市受託収益)	(5,237,087)	(5,375,628)	(5,502,454)
雑収益等	3,727	5,344	20,433
経常収益計	7,184,531	7,342,846	7,468,929
経常費用計	7,454,819	7,474,987	7,571,567
(うち人件費)	(4,012,869)	(4,013,771)	(4,027,702)
当期経常増減額	270,288	132,141	102,637
経常外収益	23	23	80
経常外費用	23	23	2,989
当期経常外増減額	-	-	2,909
税引前当期一般正味財産増減額	270,288	132,141	105,547
法人税等	11,992	10,796	10,349
当期一般正味財産増減額	282,280	142,937	115,897
一般正味財産期首残高	1,614,974	1,897,254	2,040,191
一般正味財産期末残高	1,897,254	2,040,191	2,156,088
指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	2,460	2,460	2,460
特定資産運用益	2,459	2,459	2,500
受取広島市補助金	4,644	9,121	972
受取寄附金	1,696	500	1,500
一般正味財産への振替額	19,363	21,094	22,576
当期指定正味財産増減額	8,102	6,552	15,144
指定正味財産期首残高	2,711,515	2,703,413	2,696,861
指定正味財産期末残高	2,703,413	2,696,861	2,681,716
正味財産期末残高	806,158	656,669	525,627

(平成30年度公益財団法人広島市文化財団決算報告書等に基づき監査人が作成)

オ 役員

平成31年3月31日現在、理事17人中、元市職員は5人である。

カ 職員

平成31年4月1日現在の職員構成は次のとおりである。

広島市文化財団の職員構成

(単位：人)

区分	常勤計	非常勤計	合計
財団固有職員	268	223	491
広島市OB職員	115	24	139
広島市派遣職員	52	0	52
合計	435	247	682

(広島市文化財団ホームページ掲載情報に基づき監査人が作成)

(注) 役員を除く。市派遣職員は、市併任職員を含む。

キ 広島市と広島市文化財団の取引の内容

令和元年6月に広島市が公表した「法人の経営状況報告書」によれば、広島市文化財団の平成30年度総事業費の決算額は7,528,946千円であり、このうち広島市からの指定管理料・補助金等は6,337,090千円(総事業費に占める割合は84.2%)である。

指定管理料・補助金等の明細は、次のとおりである。

広島市と広島市文化財団の取引(平成30年度決算額)

(単位:千円)

事業上の関係	取引の内容	内訳	金額
広島市公共事業の委託	広島市の文化施設等の指定管理	広島市文化創造センター	162,507
		広島市国際青年会館	49,146
		広島市各区(安佐北区を除く7区)の区民文化センター	450,701
		広島城	18,470
		広島市郷土資料館	69,655
		広島市こども文化科学館	146,975
		広島市江波山気象館	89,006
		広島市交通科学館	201,551
		広島市立中央図書館、広島市立区図書館(湯来河野閲覧室を含む。)、広島市まんが図書館(あさ閲覧室を含む。)、広島市こども図書館	1,070,928
		広島市映像文化ライブラリー	89,106
		広島市現代美術館	308,832
		広島市まちづくり市民交流プラザ	109,261
		広島市公民館(71館)	2,131,562
		広島市三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター	104,434
		広島市似島臨海少年自然の家	124,932
		広島市青少年センター	85,208
		広島市勤労青少年ホーム(中央・安佐・佐伯)	124,489
	広島市の文化事業等の委託	埋蔵文化財保存活用施設管理	97,956
		埋蔵文化財発掘事業	60,768
		その他委託事業	6,957
財団事業に対する補助	財団運営事業に対する補助金	広島市文化財団文化事業部事業・管理運営に対する補助金	434,712
		広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助金	75,414
		広島市の区民センター(全8区)事業に対する補助金	8,808
		広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理運営に対する補助金	67,140
		全国健康福祉祭参加事業・高齢者作品展に対する補助金	14,880
		まちづくり活動支援基金推進事業に対する補助金	594
		広島市青少年野外活動センター事業に対する補助金	81,942
		広島市こども村事業に対する補助金	70,327
		広島サンプラザホール事業に対する補助金	44,515
		広島市中小企業勤労者共済事業に対する補助金	-
		保育・人材サポート事業に対する補助金	36,300
		合計	6,337,089

(平成30年度公益財団法人広島市文化財団決算報告書等に基づき監査人が作成)

: 監査対象にした事業

ク 無償使用貸借資産

平成31年3月31日現在、広島市文化財団が広島市から無償使用貸借している資産は次のとおりである。

無償使用貸借資産（平成31年3月31日現在）

区分	名称	現在高
土地	青少年野外活動センター	539,345.53m ²
	こども村	105,751m ²
	広島サンプラザ	駐車場等 12,589.87m ²
建物・ 建物附 属設備	アステールプラザ財団事務局	事務室等 352.05m ²
	アステールプラザ文化創造センター	事務室等 203.08m ²
	まちづくり市民交流プラザ ひと・まちネットワーク部	事務所等 328.77m ²
	こども村	事務室等 3,296m ² 電気設備等
	広島サンプラザ	事務所等 19,664.47m ²
	物品	車両 12点 食器戸棚 1点 パイプオルガン 1点 美術工芸品 9点

（平成30年度公益財団法人広島市文化財団事業報告書に基づき監査人が作成）

（注）物品は取得価額または評価価額が100万円以上のものを記載している。

ケ 監査対象事業

広島市と広島市文化財団の取引及び広島市の担当課が支出した修繕費等のうち、下記について監査対象とした。

事業番号	事業名
1	広島市郷土資料館（指定管理）
2	広島市江波山気象館
2 -	広島市江波山気象館（指定管理）
2 -	広島市江波山気象館雨水管修繕業務（広島市負担による修繕）
3	広島市交通科学館（指定管理）
4	広島市映像文化ライブラリー（指定管理）
5	広島市三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンター（指定管理）
6	広島市似島臨海少年自然の家（指定管理）
7	広島市青少年センター
7 -	広島市青少年センター（指定管理）
7 -	広島市青少年センター修繕業務3件（広島市負担による修繕）
8	広島市勤労青少年ホーム（指定管理）
9	広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助（補助金）
10	広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助（補助金）
11	高齢者の社会参加促進事業に対する補助（補助金）
12	広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助

事業番号	事業名
12 -	広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助（補助金）
12 -	青少年教育施設耐震計画立案（広島市負担による耐震計画立案）
13	広島サンプラザホール事業等に対する補助
13 -	広島サンプラザホール事業に対する補助（補助金）
13 - - a	広島市中小企業勤労者共済事業に対する補助（補助金）
13 - - b	ひろしま保育・介護人材サポート事業に対する補助（補助金）

2 【事業1】 広島市郷土資料館（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 設置目的

広島市郷土資料館条例に基づき、広島市郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）は、郷土の歴史に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資することを目的に、設置された。

イ 沿革

郷土資料館は、広島市南区宇品において昭和60年に開館した。郷土資料館の建物は、明治44年に建築された旧陸軍の缶詰工場の一部であり、市内に残る数少ない明治期の建築物で、かつ、建築技術や意匠が優れているなどの点から、昭和60年4月に広島市重要有形文化財に指定され今日に至っている。

郷土資料館は、指定管理者制度が導入されており、非公募により選ばれた広島市文化財団が管理を行っている。

ウ 施設の概要

(ア) 施設内容

郷土資料館の建物は、地上2階、敷地面積3,410㎡、延床面積2,558㎡である。1階には常設展示室、展示ロビー、図書資料室、体験ルーム、作業室、第1収蔵庫、荷解室、事務室、館長室がある。2階には、企画展示室、講堂、工作室、研究室、第2収蔵庫、特別収蔵庫がある。



郷土資料館の外観



企画展「夏休みおばけの博物館」は人気があり、入場するために行列ができていた。

（令和元年8月25日撮影）

(イ) 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで開館している。休館日は、月曜日（12 月・1 月は月曜日と火曜日。ただし、祝日と重なった場合は開館、その直後の平日が休館となる。）祝祭日の翌日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）である。

(ウ) 入館料

区分	大人	高校生・シニア	中学生以下
個人	100 円	50 円	無料
団体	80 円	30 円	無料

（注 1）上記金額は税込みである。

（注 2）シニアは 65 歳以上の人該当する。

（注 3）団体とは 30 人以上をいう。

（注 4）一定の要件に該当する場合には、入館料は減免される。

エ 指定管理の概要

(ア) 指定管理期間等

指定管理者は、広島市文化財団であり、直近の指定管理期間は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 4 年間である。

平成 30 年度の人員体制は、常勤職員 6 人、非常勤職員 2 人の合計 8 人であり、うち 6 人が学芸員であり、1 人が教員経験者（広島市からの派遣）である。

担当課と広島市文化財団は、平成 30 年 4 月 1 日付けで「広島市郷土資料館の管理に関する平成 30 年度協定書」（以下「年度協定」という。）を締結しており、年度協定に定められた平成 30 年度の指定管理料は、71,042 千円であった。

(イ) 平成 30 年度の事業計画

年度協定には、平成 30 年度の事業計画として歴史、民俗、芸術及び科学等に関する調査研究と情報の収集・提供、常設展示、企画展（「漫画『この世界の片隅に』に見る戦時下の暮らし」、「夏休みおばけの博物館」、「『ごんぎつね』が語る昔の暮らし」、「広島のお宝発掘」）の開催、特別展「明治時代の広島」の開催、講座等教育普及事業の実施、ボランティア等の育成が記載されており、平成 30 年度の事業実施状況は下記オのとおりである。

オ 平成 30 年度の事業実施状況等

平成 30 年度の事業実施状況は、次のとおりであった。

平成30年度事業の実施状況

区分	事業名	期間等	観覧者数・参加者数等
企画展	漫画『この世界の片隅に』 に見る戦時下の暮らし	4月14日から7月8日まで	2,962人
	漫画『この世界の片隅に』 に見る戦時下の暮らし展示 解説	13回	211人
	夏休みおばけの博物館	7月20日から8月26日まで	8,069人
	『ごんぎつね』が語る昔の 暮らし	9月4日から11月25日まで	12,547人
	『ごんぎつね』が語る昔の 暮らし展示解説	12回	90人
	広島のお宝発掘 広島のお宝発掘展示解説	3月1日から3月31日まで 5回	849人 52人
特別展	明治時代の広島	12月7日から2月17日まで	2,779人
	明治時代の広島展示解説	10回	160人
共催展示	紙芝居「第37代横綱安藝ノ 海物語」パネル展示	1月11日から1月27日まで	898人
	郷土史講座	6回	249人
	フィールドワーク	2回	46人
	教室・夏休みカンタン工作など	49回	1,689人
	被爆建物案内	1回	468人
	駄菓子作り広場	1回	5,659人
	ボランティア活動	72回	296人
	学芸員実習・インターンシップ受入れ	8校	29人
	出前講座・館外展示	36件	3,862人
	資料貸出等	27件	78点
	ホームページアクセス		34,081件
	レファレンス		116件
	マスコミ取材		24件
	寄贈	2件	24点

(「広島市郷土資料館事業報告書(平成30年度)」に基づき監査人が作成)

郷土資料館の平成30年度の利用者数実績は28,565人であり、目標利用者数31,700人を3,135人下回る結果となった。なお、平成29年度の利用者数実績は31,461人であり、前年度と比較すると、9.2%の減少であった。

担当課の説明によれば、平成30年7月豪雨災害の影響により、個人の入館者や、例年利用していた学校の利用が減少したことが、目標利用者数を達成できなかった理由である。

平成 24 年度以降の利用者数の推移は、次のとおりである。

郷土資料館の年間利用者数の推移

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標	42,000	42,000	27,500	27,700
実績	27,035	25,138	34,023	31,833

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標	28,000	28,300	31,700	31,700
実績	29,677	31,461	28,565	-

(「経常費要求調書」「広島市郷土資料館事業報告書(平成30年度)」に基づき監査人が作成)

カ 指定管理料等

(7) 指定管理料の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	67,399	67,922	68,379	71,042	67,706
決算	67,399	67,922	68,379	71,042	

当初予算の財源内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般財源	67,165	67,673	68,131	70,872	67,534
その他	234	249	248	170	172
合計	67,399	67,922	68,379	71,042	67,706

(注) 上記以外に、平成30年度決算額として、広島市から郷土資料館に派遣されている職員に係る人件費が6,990千円発生している。

(イ) 事業の収支の状況

郷土資料館は、利用料金制()を導入しており、指定管理料と利用料金収入を財源として、事業を行っている。

() 利用料金制とは、公の施設の利用料金を、地方公共団体ではなく指定管理者の収入とすることができる制度である。

平成 26 年度以降の収支の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

指定管理期間		平成26年度から平成29年度						平成30年度から令和3年度			
年度		平成26年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度
予算・決算		決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算
収入	指定管理料収入	67,018	67,399	67,399	67,922	67,922	68,379	68,379	71,042	71,042	67,706
	利用料金収入	718	633	566	641	523	650	595	670	624	670
	その他収入	1,287	1,573	1,073	1,000	1,057	1,000	1,130	1,000	1,074	7,310
	小計	69,023	69,605	69,038	69,563	69,502	70,029	70,104	72,712	72,740	75,686
	前年度繰越金		1,794	1,793							1,734
収入計		69,023	71,399	70,831	69,563	69,502	70,029	70,104	72,712	72,740	77,420
支出	人件費	38,597	44,570	46,251	46,533	47,895	45,321	51,540	49,519	48,013	47,775
	人件費（広島市派遣職員1人）	2,239	2,281	2,457	2,349	2,335	2,590	3,258	2,608	2,870	2,618
	施設管理経費（施設修繕費・備品購入費以外）	25,924	21,874	20,645	20,374	20,573	21,137	21,442	20,104	18,959	26,541
	施設修繕費・備品購入費	469	2,674	2,692	307	1,940	981	3,617	481	1,510	486
	支出計	67,229	71,399	72,045	69,563	72,743	70,029	79,857	72,712	71,354	77,420
収支差額（収入計 - 支出計）		1,794		1,214		3,241		9,753		1,386	
支出計のうちに人件費の占める割合		61%	66%	68%	70%	69%	68%	69%	72%	71%	65%

（「経常費要求調書」「平成 30 年度決算額調」に基づき監査人が作成）

（注）平成 30 年度のその他収入の決算額 1,074 千円には、他会計からの繰入金収入 1,000 千円が含まれている。

平成 30 年度の支出額の内訳は、次のとおりである。

平成30年度支出額の内訳

(単位：千円)

区分	予算現額	決算額	差異
報酬	10,849	10,714	134
給料手当	31,117	30,171	945
給料手当（広島市派遣）	1,570	1,550	19
福利厚生費	7,270	7,127	142
福利厚生費（広島市派遣）	1,321	1,320	0
賃金	2,365	2,283	81
報償費	641	629	11
旅費	106	96	9
消耗品費等	880	866	13
燃料費	61	44	16
食糧費	26	14	11
光熱水費	4,348	4,216	131
修繕料	1,511	1,510	0
通信運搬費	387	289	97
手数料等	80	69	10
保険料	106	100	5
委託料	5,974	5,898	75
使用料及び賃借料	263	194	68
備品購入費			
負担金及び補助金	89	88	0
公課費	4,248	4,166	81
合計	73,212	71,354	1,857

（「平成 30 年度決算額調」に基づき監査人が作成）

（注）備品購入費は、予算現額、決算額ともに 0 円である。実際には、委託料で備

品に該当するものの製作を外注しており、詳細については、(2)監査の結果「イ 外部に製作を委託した模型が備品に登録されていないことについて」に記載した。

(2) 監査の結果

ア 備品の現物管理について

(ア) 指定管理における備品の取扱い

平成 30 年 3 月 26 日付けで広島市（甲）と広島市文化財団（乙）が締結した広島城、広島市こども文化科学館、広島市江波山気象館、広島市交通科学館及び広島市郷土資料館の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第 24 条には次の備品に関する定めがある。

（甲による備品等の貸与等）

第 24 条 乙は、本業務を実施するうえで必要な備品等を指定管理料等の本業務に係る収入により購入することができる。この場合において、当該備品等は、甲の所有に帰属するものとする。

2 甲は、前項の備品等及び別紙 2 に掲げる管理物品（以下「備品等（種）」という。）を無償で乙に貸与する。（以下省略）

「別紙 2 に掲げる管理物品」の記載は次のとおりである。

2 管理物品

- (1) 備品 別冊「郷土資料館市有備品一覧」参照
- (2) 博物館資料
- (3) 消耗品等

（出典「広島城、広島市こども文化科学館、広島市江波山気象館、広島市交通科学館及び広島市郷土資料館の管理に関する基本協定」）

また、基本協定に係る「広島市郷土資料館指定管理者業務仕様書」には、物品の管理について、次の記載がある。

エ 物品の管理

(ア) 本協定書第 24 条第 2 項に定める備品等（種）の数量、使用場所等を把握し、利用者の利用状況、備品等（種）の状態を日々確認すること。

（出典「広島市郷土資料館指定管理者業務仕様書」）

(1) 広島市における備品管理の流れ

上記(ア)に記載したとおり、基本協定締結時の「郷土資料館市有備品一覧」に掲載された備品及び指定管理者が指定管理料等から購入した備品は広島市に帰属するものであり、広島市の物品管理に関する規則等に基づいて管理されるべきものである。

広島市の物品管理に関する規則としては、「広島市物品管理規則」「物品管理事務の手引（平成31年4月会計室編集）」が主に該当する。

広島市物品管理規則には、次の定めがある。

<p>(物品の分類)</p> <p>第3条 物品は、次の各号に掲げる分類により区分して整理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 備品(2) 消耗品(3) 原材料(4) 雑品 <p>2 前項の分類に属すべき物品の品名は、別に定める。</p>
--

(出典「広島市物品管理規則」)

「物品管理事務の手引」には、次の記載がある。

<p>物品の分類</p> <p>備品</p> <p>その性質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用できるもの及びその性質が消耗品のものであっても、標本及び陳列品又はこれらに類するものとして保管するもので、取得価額又は評価価額が20,000円以上（動物は100,000円以上）のものを備品とします。備品は、その用途又は性質により、次のように10種に大分類します。</p> <p>事務用機器、工事作業用機器、理化学機器、医療用機器、その他の機器、車両・船舶、標本・模型・美術品、動物、図書、学校用具</p>

(出典「広島市物品管理事務の手引」)

上記の定義により、備品に該当するものについては、以下の業務の流れで備品として管理されている。

備品管理に関する業務の流れ

No	業務内容
	郷土資料館が予算の範囲内で、備品に関する契約、発注、検収を行う。
	郷土資料館は、担当課に対して備品の購入の報告と貸与の申請を行う。
	担当課は、に基づき、財務会計システムで備品受入処理を行う。
	担当課は、備品受入処理後に備品シールを出力し、郷土資料館に送付する。
	郷土資料館は備品シールを現物に貼付する。
	担当課は毎年10月頃に、郷土資料館に対して、郷土資料館に係る「備品台帳」を送付する。
	郷土資料館は「備品台帳」と現有備品との照合を行い、その結果を担当課に報告する。
	備品の廃棄等については、担当課と郷土資料館で随時協議を行い、廃棄する場合には、担当課において不用決定を行い、財務会計システムへの登録及び現物の処分を行う。現物の処分に支払が発生する場合には、郷土資料館が指定管理料から負担する。

(ウ) 備品台帳と現物の照合結果

郷土資料館に係る備品台帳を担当課から提供を受け、任意に抽出した11件について、現物と照合した。

備品台帳と現物の照合結果は、次のとおりである。

(単位：千円)

No	品名	価額	取得日	検出事項
1	写真(ひろしま・わがまち'95 全市販B)	457	平成7年10月6日	往査当日は、館内を探しても現物を確認することができなかったが、後日、荷解室に保管されていたと担当課から説明を受けた。
2	ベビーシート模型	140	平成12年3月28日	-
3	パーソナルコンピュータ	117	平成21年2月4日	現物はあるが、使用しないまま長期間経過している。廃棄処理すべきものである。
4	グラインダー(自動カンナ盤)	448	昭和60年3月25日	-
5	施盤	750	昭和60年3月25日	-
6	映写機	275	昭和59年11月12日	-
7	電気定温乾燥機	490	昭和60年3月30日	-
8	写真撮影装置	864	平成11年6月9日	-
9	ビデオ装置	274	平成11年10月8日	現物はあるが、使用しないまま長期間経過している。廃棄処理すべきものである。
10	車椅子用昇降機	860	平成26年3月12日	-
11	ライトバン	1,475	平成10年6月9日	-

(備品台帳等に基づき監査人が作成)

【指摘事項 1-1】 備品の現物管理について

備品台帳から任意に抽出した 11 件について、備品台帳と現物とを照合した。

照合の結果、11 件のうち、現物は存在するが使用しないまま長期間経過し、今後も使用の見込みがなく廃棄すべきものとして、パーソナルコンピュータ（価額 117 千円、取得日平成 21 年 2 月 4 日）ビデオ装置（価額 274 千円、取得日平成 11 年 10 月 8 日）の 2 件が検出された。

郷土資料館の説明によれば、備品を廃棄するためには指定管理料から処分費用を支払う必要があるが、処分に必要な費用に予算を割り当てられないため、廃棄処理することができない、とのことであった。照合対象の備品以外でも、廃棄処分する必要があるものが散見された。例えば、上記以外に、平成 21 年から平成 22 年に購入したパーソナルコンピュータで埃をかぶった状態のものが 5 件あった。

備品台帳から任意に抽出した 11 件のうちの 2 件について上記の検出事項があったという確率から推定すると、郷土資料館における広島市所有の備品については、広島市物品管理規則第 17 条（保管）、同規則第 30 条（物品の不用決定）、広島市物品管理事務の手引「第 18 備品の照合事務」に定める事務が適正に行われているとは言えない状況にあると考える。

備品台帳に長期間使用しておらず将来使用する見込みもなく廃棄処分すべき備品が掲載されていることは、備品台帳の管理機能を弱め、備品の紛失や盗難のリスクを高め、備品に関する経済性、効率性、有効性の判断を誤らせる要因になりかねない。

担当課及び郷土資料館は、広島市物品管理規則第 30 条の規定に従って、廃棄物品として不用決定を行い、備品台帳からの削除と現物の廃棄処理の手続を進めるべきである。

イ 外部に製作を委託した模型が備品に登録されていないことについて

(ア) 取引の概要

郷土資料館は企画展「夏休みおばけの博物館」(以下「本企画展」という。)を開催しているが、郷土資料館によれば、本企画展は 7 月から 8 月にかけて、10 年程度継続して実施しているものである。

平成 30 年度の本企画展の会場設営業務として、指定管理料から「委託費」として以下の支出を行った。

区分	内容
施行名	企画展「夏休みおばけの博物館」会場設営業務
施行場所	郷土資料館

区分	内容
契約締結日	平成 30 年 6 月 13 日（2 社から見積りを取り、価格が安い方の業者と契約を締結した）
契約金額	745,200 円
委託期間	平成 30 年 6 月 13 日から平成 30 年 8 月 27 日まで
委託業務実施報告書	平成 30 年 7 月 17 日付けで、企画展「夏休みおばけの博物館」会場設営業務（設営・展示物設置）を実施した報告を契約先が郷土資料館に提出し、郷土資料館は同日付けで業務完了検査調書を作成し、業務の完了を確認した。

(イ) 仕様書及び見積書の記載

a 仕様書の記載

上記(ア)の委託業務に係る仕様書には、次の記載がある。

<p>4 業務内容</p> <p>(1) 会場設営・展示物設置、及び撤去 2 階企画展示室において、企画展「夏休みおばけの博物館」の会場設営と展示物設置を行い、展示終了後に撤去する（詳細は別紙 1 参照）</p> <p>別紙 1 会場設営・展示物設置</p> <p>2 展示物作成 妖怪「猫又」の模型 2 体を作成する。各模型の寸法、素材等は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 寸法 高さ 30 cm × 幅 40 cm × 奥行 70 cm 程度とする（通常の大型猫よりひとまわり大きい程度）</p> <p>(2) 材料 体部は発泡スチロールで形成し、目、口などを着色して表現する。体毛はフェルト等の素材を利用する。</p> <p>2 展示物設置</p> <p>(1) 発注者が用意する妖怪模型 20 点、及び発注者が作成する妖怪模型 2 点を指定場所に設置する。</p>

（出典「企画展「夏休みおばけの博物館」会場設営業務（設営・展示物設置）仕様書」）

b 見積書の記載

上記(ア)の委託契約を締結した取引業者から提出された見積書には、契約金額 745,200 円のうち、模型製作に係る見積額は 172,800 円と記載されている。妖怪「猫又」の模型は 2 体で 172,800 円、1 体当たり 86,400 円ということになる。

(ウ) 指摘の内容

郷土資料館に保管されている妖怪「猫又」2 体



妖怪「猿猴」



【指摘事項 1-2】 外部に製作を委託した模型が備品に登録されていないことについて

郷土資料館は企画展「夏休みおばけの博物館」(以下「本企画展」という。)を毎年 7 月から 8 月にかけて、10 年程度継続して実施している。

郷土資料館は、平成 30 年度の本企画展の会場設営業務として、指定管理料から「委託費」として、745,200 円を支出した。本業務に係る仕様書には、「展示物作成」として、妖怪「猫又」の模型(以下「妖怪猫又模型」という。)2 体を作成する旨の記載があり、委託契約を締結した取引業者から提出された見積書には、契約金額 745,200 円のうち、妖怪猫又模型製作に係る見積額は 172,800 円と記載されていた。妖怪猫又模型は 2 体で 172,800 円、1 体当たり 86,400 円であった。

「広島市物品管理事務の手引」には、次の記載がある。

物品の分類

備品

その性質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用できるもの及びその性質が消耗品のものであっても、標本及び陳列品又はこれらに類するものとして保管するもので、取得価額又は評価価額が 20,000 円以上(動物は 100,000 円以上)のものを備品とします。備品は、その用途又は性質により、次のように 10 種に大分類します。

事務用機器、工事作業用機器、理化学機器、医療用機器、その他の機器、車両・船舶、標本・模型・美術品、動物、図書、学校用具

(出典「広島市物品管理事務の手引」)

この妖怪猫又模型は、その性質又は形状を変えなく、長期間にわたって使用できるものであり、取得価額は 1 体当たり 86,400 円であり、指定管理料から製作されたものであるため、広島市の備品に該当し、備品の分類上は、「標本・模型・美術品」に区分されるものであるが、郷土資料館は備品登録に必要な手続を実施していない。

また、上記の仕様書の記載には、妖怪猫又模型以外に、郷土資料館が用意する妖怪模型 20 点を設置する旨が記載されているが、これら妖怪模型 20 点は、過去の本企画展において、平成 30 年度と同様に郷土資料館が外部に製作を委託した模型で、現在も郷土資料館が保管している模型が含まれていると思われる。

これらの妖怪模型 20 点も備品登録が行われておらず、委託費として費用処理し、備品の定義に該当するものの、備品登録手続を行わなかったものが含まれていると推定される。

広島市の備品台帳に本来掲載されるべき備品が掲載されていないということは、備品台帳の管理機能を弱め、紛失、盗難のリスクを高め、備品に関する経済性、効率性、有効性の判断を誤らせる要因になる。

担当課は、郷土資料館に対して広島市の備品の定義を正しく説明し、備品の登録漏れがないように指導し、備品の管理を適正に行う必要がある。

担当課及び郷土資料館は、平成 30 年度以降に取得した模型等の所蔵品で広島市の備品に該当するものについては、早急に備品登録の手続を進める必要がある。

また、広島市と広島市文化財団が締結した郷土資料館の指定管理に係る基本協定によれば、指定管理期間終了後も本業務に関する帳票及び帳簿を 5 年間保存することとされており、前の指定管理期間である平成 29 年度以前についても、担当課と郷土資料館は同様の取引を調査し、広島市の備品に該当するものについては、備品登録の手続を漏れなく実施する必要がある。

ウ 防火シャッターの危害防止装置の未設置について

(7) 平成 30 年度の事業報告書の記載

「広島市郷土資料館事業報告書(平成 30 年度)」別添 2「平成 30 年度広島市郷土資料館施設・物品の滅失・き損の状況」に、常設展示室入口防火シャッターについて危害防止装置の未設置が指摘されているが、修繕金額、実施期間においても平成 30 年度での実施は難しいため、平成 31 年度以降での修繕を検討する旨が記載されている。

郷土資料館にヒアリングしたところによれば、年に 1 回実施する建築設備定期

点検において、平成 29 年度及び平成 30 年度において常設展示室入口防火シャッターについて危害防止装置の未設置が指摘されているが、設置するための工事費用として約 50 万円かかる見込みであり、予算の確保ができず、具体的な工事予定はないとの説明を受けた。

(イ) 建築設備定期点検結果報告書の記載

平成 31 年 4 月 25 日付けの建築設備定期点検結果報告書には、次の記載がある。

定期点検結果報告書（防火設備）
点検による指摘の概要
要是正の指摘あり（既存不適格）
検査結果表
検査項目 防火シャッターの危害防止
危害防止用連動中機器の配線の状況 既存不適格
危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況 既存不適格
危害防止装置用予備電源の容量の状況 既存不適格
座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況 既存不適格
作動の状況 既存不適格
特記事項
検査項目等 危害防止
指摘の具体的内容等 危害防止装置未対応（既存不適格）
改善等の具体的内容等 大規模修繕等に合わせて改修

（出典「建築設備定期点検結果報告書」）

(ウ) 防火シャッターの危害防止装置に関する経緯（平成 29 年度広島市包括外部監査結果報告書より）

平成 29 年度広島市包括外部監査結果報告書には、次の記載がある。

防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関する経緯は、概要、次のとおりである。
(ア) 平成 10 年 4 月、埼玉県内の小学校において、防火シャッターによる死亡事故が発生した。
(イ) 同年 10 月、この事故を受けて、文部省大臣官房文教施設部指導課長と文部省体育局学校健康教育課長との連名で、各都道府県教育委員会施設主管課

長等宛に、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について(通知)」(平成10年10月13日付け10施指第49号)が発出されたが、この通知では「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関するガイドライン」のひとつとして、「防火シャッターの危害防止対策として、注意喚起装置の設置や危害防止機構を備えた防火シャッターの据付けも有効であるとされており、学校施設の改築、改修時等において、必要に応じて実施を検討することが望ましい」と述べられている。

- (ウ) 平成16年6月、埼玉県内の小学校において、児童が防火シャッターに挟まれる事故が発生した。
- (イ) 同年同月、この事故を受けて、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長と文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長との連名で、各都道府県教育委員会施設主管課長等宛に、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」(平成16年6月4日付け事務連絡)が発出された。
- (オ) 平成17年12月、改正建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)等が施行され、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置が義務付けられた(同令第112条第14項)。
- (カ) 平成18年6月、新潟県内の小学校において、児童が防火シャッターに挟まれる事故が発生した。
- (キ) 同年同月、この事故を受けて、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長と文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長との連名で、各都道府県教育委員会施設主管課長等宛に、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」(平成18年6月8日付け事務連絡)が発出されたが、この事務連絡では「平成17年に改正された建築基準法施行令(平成17年7月21日政令第246号)及び告示(建告第2563号、同第2564号)において、新築、増築又は大規模な改修等を行う場合には、防火シャッターについて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられたことにも留意願います」と述べられている。
- (ク) また、国土交通省住宅局建築指導課長から、都道府県建築行政主務部長宛に、「防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について」(平成18年6月9日付け国住指第806号)が発出されたが、この通知では「昨年12月1日、改正建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)等を施行し、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置を義務付けた(同令第112条第14項)(中略)建築物の所有者、管理者等に対し、新築や増改築時等における当該基準の遵守を徹底するとともに、既存建築物の所有者、管理者等に対しても、この規定に適合させるようための改修を行うよう、適切に指導されたい」と述べられている。

(ケ) そして、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長と文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長との連名で、各都道府県教育委員会施設主管課長等宛に、「防火シャッター等の点検時における安全対策の実施について」(平成 18 年 6 月 13 日付け事務連絡)が発出されたが、この事務連絡では「今回の事故を受けて、国土交通省より、平成 18 年 6 月 9 日付けで、各都道府県建築行政主務部長宛てに、防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について、別添のとおり通知されておりますので、関係部局と連携して適切に対応いただくようお願いいたします」と述べられている。

(出典：「平成 29 年度広島市包括外部監査結果報告書」)

【指摘事項 1 - 3】 防火シャッターの危害防止装置の未設置について

郷土資料館の常設展示室入口防火シャッターは、平成 29 年度及び平成 30 年度の建築設備定期点検において、危害防止装置の未設置が指摘されている。

郷土資料館によれば、常設展示室入口防火シャッターに危害防止装置を設置するための費用は約 50 万円かかる見込みであり、予算の確保ができず、具体的な工事予定はないとの説明を受けた。

基本協定第 13 条に基づき、郷土資料館の施設の修繕については、1 件につき原則として 100 万円未満のものについては、郷土資料館が指定管理料から実施することとなり、本件も郷土資料館が実施すべき修繕に該当する。

「平成 29 年度広島市包括外部監査結果報告書」には、担当課が所管し、広島市文化財団が指定管理を行っている公民館等の複数の施設の防火シャッターの危害防止装置の既存不適格に対する監査意見が記載されており、担当課及び郷土資料館の指定管理を行っている広島市文化財団は、危害防止装置を装着していない防火シャッターの具体的な危険性を把握しているものと考えられる。

郷土資料館の施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、早急に防火シャッターの危害防止装置を設置するよう、担当課は郷土資料館に対して指導し、郷土資料館は危害防止装置の設置工事を早急を実施すべきである。

(3) 監査の意見

ア 会計区分間の取引時の価格について

【意見 1-1】 会計区分間の取引時の価格について

「明治時代の広島」は平成 30 年 12 月に郷土資料館(収益事業等会計)が発行した書籍であり、郷土資料館の窓口や通信販売により、1 冊当たり税込 750 円(令和元年 10 月以降は税込 760 円)で販売している。

「明治時代の広島」の把握し得る原価としては、1冊当たり税込525.96円で外注した印刷製本費が該当する。この印刷製本費は、郷土資料館（収益事業等会計）の図録等製作費として計上された。

平成30年度において、郷土資料館（公益目的事業会計）は無償配布用に、書籍「明治時代の広島」を郷土資料館（収益事業等会計）から1冊当たり750円で200冊、合計150千円で購入し、郷土資料館（公益目的事業会計）の消耗品費等に150千円を計上した。一方で郷土資料館（収益事業等会計）は同額の売上収入を計上した。

上記のとおり、郷土資料館の会計区分間の内部取引であることを考慮すれば、郷土資料館（公益目的事業会計）が、郷土資料館（収益事業等会計）から、一般向け販売価格と同額で書籍を購入する必然性はなく、原価（525.96円）と販売価格（750円）の間の適当な金額により内部振替価格を設定して取引することも認められる。郷土資料館においては、会計区分間の内部取引時における内部振替価格の設定を検討されたい。

イ 収蔵室の整理整頓について

【意見 1-2】 収蔵室の整理整頓について

郷土資料館の収蔵室は全般的に整理整頓されておらず、棚に収められていない所蔵品も散見され、雑然と置かれている状況であった。

所蔵品の劣化を防ぐためにも、郷土資料館は、早急に収蔵室を整理整頓し、所蔵品を適切に整理、保管するべきである。

3 【事業 2】 広島市江波山気象館

【事業 2- 】 広島市江波山気象館（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 事業の内容

広島市江波山気象館の管理運営を行う。

旧館は平成4年の開館から27年が、新館は平成10年の開館から21年が経過し、設備や展示機器が老朽化しており、計画的な修繕や展示機器の更新を行う必要がある。屋上防水改修等の大規模修繕や展示機器の更新については、指定管理料と別で予算計上されることになる。

指定管理期間は、平成30年度から令和3年度であり、非公募により選定された広島市文化財団が指定管理者である。

イ 利用状況

(ア) 利用者数

(単位：人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	55,800	56,300	56,900	57,400	58,600
実績	60,789	56,493	58,982	58,030	57,013

・ 修学旅行生の利用

ここ数年、高知県からの修学旅行生の数が増えている。それは、ある旅行会社の1校の小学校の企画から始まった。通常一般向けに土日に行っているサイエンスショーを、修学旅行生向けに行った。サイエンスショーは、学校単位、指定時間に行うことができることから、行程に入れやすいこともあり、初めの1校の先生が他の小学校に異動になっても修学旅行の行程に入れてくれ、広がったようである。

(イ) 入館料（カッコ内は30人以上の団体料金）

大人 100 円（80 円） 高校生 50 円（40 円） シニア 50 円（40 円）

中学生以下 無料

ウ 予算・決算

(ア) 指定管理料

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	87,805	87,805	87,805	89,006	90,121
決算	87,805	87,805	87,805	89,006	

(イ) 委託料の内訳

a 収入額

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
指定管理料 (広島市)	88,292	87,805	87,805	89,006	89,006
利用料金収入	1,482	1,129	1,414	1,549	1,424
前年度繰越金	-	-	1,486	-	-
収入計	89,774	88,934	87,732	90,555	90,430

b 支出額

(単位：千円)

科目	平成 28 年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
報酬	9,903	9,656	10,673	10,333	10,720
給与手当	30,890	31,533	33,349	32,038	33,016
福利厚生費	6,254	6,714	6,657	6,944	7,332
賃金	5,100	5,996	5,324	6,512	5,121
報償費	279	415	272	334	291
旅費	345	196	449	177	191
消耗品費等	4,130	4,053	3,152	3,994	3,369
燃料費	50	90	64	90	63
光熱水費	3,371	4,532	3,059	4,105	3,125
修繕料	3,361	1,324	6,387	1,050	3,649
通信運搬費	384	516	425	389	228
手数料等	81	71	75	69	48
保険料	81	88	80	90	82
委託料	16,374	11,790	13,841	13,245	13,357
使用料及び賃借料	6,311	7,775	7,786	6,840	6,749
備品購入費	247	-	745	-	-
負担金及び補助金	61	48	48	48	51
公課費	4,029	4,137	3,923	4,297	4,310
次期繰越	-	-	8,585	-	-
支出計	91,261	88,934	87,732	90,555	91,715

エ 備品の監査

備品の監査のため、備品一覧表から 16 品を抽出し、往査時に備品との照合を行った。約 350 点もあるが、広島市文化財団の職員の案内によりスムーズに行われた。毎年の備品チェックが適切に行われている印象を持った。

(ア) 屋上の望遠鏡について

江波山気象館は、開館当初の建物と平成 10 年に増築された建物がある。その屋上に 5 台の望遠鏡が設置されていた。観光地でよく見るタイプの望遠鏡と同じものであるが、中を覗くと、広島市内の高いビルの高い階の部分と山と空しか見えなかった。往査の当日も市内の小学校の生徒が見学に訪れており、児童が次々と

望遠鏡を覗くが、残念そうに離れて行く。これは、近所の住民から家の中を覗かれるとの苦情があり、一定の角度から下に向かないように処置されているためであった。

(イ) 備品と設備の取扱い

江波山気象館には、人気の常設展示がある。

- ・ 「突風カプセル」…秒速 5m、15m、20mの風を体験できる。
- ・ 「タイフーンボックス」…水滴で人工的に作った雲の中に入り、台風の目の形を観察することができる。
- ・ 「フランクリンの実験室」…30万ボルトの落雷実験ができる。
- ・ 「豪雨・暴風疑似体験コーナー」…モニターの前に立つと画面上で豪雨や暴風雨を疑似体験できる。

例えば、「タイフーンボックス」と「フランクリンの実験室」は、設備を制作した平成 8 年に約 2,000 万円から 3,000 万円かかったらしいと職員から聞いた。設備は、持ち運びが不可能であり、備品などのようには管理されていない。

平成 30 年度、修繕費の中に「オリエンテーションルーム AV システム修繕業務」918,432 円があった。音響関係の器具の修理にとしては、金額が大きいため確認したところ、購入されていた。仕様書によると、「3 内容 オリエンテーションルーム AV システムが機能しなくなりプロジェクタ映像・マイク音声が出力されなくなったため、下記ユニットの故障箇所を特定し機能を回復する。・ワイヤレスマイクユニット・スイッチングユニット・アンプユニット・プロジェクタユニット」と記載されていた。広島市の他の施設においては、同様の物が備品として管理されていた。

オ 交通誘導員

委託料の中に交通誘導員に係るものが、平成 30 年度で年間 2,440,152 円支出されている。

江波山気象館は、江波山公園の中にあり、駐車場は、江波山公園の利用者とフランス料理店 S の来店者との共同使用となっている。近隣住民に迷惑がかかるため、土日のイベント時や夏休みの間は交通誘導員を導入している。

交通誘導員については、契約に応じて配置がされるため、駐車車両が少ない日であっても断れない。しかし、平成 25 年度からの資料によると、例年誘導員の 1 時間当たりの契約単価が 2 千円前後であったが、今年度は 1,600 円となっており、経費を削減する努力はされているといえる。

カ ガソリン代について

江波山気象館では、出前講座での使用や、障害者や老人のグループの団体バス駐車場までの送迎用その他の用途のために車両2台が広島市から無償貸与されている。

そのガソリン代は、一番近いガソリンスタンドにおいて掛売りにて購入し、1か月分をまとめて請求され、広島市文化財団が代金を振り込んでいる。多い月で2回ほどの使用回数である。各月の支払伝票から一部を抽出して監査人が作成した表は、以下のとおりである。

区分	品名	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
4月分	レギュラーガソリン	ℓ	30.02	158.73	4,765
5月分	"	ℓ	28.68	158.72	4,552
6月分	"	ℓ	50.39	164.14	8,271
7月分	"	ℓ	30.34	164.14	4,980
11月分	"	ℓ	27.62	176.032	4,862
12月分	"	ℓ	46.40	170.647	7,918
2月分	"	ℓ	54.50	159.860	8,712
合計			267.95	-	44,060
			平均単価	164.43	-

平成30年度に監査人が広島市内のガソリンスタンドでレギュラーガソリンを給油した際の領収書を確認したところ、1ℓ当たり135円から高い時でも150円であり、それに比べれば20円以上高いことになる。これは、当該施設の車両が購入回数が少ないにもかかわらず、掛取引をしているためである。

キ 気象観測に関する委託料について

江波山気象館は、(一財)Kと次のとおり気象観測に関する契約をしている。

(ア) 気象に関する委託契約3件

- a 気象観測・気象情報機器・気象情報システム及びその付属物の賃貸借契約
- b 江波山気象館への気象情報の提供に伴う契約
- c 江波山気象館気象予報支援業務に伴う契約

(イ) 気象観測・気象情報機器・気象情報システム及びその付属物の賃貸借契約

a 内容

江波山気象館で行っている広島市内天気予報の実施に必要な機器等(江波山の

気象観測及び、各種気象資料のオンラインによる自動受信、インターネットによる気象情報公開に係る機器)の賃貸借契約である。

このシステムは気象予報士が入力し、

- ・江波山気象館が実施する気象予報の資料となる観測データの収集
- ・来館者に気象観測の方法や仕組みを解説するための展示
- ・江波山気象館で観測した気象データの記録とインターネットへの情報発信
- ・民間気象会社から配信される各種気象データの受信とホームページへの情報発信画像の作成及び発信
- ・江波山気象館が実施する広島市内気象予報の情報発信

などに使用されている。

b 品名

(a) 気象観測機器

風向風速計、日照計、雨量計、気圧計、強制通風式温湿度計、データロガー、観測情報表示用機器等

(b) 気象情報受信・表示・発信用機器

予報士入力・気象情報受信等用端末等

(c) 気象情報受信・表示・発信用システム

予報士入力システム、広島市の天気予報発表システム、暦・潮汐コンテンツ処理システム、気象観測情報収集発表システム等

c 賃貸借期間：平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

d 支払予定額

年度	支払予定額（うち消費税等）
平成 30 年度	2,390,004 円（177,037 円）
令和元年度	2,390,004 円（177,037 円）
令和 2 年度	2,390,004 円（177,037 円）
令和 3 年度	2,390,005 円（177,038 円）

e 気象観測機器について

江波山気象館において、気象予報やお天気データは、(一財)Kから入手してホームページに使用している。上記 b(a)に記載した気象観測機器の賃貸借に意味があるのか、担当課は、検討する必要がある。

(ウ) 江波山気象館への気象情報の提供に伴う契約

a 目的

江波山気象館は、(一財)Kからその所有に関わる下記dの気象情報の提供を受け、これを江波山気象館内及びインターネットコンテンツとして利用するものとする。

b 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

c 情報提供料は月額324,000円(消費税等24,000円)とする。

年間合計 3,888,000円

d 業務の内容

気象庁・(一財)Kが作成発表する気象情報の提供で、次のとおりである。

- ・注意報警報・天気予報・週間天気予報・降水確率・予想気温・FAX天気図・天気予報ガイダンス・アメダス情報・レーダー等

(I) 江波山気象館気象予報支援業務に伴う契約

a 業務の内容

(a) 気象予報に関する情報の収集及び整理、解析

気象予報に必要な気象観測データ、天気図(地上・高層)、気象庁天気予報ガイダンス、その他の気象情報の収集、整理、解析。ここでいう気象情報とは次のとおりとする。ただし、ここに掲げた気象情報以外についても気象予報に必要なと判断した気象情報については、必要に応じて収集、解析等を行うこととする。

- ・気象館の設置した江波山における気象観測データ
- ・気象庁アメダス観測データ
- ・地上天気図(実況・予想)
- ・数値予報解析図
- ・気象庁ガイダンス(天気、気温、降水量等)
- ・その他(衛生雲画像、気象レーダー、注意報・警報・特別警報、台風情報等)

(b) 気象予報及び気象予報に関する助言等

- ・気象館が発表する広島市域の気象予報(毎日12時と17時)の実施。なお、業務に当たっては気象業務法ほか関係法令を遵守すること。
- ・気象館の気象予報士への助言などを行うこと。

- (c) 気象予報の発表
気象予報士が作成した気象予報の気象館のホームページへの入力及び確認
- (d) 気象相談への対応
気象館に寄せられる気象相談、気象に関する質問等に対し、気象館からの電話照会等に対し適切な資料の提供、助言等を行う。
- (e) 気象館教育普及事業の援助

b 支払予定額

年度	支払予定額	(うち消費税等)
平成 29 年度	0 円	(0 円)
平成 30 年度	4,341,600 円	(321,600 円)
令和元年度	4,341,600 円	(321,600 円)
令和 2 年度	4,341,600 円	(321,600 円)
令和 3 年度	4,341,600 円	(321,600 円)

c 江波山気象館気象予報支援業務について

この気象予報支援業務は、上記の a (c)によると、江波山気象館のホームページに使用されている。このほか、江波山気象館に気象や防災についての学習目的に来館した団体等へのお天気教室などの団体対応メニューの実施において、天気予報の仕組み等について解説する際にも利用されている。広島市のホームページに江波山気象館の天気予報がリンクしているわけでもなく、「広島市 天気」で検索してもこの江波山気象館の天気予報は出てこない。

(2) 監査の結果

ア 備品管理を行う財務会計システムにおいて、望遠鏡 1 台が計上漏れされていたことについて

広島市文化財団の職員による備品チェックについては、毎年 9 月から 10 月の間で行われている。江波山気象館での備品監査はスムーズに行われ、管理が適切に行われている印象をもった。しかし、備品登録を行う財務会計システムにおいて、望遠鏡 1 台が登録から漏れていた。

【指摘事項 2-1】 備品管理を行う財務会計システムにおいて、望遠鏡 1 台が計上漏れされていたことについて

江波山気象館は、開館当初の建物と平成 10 年に増築された建物がある。その屋上に 5 台の望遠鏡が設置されていた。

望遠鏡は、備品一覧表には、4 台記載されている。機種は「COVAC D-8」で平成 4 年 6 月 23 日購入分 2 台、平成 11 年 3 月 31 日購入分 2 台である。江波山気象館の職員によると、異動になった 26 年前より 1 台多かったとのことであった。

担当課においては、備品登録の意味を再認識し、たとえ記載内容が購入先不明、取得日不明であっても、あると気が付いたときに購入先「不明」取得日「平成 5 年以前」など工夫して備品登録を行うべきである。

イ 備品と設備の財務会計システムへの計上について

購入当初、設備とされた音響関係の器具の入替え購入を、設備の修繕料として計上していた。広島市の他の施設でも同様の物があるが、備品として管理されている。

【指摘事項 2-2】 備品と設備の財務会計システムへの計上について

平成 30 年度、修繕費の中に「オリエンテーションルーム AV システム修繕業務」918,432 円があった。音響関係の器具の修理としては金額が大きいため確認したところ、備品とすべき物品が購入されていた。仕様書によると、「3 内容 オリエンテーションルーム AV システムが機能しなくなりプロジェクタ映像・マイク音声が出力されなくなったため、下記ユニットの故障箇所を特定し機能を回復する。・ワイヤレスマイクユニット・スイッチングユニット・アンプユニット・プロジェクタユニット」と記載されていた。

備品監査時には、これらは整備時には設備であったため、その一個一個の購入ではなく修繕という形での処理になったという。

広島市文化財団が管理している三滝少年自然の家や青少年センターなどにも同様の設備があるが、備品として単体で広島市の財務会計システムに入力され、管理されている。

担当課においては、単体で使用可能で、形状を変えることなく使用できる物については、備品として管理するよう徹底すべきである。

(3) 監査の意見

ア 備品の取得日について

江波山気象館では、備品は広島市の市有財産である。2 万円以上の備品を購入すると、広島市市民局文化振興課に備品の登録に係る依頼文書を提出し、財務会計システムに登録される。令和元年 9 月中旬に備品監査の依頼をし、事前に備品一覧表を受領

した。その後、追加分として平成 30 年に購入した備品 8 点の一覧表が提示された。その備品の取得日は、全て平成 30 年 4 月 1 日であった。

【意見 2-1】 備品の取得日について

江波山気象館の指定管理者である広島市文化財団が、指定管理料で備品を購入した場合、その備品は広島市の所有となり、広島市文化財団が無償貸与を受けることになる。したがって、その備品の取扱いには広島市のルールが適用される。

担当課から、事前に提供を受けた備品一覧表には平成 30 年に購入された備品 8 点について記載がなく、数日経ってから追加資料として提示された。平成 30 年に購入された備品の取得日は、どれも「4300401」との記載がされていた。これは平成 30 年 4 月 1 日取得を意味する。

地方自治体は、減価償却の概念が無いため、取得日が違うことについて内部的に問題が生じないのであろうか。その備品管理一覧表には、他にも、年度により同じ日付が取得日として登録されている備品も見受けられた。江波山気象館から提出された備品の登録に係る依頼文書に記載された取得日と異なる日付を入力することは、処理としては他に影響を及ぼさないが、提出されている資料と異なる内容を入力できるというその行為には問題がある。広島市では大きな問題がないと思われるこのことは、一般企業では重要視されている。この小さな行為を許すことは、いずれ内部統制に問題が生じてくるからである。

担当課によれば、これらの備品の納入日は平成 30 年 3 月 9 日から 27 日であり、それは正しく入力していたが取得日が平成 30 年 4 月 1 日になっていたとのことである。つまり、年度にもずれが生じていることになる。

担当課においては、内部統制の問題として捉え、周知徹底するべきである。

イ ガソリン代について

ガソリン代については上記(1)カに記載したように、購入回数が少ないにもかかわらず、掛取引を行っているため購入単価が現金購入に比べ、約 20 円以上高い単価となっている。最近のガソリンスタンドの事情をくみ取り、キャッシュレスの時代に即した、かつ、経済的に有効な方法を考慮する必要がある。

【意見 2-2】 ガソリン代について

江波山気象館では、出前講座での使用や、障害者や老人のグループの団体バス駐車場までの送迎用、その他の用途のために車両 2 台が広島市から無償貸与されている。

そのガソリン代は、一番近いガソリンスタンドで掛売りにて購入し、月単位で請求され、支払っている。多い月で 2 回ほどの使用回数である。支払伝票から 7 か月

分を抽出し確認したところ、レギュラーガソリン使用量 267.95ℓ合計 44,060 円で、平均単価は 164.43 円となる。

平成 30 年度に監査人が広島市内のガソリンスタンドでレギュラーガソリンを給油した際の領収書を確認したところ、1ℓ当たり 135 円から高い時でも 150 円であった。

近年、ガソリンスタンドが次々と姿を消している。ハイブリッド車や電気自動車など燃費の良い車両が増え、ガソリンの需要が減少しているためである。ガソリンの需要が減っているにもかかわらず、価格競争が続いており、ガソリンスタンドは生き残りをかけて、薄利多売でしのぎを削っている。したがって、掛売りは大量に購入する運送会社などしか行っていない。月に 1 万円を切る購入額であれば高くなるのは当然である。

最近では、キャッシュレス化が進み、チャージ型の支払方法などもある。担当課においては、広島市文化財団に対し、経済性を考慮した購入方法を検討させるべきである。

ウ 気象予報・気象情報を得るための委託料について

気象予報支援業務に係る情報は、来館者の気象や防災の学習目的や江波山気象館のホームページに使用されている。広島市のホームページに天気予報がリンクしているわけでもなく、「広島市 天気」で検索しても江波山気象館の天気予報には、ヒットしてこない。

往査日において、幼稚園児・小学校の児童・民生委員など 100 人を超える入館者があったが、お天気情報コーナーでパソコンを見ながら話をしている人の姿は 2 名しか見ていない。

平成 30 年度のお天気情報についての質問等は、電話が 478 件、来館者は 281 件、メールが 5 件の合計 764 件である。しかし、その内容は、

今日これからの天気は？

明日運動会があるが、雨は降るのか？

台風の進路について知りたい。

などの簡単なものが多く、(一財)Kの助言が必要な質問はほとんどない。江波山気象館が(一財)Kから支援を受けている気象情報は危機管理のものではなく、教育目的での業務としての情報である。

【意見 2-3】 気象予報・気象情報を得るための委託料について

「広島市江波山気象館気象予報支援業務仕様書」の「1.業務の内容 (3)気象予報の発表 気象予報士が作成した気象予報の気象館ホームページへの入力及び確認。」によると、この気象予報支援業務に係る情報は、江波山気象館のホームペー

ジなどに使用されている。

江波山気象館は、昔は広島地方气象台としての役割があったが、今現在はない。施設利用者に気象についての知識や興味を持ってもらうとしても、その経費が年間10,619,604円もかかると費用対効果を問う必要が生じてくる。

この経費の1年間の内訳は、次のとおりである。

気象予報支援業務	4,341,600円
気象情報提供業務	3,888,000円
気象観測機器等の借上げ	<u>2,390,004円</u>
合計	10,619,604円

担当課によると、天気予報は、気象業務法において適正な人員の配置と気象観測設備の整備、絶え間なく安定的に気象情報の入手環境が整備できていることで、国が許可した事業者にしかな認められていない業務であり、気象に精通し、国家資格である「気象予報士」を有したものでなければ責任を持って予報についての問い合わせに対応することはできない。市民の気象・防災・自然科学に対する興味や関心は高まっており、江波山気象館では、気象予報士や学芸員による気象解説や気象予報の仕組み、インターネットによる気象情報の探し方等をレクチャーしている。入館者に対し、専門資格を有する気象予報士が、実際の気象情報の収集・分析に基づき生きた知識を入館者に双方向で提供することこそが、当館の大きな特色であり、気象について学べる博物館施設の枠組みとして必要と考えているとのことであった。

ここ数年、広島県のみならず、日本全国において豪雨による災害が続いている。お天気情報コーナーでは利用者に対して、一般的な気象情報のインターネットでの探し方や見かたを伝え日常に役立ててもらい、命を守る行動をとる一助にもらうことを考えるべきではないか。

江波山気象館は、気象館というが博物館である。館内の機能としても博物館であり、来場者は今現在の気象情報を求めて来てはいない。そこを重要視してほしい。サイエンスショーや展示物の中に、気象予報士の国家資格が必要なものがどれだけの割合を占めているか検証を行うべきである。

広島市は、財政的に厳しい状況にある。取捨選択は必至である。

担当課は、江波山気象館の位置づけ・役割・気象に関する対応の範囲等を決め、民間の有効なデータ使用により、小さな費用で大きな効果を生む仕組み作りを進め、経費削減を図るべきである。

【事業2- 】 広島市江波山気象館雨水管修繕業務（広島市負担による修繕）

(1) 業務の概要

ア 目的

広島市指定重要有形文化財「旧広島地方気象台」（江波山気象館）の被爆保存壁の保護を図り、文化財としての価値の維持及び来館者の安全確保を目的とする。

イ 業務内容

江波山気象館の被爆保存壁（北面の壁）にある雨水管の一部が破損しているため、雨水が流れるときに被爆保存壁を破損したり、雨水管が倒れて事故につながったりすることがないように、破損部の修繕を行っている。

江波山気象館は、広島市の市有財産であるうえに市の文化財であり建物の維持に係る修繕であるため、指定管理者である広島市文化財団ではなく、広島市が工事費を負担している。

ウ 工事金額 149,040 円

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

4 【事業3】 広島市交通科学館（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 設置目的

広島市交通科学館条例に基づき、広島市交通科学館（以下「交通科学館」という。）は、乗り物と交通に関する市民の興味と関心を高めるとともに、乗り物と交通に対する理解を深めるための場を提供し、もって市民の豊かな教養に資することを目的に設置されている。

イ 沿革

昭和61年に新交通システム（アストラムライン）車両基地設置に伴い、地域活性化の観点から用地の有効活用を図るため、情操、科学教育に資する施設を整備する方針を広島市は決定した。

平成元年に交通科学館（仮称）整備検討委員会が設置され、平成5年には財団法人広島市歴史科学教育事業団（現在の広島市文化財団）が開設準備業務を受託し、交通

科学館開設準備室を設置し、平成 7 年 3 月 18 日に交通科学館は開館した。

非公募による選定の結果、平成 18 年度から平成 29 年度までは広島高速交通株式会社が指定管理者となり、交通科学館の管理を行った。

平成 30 年度に指定管理者が広島高速交通株式会社から広島市文化財団に変更された。

ウ 呼称

交通科学館は、命名権の導入により、平成 27 年 6 月 1 日から「ヌマジ交通ミュージアム」に呼称が変更された。

エ 施設の概要等

(ア) 施設内容

交通科学館の設置場所は、広島市安佐南区長楽寺であり、用地は広島高速交通株式会社から賃借している。

敷地（鉄骨鉄筋コンクリート造り（一部鉄筋コンクリート造り）の人工地盤）面積は 16,394 m²、建物は鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階建であり、延床面積は 7,179 m²である。

施設 1 階は、エントランスホール、クラフトルーム、ライブラリー、ガイダンスコーナー、多目的ホール等がある。2 階は展示室、特別展示室となっている。3 階と 4 階は、近未来交通パノラマ模型等の展示室となっている。

常設展示は、直径 20m の巨大パノラマ展示に加え、2 千点以上の模型を中心に古今東西の航空機、船舶、鉄道、自動車等を体系的に展示し、乗り物の技術や歴史を知ることができる。広電 650 形（被爆電車）など、一部実物展示もある。



交通科学館の外観



広電 650 形（被爆電車）



直径 20mの巨大パノラマ展示「ピークルシティ」



クラフトルームでの工作教室

年 3 回の企画展や各種工作教室、サイエンスショー、映画会、新交通システムアストラムラインの車両基地見学会など様々なイベントを随時開催しているほか、ライブラリーでは乗り物や交通についての本や雑誌、映像資料が閲覧できる。屋外広場では、おもしろ自転車やバッテリーカートの貸出を行っており、ミュージアムショップも館内に併設している。

(イ) 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで開館している。休館日は、月曜日(休日にあたる場合は開館し、原則火曜日と水曜日を休館)、休日の翌平日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)である。

(ロ) 観覧料

1 階への入館及び屋外広場への入場は無料である。2 階から 4 階の展示室入場は次のとおりである。なお、中学生以下は無料である。

区分	大人	小人	シニア(65 歳以上)
個人	510 円	250 円	250 円
団体(有料観覧者 30 名以上の団体)	410 円	200 円	200 円

(注 1) 上記金額は税込みである。

(注 2) 一定の要件に該当する場合には、観覧料は減免される。

オ 指定管理の概要

(ア) 指定管理期間等

指定管理者は、広島市文化財団であり、直近の指定管理期間は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 4 年間である。

平成 30 年度の人員体制は、常勤職員 14 名であり、このうちの 4 名が広島市からの派遣職員である。

担当課と広島市文化財団は、平成 30 年 4 月 1 日付けで「広島市交通科学館の

管理に関する平成 30 年度協定書(以下「年度協定」という。)を締結しており、年度協定に定められた平成 30 年度の指定管理料は、208,352 千円であった。

(イ) 平成 30 年度の事業計画

年度協定には、平成 30 年度の事業計画として、乗り物・交通に関する調査研究、常設展示、企画展等の開催 7 事業、講座等教育普及事業 8 事業、ライブラリー運営、レファレンス対応、情報・資料の収集・提供、ボランティア等の育成が記載されており、平成 30 年度の事業実施状況は下記のとおりである。

平成 30 年度の交通科学館の利用人数の基準値は、213,700 人であった。

カ 平成 30 年度の事業実施状況等

平成 30 年度の事業実施状況は、次のとおりであった。

事業名	実施概要	実施時期等
常設展示	乗り物と交通をテーマにした総合的な展示。ハイパーブック・シティガイドなど、館内コンピューターネットワークを活用した模型と情報を融合させた展示	通年
夏季企画展「THE 初代～身近なクルマのルーツたち」	戦後国産乗用車の初代モデルにスポットをあて、現在各家庭にあるマイカーのルーツを紹介した。	7月21日から9月2日まで
秋季企画展「つながる かいき高速道路」	重要な社会基盤である高速自動車道の構造や保守点検、インターチェンジ・ETC等について紹介した。	10月12日から12月2日まで
春季企画展「ケンキワールドはたらくのりもの～建設機械～」	世界の様々な現場ではたらく建設機械＝ケンキの実物や部品・精密模型を展示するとともに、パネルや映像、実験装置で用途や仕組みを紹介した。	3月8日から5月6日まで
ピークルギャラリー	「みて！して！！新幹線パーツこれくしょん」	3月21日から5月20日まで
	「ちょっと懐かしい120年前の自動車カタログコレクション」	6月8日から7月16日まで
	「第60回消防写真大会特賞入賞作品展」	7月4日から7月16日まで
	「安佐南区防災ネットワーク事業パネル展示」	8月23日から8月29日まで
	「開通20周年記念広島高速道路フォトコンテスト入賞作品展」	9月13日から10月8日まで
	「アストラムライン新型車両情報」	10月14日から12月2日まで
	「南極写真パネル展 はれのちベンギン、ところによりブリザード」	1月4日から1月14日まで
「全国アニマル駅長大集合！！」	1月17日から2月11日まで	
被爆電車車内公開	広島電鉄654号路面電車車内の公開	31回
外部連携事業	日本自動車連盟広島支部と連携し、交通安全知識の普及ならびに自動車安全運転能力診断事業を実施した。	24回
はじめの工作教室	小学校1・2年生を対象とした工作教室	7回
小学生工作教室	小学生を対象とした申込制の教室	18回
ちびっこ教室	身近な材料を利用した簡単な親子工作教室	59回
大人の工作教室	大人向けの申込制の工作教室（託児サービスあり）	4回
乗り物テクノ教室	乗り物の仕組みや原理を工作や実習を通して学ぶ申込制の教室	3回
おりがみ工作教室	おりがみ工作の体験	8回
サイエンス工作教室	科学実験と組み合わせた工作教室	8回
乗り物セミナー	外部講師による講演会等	3回
ピークルシアター	乗り物や交通に関するビデオの上映会	97回
サイエンスショー	実験による解説	45回
ピークルお楽しみステージ	幼児及び小学校低学年を対象とした人形劇・紙芝居等	10回
あそびのひろばピークルランド	ボランティアによる運営により乗り物のおもちゃでの遊びの広場を開催	18回
みんなであそぼう！ピークルパーク	工作教室の作品を大型化したもの等楽しみながら作る事業	6回
外部連携事業	地元企業や大学等と連携し、自動車の安全に関するワークショップや最先端のロボット技術を紹介する実演等を実施した。	16回
学校団体受入れ事業	校外学習等で来館した学校団体を対象に、工作教室やサイエンスショー、アストラムライン車両基地見学等を実施した。	65校
職場体験学習の受け入れ	安佐南区の中学校の生徒を中心に受け入れ。	1校
出前事業	学校や公共施設において所蔵車両展示や工作教室、サイエンスショー等を実施した。	6回
ライブラリー運営	乗り物や交通に関する図書・視聴覚資料の収集・分類・保管と来館者に対する閲覧・視聴サービスの提供を行った。	通年
ボランティア育成事業	ボランティア研修会の実施	2回
アストラムラインまつり	広島高速交通株式会社と共催して、工作教室・車両基地見学会等を実施した	10月14日
ウィンターフェスティバル2019	工作やお楽しみステージ等のイベントを実施した。	1月12日から1月14日まで
開館23周年記念「春まつり」	工作やお楽しみステージ等のイベントを実施した。	3月21日、3月23日、3月24日
アストラムライン車両基地見学会	広島高速交通株式会社と共催して、車両基地見学会等を実施した	4回
広報・情報の発信	ホームページ、メールマガジン、フェイスブックによる情報提供等	通年

(「広島市交通科学館事業報告書(平成 30 年度)」に基づき監査人が作成)

交通科学館の平成 30 年度の利用者数実績については、(2)監査の結果「ア交通科学館の入場者総数について」に詳細を記載した。

キ 指定管理料等の推移

(ア) 指定管理料の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	236,045	236,045	236,045	208,352	210,282
決算	236,045	236,045	236,045	208,352	

当初予算の財源内訳は、次のとおりである

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般財源	231,790	231,728	231,728	204,995	206,895
その他	4,255	4,317	4,317	3,357	3,387
合計	236,045	236,045	236,045	208,352	210,282

(イ) 指定管理料以外の広島市の負担額

指定管理料のほかに、用地賃借料、交通科学館に広島市が派遣している職員 4 名の人件費、施設整備費等が発生しており、交通科学館に関する平成 30 年度の広島市の負担額は合計 299,841 千円である。

交通科学館に関する支出額 平成30年度決算額

(単位：千円)

区分	金額
指定管理料	208,352
用地賃借料	59,904
広島市からの派遣職員に係る人件費	23,924
施設整備費	7,551
その他	109
合計	299,841

(「平成 30 年度施設別決算額」に基づき監査人が作成)

(注) 用地賃借料について

平成 15 年 4 月 1 日に広島市と広島高速交通株式会社が締結した土地賃貸借契約書(以下「土地賃貸借契約書」という。)に基づいて、広島市は用地賃借料を広島高速交通株式会社に支払っている。土地賃貸借契約書には、「借受人 広島市(以下「甲」という。)と貸付人 広島市高速交通株式会社(以下「乙」という。)は、平成 2 年 8 月 1 日付けで締結した広島市交通科学館(仮称)の建設及び広島圏都市計画都市高速鉄道事業(広島平和記念都市建設事業)1号 広島新交通 1 号線の長楽寺車庫の建設に関する基本協定書第 5 条第 2 項の規定に基づき、土地の賃貸借について、下記の条項により契約を締結する。」と

され、賃料は月額7,281,809円とされた。その後、契約変更が行われ、用地賃借料は変更されている。用地賃借料の推移は次のとおりである。

用地賃借料の推移

(単位：千円)

年度	用地賃借料の年額
平成15年度	87,381
平成16年度	79,843
平成17年度	70,948
平成18年度	63,702
平成19年度から平成24年度まで	63,689
平成25年度から平成30年度まで	59,904

(契約書に基づき監査人が作成)

ク 事業の収支の状況

交通科学館は、利用料金制を導入しており、指定管理料と利用料金収入を財源として、事業を行っている。

平成26年度以降の収支の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

指定管理期間		指定管理期間平成26年度から平成29年度まで								指定管理期間平成30年度から令和3年度まで	
		平成26年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度
年度		決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算
収入	指定管理料収入	236,097	236,045	236,045	236,045	236,045	236,045	236,045	208,352	208,352	210,282
	利用料金収入	26,228	26,040	25,121	31,748	23,166	31,748	21,041	26,159	20,793	26,159
	小計	262,325	262,085	261,166	267,793	259,211	267,793	257,086	234,511	229,145	236,441
	前年度繰越金										2,500
収入計		262,325	262,085	261,166	267,793	259,211	267,793	257,086	234,511	229,145	238,941
支出	人件費(A)	56,239	57,628	59,335	58,493	55,035	58,957	60,767	74,164	75,933	79,958
	人件費(広島市派遣職員)(B)	47,794	48,972	48,331	49,707	49,570	50,573	39,250	11,015	8,391	9,774
	人件費合計(A+B)	104,033	106,600	107,666	108,200	104,605	109,530	100,017	85,179	84,324	89,732
	施設管理経費(施設修繕費・備品購入費を除く)	144,655	148,485	141,377	145,993	139,933	146,930	146,756	144,958	133,284	143,394
	施設修繕費・備品購入費	13,072	7,000	11,931	13,600	11,569	11,333	10,972	4,374	4,737	5,815
	支出計	261,760	262,085	260,974	267,793	256,107	267,793	257,745	234,511	222,345	238,941
収支差額 収入計-支出計		565		192		3,104		659		6,800	
支出計のうちに人件費の占める割合		40%	41%	41%	40%	41%	41%	39%	36%	38%	38%

(「経常費要求調書」「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

(注)平成26年度から平成29年度までは、指定管理者が一般事業会社であるため、収支差額の精算は行われておらず、平成26年度から平成29年度までの通算で、収支差額3,202千円が、指定管理者の利益となっている。

平成30年度以降は、指定管理者の広島市文化財団が広島市の指導調整団体に該当するため、指定管理期間終了時に、各年度で生じた収支差額の累計額の精算が行われる見込みである。

平成 30 年度の支出計 222,345 千円の内訳は、次のとおりである。

平成30年度支出額の内訳

(単位：千円)

区分	予算現額	決算額	差異
報酬	9,175	9,154	20
給料手当	56,423	56,123	299
給料手当(広島市派遣)	4,540	4,186	353
福利厚生費	10,857	10,655	201
福利厚生費(広島市派遣)	4,206	4,205	0
賞金	1,618	1,073	544
報償費	1,335	1,056	278
旅費	927	263	663
消耗品費等	5,487	4,847	639
燃料費	1,976	1,522	453
光熱水費	17,415	15,608	1,806
修繕料	6,374	4,619	1,754
通信運搬費	1,190	1,043	146
手数料等	420	400	19
保険料	402	157	244
委託料	95,256	91,299	3,956
使用料及び賃借料	9,485	9,043	441
備品購入費	119	118	0
負担金及び補助金	144	93	50
公課費	7,162	6,871	290
合計	234,511	222,345	12,165

(「平成 30 年度決算額調」に基づき監査人が作成)

(注1) 平成30年度委託料の決算額 91,299千円の内訳は、次のとおりである。

委託費の内訳 平成30年度

(単位：千円)

区分	件名	金額	
1契約あたり100万円以上の委託業務	接遇運営等業務	24,540	
	清掃業務	13,001	
	おもしろ自転車及びバッテリーカート貸出等業務	8,388	
	展示運転保守業務	9,078	
	冷暖房設備等保守管理業務	7,132	
	夏季企画展展示用車両運搬及び搬入搬出等業務	2,127	
	車両等交通誘導業務	2,103	
	夏季企画展展示車両運搬設営	2,051	
	エレベーター保守点検業務	1,684	
	抜根除草業務	1,673	
	警備業務	1,651	
	環境整備・清掃・保守点検関係の委託業務	樹木選定及び薬剤散布業務	988
		展示模型清掃保守等業務	972
		展示総合点検業務	842
冷温水器発生器保守点検業務		660	
消防用設備等保守点検業務		648	
パッケージエアコン設備及びヒートポンプチラー保守業務		453	
空調用自動制御装置等定期保守点検業務		584	
エントランスホール窓ガラス清掃等業務		569	
ピークルシティ 駅舎等保守点検業務		565	
ピークルシティ 鉄道保守点検業務		565	
自家発電設備保守点検業務		540	
ポーター証明器具除塵及び防災垂れ壁等清掃業務		486	
クラフトルーム及びライブラリー等LED照明器具設置業務		372	
環境衛生管理業務		356	
自動ドア保守点検業務		247	
TV設備保守点検業務		249	
蓄電池設備等保守点検業務		241	
ピークルシティ等清掃業務		216	
排水溝及び排水路の沈殿物除去業務		194	
一般廃棄物処理及び運搬業務		187	
建築設備及び特殊建築物等の定期点検業務		167	
エアハンドリングユニットフィルター交換及び点検業務		162	
薬剤散布業務		95	
給水ポンプ定期保守点検業務		91	
水質検査業務		86	
おもしろ自転車利用券自動券売機保守点検業務		64	
おもしろ自転車等定期保守点検業務		64	
防災管理点検業務		48	
移動式粉末消火設備容器弁の開放点検業務		45	
屋外テントシート加工業務		43	
両替機点検等業務		21	
地下タンク及び埋設配管点検業務		21	
電話交換設備に係る自動夜間モード設定業務		10	
企画展関係の委託業務		秋季企画展会場設営等業務	972
	春季企画展会場設営等業務	842	
	夏季企画展ポスター・チラシ製作等業務	452	
	春季企画展ポスター・チラシ製作等業務	435	
	秋季企画展ポスター・チラシ製作等業務	434	
	秋季企画展展示品運搬及び設営撤去等業務	392	
	夏季企画展会場設営等業務	365	
	夏季企画展関連イベント実施等業務	83	
	収蔵車両移動・展示及び動態維持等業務	48	
	春季企画展ポスター掲出業務	21	
	模型製作関係の委託業務	鉄道模型製作業務	676
おもしろ自転車製作業務		373	
春季企画展建設機械情景模型製作業務		225	
夏季企画展用ミニカー展示台製作		48	
その他の委託業務	模型資料(自動車)製作業務	31	
	障害者対応洋式トイレ便座交換設置業務	805	
	広報誌「プライマリークラブ39号」製作	278	
	春祭りロボット実演業務	200	
	入館者500万人達成セレモニーにかかる費用	129	
	500万人達成記念クリアファイル製作等業務	55	
	バッテリーカート日よけ支柱増締め業務	49	
	案内パンフレット(英語)データ作成業務	46	
	館内用注意書きパネル製作業務	27	
	屋外バッテリーカート音源編集業務	5	
	合計	91,300	

(「予算差引簿」に基づき監査人が作成)

(注2) 清掃業務の委託について

交通科学館の清掃業務は、特命随意契約により株式会社 A に対して委託している。これは広島市環境局業務部業務第二課から交通科学館への依頼（平成 29 年 12 月 25 日付け「本市施策に基づく業務委託への協力について（依頼）」（環境局業務部業務第二課））に基づくものである。

交通科学館の随意契約理由書には、次のように記載されている。

件名	広島市交通科学館清掃業務
場所	広島市交通科学館
契約期間	契約締結日から平成 34 年 3 月 31 日
所要経費	55,730,160 円
内容	広島市交通科学館の入館者が快適に施設を利用できるよう、衛生環境の維持を図るため、清掃の業務を行う。
業者	株式会社 A
随意契約の根拠規定等	会計処理規則第 52 条により準用する、広島市契約規則第 1 条を踏まえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当
随意契約とする理由	広島市の施策として「下水道整備に伴うし尿収集業務量減少対策実施要綱」に基づき、し尿収集業務量減少対策を実施することから、該当する業者の経営の安定保持等を目的とした、代替業務の斡旋が行われている。そのため、広島市の業務及び公益法人等が管理する施設の清掃等維持管理業務のうち、広島市長決裁により、当館が指定され、別紙のとおり、広島市より依頼があったため。

（「随意契約理由書」に基づき監査人が作成）

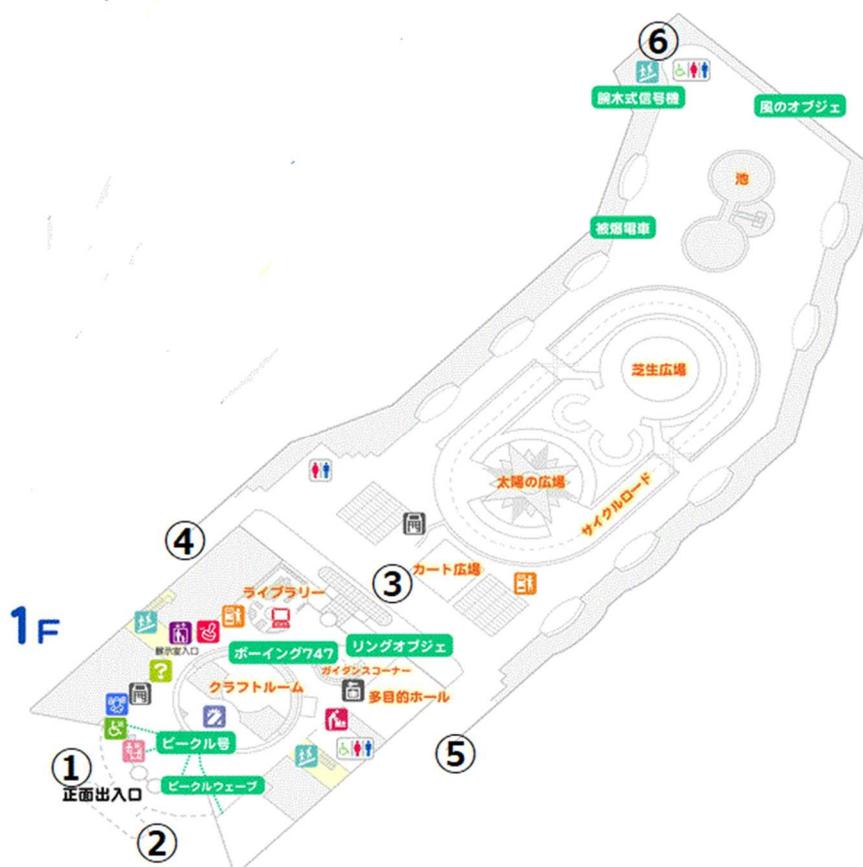
上記の経緯から、株式会社 A は交通科学館の清掃業務を受託したが、「定期清掃部門を設けるには業務量が少なく、維持できない」という理由で、株式会社 B に清掃業務の一部を再委託して、株式会社 A 及び株式会社 B の両方で清掃業務を実施している。

(注3) 使用料及び賃借料の決算額 9,043 千円には、展示資料収集研究システム賃借及び機器等保守業務に係る費用 8,415 千円が含まれている。

(2) 監査の結果

ア 交通科学館の入場者総数について

(ア) 交通科学館の出入口及びフロア構成



交通科学館への入場者が通過する出入口は、上記図の 建物正面出入口の 2 か所、 建物西側出入口、 建物南側屋外ゲート、 建物北側屋外ゲート、 屋外広場西側出入口の計 6 か所である。

建物 1 階への入場は無料である。建物 1 階で利用者が利用できる主な施設は、クラフトルーム、ライブラリー、多目的ホール、ミュージアムショップである。クラフトルームで工作教室に参加するには、材料費が必要となる。

1 階屋外広場への入場は無料である。1 階屋外広場には、サイクルロードとカート広場がある。利用料(おもしろ自転車は 100 円 (1 人 30 分、乗り換え自由) バッテリーカートは 100 円 (1 台 1 回))を払うと、おもしろ自転車の貸出、カートの貸出を受けることができる。

建物2階、3階、4階は有料観覧エリアとなっている。有料観覧エリアの入口は建物1階に1か所あり、外部委託した接遇担当者が有料観覧エリアへの入場者の入場管理を行っている。

(イ) 入場者総数の報告

交通科学館は、「広島市交通科学館実施報告書（平成30年度）」別添5として「平成30年度広島市交通科学館観覧利用者集計表」を担当課に提出し、「施設入場者総数」を報告している。

平成30年度は、「観覧合計」（上記(ア)有料観覧エリアを観覧した人数）65,339人、「観覧以外合計」192,938人、施設入場者総数258,277人と報告した。

上記の人数は、交通科学館の指定管理者である広島市文化財団が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき作成した平成30年度事業報告書に記載した交通科学館の「入館者数計」と一致している。

また、広島市は毎年、指定管理者から提出される「広島市交通科学館実施報告書」に記載された「施設入場者総数」を交通科学館の公式の入場者総数とし、指定管理者の業務実績評価に用いたり各種統計資料等に掲載したりしている。例えば、広島市統計書では「市立博物館等文化施設入館者数」として、交通科学館の入館者数が他の博物館と比較する形で掲載されているが、ここに記載される「施設入館者数」は、「広島市交通科学館実施報告書」に記載された「施設入場者総数」である。

N-21 市立博物館等文化施設入館者数

単位 人	資料 市民局文化振興課 健康福祉局医療政策課 経済観光局農林整備課 都市整備局緑政課 水道局企画総務課										
	郷土資料館	広島城	水道資料館	現代美術館	こども文化科学館	健康科学館	江波山 気象館	交通科学館	植物公園	安佐動物 公園	森林公園 こんちゅう館
平成25年度	25,138	221,550	5,593	117,098	567,543	51,551	53,550	203,628	196,317	501,132	82,741
26年度	34,023	255,042		119,375	517,386	60,114	60,789	198,829	206,275	505,273	90,750
27年度	31,838	305,731		104,513	495,565	50,978	56,493	208,966	211,247	526,982	87,309
28年度	29,677	333,187		110,037	507,855	53,687	58,982	207,951	186,992	484,576	80,621
29年度	31,461	330,416	6,100	140,627	376,201	50,129	58,030	239,118	183,866	477,361	84,495

注 水道資料館は耐震改修工事及び展示リニューアルのため、平成26年3月1日から平成29年4月26日まで一時休館していた。

（出典「広島市統計書（平成30年版）」）

(ウ) 平成26年度から平成30年度までの入場者総数の分析

平成26年度から平成30年度の入場者総数の推移は、次のとおりである。なお、平成29年度と平成30年度で指定管理者が変更している。

交通科学館入場者総数の内訳

(単位：人、%)

年度	観覧合計		観覧以外合計		施設入場者総数	
	人数	対前年増減率	人数	対前年増減率	人数	対前年増減率
平成26年度	85,887		112,942		198,829	
平成27年度	80,702	6.04%	128,264	13.57%	208,966	5.10%
平成28年度	75,086	6.96%	132,865	3.59%	207,951	0.49%
平成29年度	69,168	7.88%	169,950	27.91%	239,118	14.99%
平成30年度	65,339	5.54%	192,938	13.53%	258,277	8.01%

(広島市交通科学館実施報告書に基づき監査人が作成)

観覧合計については、減少し続けているが、観覧以外合計は増加し続けており、両者の合計の施設入場者総数は平成28年度を除き、前年度に比べて増加している。

(I) 利用料金収入等の分析

「観覧合計」を構成する有料観覧エリア入場者のうち、有料で入場した者が払った観覧料の推移は、次のとおりである。

有料観覧エリアの観覧料の推移

(単位：千円、%)

区分	観覧料	前年比増減率
平成26年度	17,393	-
平成27年度	16,363	5.92%
平成28年度	15,168	7.30%
平成29年度	13,134	13.41%
平成30年度	12,095	7.91%

(「広島市交通科学館実施報告書」等に基づき監査人が作成)

「観覧以外合計」に含まれるおもしろ自転車及びバッテリーカートの使用人数と使用料の推移は次のとおりである。

自転車・バッテリーカートの使用人数及び使用料の推移

(単位：人、千円、%)

区分	自転車		バッテリーカート		合計		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	対前年度増減率
平成26年度	61,670	6,167	35,091	3,509	96,761	9,676	-
平成27年度	59,256	5,925	36,112	3,611	95,368	9,536	1.44%
平成28年度	58,628	5,862	28,547	2,854	87,175	8,717	8.59%
平成29年度	55,203	5,520	30,428	3,042	85,631	8,563	1.77%
平成30年度	55,876	5,587	31,108	3,110	86,984	8,698	1.58%

(「広島市交通科学館実施報告書」等に基づき監査人が作成)

観覧料、自転車・バッテリーカートの使用料ともに減少傾向にある。

(カ) 交通科学館の開館から平成 30 年度までの入場者総数の推移

交通科学館は平成 7 年 3 月に開館した。それ以降、平成 30 年度までの入場者総数を広島市統計書及び交通科学館ホームページに掲載された情報に基づいて分析すると次のとおりである。

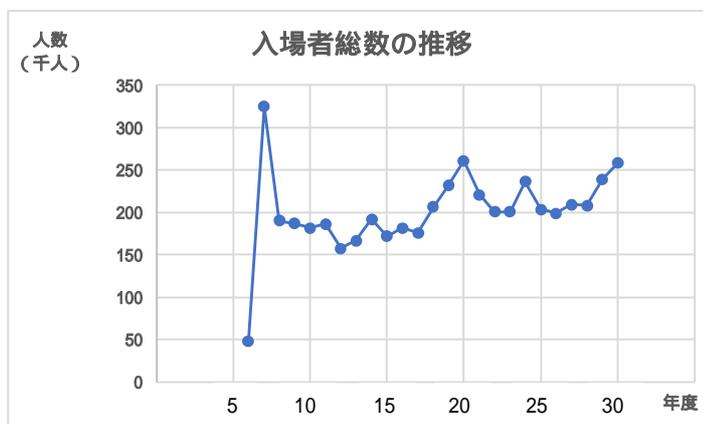
交通科学館の入場者総数の推移

(単位：千人)

年度	入場者総数	管理者	備考
平成6年度	48		平成7年3月18日開館
平成7年度	325	財団法人広島市歴史科学教育事業団	平成7年4月入館10万人達成セレモニー実施。平成7年11月入館30万人達成セレモニー実施。
平成8年度	190		平成8年10月入館50万人達成セレモニー実施。
平成9年度	187		-
平成10年度	182	財団法人広島市歴史科学教育事業団と財団法人広島市文化振興事業団が統合し、財団法人広島市文化財団に名称変更。	-
平成11年度	186	財団法人広島市文化財団	平成11年8月入館100万人。
平成12年度	157		-
平成13年度	167		-
平成14年度	192		平成14年6月入館150万人達成セレモニー実施。
平成15年度	172		-
平成16年度	182		-
平成17年度	176		平成17年5月入館200万人達成セレモニー実施。
平成18年度	206	広島高速交通株式会社	指定管理者制度により、広島高速交通株式会社が指定管理者となる。
平成19年度	232		-
平成20年度	261		-
平成21年度	220		平成21年10月入館300万人達成セレモニー実施。
平成22年度	201		-
平成23年度	201		-
平成24年度	236		-
平成25年度	204		-
平成26年度	199		平成26年8月入館400万人。
平成27年度	209		-
平成28年度	208		-
平成29年度	239	-	
平成30年度	258	公益財団法人広島市文化財団	指定管理者変更。 平成31年2月入館500万人達成セレモニー実施。

(広島市統計書及び交通科学館ホームページに掲載された情報に基づき監査人が作成)

(注) 平成 6 年度は開館した平成 7 年 3 月 18 日から 3 月 31 日までの 14 日間の入場者総数である。



最近の入場者総数は増加傾向にあり、平成 30 年度（開館から 24 年目）の入場者総数 258 千人は、開館以来入場者総数が最も少なかった平成 12 年度（開館から 6 年目）の 157 千人の約 1.6 倍の入場者総数という結果になっている。

(カ) 平成 13 年度広島市包括外部監査結果報告書における入場者総数との比較

交通科学館に指定管理者制度が導入され、広島高速交通株式会社が指定管理者となったのは、平成 18 年度から平成 29 年度までである。平成 17 年度以前においては、広島市文化財団が広島市から委託を受けて、交通科学館の管理運営を行っていた。

a 平成 13 年度広島市包括外部監査結果報告書の記載

平成 13 年度広島市包括外部監査結果報告書において、包括外部監査人は、次のような監査の意見を表明している。

以下、平成 13 年度広島市包括外部監査結果報告書より抜粋する。

(1) 現代美術館及び交通科学館の入館者数

概要

既に述べているところであるが、最近 5 年間の現代美術館及び交通科学館における入館者数は次のとおりである。

(単位 : 人)					
区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
現代美術館	177,829	183,341	146,976	138,114	133,713
交通科学館	190,212	186,617	181,899	186,467	157,321

現代美術館の入館者数は、常設展・特別展・普及事業の合計である。

交通科学館の入館者数は、本館1階の入館者数を含んだ数である。

入館者数だけが、施設の評価を決める材料であるとは言い難いが、いずれの施設においても入館者数の減少傾向が続いており、平成 8 年度と平成 12 年度を比較した場合、現代美術館においては 44,116 人の減少（ 24% ）であり、交通科学館においては 32,891 人の減少（ 17% ）である。

監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はない。

監査の意見

(省略)

現代美術館は 55 億 3,800 万円、交通科学館は 84 億 6,700 万円の建設工事を要していることも事実であり、施設への設備投資額に見合った入場者数の確保は市の責務である。

(省略)

(出典 : 「平成 13 年度広島市包括外部監査結果報告書」)

また、交通科学館の最近5年間の入館者数として、「平成13年度広島市包括外部監査結果報告書」では、次の内訳を記載している。

最近5年間の交通科学館の入館者数

区分		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	
開催日数(日)		282	284	286	283	282	
観覧者数 (本館1階 を除く) (人)	有料	個人	76,828	75,027	69,324	70,770	54,558
		団体	13,322	9,307	11,665	9,921	6,125
	小計		90,150	84,334	80,989	80,691	60,683
	無料		46,739	47,997	47,038	45,493	37,670
計		136,889	132,331	128,027	126,184	98,353	
本館1階入館者数(人)		53,323	54,286	53,872	60,283	58,968	
合計(人)		190,212	186,617	181,899	186,467	157,321	

(出典：平成13年度広島市包括外部監査結果報告書)

b 平成13年度広島市包括外部監査結果報告書に記載された平成12年度の入館者数と平成30年度の入館者数の比較分析

現代美術館と交通科学館について、上記aに記載した平成12年度の入館者数と平成30年度の入館者数を比較すると次のようになる。

現代美術館と交通科学館の平成12年度と平成30年度の入場者総数の比較

(単位：人、%)

区分	平成12年度	平成30年度	増減数	増減率
現代美術館	133,713	142,754	9,041	6.76%
交通科学館	157,321	258,277	100,956	64.17%

現代美術館は、常設展・特別展・普及事業の合計である。

交通科学館は、本館1階の入館者数を含んだ数である。

(「平成13年度広島市包括外部監査結果報告書」等に基づき監査人が作成)

現代美術館の入場者総数を平成12年度と平成30年度で比較すると、約9千人増加し、増加率は6.76%となっている。

一方、交通科学館の入場者総数を平成12年度と平成30年度で比較すると、約100千人増加し、増加率は64.17%となっている。

平成12年度と平成30年度の入場者総数の増加については、交通科学館は現代美術館の約10倍も伸びているということになる。

次に、交通科学館の入場者総数の内訳について、平成12年度と平成30年度を比較すると次のようになる。

交通科学館の平成12年度と平成30年度の入場者総数の内訳の比較
(単位：人)

区分	平成12年度	平成30年度	増減数	増減率
観覧合計	98,353	65,339	33,014	33.57%
観覧以外合計	58,968	192,938	133,970	227.19%
施設入場者総数	157,321	258,277	100,956	64.17%

(平成13年度広島市包括外部監査結果報告書及び
広島市交通科学館実績報告書(平成30年度)に基づき監査人が作成)

観覧合計とは、有料展示エリアの入場者数である。
平成12年度は、平成13年度広島市包括外部監査報告書に記載された人数である。

交通科学館の入場者総数の内訳について、平成12年度と平成30年度を比較すると、有料観覧エリアの入場者数である観覧合計は約33千人減少し、減少率は33.57%となった。

一方、観覧以外合計は約134千人増加し、増加率227.19%となった。平成30年度の観覧以外合計の入場者数は、平成12年度の約3.27倍にもなっている。

(※) 現在の入場者総数の測定方法

交通科学館は入場者総数について、月次及び年度で担当課に報告しているが、「観覧合計」については、個人(個人は有料、無料、割引、大人、小人、シニアに区分)、団体(団体は一般、幼稚園・保育園、市内小・中学校、市外小・中学校、高校、その他減免、割引、大人、小人、シニア、幼児、生徒、引率に区分)と細かく区分して報告している。一方、「観覧以外合計」は区分が全くなく、「観覧以外合計」という単位で報告している。観覧以外合計の定義は月次及び年次の報告書には記載されていない。

監査人が入場者総数の測定方法を交通科学館の担当者に質問したところ、次のような説明を受けた。

「観覧合計」として報告される有料観覧エリアの人数は、個人の有料の入場者はチケットの発行枚数で人数を把握し、個人の無料の入場者は有料観覧エリア入口で接遇担当者が人数を数えて把握し、団体については、利用人数を記載した「見学申込書」の提出を受けて人数を把握しているとのことであった。

一方、「観覧以外合計」として報告される人数は、おもしろ自転車利用人数、バッテリーカート利用人数、企画展関連事業参加者数、1階無料スペースで実施するパネル展示観覧者数、被爆電車公開事業参加者数、工作教室・サイエンスショー等教育普及事業参加者数、学校団体向け教育プログラム参加者数、ライブラリー利用者数の合計であるとの説明を受けた。

(ク) 入場者総数の測定方法変更の経緯

担当課によれば、交通科学館の入場者総数の測定方法は、次のとおり変更されてきた経緯があるとのことである。

a 担当課による説明<平成6年度の開館から数年間(正確な期間は不明)>

上記(ア)で記載した6か所の出入口に設置したカウンター(出入口に取付けた2つの赤外線センサーの間を通行すると遮光され、検知信号をカウンターに送信し、自動的にカウントする仕組みになっている機器)により入場者数を測定していた。

b 担当課による説明<平成6年度の開館から数年間経過後(時期は不明)から平成17年度まで>

カウンターでの測定により算出した入場者数と実際の入場者数が乖離していることから計算方法について見直しを行い、カウンターの利用を取りやめ(取りやめた時期は不明) 有料観覧エリアの観覧者数、事業参加者数、有料観覧エリアの観覧者数から推計した屋外広場の利用者数の合計を入場者数として算出していた。

c 担当課による説明<平成18年度から現在まで>

平成18年度から、指定管理者制度の導入に伴い、目標となる入場者数を設定するのに当たり、それまで出していた推計による不確実な数値を目標数値とするのは適切ではなく、むしろ、個々の利用状況に基づいた根拠のある数値を目標数値として設定することの方が、指定管理者に目標数値の達成に向けて努力を求める上で適切であると広島市と指定管理者が協議の上で判断し、上記(キ)の現在の測定方法に移行した。

なお、上記担当課による説明に対する監査人の見解を述べれば、平成6年度から数年間上記(ア)で記載した6か所の出入口にカウンターを設置し、カウンターでの測定により算出した入場者数と実際の入場者数が乖離していたのは、当然のことである。

なぜなら、カウンターが設置された6か所の出入口のうちの1か所(ア)の図の建物西側出入口)は、建物と屋外広場を通行する際に通る出入口であり、外部と交通科学館を出入りするための出入口ではないので、建物西側出入口の通過人数をカウンターで測定し、単純に入場者総数に加算すれば、その分だけ実際の入場者総数と重複することになる。

建物西側出入口のカウンター利用を取りやめることで、カウンターでの測定により算出した入場者数と実際の入場者数の乖離は、おおむね解消できたのであ

り、 から の全てのカウンター利用を取りやめる必要はなかったのではないかと推測するが、なぜ、上記bの測定方法に変更されたのか、疑問が残る。

(ケ) 往査実施日の入場者について

令和元年9月13日に交通科学館の現地往査を実施したが、その日の入場者総数について、交通科学館の担当者から次のように説明を受けた。

入場者総数 1,004 人

観覧合計 434 人

(内訳)

【個人】有料大人 31 人、有料小人 0 人、有料シニア 4 人、無料 6 歳以下 15 人、無料手帳視察大人 2 人、無料手帳視察小人 0 人、無料その他減免大人 0 人、無料その他減免小人 0 人、割引券大人 10 人、割引券小人 0 人、割引券シニア 2 人

【団体】一般団体有料大人 0 人、一般団体有料小人 0 人、一般団体有料シニア 0 人、一般団体無料幼児 0 人、幼稚園保育園園児 0 人、幼稚園保育園引率 0 人、市内小中学校生徒 0 人、市内小中学校引率 0 人、市外小中学校生徒 297 人、市内小中学校引率 26 人、高校生徒 0 人、高校引率 14 名、その他減免大人 0 人、その他減免小人 32 人、割引券大人 0 人、割引券小人 0 人、割引券シニア 0 人

1 さらに上記区分に属さない、個人・小中学生が 1 人いる。

2 当該日は特別支援学校の高等部の生徒と教員が観覧しており、生徒については、全員、手帳を持参しており、減免対象となるため、「その他減免小人」に入れている。

観覧以外合計 570 人

(内訳) おもしろ自転車利用者数 278 人、バッテリーカート利用者数 29 人、学校団体向け教育プログラム(車両基地見学)参加者数 193 人、学校団体向け教育プログラム(被爆電車見学)参加者数 33 人、ライブラリー利用者数 37 人

重複

・観覧合計人数のうち、学校団体向けプログラム(被爆電車見学)33人と重複。

・観覧合計人数のうち、おもしろ自転車利用者数 184 人及び学校団体向けプログラム(車両基地見学)193人で重複。

・観覧合計人数のうち、おもしろ自転車利用者数 67 人と重複。

(交通科学館へのヒアリング結果)

上記から考えると、担当課に報告される入場者総数は1,004人であるが、このうち477人は観覧合計と観覧以外合計で重複しており、実際の入場者の人数は527人であり、実数の約2倍の人数が過大報告されていることになる。往査日においては、重複している入場者の人数を交通科学館から聞き取ることができたが、これは、往査日が平日であり、個人の利用人数がわずかであった一方で、小学校等の校外学習の団体が複数利用しており、交通科学館が団体ごとに活動内容を把握しやすい利用状況だったからこそ、重複している人数が明らかになったという事情がある。現状の入場者数の測定方法では、個人利用客の多い土日では、重複している人数をおおよそでも推定することは不可能である。

(1) 人数の重複カウント

指定管理者の入場者総数を増やす運営努力の結果、入場者総数が過去に比べて増加することもあるが、一般的には、開館から年月が経過するにつれて、施設の入場者総数は微増、横ばい、又は減少していくのが自然である。

しかし、上記(イ)から(カ)までに示したとおり、交通科学館の入場者総数は、有料観覧エリアの入場者数である観覧合計の人数は減少傾向が続いているのに対して、観覧以外合計の人数が過去の実績と比べて大幅に増加しており、結果として両者を合計した入場者総数も増加傾向が続いている。

また、(3)監査の意見「ア レストラン閉店後の対応について」に記載したとおり、平成29年3月にレストランが閉店し、休日の昼の時間帯でも入場者が減少しているという現状から鑑みれば、入場者総数が増加しているという結果は合理的ではない。

また、上記(キ)の現在の入場者総数の測定方法により測定したところ、上記(ケ)往査実施日の担当課に報告される入場者総数は1,004人であるが、このうち477人は観覧合計と観覧以外合計で重複しており、実際の入場者の人数は527人であり、実数の約2倍の人数が過大報告されていたことを踏まえると、交通科学館の平成30年度の「観覧以外合計」192千人及び「入場者総数」258千人にはかなりの重複分があると考えざるを得ない。

(サ) 測定方法に関する一提案

交通科学館 1 階の出入口を示した図（ から が出入口）



実人数により近い入場者総数を把握する方策としては、 の正面出入口にカウンターを設置し、月に1日程度ある混雑日において、 又は を車で通過して、屋外広場に車を駐車する場合の、屋外広場に車を駐車した入場者については、人数を試算し、カウンターによる測定人数と合算するという方法などが考えられる。

<カウンターによる測定（平日及び通常の休日）>

入場者の多くは、車で来館するが、駐車場は上記図の の正面出入口の正面にあり、建物に入る利用者は の正面出入口を通過する。アストラムラインの長楽寺駅方面から徒歩等で来館する入場者も同様である。

建物内に入らず、 を歩いて屋外広場へ進入する方法もあるが、 から入って を通過し屋外広場へ出る場合と比べて、やや遠回りになるため、 から出入りする入場者はさほど多くなく、 にカウンターを設置する必要性は高くないと考える。場合によっては、 にある鉄扉（現在は開館時間の間は、鉄扉の一部を開放して出入りできるようになっている。）を閉めて出入りできないようにすることも考えられる。 と を出入口として限定することで、入場者を建物内を通過するよう誘導することができ、有料観覧エリアや売店の利用促進にもつながると考える。

は安川通りに通じる階段出入口であるが、徒歩での入場者が利用するものであり、利用は限定的であり、カウンターを設置する必要性は高くないと考える。市内バスの伴安バス停を下車した者が使うこともあろうが、バス停の位置と の位置関係から考えると、 よりも の横のスロープを通過して施設に入ってくる人が多いものと考えられる。また、交通科学館のホームページのアクセス情報には、市内バスを利用して伴安バス停で下車する旨の記載がないことから、市内バスを利用した入場者は限定的であると考えられる。

<カウンターによる測定と一定の試算による測定(混雑する休日(月に1日程度))>

担当課の説明によれば、月に1日程度の頻度で休日に駐車場が混雑し、を車で通過して屋外広場に駐車するケースがあるとのことであった。

交通科学館は年間約200万円で交通誘導業務を外部委託しており、混雑日には交通誘導員が配置されている。交通誘導員にを通過して入ってくる車の台数を数えてもらい、車の台数×4人など一定の試算を行い、カウンターでの測定結果と合算すれば、入場者のおおよその数は算定することが可能である。

カウンターのみでは、正確な入場者数を測定することはできないが、上記で記載したように、一定の試算を組み合わせると集計すれば、入場者の実人数により近い人数を求めることが可能である。

実人数の数倍に膨れ上がっている現状の測定方法を是認することは不適當である。交通科学館の利用実態をより正しく示す測定方法を担当課と交通科学館は検討されたい。

【指摘事項 3-1】 交通科学館の入場者総数について

ア 現在の施設入場者総数の測定方法と平成30年度の施設入場者総数について、
交通科学館は、担当課に対して、平成30年度の入場者数について、「観覧合計」65,339人、「観覧以外合計」192,938人、「施設入場者総数」258,277人と報告した。

「観覧合計」として報告される有料観覧エリアの人数は、個人の有料の入場者はチケットの発行枚数で人数を把握し、個人の無料の入場者は有料観覧エリア入口で接遇担当者が人数を数えて把握し、団体については、利用人数を記載した「見学申込書」の提出を受けて人数を把握している。

一方、「観覧以外合計」として報告される人数は、おもしろ自転車利用人数、バッテリーカート利用人数、企画展関連事業参加者数、1階無料スペースで実施するパネル展示観覧者数、被爆電車公開事業参加者数、工作教室・サイエンスショー等教育普及事業参加者数、学校団体向け教育プログラム参加者数、ライブラリー利用者数の合計である。

イ 重複カウントの実態

上記アの入場者総数の測定方法では、1人の入場者が「観覧合計」と「観覧以外合計」で重複することもあり、「観覧以外合計」の中でも重複して何人分にも数えられる可能性がある。

交通科学館の現在の利用人数の測定方法及び過去と平成30年度の入場者総数の比較分析結果を踏まえると、交通科学館の平成30年度の「観覧以外合計」192

千人及び「施設総入場者数」258千人にはかなりの重複分が含まれていると考えられる。

令和元年9月13日に交通科学館の現地往査を実施したが、その日の入場者総数について、交通科学館にヒアリングした結果、担当課に報告される入場者総数は1,004人（内訳は、「観覧合計」434人、「観覧以外合計」570人）であるが、このうち477人が重複カウントされており、実際の入場者の人数は527人であった。担当課には実数の約2倍の人数が入場者総数として過大報告されていることになる。

ウ 「観覧以外合計」の内訳の把握

交通科学館が担当課に提出する事業報告書に添付された観覧利用者集計表には、「観覧合計」は全28に内訳を設定してそれぞれに人数を記載し、担当課が確認している一方で、「観覧以外合計」はその内訳が一切記載されておらず、合計人数が記載されているに過ぎない。これでは担当課は、「観覧以外合計」を構成する各エリアの利用状況を把握することができない。担当課は「観覧以外合計」に含まれる利用人数の実態を内訳ごとに把握すべきである。

エ 現状の測定方法の問題点

担当課は、交通科学館への入場者が通過する出入口は計6か所あり、屋外広場へは館内を通ることなく、車でも入れる構造となっており、施設の特性上、カウンター機器のみでは正確な入場者数を測ることができないため、現在のような職員がエリアごとに正確な入場者数を計測し、合計する方法を採用している、という。

エリアごとに正確な入場者数を計測していたとしても、担当課はエリアごとの内訳を承知していない。また、エリアごとの入場者数は正確でも、それを合計した入場者総数は、交通科学館の利用状況を示す指標として、第三者がそれを見て、確からしいと納得できる数字になっているとは言い難く、説得力がない。

現状の測定方法による入場者総数は交通科学館に関する経済性、効率性、有効性の評価を誤らせるおそれがあり、入場者数の測定方法を再考すべきであると考ええる。

オ 今後の方向性

担当課は、当該施設では平成18年度からこの測定方法を採用しており、利用状況について十分傾向を示す数値になっているものと考えているというが、現状の測定方法で明らかなのは、有料観覧エリアの入場者数が減少し続けているという点のみである。観覧以外合計の合計人数が年々増加していることから読み取れる

傾向とは何を指しているのか不明である。観覧以外合計の内訳は担当課への報告対象となっておらず、内訳間で重複している人数が把握できるわけでもない。1人の人が、エリアを横断的に回るようになり、1人当たりの滞在時間が伸びている可能性もあり、交通科学館を訪れて有料観覧エリア以外を利用する人の実人数が増えている可能性もあるが、どれも明確ではない。

1人の入場者が重複して何人分にも数えられ、しかも重複している人数を概数でも把握することができない入場者数の測定方法は、公共施設の利用状況を表す指標の測定方法としては不適當であり、採用されるべきではない。

確かに、カウンター機器のみでは、正確な入場者数を測定することはできないが、特定の混雑日においては車の台数を基に試算を行う方法などを組み合わせて集計すれば、利用者の実人数により近い人数を求めることが可能である。年間で約3億円もの市税を投入して運営している交通科学館の利用状況をより正確に把握し、今後の運営方針を決める参考にするために、実人数の数倍に膨れ上がっていると推定される現状の測定方法を是認することは不適當であり、交通科学館の利用実態をより正しく示す測定方法を担当課と交通科学館は検討されたい。

カ 入場者総数の測定方法に関する各種資料への注記について

交通科学館の入場者総数は、「広島市統計書」等の統計データとして使用されているが、交通科学館の入場者総数の測定方法は、過去に2回変更され、測定結果の連続性が失われている。そのため、このままでは時系列分析を行うことができない。入場者総数の測定方法を変更する場合には、いつからどのように変更したのかという点について、注記をする必要がある。

「広島市統計書」においては、「市立博物館等文化施設入館者数」として、年度別に交通科学館、郷土資料館、広島城、水道資料館、現代美術館、こども文化科学館、健康科学館、江波山気象館、植物公園、安佐動物公園、森林公園こんちゅう館の施設入場者数を比較する形で記載されている。このうち、郷土資料館、江波山気象館、植物公園、安佐動物公園は今年度の包括外部監査の対象であったが、いずれの施設においても、重複なく入場者数を測定し、担当課に報告していることを監査手続で確認した。統計データ利用者に対して誤解を与えることのないよう、交通科学館の入場者数の測定方法は他の博物館等と異なっており、入場者の人数には重複があり、重複している人数は不明である旨を注記すべきである。

イ 外部に製作を委託した模型や自転車が備品に登録されていないことについて

(7) 指定管理における備品の取扱い

平成30年3月26日付けで広島市(甲)と広島市文化財団(乙)が締結した

広島城、広島市こども文化科学館、広島市江波山気象館、広島市交通科学館及び広島市郷土資料館の管理に関する基本協定(以下「基本協定」という。)第24条には、次のとおり備品に関する定めがある。

(甲による備品等の貸与等)

第24条 乙は、本業務を実施するうえで必要な備品等を指定管理料等の本業務に係る収入により購入することができる。この場合において、当該備品等は、甲の所有に帰属するものとする。

2 甲は、前項の備品等及び別紙2に掲げる管理物品(以下「備品等(種)」という。)を無償で乙に貸与する。(以下省略)

「別紙2に掲げる管理物品」の記載は次のとおりである。

2 管理物品

(1) 備品

別冊「交通科学館市有備品一覧」参照

(2) 博物館資料

(3) 消耗品等

(出典:「基本協定」)

また、基本協定に係る「広島市交通科学館指定管理者業務仕様書」には、物品の管理について、次の記載がある。

エ 物品の管理

(ア) 本協定書第24条第2項に定める備品等(種)の数量、使用場所等を把握し、利用者の利用状況、備品等(種)の状態を日々確認すること。(以下省略)

(出典:「広島市交通科学館指定管理者業務仕様書」)

(イ) 広島市における備品管理の流れ

上記(ア)に記載したとおり、基本協定締結時の「交通科学館市有備品一覧」に掲載された備品及び指定管理者が指定管理料等から購入した備品は広島市に帰属するものであり、広島市の物品管理に関する規則等に基づいて管理されるべきものである。

広島市の物品管理に関する規則としては、「広島市物品管理規則」「物品管理事務の手引(平成31年4月会計室編集)」が主に該当する。

広島市物品管理規則には、次の定めがある。

(物品の分類)

第3条 物品は、次の各号に掲げる分類により区分して整理しなければならない。

- (1) 備品
- (2) 消耗品
- (3) 原材料
- (4) 雑品

2 前項の分類に属すべき物品の品名は、別に定める。

(出典：広島市物品管理規則)

「物品管理事務の手引」には、次の記載がある。

物品の分類

備品

その性質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用できるもの及びその性質が消耗品のものであっても、標本及び陳列品又はこれらに類するものとして保管するもので、取得価額又は評価価額が20,000円以上(動物は100,000円以上)のものを備品とします。備品は、その用途又は性質により、次のように10種に大分類します。

事務用機器、工事作業用機器、理化学機器、医療用機器、その他の機器、車両・船舶、標本・模型・美術品、動物、図書、学校用具

(「物品管理事務の手引」に基づき監査人が作成)

上記定義により、備品に該当するものについては、以下の業務の流れで備品として管理されている。なお、交通科学館は模型や自転車の製作を外部に委託しているが、それらも取得価額が20千円以上であれば、備品に該当する。

備品に関する事務の流れ

No	業務の内容
	交通科学館が予算の範囲内で、備品に関する契約、発注、検収を行う。
	交通科学館は、担当課に対して備品の購入の報告と貸与の申請を行う。
	担当課は、に基づき、財務会計システムで備品受入処理を行う。
	担当課は、備品受入処理後に備品シールを出力し、交通科学館に送付する。
	交通科学館は備品シールを現物に貼付する。
	担当課は毎年10月頃に、交通科学館に対して、交通科学館に係る「備品台帳」を送付する。

No	業務の内容
	交通科学館は「備品台帳」と現有備品との照合を行い、その結果を担当課に報告する。
	備品の廃棄等については、担当課と交通科学館で随時協議を行い、廃棄する場合には、担当課において不用決定を行い、備品台帳からの削除のための財務会計システムへの登録を行い、交通科学館は現物の処分を行う。現物の処分に支払が発生する場合には、交通科学館が指定管理料から負担する。

(ウ) 指摘事項の内容

平成 30 年 3 月 26 日現在の備品台帳及び同日後に交通科学館が新規に購入した備品の財務会計システムで備品登録されたデータを担当課から提供を受け、任意に抽出した 9 件について、現物と照合した。備品台帳と現物の照合の結果、9 件について差異はなかった。

一方、備品台帳には、合計 606 点の備品が掲載されていたが、交通科学館の施設の大きさと、施設の内容からは、備品台帳に登録されている備品の件数が少なすぎるのではないかという疑問をもった。また、備品台帳のうち、模型や所蔵品と思われるものは次の 2 点だけであった。

備品一覧に掲載されていた所蔵品

(単位：千円)

No	品名	価額	取得日
1	絵画 有田守成「黎明」	6,000	平成18年1月19日
2	模型 ミニ四駆スタート台	42	平成10年3月18日

(備品一覧に基づき監査人が作成)

屋外広場で貸出しをしているおもしろ自転車やバッテリーカートも、備品台帳に掲載されていなかった。

監査人は、交通科学館の平成 30 年度の予算差引簿を通査し、その「件名」から、備品の取得に該当する可能性がある取引を特定し、見積書、契約書、納品書等の関連証憑及び現物を確認し、「広島市物品管理規則」及び「物品管理事務の手引(平成 31 年 4 月会計室編集)」に照らして備品に該当するか検討を行った。

下記の No1 から No5 までは、委託費に計上され、備品台帳への登録は行われていない。

委託費に計上され、備品登録されていない自転車及び模型

(単位:千円)

No	納品日	支払日	件名	金額	備考
1	平成30年7月6日	平成30年7月31日	広島市交通科学館夏季企画展用ミニカー展示台製作	48	ジオラマ付きの展示台1台の製作を外部に委託したもの。舗装道路等を再現した展示台である。令和元年9月13日現在、収蔵室にて保管中。
2	平成31年1月4日	平成31年2月20日	広島市交通科学館おもしろ自転車製作業務	373	てんとう虫サイクル1台、ロケットサイクル1台の製作を外部に委託したもの。交通科学館の説明によれば、2台の価額は同程度で、いずれも1年を超えて利用可能なものであり、途中で修繕すれば約20年間は利用が見込まれる。令和元年9月13日現在、おもしろ自転車コーナーで利用中。
3	平成31年3月1日	平成31年3月29日	広島市交通科学館春季企画展建設機械情景模型製作業務	225	情景模型3基。ホイールローダーがダンプトラックに土砂を積み込む様子。道路際の斜面を整備する油圧ショベルと鋭角に曲がる作業道を小回りするアーティキュレートダンプ。造成工事で地面をならすモータースクレーパーとブルドーザー。令和元年9月13日現在、展示室で展示中。
4	平成31年2月27日	平成31年3月29日	平成30年度広島市交通科学館模型資料(自動車)製作業務	31	マツダロードスターND2015年1/18スケール1点、ダラーラDWホンダ2017年アメリカ1/18スケール1点の製作を外部に委託したもの。令和元年9月13日現在、収蔵室にて保管中。2台の金額の割り振りは資料からは読み取れない。仮にいずれかが2万円以上であれば、備品に該当する。
5	平成31年3月13日	平成31年3月29日	平成30年度広島市交通科学館鉄道模型製作業務	676	JR九州787系電車(「AROUND THE KYUSHU」6両1編成仕様)日本1/80スケール1点、JR東日本HB-E300系気動車(「リゾートビューふるさと」2両1編成仕様)日本1/80スケール1点の製作を外部に委託したもの。令和元年9月13日現在、収蔵室にて保管中。

(「予算差引簿」等に基づき監査人が作成)



No1 ミニカー展示台



No2 てんとう虫サイクル



No2 ロケットサイクル



No3 ホイールローダー



No3 油圧シャベル他



No3 ブルドーザー他



No4 マツダロードスター他



No5 AROUND THE KYUSHU



No5 リゾートビューふるさと

上記 No2 については、備品のうち車両・船舶に該当し、No1、No3、No4、No5 は標本・模型・美術品に該当するものと考え、交通科学館は備品台帳の登録に必要な手続を実施していない。

【指摘事項 3-2】 外部に製作を委託した模型や自転車が備品に登録されていないことについて

交通科学館における広島市の備品台帳には、絵画が1点、模型1点が掲載されているが、それ以外に所蔵品と思われるものが掲載されていない。

監査人は、交通科学館の平成30年度の予算差引簿を通査し、その「件名」から、備品の取得に該当する可能性がある取引を特定し、見積書、契約書、納品書等の関連証拠及び現物を確認し、「広島市物品管理規則」及び「物品管理事務の手引（平成31年4月会計室編集）」に照らして備品に該当するか検討を行った。

その結果、「委託費」として費用処理されているもののうち、備品の取得に該当し、広島市の備品台帳に登録する必要があるにもかかわらず、登録されていないものとして、車両（自転車）2台、取得価額合計373千円、模型8点、取得価額合計980千円を検出した。

広島市の備品台帳に本来掲載されるべき備品が掲載されていないということは、備品台帳の管理機能を弱め、紛失、盗難のリスクを高め、備品に関する経済性、効率性、有効性の判断を誤らせる要因になる。

担当課は、交通科学館に対して広島市の備品の定義を正しく説明し、備品台帳の登録漏れがないように指導し、備品の管理を適正に行う必要がある。

担当課及び交通科学館は、平成30年度以降に取得した模型等の所蔵品で広島市の備品に該当するものについては、早急に備品台帳への登録手続を進める必要がある。

平成29年度以前においても、平成30年度と同様に外部に製作を委託し、会計上は委託費として処理した模型等の取得に該当する取引が多数存在するものと推定される。利用者向け模型の検索システムによれば、平成29年度までに収集された模型は2,268点（航空機264点、船舶191点、鉄道576点、自動車1,237点）であり、それらの全てが備品台帳に登録されていないが、相当数は、本来は、模型として備品台帳に登録すべきものであると推定される。また、令和元年9月末現在、おもしろ自転車コーナーで稼働している自転車の総数は68台、バッテリーカートコーナーで稼働しているカートは11台であり、全てが備品登録されていないが、相当数は本来は、車両として備品台帳に登録すべきものであると推定される。

平成29年度末で前任の指定管理者との契約は終了となったが、広島市と前任の指定管理者が締結した指定管理に係る基本協定によれば、指定管理者は、指定管理期間終了後も本業務に関する帳票及び帳簿を5年間保存することとされている。

担当課は、前任の指定管理者の指定管理期間であった平成26年度から平成29年度において「委託費」として会計処理した取引のうち、模型、自転車、バッテリーカートの取得に該当する取引の洗出しを行い、「広島市物品管理規則」及び「物品管理事務の手引（平成31年4月会計室編集）」に照らして備品の定義に該当するものについては、備品台帳への登録手続を実施する必要がある。

ウ 防火シャッターの危害防止装置の未設置について

(ア) 平成 30 年度の事業報告書の記載

「広島市交通科学館事業報告書(平成 30 年度)」別添 4「施設・物品の滅失・き損の状況」に、防火シャッターへの危害防止装置の追加に関する次の記載がある。

項目：防火シャッターへの危害防止装置の追加
場所：各階フロア
内容：建築基準法施行令第 112 条第 14 項が平成 17 年 12 月 1 日に改正されたことに伴い、防火区画などに用いる防火シャッターについては、避難停止装置(危害防止装置)の設置が義務付けられたが、当館の防火シャッターには当装置が未設置であり、現状では同法令の基準を満たしていない。
対応：広島市へ平成 31 年度建築及び設備工事等に係る見積依頼案件として依頼書を提出済。

(出典：「広島市交通科学館事業報告書(平成 30 年度)」別添 4「施設・物品の滅失・き損の状況」)

なお、同様の記載は変更前の指定管理者が提出した平成 29 年度事業報告書にも記載されている。交通科学館によれば、危害防止装置を設置すべき防火シャッターは合計 9 枚あり、見積りをとったところ、合計で 6,440 千円(税抜)の費用がかかるとのことであった。

(イ) 定期点検結果報告書の記載

平成 30 年 12 月 15 日付けの定期点検結果報告書には、次の記載がある。

定期点検結果報告書(防火設備)
点検による指摘の概要
要是正の指摘あり(既存不適合)防火シャッター

(出典：平成 30 年 12 月 15 日付け「定期点検結果報告書」)

【指摘事項 3-3】 防火シャッターの危害防止装置の未設置について

平成 17 年 12 月、改正建築基準法施行令等が施行され、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置が義務付けられたが、交通科学館の防火シャッターは、平成 29 年度及び平成 30 年度の建築設備定期点検において、危害防止装置の未設置が指摘されている。

交通科学館によれば、危害防止装置を設置すべき防火シャッターは合計 9 枚あり、見積りをとったところ、合計で 6,440 千円(税抜)の費用がかかるとのことであった。

指定管理に係る基本協定第 13 条第 2 項において、交通科学館の施設の修繕については、1 件につき原則として 100 万円以上のものについては、広島市が必要と認

めた場合には、広島市の費用と責任において実施するものと定められており、本件についても、広島市が行うべき修繕である。

平成 29 年度広島市包括外部監査結果報告書には、担当課が所管し、広島市文化財団が指定管理を行っている公民館等の複数の施設の防火シャッターの危害防止装置の既存不適格に対する監査意見が記載されており、担当課及び交通科学館の指定管理を行っている広島市文化財団は、危害防止装置を装着していない防火シャッターの具体的危険性を把握しているものと考えられる。

交通科学館の施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、担当課は、早急に防火シャッターの危害防止装置を設置すべきである。

広島市文化財団が指定管理を行っている江波山気象館においても、防火シャッターの危害防止装置の未設置の状況があったが、江波山気象館と担当課で協議の上、1 件当たり 100 万円以上の修繕であっても、江波山気象館が指定管理料から修繕費を負担して、危害防止装置を設置したという事例もある。

本件について、担当課における予算措置が不可能であるならば、担当課と交通科学館で協議の上、交通科学館が指定管理料から修繕費を負担することができないか、検討されたい。

エ エレベーター機器の劣化について

「広島市交通科学館事業報告書（平成 30 年度）」別添 4「施設・物品の滅失・き損の状況」に、エレベーター機器の劣化に関する次の記載がある。

項目：エレベーター機器の劣化

場所：館内外

内容：当該機器は、設置から 23 年が経過しているため、主要装置（駆動モーターや制御装置部分）など、全体的に機器の経年劣化が進んでいる。また、エレベーターの法定償却耐用年数（大蔵省令第 15 号による）は 17 年と定められており、主要装置の耐用年数もおおむね 20 年で部品供給期限も 25 年間程度であることから、一部の部品については製造中止となっている。万一、故障が起こった場合は代替品や改造での対応となり、多大な時間を要する可能性がある。更に、平成 28 年 9 月からの半年間に 7 回の故障（かごの停止位置のズレ 5 回、閉じ込め事故 1 回、その他 1 回）が多発していることから、安定的な稼働が難しい状況である。

対応：広島市へ平成 31 年度建築及び設備工事等に係る見積依頼案件として依頼書を提出済。

（出典「広島市交通科学館事業報告書（平成 30 年度）」別添 4「施設・物品の滅失・き損の状況」）

なお、同様の記載は変更前の指定管理者が提出した平成 29 年度事業報告書にも記載されている。

上記のとおり、平成 28 年 9 月からの半年間に 7 回の故障（かごの停止位置のズレ 5 回、閉じ込め事故 1 回、その他 1 回）が起って以降は、エレベーターの故障は発生していなかったが、令和元年 7 月に 2 件の故障が発生している。故障報告書によれば、故障の概要は次のとおりである。

故障発生日時：令和元年 7 月 4 日朝 故障内容：1 階レベルにて管制運転にて休止状態になった。 原因：何らかの要因でオーバータイムで走行不能状態になったと思われる。 処置：各関係箇所確認。UP 起動時のタイマーリレー、ミニチュアリレー、計 8 個を取替えた。 故障発生日時：令和元年 7 月 5 日朝 故障内容：2 階レベルにて管制運転にて休止状態になった。 原因：何らかの要因でオーバータイムで走行不能状態になったと思われる。 処置：油圧コントローラーを取り替えた。

（出典「故障報告書」）

【指摘事項 3-4】 エレベーター機器の劣化について

交通科学館の館内外に設置されたエレベーター機器は、設置から 23 年が経過し全体的に機器の経年劣化が進み、一部の部品については製造中止となっているため、万一、故障が起こった場合は代替品や改造での対応となり、多大な時間を要する可能性がある。

また、平成 28 年 9 月からの半年間に 7 回の故障（かごの停止位置のズレ 5 回、閉じ込め事故 1 回、その他 1 回）が起って以降は、エレベーターの故障は発生していなかったが、令和元年 7 月に 2 件の故障が発生し、部品取替え等の処置を行っている。

交通科学館は、エレベーターの故障発生の都度、担当課へ報告を行い、修繕の要望を伝えている。交通科学館の施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、担当課はエレベーターの修繕を優先的に行う必要がある。

(3) 監査の意見

ア レストラン閉店後の対応について

(ア) 閉店後のレストランスペース

交通科学館 1 階には、以前、民間業者が出店し市が目的外使用の許可を行った

レストランがあったが、運営業者が撤退し、平成 29 年 3 月にレストランは閉店した。

レストランスペースはもともと、調理する厨房エリアと利用者が飲食するエリアから構成されていた。交通科学館の説明によれば、1 階レストランスペースは指定管理業務の管理の対象外であるが、担当課の許可を得て、現在では団体客の昼食休憩場所として飲食エリアを利用しているとのことであった。

一方、厨房エリアはレストラン閉店後、2 年半以上使われない状態が続いている。



厨房エリア 現在は使われていない。



飲食エリア レストラン営業時にはテーブルとイスが設置されていたが、現在ではそれらを移動し、何も置かないスペースを作っている。往査日には、校外学習で訪れた小学校の児童たちが各自持参したレジャーシートを床に敷いて、昼食を食べていた。

交通科学館によれば、レストラン閉店後は、休日の昼食時間帯であっても館が閑散とした状況となり入館者減少の要因とともに、入館者の滞在時間も短くなっているとのことであった。

(イ) 厨房で遊休状態にある機器

厨房エリアには、約 2 年半の間、遊休状態になっている備品が多数ある。平成 28 年 4 月に 346 千円で購入した製氷機は、購入から 1 年もたたないうちに利用されなくなり、その後、遊休状態が継続している。

(ウ) レストラン等目的外使用料の予算計上

指定管理料の財源は、一般財源と特定財源に区分されるが、特定財源のうちには、レストラン等の目的外使用料が予算及び決算に計上されている。

目的外使用料の平成 27 年度から令和元年度までの推移は、次のとおりである。

目的外使用料

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	1,736	1,796	1,796	1,796	1,812
決算額	1,666	1,649	58	61	

(「経常費要求調書」等に基づき監査人が作成)

レストランは、平成 28 年度末に閉店したため、平成 29 年度以降の目的外使用料の決算額は減少している。一方で、予算額はレストラン閉店前と同額以上で計上されている。

【意見 3-1】 レストラン閉店後の対応について

交通科学館 1 階には、以前、民間業者が出店し市が目的外使用の許可を行ったレストランがあったが、運営業者が撤退し、平成 29 年 3 月にレストランは閉店した。

レストランスペースは、調理する厨房エリアと利用者が飲食するエリアから構成されていたが、レストラン閉店後は、飲食エリアは団体客の昼食休憩場所として利用されている。厨房エリアはレストラン閉店後、2 年半以上使われない状態が続いており、約 2 年半の間、遊休状態になっている備品が多数ある。例えば、平成 28 年 4 月に 346 千円で購入した製氷機は、購入から 1 年もたたないうちに利用されなくなり、その後、遊休状態が継続している。

レストラン閉店から 2 年半が経過してもなお、レストランスペースの入口には、「Restaurant」の看板が掲げられ、レストラン閉店を知らせる貼り紙が貼ってある状態は、交通科学館に対する利用者の印象を損ねるものである。また、厨房エリアや、厨房機器等の備品について、長期間遊休状態にあることは、有効性の観点から問題がある。

担当課は、レストラン閉店後も、レストランの目的外使用料は歳入として予算計上し続けており、レストランの再開を考えているようにも見える。

担当課は、新しい運営業者を探して、レストランを再開するのか、レストラン以外の形態に変更するのか、これ以上対応を先延ばしすることなく、方針を決定し実行に移すべきである。

イ 所蔵品リストへの登録について

交通博物館の所蔵品を管理するリストは 2 種類ある。

展示室 2 階の「世界の乗り物」コーナーに展示する模型等はデータベースで管理されており、平成 29 年度までに収集された乗り物模型 2,268 点（航空機 264 点、船舶 191 点、鉄道 576 点、自動車 1,237 点）が登録されており、館内各所に設置されている端末装置「ハイパーブック」で利用者が自ら調べることができるようになっている。

なお、交通科学館は、このデータベース及び館内の展示用・事務用パソコンの運用について、「展示資料研究システム賃貸借及び機器等保守業務」契約を民間企業と締結し、年間 8,415 千円の使用料及び賃借料を支払っている。

展示室 2 階「なんでもコレクション」コーナーでは、寄附及び収集により取得した所蔵品や交通科学館が外部に製作を委託した模型等を展示している。これらは、上記データベースとは別に、表計算ソフトにて作成した「交通科学館資料リスト（何でもコレクション・企画展収集分）」で管理されており、所蔵品 1 点ごとに、登録番号、資料名、提供元、概要（資料の説明）、情報期間、サイズ、点数、提供・収集時期（年月日）、登録年度が登録されている。

【意見 3-2】 所蔵品リストへの登録について

交通科学館が平成 31 年 2 月 27 日に取得した自動車の模型 2 点（取得価額は合計 31 千円）、平成 31 年 3 月 13 日に取得した鉄道模型 2 点（取得価額は合計で 676 千円）は、展示室 2 階の「世界の乗り物」コーナーに展示する模型であるが、往査を実施した令和元年 9 月 13 日現在、これらの模型は展示されておらず、バックヤードに保管されている状態であり、「世界の乗り物」コーナーに展示する模型を管理するデータベースには登録されていなかった。

交通科学館の説明によれば、担当者が業務繁忙のため、納品日から半年以上が経過してもデータベースに登録していないとのことであった。データベースへの登録時期については交通科学館において明確なルールがなく、曖昧な運用が行われている。交通科学館はデータベース運用に関するルールを明確にし、データベースに登録すべき模型を取得した場合には、速やかに登録を行うよう努められたい。

5 【事業 4】 広島市映像文化ライブラリー（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 設置目的

広島市映像文化ライブラリー条例に基づき、広島市映像文化ライブラリー（以下「映像文化ライブラリー」という。）は、映像及び音楽に関する作品及び資料を収集し、保存し、その活用を図り、もって文化の向上に寄与することを目的に設置されている。

イ 沿革

広島市映像文化ライブラリーは、地方自治体としては初めての 35 ミリ映画の収集・保存とその上映を行い、その他フィルム、ビデオテープ、レコードなどを収集・保存する専門施設として、中区基町中央公園内に、昭和 57 年に開館した。

映像文化ライブラリーに指定管理者制度が導入されたのは平成 18 年度であり、公募により指定管理者を決定している。平成 18 年度以来、広島市文化財団が指定管理者として、映像文化ライブラリーの管理を行っている。

ウ 施設の概要

(ア) 施設内容

映像文化ライブラリーの建物は、地下 1 階、地上 3 階、建築面積 386.57 m²、延床面積 1293.2 m²である。地下 1 階は利用者は立ち入れず、収蔵庫、貸出機器庫、編集調整室がある。



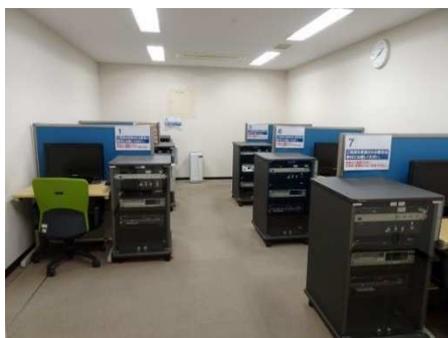
映像文化ライブラリー外観



地下 1 階収蔵庫

(35 ミリフィルム等が収蔵されている)

1 階にはビデオコーナー、オーディオコーナー、試写試聴室、多目的研修室、事務室がある。2 階にはホールがあり、映画鑑賞会や講演会の開催会場として使われている。3 階は利用者は立ち入れず、映写・放送室があり、2 階ホールへの映写及び音響関係の設備が設置されている。



1 階ビデオコーナー

(DVD等を視聴できる)

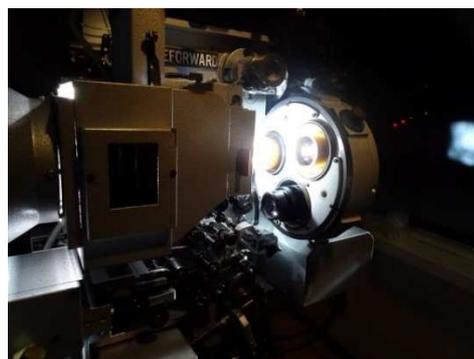


オーディオコーナー

(レコード等を聴くことができる)



2階ホール
(全 169 席)



3階映写・放送室
(映写機等が設置されている)

(イ) 開館時間

火曜日から土曜日は午前 10 時から午後 8 時まで、日曜日・祝日・8 月 6 日は午前 10 時から午後 5 時まで開館している。休館日は、月曜日(ただし、祝日と重なった場合は開館、その直後の平日が休館となる。)、祝祭日の翌日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)である。

(ウ) 鑑賞料・使用料

鑑賞料

区分			大人	シニア こども
鑑賞料	35 ミリフィルムによる映画鑑賞会	個人	510 円	250 円
		団体	400 円	190 円
	その他の映画鑑賞会	個人	380 円	180 円
		団体	290 円	140 円

(注 1) 上記金額は税込みである。

(注 2) こどもとは、高校生相当者をいう。小・中学生と幼児は無料である。

(注 3) 団体とは 30 人以上をいう。

(注 4) 一定の要件に該当する場合には、鑑賞料は減免される。

使用料

区分		金額(税込)
使用料	ビデオ装置 (ビデオコーナー)	30 分 : 100 円
	オーディオ装置 (オーディオコーナー)	60 分 : 100 円

エ 指定管理の概要

(ア) 指定管理期間等

指定管理者は、広島市文化財団であり、直近の指定管理期間は、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

平成 30 年度の人員体制は、常勤職員 5 名、非常勤職員 2 名であった。

担当課と広島市文化財団は、平成 30 年 4 月 1 日付けで「広島市映像文化ライブラリーの管理に関する平成 30 年度協定書」(以下「年度協定」という。)を締結しており、年度協定に定められた平成 30 年度の指定管理料は、89,253 千円であった。

(イ) 平成 30 年度の事業計画

年度協定には、平成 30 年度の事業計画として、映画フィルムの収集・保存、企画展等の開催として 13 事業、講座等教育普及事業の実施として 8 事業、歴史、民俗、芸術及び科学等に関する情報の収集・提供として 2 事業が記載されており、平成 30 年度の事業実施状況は下記のとおりである。

年度協定に定められた平成 30 年度の目標利用人数は、33,700 人であった。担当課によれば、目標利用人数は原則として過去 4 年間の年間利用者数の実績値の平均を基に設定する。しかし、映像文化ライブラリーは平成 25 年 7 月から高齢者の鑑賞料の減免の見直しにより、利用者数が減少したことから、平成 27 年度から令和元年度までの指定管理期間については、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの利用者数を基に目標利用人数を算定しているとのことである。

オ 平成 30 年度の事業実施状況等

平成 30 年度の事業実施状況は、次のとおりであった。

(ア) 映画フィルムの収集・保存の実施状況

平成 30 年度に「フィルム収集等について御意見を承る会」を東京と広島で各 1 回開催した上で、収集作品を決定した。東京で開催した「フィルム収集等について御意見を承る会」には、国立映画アーカイブ学芸課長他合計 5 名が出席し、広島で開催した「フィルム収集等について御意見を承る会」には、広島県興行生活衛生同業組合会長他合計 12 名が出席した。

平成 30 年度には、35 ミリフィルム映画 9 作品を合計 9,953 千円で購入し、DVD・ブルーレイディスク(以下「BD」という。) 15 作品を合計 757 千円で購入した。

(1) 映画鑑賞会等の実施状況

平成30年度事業実施状況

区分		回数 (単位：回)	入場者数等 (単位：人)
映画鑑賞会	名作映画鑑賞会	所蔵する35ミリフィルム・16ミリフィルムの名作映画をテーマごとに上映する鑑賞会である。 月12日程度、1日2回から3回上映する。	398 19,935
	文化映画鑑賞会	所蔵する16ミリフィルムの文化映画やドキュメンタリー等を上映する鑑賞会である。 月6日程度、1日2回上映する。	52 1,163
	外国映画鑑賞会	異文化理解を深めるための外国映画の鑑賞会である。 年50日程度、1日2回上映する。	163 8,337
	子ども映画	広島市内の幼稚園等を対象に子ども向け映画を出張上映する。	24 1,650
	その他の映画	野外上映会「この世界の片隅に」の開催等を行う。	8 741
小計		645	31,826
レコードコンサート	テーマに沿って音楽を紹介する解説付きコンサートである。 年6回開催する。	6	266
ディレクターズ・トーク	映画監督等を招いて行う講演会である。平成30年度は映画監督の阪本順治氏をゲストに迎えて実施した。	1	116
講座・ワークショップ	夏休み「かつべん（活弁）」ワークショップ他	6	100
企画展示展	「銀幕旅情」ポスター展他	-	4,807
設備提供	ビデオ	ビデオ・DVDの個人視聴	- 824
	オーディオ	レコード、カセットテープ、CDの個人聴取	- 153
	試写試聴室	試写試聴室の利用	- 66
	小計		- 1,043
機器の貸出	16ミリフィルム	無料で、広島市内の社会教育関係団体へ、映	- 37
	ビデオソフト	写機等視聴覚機器、映画フィルム（16ミ	- 24
	DVD	リ）、ビデオテープ、DVDの貸出及び映画	- 160
	その他	フィルム（16ミリ）等の試写を実施する。	- 63
小計		-	284
合計			38,442

（「広島市映像文化ライブラリー事業報告書（平成30年度）」、「広島市映像文化ライブラリー要覧2019（令和元年度）」に基づき監査人が作成）

映像文化ライブラリーの平成30年度の利用者数実績は38,442人であり、目標利用者数33,700人を4,742人上回る結果となった。なお、平成29年度の利用者数実績は41,246人であり、前年度と比較すると、6.8%の減少であった。

平成 24 年度以降の利用者数の推移は、次のとおりである。
映像文化ライブラリーの年間利用者数の推移

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標	58,500	59,000	59,500	32,800
実績	62,285	37,097	31,296	37,355

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標	33,100	33,400	33,700	34,000
実績	39,856	41,246	38,442	

(「経常費要求調書」「広島市映像文化ライブラリー事業報告書(平成30年度)」に基づき監査人が作成)

平成 25 年 7 月に高齢者の鑑賞料の減免が見直されたことに伴い、年間利用者数が減少し、それ以降は年間利用者数は、おおむね 40 千人前後で推移している。

カ 指定管理料等

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	89,253	89,253	89,253	89,253	90,309
決算	89,253	89,253	89,253	89,253	-

当初予算の財源内訳は、次のとおりである。

当初予算の財源内訳

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般財源	89,208	89,204	89,204	89,201	90,257
目的外使用料(自動販売機) 光熱水費等立替収入	45	49	49	52	52
合計	89,253	89,253	89,253	89,253	90,309

キ 事業の収支の状況

映像文化ライブラリーは、利用料金制を導入しており、指定管理料と利用料金収入を財源として、事業を行っている。

平成 27 年度以降の収支の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

指定管理期間		指定管理期間(平成27年度から令和元年度までの5年間)								
		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算
収入	指定管理料収入(A)	89,253	89,253	89,253	89,253	89,253	89,253	89,253	89,253	90,309
	利用料金収入等(B)	5,738	6,701	5,891	6,035	6,044	6,362	6,197	6,405	6,350
	収入計(C)=(A)+(B)	94,991	95,954	95,144	95,288	95,297	95,615	95,450	95,658	96,659
	前年度繰越金(D)				2,238		3,367	4,040	5,546	5,546
	(E)=(C)+(D)	94,991	95,954	95,144	97,526	95,297	98,982	99,490	101,204	102,205
支出	人件費(F)	31,309	32,679	32,831	35,150	34,419	30,049	32,091	34,349	35,693
	施設管理経費(施設修繕費・備品購入費を除く)(G)	50,965	47,699	49,114	44,628	48,177	48,293	53,728	48,907	54,749
	施設修繕費・備品購入費(H)	12,717	13,337	13,199	14,382	12,701	15,094	13,671	12,255	11,763
	支出計(J)=(F)+(G)+(H)	94,991	93,715	95,144	94,160	95,297	93,436	99,490	95,512	102,205
次年度繰越金	(E)-(J)		2,239		3,366		5,546		5,692	

(「経常費要求調書」「平成 30 年度決算額調」に基づき監査人が作成)

平成 30 年度の支出計の内訳は、次のとおりである。

平成30年度支出額の内訳

(単位：千円)

区分	予算現額	決算額	差異
報酬	4,486	4,421	64
給料手当	25,218	25,009	208
福利厚生費	5,020	4,918	101
賃金	1,993	1,628	364
報償費	577	535	41
旅費	384	319	64
消耗品費等	4,874	4,298	575
食糧費	116	109	6
光熱水費	4,264	4,263	0
修繕料	1,465	1,213	251
通信運搬費	976	622	353
手数料等	413	101	311
保険料	57	13	43
委託料	24,621	24,619	1
使用料及び賃借料	9,497	9,485	11
備品購入費	12,596	11,041	1,554
負担金及び補助金	87	64	23
公課費	2,846	2,845	0
合計	99,490	95,512	3,977

(「平成 30 年度決算額調」に基づき監査人が作成)

(注1) 消耗品費等の決算額 4,298 千円のうち、2,680 千円は、チラシ、パンフレット、ポスター等の作成に係る費用である。

(注2) 委託料の決算額 24,619 千円の内訳は、次のとおりである。

委託料の決算額内訳

(単位：千円)

委託業務の内容	金額
視聴覚機器運転及び貸出用映画フィルム点検・補修業務	9,432
映写業務	4,791
受付案内業務	4,495
清掃業務	1,051
空調・電気設備保守管理業務	1,022
エレベーター保守点検業務	1,010
活弁シアター開催業務	663
警備業務	633
「夏休み活弁シアター&ワークショップ」開催業務	600
野外上映会上映業務	216
殺菌消毒業務	177
体感音響システム委託業務	106
その他	418
合計	24,619

(「予算差引簿」に基づき監査人が作成)

(注3) 使用料及び賃借料の決算額 9,485 千円のうち、8,742 千円は、映画作品借上に係る費用である。

(注4) 備品購入費の決算額 11,041 千円のうち、9,953 千円は 35 ミリフィルム映画 9 作品の購入費用であり、757 千円は DVD・BD 15 作品の購入費用である。

ク 収集資料について

平成 31 年 3 月末現在における映像文化ライブラリーの資料収集の状況は、次のとおりである。

(単位：本)

	分類	数量
日本名作映画	35ミリ映画	674
	16ミリ映画	64
	BD等	4
	合計	742

(単位：本、枚)

教育文化映画 (16ミリフィルム・ビデオテープ・DVD)	分類	16ミリ	ビデオ	DVD
	文化映画	776	768	41
	団体グループ活動	51	38	3
	家庭教育	172	69	1
	青少年教育	43	77	12
	人権啓発	106	56	6
	安全・特別支援教育・性教育	89	141	30
	スポーツ	36	510	0
	平和教育	118	97	36
	児童劇	112	0	2
	アニメーション	327	8	80
	合計	1,830	1,764	211

(単位：本)

8ミリフィルム	分類	数量
	文化映画	95
	劇映画	27
	スポーツ	12
	アニメーション	107
	合計	241

(単位：本)

ビデオテープ	分類	数量
	文化	974
	音楽	667
	スポーツ	231
	外国映画	808
	日本映画	496
	アニメーション	519
合計	3,695	

(単位：枚)

DVD・BD	分類	DVD	BD
	文化	30	1
	音楽	1	0
	外国映画	76	11
	日本映画	55	0
	アニメーション	1	0
合計	163	12	

(単位：枚)

レコード・CD	分類	レコード	CD
	クラシック	9,118	997
	その他	1,701	513
	合計	10,819	1,510

(単位：本)

カセットテープ	分類	数量
	ポピュラー	2,087
	邦楽	324
	合計	2,411

(「広島市映像文化ライブラリー要覧 2019 (令和元年度)」に基づき監査人が作成)

ケ 中央公園の今後の活用に係る基本方針の策定について

旧広島市民球場跡地(以下「球場跡地」という。)を含む中央公園について、広島市は、平成 24 年に「中央公園の今後の活用に係る検討状況(中間報告)」を公表し、球場跡地については、平成 25 年に「旧市民球場跡地の活用方策」、平成 27 年に「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を策定している。これらの公表資料と、サッカースタジアムの建設場所が中央公園広場に決定したことなどの状況変化を加味しながら、広島市は、令和 2 年 3 月末までに「中央公園の今後の活用に係る基本方針の策定」の最終取りまとめを行う予定である。

映像文化ライブラリーも「中央公園の今後の活用に係る基本方針の策定」の中で言及されることが想定される。

(2) 監査の結果

ア 備品の実際の取得日と備品台帳の取得日にずれが生じていることについて

(ア) 指定管理における備品の取扱い

平成 27 年 3 月 26 日付けで広島市(甲)と広島市文化財団(乙)が締結した広島市映像文化ライブラリーの管理に関する基本協定(以下「基本協定」という。)第 23 条には、次の備品に関する定めがある。

(甲による備品等の貸与等)

第 23 条 乙は、本業務を実施する上で必要な備品等は、指定管理料等の本業務に係る収入により購入しなければならない。この場合において、当該備品等は、甲の所有に帰属するものとする。

2 甲は、前項の備品等及び別紙 2 に掲げる管理物品(以下「備品等(種)」という。)を無償で乙に貸与する。

「別紙 2 に掲げる管理物品」の記載は次のとおりである。

2 管理物品

- (1) 備品 別冊「備品一覧リスト」参照
- (2) 映像文化ライブラリー資料
- (3) 消耗品等

(出典「広島市映像文化ライブラリーの管理に関する基本協定」)

また、基本協定に係る「広島市映像文化ライブラリー指定管理者業務仕様書」には、物品の管理について、次の記載がある。

エ 物品の管理

- (ア) 別紙2「管理物品」により、数量、使用場所等を把握し、利用者の利用状況、管理物品の状態を日々確認すること。(以下省略)

(出典「広島市映像文化ライブラリー指定管理者業務仕様書」)

(1) 広島市における備品管理の流れ

上記(ア)に記載したとおり、基本協定締結時の「備品一覧リスト(以下「備品台帳」という。)」に掲載された備品及び指定管理者が指定管理料等から購入した備品は広島市に帰属するものであり、広島市の物品管理に関する規則等に基づいて管理されるべきものである。

広島市の物品管理に関する規則としては、「広島市物品管理規則」及び「物品管理事務の手引(平成31年4月会計室編集)」が主に該当する。

広島市物品管理規則には、次の定めがある。

(物品の分類)

第3条 物品は、次の各号に掲げる分類により区分して整理しなければならない。

- (1) 備品
- (2) 消耗品
- (3) 原材料
- (4) 雑品

2 前項の分類に属すべき物品の品名は、別に定める。

(出典「広島市物品管理規則」)

「物品管理事務の手引」には、次の記載がある。

<p>物品の分類</p> <p>備品</p> <p>その性質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用できるもの及びその性質が消耗品のものであっても、標本及び陳列品又はこれらに類するものとして保管するもので、取得価額又は評価価額が 20,000 円以上（動物は 100,000 円以上）のものを備品とします。備品は、その用途又は性質により、次のように 10 種に大分類します。</p> <p>10 種の分類とは、次のとおりである。</p> <p>事務用機器、工事作業用機器、理化学機器、医療用機器、その他の機器、車両・船舶、標本・模型・美術品、動物、図書、学校用具</p>
--

（出典「物品管理事務の手引」）

上記の定義により、備品に該当するものについては、以下の業務の流れで備品として管理されている。なお、映像文化ライブラリーは映画フィルムや DVD を購入しているが、それらも取得価額が 20 千円以上であれば、備品に該当する。

備品管理に関する業務の流れ

No	業務内容
	映像文化ライブラリーが予算の範囲内で、備品に関する契約、発注、検収を行う。
	映像文化ライブラリーは、広島市文化財団理事長名で、「広島市映像文化ライブラリーの管理に係る備品の購入及び貸与について」という書類を担当課に提出する。 この書類には、次のとおり記載されている。 「広島市映像文化ライブラリーの管理に関する基本協定書第 23 条第 1 項に基づき、別紙の備品を購入しましたので、報告します。 また、同条第 2 項に基づき、同備品を貸与していただきますようお願いいたします。」 別紙には、品名、形状その他、取得価額、数量、取得年月日、納入業者が記載されている。
	担当課は、に基づき、財務会計システムで備品受入処理を行う。
	担当課は、備品受入処理後に備品シールを出力し、映像文化ライブラリーに送付する。

No	業務内容
	映像文化ライブラリーは備品シールを現物に貼付する。
	担当課は毎年 10 月頃に、映像文化ライブラリーに対して、映像文化ライブラリーに係る「備品台帳」を送付する。
	映像文化ライブラリーは「備品台帳」と現有備品との照合を行い、その結果を担当課に報告する。
	備品の廃棄等については、担当課と映像文化ライブラリーで随時協議を行い、廃棄する場合には、担当課において不用決定を行い、担当課は備品台帳から削除するための財務会計システムへの登録を行い、映像文化ライブラリーは現物の処分を行う。

(ウ) 指摘事項の内容

a 実施した監査手続

映像文化ライブラリーから開示された平成 30 年度予算差引簿及び備品購入に係る契約書、納品書等の関連証憑、平成 31 年 3 月 31 日付け「広島市映像文化ライブラリーの管理に係る備品の購入及び貸与について」と、担当課から入手した備品台帳（令和元年 6 月 30 日現在）を照合した。

b 映像文化ライブラリーから担当課への報告

平成 31 年 3 月 31 日付けで映像文化ライブラリーが担当課に提出した「広島市映像文化ライブラリーの管理に係る備品の購入及び貸与について」には次の記載がある。

「広島市映像文化ライブラリーの管理に関する基本協定書第 23 条第 1 項に基づき、別紙の備品を購入しましたので、報告します。また、同条第 2 項に基づき、同備品を貸与していただきますようお願いいたします。」

別紙の記載は、次のとおりである。

別紙

(単位：千円)

区分	作品名	取得価額	取得年月日
35ミリ映画フィルム	みんなわが子	1,004	平成31年3月14日
	卍	1,122	平成31年3月15日
	黒の試走車	1,237	平成31年3月15日
	東京の女	813	平成31年3月16日
	泣き濡れた春の女よ	1,464	平成31年3月16日
	DOG x POLICE 純白の絆	1,384	平成31年3月19日
	愛と死をみつめて	1,504	平成31年3月6日
	火宅	464	平成31年2月20日
DVD・BD	二重被爆	86	平成31年3月1日
	被災地からのメッセージ 命をつなぐ絆の力	64	
	地域の人々を戦力に 自主防災の新しい挑戦	63	
	ズッコケ三人組のぼうさい教室 地しんから身を守ろうの巻	63	
	アフガニスタン・バグマン村の物語 せかいいちつくしいぼくの村	64	
	アフガニスタン・バグマン村の物語 ぼくの村にサーカスがきた	64	
	うしろのせきのオチアイくん	48	
	サンタさんは大いそがし	38	
	1ねん1くみシリーズ	48	
	ねぎぼうずのあさたろう 巻之三	48	
	ねぎぼうずのあさたろう 巻之四	48	
	沖縄 うりずんの雨	21	平成31年3月16日
	有頂天時代	32	平成31年2月2日
	恐怖の報酬	32	
僕の村は戦場だった	32		

(「広島市映像文化ライブラリーの管理に係る備品の購入及び貸与について」に基づき監査人が作成)

別紙に記載された作品について、備品台帳の記載を確認したところ、備品台帳に登録された異動日及び取得日は、全て平成31年4月1日とされていた。

平成31年2月中に納品検収した備品4点合計560千円について、映像文化ライブラリーが担当課に対して備品の取得を報告したのは平成31年3月31日であり、備品台帳上は同年4月1日に取得したことになっており、1か月以上の空白期間が生じている。

備品が納品検収されているにもかかわらず、備品台帳に掲載されない期間があるということは、備品台帳の管理機能を弱め、備品の紛失や盗難のリスクを高めることにつながるものであり、そのような運用はするべきではない。

映像文化ライブラリーは備品を購入した場合には、速やかに担当課に報告をするよ

う、担当課は映像文化ライブラリーに指導する必要がある。

映像文化ライブラリーから担当課へは、上記の別紙の取得年月日に記載のとおり、正しい取得日を報告しているものの、担当課は財務会計システムにて備品登録を行う際に、取得日を翌年度期首の平成 31 年 4 月 1 日付けとして登録している。

直近 5 年間に購入した 35 ミリ映画フィルムについて、備品台帳における取得日の記載を確認したところ、次のとおりであった。なお、平成 26 年度から平成 29 年度の購入については、納品書を確認しておらず、備品台帳の記載内容から推定している。

購入年度	備品台帳に登録された取得日
平成 26 年度	平成 27 年 4 月 1 日
平成 27 年度	平成 28 年 3 月 31 日
平成 28 年度	本来の取得日
平成 29 年度	平成 30 年 4 月 1 日
平成 30 年度	平成 31 年 4 月 1 日

(備品台帳に基づき監査人が作成)

上記から、備品台帳の備品の取得日の登録方法は、担当者によって異なると思われる。

平成 26 年度、平成 29 年度、平成 30 年度においては、実際に備品を購入した日の属する年度の翌年度に備品を取得したように備品台帳に登録されており、年度のずれが生じている。

【指摘事項 4-1】 備品の実際の取得日と備品台帳の取得日にずれが生じていることについて

映像文化ライブラリーが指定管理料から購入した備品は、広島市の備品に該当し、広島市の備品台帳に掲載される。

映像文化ライブラリーが平成 31 年 2 月中に納品検収した備品 4 点合計 560 千円について、映像文化ライブラリーが担当課に対して備品の取得を報告したのは平成 31 年 3 月 31 日であり、備品台帳上、これらは同年 4 月 1 日に取得したことであり、実際の取得日と備品台帳上の取得日に 1 か月以上のずれが生じている。

備品が納品検収されているにもかかわらず、備品台帳に掲載されない空白期間があるということは、備品台帳の管理機能を弱め、備品の紛失や盗難のリスクを高めることにつながるものであり、そのような運用はするべきではない。

映像文化ライブラリーが広島市の備品の納品検収をした場合には、すみやかに担

当課へ備品の購入の報告と貸与の申請をするよう、担当課は映像文化ライブラリーを指導する必要がある。

平成 30 年度においては、映像文化ライブラリーから担当課に対して、備品の実際の取得日を報告しているものの、担当課が財務会計システムにて備品登録を行う際には、実際の取得日ではなく、翌年度期首の平成 31 年 4 月 1 日を取得日として登録しており、取得日について年度のずれが生じている。備品の取得日は、備品管理上、重要な情報であり、担当課は、映像文化ライブラリーから提出された書類に記載されている本来の取得日を備品台帳上の取得日として登録する必要がある。

イ 新規購入備品の備品台帳への登録漏れについて

(ア) 平成 30 年度に購入した映画フィルム及びDVD・BD

映像文化ライブラリーが平成 30 年度に新規に購入した 35 ミリ映画フィルム及びDVD・BDは次のとおりであり、35 ミリ映画フィルム 9 作品、DVD・BD 15 作品の合計 24 作品を購入した。

平成30年度新規購入35ミリ映画フィルム、DVD、BD

(単位：千円)

区分	No	作品名	取得価額
35ミリ映画フィルム		生きていてよかった	956
		みんなわが子	1,004
		卍	1,122
		黒の試走車	1,237
		東京の女	813
		泣き濡れた春の女よ	1,464
		DOG x POLICE 純白の絆	1,384
		愛と死をみつめて	1,504
		火宅	464
	35ミリ映画フィルム9作品合計		
DVD・BD		二重被爆	86
		被災地からのメッセージ 命をつなぐ絆の力	64
		地域の人々を戦力に 自主防災の新しい挑戦	63
		ズッコケ三人組のぼうさい教室 地しんから身を守るうの巻	63
		アフガニスタン・バグマン村の物語 せかいいちつくしいぼくの村	64
		アフガニスタン・バグマン村の物語 ぼくの村にサーカスがきた	64
		うしろのせきのオチアイくん	48
		サンタさんは大いそがし	38
		1ねん1くみシリーズ	48
		ねぎぼうずのあさたろう 巻之三	48
		ねぎぼうずのあさたろう 巻之四	48
		沖縄 うりずんの雨	21
		有頂天時代	32
		恐怖の報酬	32
		僕の村は戦場だった	32
DVD・BD15作品合計			757
35ミリフィルム・DVD・BD24作品合計			10,710

(平成 30 年度予算差引簿及び備品台帳に基づき監査人が作成)

(イ) 35 ミリ映画フィルム「生きていてよかった」価額 956,664 円について

a 映像文化ライブラリーにおける支出伺いから納品検収までの流れ

35 ミリ映画フィルム「生きていてよかった」(以下「本映画フィルム」という。)の購入に当たっては、件名「映画フィルムの購入及びこれに要する経費の支出について(伺い)」として、「このことについて、案の1により購入し、案の2により経費を支出してよいでしょうか。生涯学習課には事前協議済みです」と記載された決裁書が、平成30年4月27日に中央図書館長により決裁された。

案の1には、購入作品名等として、作品名:「生きていてよかった」、金額「956,664円」、「国立映画アーカイブの修復作品「生きていてよかった」は平成29年度の収集候補作品であったが、修復作業がずれ込み、平成30年度に完了し、購入が可能となったため」という記載があり、映像文化ライブラリーは、本映画フィルムを販売する権利を唯一持つ会社と特命随意契約を締結した。

納品書によれば、本映画フィルムは、平成30年5月15日に納品され、同日付けで映像文化ライブラリーが検収した。

b 備品の登録漏れ

監査人が備品台帳を閲覧した結果、本映画フィルムは備品台帳(令和元年6月30日現在)に登録されていない。

監査人がこの事実を映像文化ライブラリーに確認するまで、映像文化ライブラリー及び担当課は、本映画フィルムが備品台帳に登録されていない事実を把握していなかった。

映像文化ライブラリーの説明によれば、毎年、映画フィルムは2月から3月に購入し、担当課への報告は年度末にまとめて行っている。しかし、本映画フィルムは、平成30年5月に納品されており、納品時期が通常と異なっていたため、担当課への報告を失念したとのことであった。

【指摘事項 4-2】 新規購入備品の備品台帳への登録漏れについて

平成30年5月15日に映像文化ライブラリーが購入した35ミリ映画フィルム「生きていてよかった」価額956,664円(以下「本映画フィルム」という。)は広島市の備品に該当するが、備品台帳に登録されていない。

映像文化ライブラリーは、本映画フィルムを納品検収した後に担当課へ行うべき備品購入の報告及び貸与の申請を失念し、事前協議で本映画フィルムの購入の予定を承知していた担当課においても、本映画フィルムについて映像文化ライブラリーから備品購入の報告及び貸与の申請がないことに気がつかなかった。

平成31年3月31日付けで映像文化ライブラリーが担当課に提出した広島市

映像文化ライブラリー事業報告書（平成 30 年度）には、事業の実施状況「映画フィルム収集」として、「購入作品数：24 作品」と記載されている。一方、同日付けで映像文化ライブラリーが担当課に提出した「広島市映像文化ライブラリーの管理に係る備品の購入及び貸与について」には、映画フィルム 8 作品、DVD15 作品の合計 23 作品のタイトル、取得価額、取得年月日等が記載されていた。

担当課は、同日付けで提出された 2 つの書類を比較してみれば、1 作品、購入報告及び貸与申請が行われていないのではないかと、という問題意識をもつことが可能であった。

また、平成 30 年 10 月に実施された備品台帳と現有備品との照合において、映像文化ライブラリーは、本映画フィルムの現物は収蔵庫に保管されているにもかかわらず、備品台帳に掲載されていないことに気づかず、令和元年 6 月において、平成 30 年度に購入した本映画フィルム以外の映画フィルム及び DVD・BD について、担当課から備品シールが交付され、映像文化ライブラリーの収蔵庫で保管されている現物に備品シールを貼付した際にも、本映画フィルムの備品シールが担当課から交付されていないことに気がつかなかった。

備品が納品検収されているにもかかわらず、備品台帳に掲載されていないことは、備品の紛失や盗難のリスクを高めることにつながり、備品の適正な管理に支障をきたし、経済性及び有効性の観点からも問題である。

担当課は、備品を購入した際には、備品の購入の報告と貸与の申請を速やかに行うこと及び 1 年に 1 度の備品の照合事務において新規に購入した備品については備品台帳に掲載されているか特に注意して照合事務を行うことを映像文化ライブラリーに指導する必要がある。

また、担当課においても、備品購入の報告及び貸与申請に漏れがないか、映像文化ライブラリーから提出される書類間の整合性に注意を払う必要がある。

(3) 監査の意見

ア 映画フィルムの保管について

(ア) 映画フィルムの保管の現状

映像文化ライブラリーの設置目的は、映像及び音楽に関する作品や資料を収集し、保存し、その活用を図り、もって文化の向上に寄与することである。

映像文化ライブラリーが作成した令和元年度「要覧」によれば、映像及び音楽に関する作品や資料の収集状況は、次のとおりである。

収集資料

(単位：本、枚)

日本名作映画	35ミリ映画	674
	16ミリ映画	64
	BD等	4
教育文化映画	16ミリ映画	1,830
	ビデオ	1,764
	DVD	211
8ミリフィルム	-	241
ビデオテープ	-	3,695
DVD・BD	DVD	163
	BD	12
レコード・CD	レコード	10,819
	CD	1,510
カセットテープ	-	2,411

(「広島市映像文化ライブラリー要覧 2019 (令和元年度)」に基づき監査人が作成)

これらの収集資料は、地下1階の収蔵庫(面積145㎡)に収蔵されている。
収蔵庫は、温度20℃、湿度40%で24時間空調管理されている。



収蔵庫に保管されている35ミリフィルム



収蔵庫に保管されているビデオテープ

(1) 実施した監査手続

a 備品台帳と現物の照合手続

備品台帳から任意に抽出した25作品について、備品台帳と実物の照合作業を実施した(実施日は令和元年9月10日)。

照合作業の結果、差異は検出されなかった。なお、25件のうち2件は、令和元年6月に映像文化ライブラリーから担当課に対して廃棄の申請をし、廃棄手続途中であり、備品台帳には掲載されているものの、現物は既に廃棄済であった。

b 映画フィルムの上映による保管状況の確認

備品台帳から任意に抽出した2作品について、映写機による映写を行い、映画フィルムの保管状況を確認した。

抽出した作品は、以下のとおりである。

35ミリフィルム「海軍」

取得日：昭和58年8月31日

取得価額：1,941千円

16ミリフィルム「ひろしま」

取得日：昭和37年3月20日

取得価額：2,300千円

35ミリフィルム「海軍」については、映像文化ライブラリーが上映業務を委託している民間企業の映写技師に35ミリフィルム映写機の操作を依頼し、第1巻・上映時間約20分間を実際にスクリーンに投影してもらったところ、映像・音声ともに問題ないことを確認した。

一方、16ミリフィルム「ひろしま」(以下「本フィルム」という。)については、監査実施日の前日に、映写技師が上映前点検を行ったところ、一部フィルムの縮みが確認され、このままの状態では映写機に通すと本フィルムが破損しかねない状態であることが判明し、映写することができなかった。

本フィルムの縮みの原因を映像文化ライブラリーに質問したところ、次のような説明を受けた。

本フィルムは昭和37年当時、広島市が観光PR用に制作した作品であり、作品の性格上、映像文化ライブラリーで上映した実績はない。本フィルムを取得した昭和37年から映像文化ライブラリーが昭和57年に開館するまでの20年間は、広島市のいずれかの施設で保管していたものを、映像文化ライブラリーが開館し移管されてきたものと推定される。映像文化ライブラリーが引き継ぐ前の20年間の保管状況は不明である。

デジタル写真で撮影してつなぐことで本フィルムの修復は可能であるが、膨大な手間がかかり、費用もかかるため、すぐに修復はしない。現状では収蔵庫に保管しておき、将来、技術革新により、簡便に修復できる環境が整えば、修復について検討する可能性がある、とのことだった。

c 監査人の見解

任意に抽出した2作品のうち1作品が映写機により上映できなかったという結果からすると、取得日が古い映画フィルム等のなかには、上映できない状態で保管されているものも一定の割合で存在するものと推定される。

本フィルムの縮みの原因が、映像文化ライブラリーに移管される前の保管状況にあったのか、映像文化ライブラリーに移管後の保管状況に由来するものかは不明である。

映像文化ライブラリーの収集資料は、広島市民にとって重要な文化財であり、映画フィルムに縮み等の不具合が生じていないか、定期的にその保管状況を確認することが望ましい。

また、映像文化ライブラリーの設置目的のひとつが映像及び音楽に関する作品や資料を収集し保存することである以上、収集した資料は適切な環境で保存する必要がある。

昭和 61 年に国際フィルム・アーカイブ連盟から、映画フィルムの保存に際しては温度 6 を超えるべきではないという研究報告が発表され、以後、それが世界的な基準になっている。

日本国内で映像文化ライブラリーと同様の機能をもつ施設としては、国立映画アーカイブ、川崎市市民ミュージアム、京都府京都文化博物館、福岡市総合図書館がある。このうち、国立映画アーカイブ、京都府京都文化博物館、福岡市総合図書館は温度 5 、湿度 40% の環境で映画フィルム等を保管している。川崎市市民ミュージアムは温度 18 、湿度 40% の環境で保管している。

一方で、映像文化ライブラリーの収蔵庫は、温度 20 、湿度 40% の設定となっている。昭和 57 年に映像文化ライブラリーが開館した当時は、国際フィルム・アーカイブ連盟の研究報告が行われる前であったため、映像文化ライブラリーの収蔵庫が国際的な標準を満たしていないことは致し方ないといえる。映像文化ライブラリーの説明によれば、現在の収蔵庫を改修しても、温度 6 とすることは構造上難しいとのことであった。

価値ある収集資料を将来にわたって適切に保管していくために、映像文化ライブラリーの施設更新に当たっては、国際的な標準を満たす低温収蔵庫を設けることが望ましい。

【意見 4-1】 映画フィルムの保管について

備品台帳から任意に抽出した 2 作品について、映写機による映写を行い、映画フィルムの保管状況を確認した。そのうち、16 ミリフィルム「ひろしま」(取得日は昭和 37 年 3 月 20 日、取得価額は 2,300 千円)(以下「本フィルム」という。)については、監査実施日の前日に、映写技師が上映前点検を行ったところ、一部フィルムの縮みが確認され、このままの状態では映写機に通すと本フィルムが破損しかねない状態であることが判明し、映写することができなかった。

任意に抽出した 2 作品のうち 1 作品が映写機により上映できなかったという結果からすると、取得日が古い映画フィルム等のなかには、上映できない状態で保管されているものも一定の割合で存在するものと推定される。

映像文化ライブラリーの収集資料は、広島市民にとって重要な文化財であり、映画フィルムに縮み等の不具合が生じていないか、定期的にその保管状況を確認

することが望ましい。

また、映像文化ライブラリーの設置目的の一つが映像及び音楽に関する作品や資料を収集し保存することであり、収集した資料は適切な環境で保存する必要がある。

昭和 61 年に国際フィルム・アーカイブ連盟から、映画フィルムの保存に際しては温度 6 を超えるべきではないという研究報告が発表され、以後、それが世界的な基準になっている。

昭和 57 年に映像文化ライブラリーが開館した当時は、上記研究報告が行われる前であったため、映像文化ライブラリーの収蔵庫が国際的な標準を満たしていないことは致し方ないところであるが、価値ある収集資料を将来にわたって適切に保管していくために、映像文化ライブラリーの施設更新に当たっては、国際的な標準を満たす低温収蔵庫を設けることが望ましい。

イ 収集資料の情報開示について

映像文化ライブラリーは、毎年、「広島市映像文化ライブラリー所蔵映画集」という冊子を発行しており、令和元年 10 月現在における最新号は、「広島市映像文化ライブラリー所蔵映画第 35 集」であり、映像文化ライブラリーが平成 29 年度に購入した名作映画 13 作品について、タイトル、製作等の情報、配役、あらすじ等が紹介されている。また、平成 30 年 3 月現在の所蔵名作映画の作品名、監督、公開年がリストの形で掲載されている。「広島市映像文化ライブラリー所蔵映画集」は、映像文化ライブラリー、広島市立図書館、広島市公文書館で閲覧することができる。

16 ミリフィルム、ビデオテープ、DVD の一部については、貸出を行っており、映像文化ライブラリーのホームページにおいて、貸出用リストを開示している。

しかし、貸出用リストに掲載されている収集資料は全体の一部であり、貸出の対象となっていない収集資料について、映像文化ライブラリーがどのような作品を収集・保存しているのかという点については、映像文化ライブラリーのホームページにおいては情報が開示されていない。

映像文化ライブラリーと同様の機能をもつ施設である国立映画アーカイブでは、収蔵する日本劇映画を収録した所蔵映画フィルム検索システムが公開されており、ホームページ上で作品の検索が可能である。また、福岡市総合図書館では、収蔵するアジア映画、日本映画、その他の外国作品について、ホームページ上で PDF ファイルにて、収蔵作品一覧を公開している。

映像文化ライブラリーの収集資料についてのホームページでの情報公開は、類似施設と比較して不足している。

収集資料のリストを広く公開すれば、利用者がアンケートにおいて、上映を希望する作品名等を書く参考にもなり、利用者の意見を取り入れた事業運営にも資するもの

と考える。

担当課は映像文化ライブラリーに対して、積極的な情報開示を行うよう促す必要がある。

【意見 4-2】 収集資料の情報開示について

映像文化ライブラリーは、16ミリフィルム、ビデオテープ、DVDの一部について貸出を行っており、映像文化ライブラリーのホームページにおいて、貸出用リストを開示している。

しかし、貸出用リストに掲載されているのは、収集資料全体の一部であり、貸出の対象となっていない収集資料については、映像文化ライブラリーがどのような作品を収集・保存しているのか、映像文化ライブラリーのホームページにおいては情報が開示されていない。

収集資料のリストを広く公開すれば、利用者がアンケートにおいて上映を希望する作品名等を書く参考にもなり、利用者の意見を取り入れた事業運営にも資するものと考ええる。

担当課は映像文化ライブラリーに対して、積極的な情報開示を行うよう促す必要がある。

6 【事業 5】 広島市三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンター（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 設置目的

広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンター（以下「三滝少年自然の家等」という。）は、恵まれた自然環境の中で、集団宿泊生活や野外活動、自然体験活動、レクリエーション活動などを通して、心身共に健やかで活力ある少年を育成することを目的として設置されている。

イ 沿革等

広島市三滝少年自然の家は、広島市西区三滝本町に、昭和 53 年 5 月開所した。その後、昭和 57 年 5 月、広島市グリーンスポーツセンターが開所した。

公募により指定管理者を決定しており、広島市文化財団が指定管理者として、当該施設の管理を行っている。

ウ 利用対象

三滝少年自然の家等の利用対象は、少年等（小・中学生と引率者等）であるが、少年等以外の者であっても、少年等の使用を妨げない程度において使用することができる。

エ 施設の概要

(ア) 施設の内容

広島市中心部から3.5kmと近く、交通の便のよい標高123mの三滝山に位置し、自然環境・景観ともに恵まれている。

a 広島市三滝少年自然の家（昭和53年5月開設）

敷地面積	20,119 m ²
建物床面積	3,624 m ²
建築面積	2,683 m ²
建物の構造	鉄筋コンクリート造 3階建
施設内容	・宿泊棟（定員200人） ・体育館 ・キャンプファイア場 ・植物観察コース（約300種類）

b 広島市グリーンスポーツセンター

敷地面積	63,533 m ²
施設内容	・キャンプ場（常設テント8基：定員96名） ・炊飯場 ・アスレチック遊具（20種類） ・観察広場 ・冒険橋 ・オリエンテーリングコース（3種類） ・植物観察コース

(イ) 使用料

○宿泊室、キャンプ施設の使用料（平成30年度）

区分		単位	使用料の額	
			小人	大人
宿泊室	少年等が使用する場合	1人1泊につき	410円	840円
	少年等以外 "	1人1泊につき	640円	1,310円
キャンプ施設		1人1泊につき	220円	470円

○その他使用料等（平成30年度）

- ・食事代...朝食330円、昼食500円、夕食600円
- ・雑費...まき・灯油・ろうそく等、10円から350円まで
- ・その他

オ 利用状況

(ア) 利用者数

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	110,700	110,700	110,700	118,600	118,600
実績	119,408	118,372	121,265	117,634	—

(イ) 各施設ごとの利用者数

各施設ごとの利用者数

(単位：人)

区分	三滝少年自然の家			グリーンスポーツセンター			合計
	宿泊棟	日帰り利用	小計	キャンプ場	日帰り利用	小計	
平成26年度	23,516	21,844	45,360	597	50,638	51,235	96,595
平成27年度	24,210	32,034	56,244	802	62,362	63,164	119,408
平成28年度	24,995	31,250	56,245	620	61,507	62,127	118,372
平成29年度	23,814	34,209	58,023	156	63,086	63,242	121,265
平成30年度	22,592	33,829	56,421	45	61,168	61,213	117,634

当該施設においては、1人1泊の利用者は、宿泊1人・宿泊利用(滞在最終日)1人の合計2人。2連泊の利用者は3人でカウントされている。また、他の施設で行った出前講座の参加者数が、三滝少年自然の家の日帰り利用に含まれている(両方の施設でカウントされている)。

カ 指定管理の概要

(ア) 指定管理者について

- a 指定管理者：広島市文化財団
- b 指定管理期間：平成30年4月1日から令和4年3月31日まで
- c 人員体制：所長、主任、広島市文化財団職員8人、派遣職員1人

(イ) 平成30年度事業の実施状況

事業名	対象	参加者数	実施日
集まれ！みたきキッズランド	小学1～3年	35人	12/15～16
三滝自然ファミリーランド	家族	99人	5/19～20、9/8～9
三滝自然ワンダーランド	小学4～6年	22人	3/2～3
三滝アドベンチャーランド	小学5～中学生	39人	11/17～18
親子でピザ in 三滝	親子	30人	2/9
広島野外活動クラブの育成・支援	クラブ員	385人	通年
感動塾・みちくさ	小学4～6年	47人	8/21～23

事業名	対象	参加者数	実施日
三滝であそぼう	地域住民	19人	3/24
古代キャンプ in 三滝	小学4～6年	47人	10/13～14
公民館・西区区役所との連携事業	市民	1,361人	4月～2月
出前講座	市民	666人	10/28～3/10

(事業実施報告書より抜粋)

キ 予算・決算

(7) 広島市からの委託料(指定管理料)

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	100,639	107,457	105,554	107,346
決算	100,639	107,177	105,554	-

(1) 三滝少年自然の家等の収入と支出

a 収入

(単位：千円)

科目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
負担金収入(1)	-	-	-	-	565	529
広島市受託収入	107,048	100,639	107,457	107,457	105,554	105,554
前年度繰越金	-	7,237	-	1,230	-	-
合計	107,048	107,876	107,457	108,687	106,119	106,083

(1) 自主事業等の参加費等の収入(平成30年度より別記載)

b 支出

(単位：千円)

科目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
報酬(1)	12,627	12,028	11,979	13,506	12,989	12,891
給与(財団)	32,616	30,863	30,685	33,267	32,168	33,327
給与(派遣)	1,132	1,210	1,189	1,323	1,324	1,407
福利厚生費	9,091	8,279	8,832	8,899	9,228	9,487
賃金	4,594	4,233	4,972	4,160	5,082	4,295
報償費	384	269	426	273	396	129

科目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
消耗品費等	1,521	1,911	2,650	3,234	1,560	1,757
修繕料(2)	2,698	6,499	6,460	4,789	2,359	1,773
委託料	19,111	20,274	18,946	17,979	18,990	17,706
使用料及び賃借料	2,915	2,759	2,933	2,650	2,925	2,469
備品購入費	-	238	-	376	-	67
負担金及び補助金	16	13	28	20	28	54
公課費	4,695	4,468	4,468	4,872	4,745	4,873
その他 7 科目	15,288	13,597	13,889	13,052	14,325	14,721
合計	107,048	106,645	107,457	108,400	106,119	104,963

(1) 公募施設長、他 1 人の給与等

(2) 平成 30 年度決算額：三滝少年自然の家 602 千円、グリーンスポーツセンター 1,171 千円

ク 監査の視点

(ア) 備品の管理について

三滝少年自然の家等の備品は、広島市物品管理規則に従い、2 万円以上のものについては購入後に担当課に申請し、広島市の備品管理台帳に記載され、広島市からの無償貸与となっている。

担当課より備品一覧表の提供を受け、サンプルとして 27 件を抽出し、往査時に 1 点ずつ確認した。その結果、以下のとおりであった。

a 課長用椅子（平成 9 年 12 月 26 日購入） 44,730 円

不明。

1 時間以上探しての結果であった。毎年の備品確認がされているとは思えない感覚を受けた。

b 望遠鏡（昭和 58 年 3 月 31 日取得） 394,000 円

未確認。

本館の倉庫ではない、野外のバンガローテントの上の一時的に入れておく倉庫の中にあると施設職員は言うが、監査人は確認できていない。その場で、職員が行き確認を行ってはいない。

探す際に、前任の職員（当該施設以外に転属になっている）に連絡を取り、出された結論である。ということは、この 1 年以上はこの望遠鏡の所在を確認した職員はいないということになる。

c アコーディオン 2台（昭和 53 年 3 月 31 日所有） 1 台 41,600 円

2 台とも確認。

3 階の床面に敷き詰められているフロアーマットをはがした下に床下倉庫になっている場所があり、そこで 2 台のアコーディオンを確認した。1 台開けてみたところ、鍵盤の 1 つが他の鍵盤より 5 mm ほど陥没していた。音は鳴った。

施設職員は、まだ使う可能性を言うが、今後この状態では使用されることは難しい。使用可能性を言うのであれば、施設利用者の目の届くところにきれいな状態で保管するべきである。

d 木工旋盤（昭和 57 年 7 月 20 日所有）490,000 円

現物を確認。

本館建物外に工夫して仕切りをし、作業場兼倉庫になっている場所があり、その奥に当該備品が置かれていた。高さ 1m、横 70 cm、奥行 50 cm の大きな工具である。カバーはかけてあるがほこりと錆が目立つ。少なくとも 4 年以上は使用されていないという。職員は使用可能であると言うが、電源もなさそうな場所であったため、動作確認は行っていない。当該施設では、木を使用した木工教室などを行っているが、最近では、ペンダント作りが主流であるため、使用されていない。次に何が流行るかわからないため、置いているという。今後は、ホームセンターなどでの工具のレンタルを検討されたい。

e 洗米機（昭和 53 年 3 月 31 日所有）40,000 円

現物を確認。

食堂横の厨房で本体を確認した。下処理用の水道の蛇口の下に置いてあった。料理長によると、最近は無洗米を使うので、今は専ら野菜の下処理に桶代わりに使用しているとのことであった。洗い桶であれば、使用後に洗い、水を切り、乾燥させるために立てかけて干すことができる。しかし、水道の下で置きっぱなしになっているこの洗米機では、衛生上良い状態であるとは言い難い。廃棄処理をすべきである。

f トランポリン（昭和 53 年 3 月 31 日所有）211,450 円

現物なし。

指定管理者が廃棄申請書の提出を失念しており、担当課の備品一覧表に掲載されていた。

(1) 切手の購入方法について

a 切手受払簿の監査

切手については、切手受払簿において管理されていた。

(a) 前期繰越の切手

往査時に切手受払簿の確認を行った。

平成 30 年度は、指定管理期間の 1 年目である。平成 30 年 4 月 1 日の前年度より繰り越された切手は以下のとおりであった。切手は、備品と同様に切手受払簿と一緒に引き継がれる市有財産であるが、1 年分の使用料を超える繰越があった。

(単位：円)

種類	枚数	金額
1円切手	72 枚	72
5円切手	24 枚	120
10円切手	183 枚	1,830
82円切手	129 枚	10,578
90円切手	5 枚	450
92円切手	126 枚	11,592
100円切手	76 枚	7,600
120円切手	61 枚	7,320
140円切手	5 枚	700
270円切手	6 枚	1,620
300円切手	3 枚	900
50円ハガキ	76 枚	3,800
合計	766 枚	46,582

(切手受払簿より監査人が作成)

(b) 今年度の購入その他

今年度購入した切手は、平成 31 年 1 月 10 日に 82 円切手 200 枚、100 円切手 100 枚の合計 26,400 円のみであった。他の種類の切手等は、平成 30 年度中に購入されていない。270 円切手・300 円切手・50 円ハガキに至っては、平成 30 年度中に使用されていなかった。

(ウ) 利用者数のカウント方法について

三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターは、毎年、利用状況の表を作成している。月ごとに宿泊棟、キャンプ施設、日帰り利用の別に集計がされている。この中で、宿泊棟とキャンプ施設の利用者数のカウント方法については、滞在の最終日についても 1 人がカウントされていた。

通常、宿泊施設の利用者数のカウントにおいて、1 泊のお客様は 1 人、2 連泊のお客様は 2 人である。しかし、当該施設においては、1 泊の利用者は、2 人、2 連泊の利用者は 3 人とカウントされていた。指定管理者である広島市文化財団が行っているカウント方法での各施設の利用者数と宿泊施設の滞在最終日の人数を除いた利用者数の比較の表は、以下のとおりである。

指定管理者カウントの各施設の利用者数 (単位：人)

区分	三滝少年自然の家			グリーンスポーツセンター			合計
	宿泊棟	日帰り利用	小計	キャンプ場	日帰り利用	小計	
平成26年度	23,516	21,844	45,360	597	50,638	51,235	96,595
平成27年度	24,210	32,034	56,244	802	62,362	63,164	119,408
平成28年度	24,995	31,250	56,245	620	61,507	62,127	118,372
平成29年度	23,814	34,209	58,023	156	63,086	63,242	121,265
平成30年度	22,592	33,829	56,421	45	61,168	61,213	117,634

宿泊利用者の滞在最終日のカウントを除いた利用者数 (単位：人)

区分	三滝少年自然の家			グリーンスポーツセンター			合計
	宿泊棟	日帰り利用	小計	キャンプ場	日帰り利用	小計	
平成26年度	12,973	21,844	34,817	328	50,638	50,966	85,783
平成27年度	13,540	32,034	45,574	422	62,362	62,784	108,358
平成28年度	13,770	31,250	45,020	310	61,507	61,817	106,837
平成29年度	13,474	34,209	47,683	80	63,086	63,166	110,849
平成30年度	12,796	33,829	46,625	28	61,168	61,196	107,821

(担当課からの資料により監査人が作成)

広島市の所有する建物の老朽化が著しい状況の中、建替えや修繕等の判断基準の一つが利用者数である。担当課においては、広島市内の施設利用者のカウント方法についての統一性を図り、市長や議会、他の所管課が将来の市有施設の有効利用の分析等において判断を誤らせないようにすべきである。

(2) 監査の結果

ア 指定管理者の業務である備品管理の不備について

三滝少年自然の家等の備品は、広島市の指定管理料から購入し、市から無償貸与されている。したがって、広島市物品管理規則に従い管理を行うことになる。三滝少年自然の家等において、27点を抽出し、備品の監査を行った。その際に、所在不明、未確認、廃棄申請書の未提出の備品があった。

【指摘事項 5-1】 指定管理者の業務である備品管理の不備について

往査の前に備品管理台帳の提供を受け、往査日にサンプル 27 点につき、1 件ずつ確認作業を行ったところ、以下の備品に問題があった。

課長用椅子（平成 9 年 12 月 26 日購入） 44,730 円

所在不明。（ ）

1 時間以上探しての結果であった。

望遠鏡（昭和 58 年 3 月 31 日取得） 394,000 円

未確認。（ ）

本館の倉庫ではない、野外のバンガローテントの上の一時的に入れておく倉庫の中にあると施設職員は言うが、監査人は確認できていない。職員が行

き確認を行ってはいない。

探す際に、前任の職員（当該施設以外に異動）に連絡を取り、出された結論である。ということは、この1年以上はこの望遠鏡の所在を確認した職員はいないということになる。

トランポリン（昭和53年3月31日所有）211,450円

現物なし。

指定管理者が廃棄申請書の提出を失念しており、担当課の備品一覧表に掲載されていた。

備品管理については、「広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの管理に関する基本協定書」第4章 備品等の扱い、第25条第3項において「乙（広島市文化財団）は、指定期間中、備品等（種）を常に良好な状態に保つものとする。」と定められている。課長用椅子と望遠鏡が所在不明となっていたことに関し、指定管理者である広島市文化財団は、この基本協定書に定める管理がなされていないことになる。また、トランポリンについては、指定管理者が廃棄申請書の提出を失念していた。

備品台帳の不備は、備品への管理機能を弱め、紛失、盗難のリスクを高くし、備品に関する経済性、効率性、有効性の判断を誤らせる要因になる。担当課は、指定管理者に対し備品管理を指導するとともに、指定管理者と広島市の担当課との間での書類の流れを再確認し、備品台帳の不備に関しての再発防止を行うべきである。

（ ）課長用椅子と望遠鏡については、2019年12月に担当課より、これら備品の存在を確認したとの報告があった。

イ 利用者満足度アンケートの一部未実施について

平成31年3月31日の日付けで、「広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンター業務実施報告書（平成30年度）」（以下「H30業務実施報告書」という。）が広島市文化財団から、教育委員会青少年育成部育成課に提出されている。そのうちの「H30業務実施報告書のチェックリスト」の中の「5 利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況（指定管理者によるアンケートの実施等）」においては、提出の有無と記載の有無の欄に「有」となっている。

しかし、「平成30年度 自己評価の実施状況（受入事業）」「利用満足度（5点満点）アンケート評価」の表は、11月から3月部分において「-」が記されている状態のものが添付されていた。

自己評価の実施状況（アンケート評価）

（単位：点）

番号	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
1	教育目標の理解	4.52	4.80	4.70	4.82	4.65	4.78	4.69	-	-	-	-	-	4.71
2	利用相談の内容	4.39	4.73	4.57	4.82	4.60	4.94	4.63	-	-	-	-	-	4.67
3	相談担当者の対応	4.61	4.80	4.59	4.82	4.60	5.00	4.56	-	-	-	-	-	4.71
4	研修や活動の施設・設備	4.41	4.38	4.55	4.29	4.35	4.72	4.18	-	-	-	-	-	4.41
5	宿泊施設・設備	4.22	4.43	4.38	4.32	4.33	4.65	4.29	-	-	-	-	-	4.37
6	入浴施設・設備	4.17	4.57	4.38	4.36	4.45	4.50	4.25	-	-	-	-	-	4.38
7	アスレチック、炊飯場施設・設備	3.94	4.44	4.30	4.38	4.40	4.50	4.33	-	-	-	-	-	4.33
8	食堂施設・設備	4.23	4.50	4.50	4.58	4.47	4.59	4.20	-	-	-	-	-	4.44
9	食事の内容	4.08	4.64	4.39	4.38	4.31	4.59	4.29	-	-	-	-	-	4.38
10	研修目的達成度	4.78	4.80	5.00	4.90	4.75	4.78	4.53	-	-	-	-	-	4.79
11	本施設を利用して良かったか	4.65	4.93	4.87	4.95	4.85	4.83	4.47	-	-	-	-	-	4.79
12	再利用希望	4.61	4.87	4.83	4.91	4.60	4.89	4.59	-	-	-	-	-	4.76
平均（5点満点）		4.38	4.66	4.59	4.63	4.53	4.73	4.42	-	-	-	-	-	4.56
アンケート回答数		24	16	27	22	20	19	17	-	-	-	-	-	145

アンケートは、年間通じて行うべきであり、5か月が欠落している状態のアンケート結果で、指定管理者の業務の評価を行うことには問題がある。これについて担当課からは、11月から3月にかけて、担当課が別の利用者アンケートを行ったため、利用者に2枚のアンケートを行うことはおかしいし質問項目が同様であったから、担当課の利用者アンケートのみを実施したとのことである。この5か月間は「-」となっているが、担当課のアンケートの集計結果を指定管理者にフィードバックし、利用者ニーズを共有しているとの説明があった。

しかし、両者の集計枚数が、指定管理者のアンケートは7か月で145枚、担当課は5か月で501枚と大きく違う。それは、指定管理者のアンケートは学校のクラス単位・家族単位でのものであるが、担当課のアンケートは子どもを含む利用者一人一人に行ったものであるという大きな違いがあった。これでは利用者ニーズを共有することは難しいと思われる。

さらに、この両者のアンケート結果には、以下の問題がある。

1つは指定管理者が実施したアンケートの集計について、各項目の月ごとの点数はアンケートの点数を合計し利用者数で除して計算したもの（以下「利用者平均値」という。）であるが、横の「平均値」は項目ごとに4月から10月までの点数の合計を7か月の「7」で除したものであり、縦の「平均（5点満点）」は各月の質問番号ごとの利用者平均値を単に質問項目数の「12」で除したものであった。平均値の集計方法が間違っている。

また、担当課の行った「利用者アンケート調査」についてであるが、アンケートの質問項目は10項目、評価が「満足1、やや満足2、普通3、やや不満4、不満5、わからない6」で表されている。質問内容は、職員の対応について「あいさつを、きちんとしていましたか？」「ていねいな言葉で話していましたか？」…（省略）…施

設について 「建物内の清掃(せいそう)は行きとどいていましたか？」 「宿泊室の使い勝手はいかがでしたか？」などで、子どもにも回答を求められる内容となっている。これを集計したものが「三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターアンケート結果(平成30年度)回収総数501件」であるが、このアンケートは1年分の集計のように見えるが、実際は11月から3月までの集計結果ということになる。アンケートの集計期間を記載すべきであり、「(平成30年度)」とすべきではない。

【指摘事項 5-2】 利用者満足度アンケートの一部未実施について

平成31年3月31日の日付けで、「広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンター業務実施報告書(平成30年度)」(以下「H30業務実施報告書」という。)が指定管理者から、教育委員会青少年育成部育成課に提出されている。そのうちの「H30業務実施報告書のチェックリスト」の中の「5 利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況(指定管理者によるアンケートの実施等)」においては、提出の有無と記載の有無の欄に「有」となっていた。

しかし、「平成30年度 自己評価の実施状況(受入事業)」「利用満足度(5点満点)アンケート評価」の表は、11月から3月部分において「-」が記されている。この状態でアンケート12項目の平均値が4.56であるとしても、1年のうち5か月も欠落しているものの結果である。

アンケートは年間通じて行うべきであり、5か月が欠落している状態でのアンケートでは適切な調査結果は得られない。これについて、担当課から、11月から3月は担当課において利用者アンケートを行うため、利用者に同時に同様の質問項目のアンケートを行う必要はないと判断し、担当課による利用者アンケートのみを実施し、そのアンケートの集計結果を指定管理者にフィードバックすることで利用者ニーズを共有しているとの説明があった。

しかしながら、両者の集計枚数が、指定管理者のアンケートは7か月で145枚、担当課は5か月で501枚と大きく異なっている。それは、指定管理者のアンケートが学校のクラス単位・家族単位で行われたのに対し、担当課のそれは子どもを含む利用者一人一人に行ったものであるという点に違いがあったためである。これでは、利用者ニーズを共有することは難しいし、アンケートが実施されていない5か月を補っているとは言い難い。

担当課は、この施設の今後の対策に有効な評価項目や実施対象者を協議のうえアンケートを作成し、1年間で集計すべきである。

(3) 監査の意見

ア 指定管理期間開始年度の平成 30 年 4 月 1 日において、切手の在庫が 766 枚あったことについて

平成 30 年度は、指定管理期間の 1 年目である。平成 30 年 4 月 1 日の前年度より繰り越された切手は以下のとおりであった。切手は、備品と同様に切手受払簿と一緒に引き継がれる市有財産であるが、1 年分の使用量を超える保有があった。

【意見 5-1】 指定管理期間開始年度の平成 30 年 4 月 1 日において、切手の在庫が 766 枚あったことについて

往査時に、切手受払簿の確認を行った。

指定管理期間の開始年度であるにもかかわらず、平成 30 年 4 月 1 日に前年度より切手等 12 種、766 枚、金額 46,582 円の繰越がされていた。

平成 30 年度に購入した切手は、平成 31 年 1 月 10 日に 82 円切手 200 枚、100 円切手 100 枚の合計 26,400 円のみで、他の種類の切手等は、同年度中には購入されておらず、270 円切手・300 円切手・50 円ハガキに至っては、平成 30 年度中には使用されていなかった。

担当課によれば、指定管理期間満了時の事務処理について、基本協定書の第 41 条に「本協定の終了時に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。」(1)「備品等(種)については、乙は、甲又は甲が指定するものに引き継がなければならない。」と規定されていることから、「切手受払簿」と切手を次の指定管理者に引き継いだものであり問題はないとの回答であった。

しかしながら、切手購入について、必要枚数を超えて購入したようにも見受けられるとともに、現金等価物である切手を必要以上に多く保有することは、盗難や横領のリスクを伴う。担当課においては、指定管理期間の満了に伴うこれらの物品等の引継ぎについて、内部統制の観点から指定管理者に対し、必要な指導を行うべきである。

イ 耐震化が施されていない三滝少年自然の家についての応急処置的な避難対策について

広島市の危機管理室では平成 28 年の熊本地震を踏まえ、公共施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策の方針を取りまとめ、各局等に対応をするよう通知をしている。それを受け平成 30 年 2 月に、三滝少年自然の家の耐震性の診断を行っている。

施設は昭和 52 年築で、昭和 56 年の新耐震基準前の建物である。建替えか耐震化対策を行うかの決定にも時間を要する。その間、利用者の安全を最優先に考え、応急処置的に対策を講じるべきである。

【意見 5-2】 耐震化が施されていない三滝少年自然の家についての応急処置的な避難対策について

広島市は、平成 30 年 2 月に、1 級建築士により耐震性の診断を行っている。その時の「耐震性能判定表」の結果は、以下のとおりである。

本館棟...鉄筋コンクリート造一部、鉄骨造 3 階

昭和 52 年築で昭和 56 年の新耐震基準前の建物である。

Is 値 0.11 (0.3 未满是、倒壊する危険性が高い)

補強改修内容

RC 壁：5 か所増設

ブレース：17 か所増設

その他：S 柱溶接部補強...6 か所、S 梁フランジの補強...4 か所、せん断伝達部材取付...6 か所、RC 柱頭部分補強...20 か所

補強が必要である。

食堂棟...鉄筋コンクリート造、RC 造

昭和 52 年築で昭和 56 年の新耐震基準前の建物である。

Is 値 0.20 (0.3 未满是、倒壊する危険性が高い)

補強改修内容

その他：増設架構 (RC 耐力壁含む) 柱脚せん断補強...6 か所、屋根水平ブレースによる補強...12 か所

補強が必要である。

食堂棟は、まるで空中に浮かんでいるような建物で、補強をすると、下の地面に向かい十数メートルの柱を何本も立て、補強しなければならない。

体育館棟...鉄筋コンクリート造、2 階屋根鉄骨造

昭和 52 年築で昭和 56 年の新耐震基準前の建物である。

Is 値 0.15 (0.3 未满是、倒壊する危険性が高い)

- 補強改修内容

ブレース：4 か所増設

耐震スリット：2 か所増設

その他：水平トラス...建物外周全面、RC 壁の開口閉塞...2 か所、鉄骨屋根柱脚部の補強...12 か所

補強が必要である。

老朽化が進み、建替えか耐震補強かも視野に入れて耐震診断を行った。上記の補強を行うだけでも数億円の資金が必要となるとの結果を受け、近い将来には建替えという選択肢が有力である中、今時点で耐震化されていない施設である。

三滝少年自然の家とグリーンスポーツセンターは、利用者の多くは子どもであ

る。遊び場が少なくなった近年、子どもの心身の発達において重要な体験型施設であると思われる。

また、近年大きな地震が頻繁に起こり、南海トラフ地震もいつ起きてもおかしくない、四国から東海、関東の自治体が、着々とその備えを行っている。広島県においても、2023年までに広島市の南海側の観音地区、江波地区、吉島地区、矢野地区に広島湾沿岸の高潮や津波の対策工事を行う予定である。この三滝少年自然の家については、耐震化にするか建替えかの方向性を検討中とのことである。

想定外の地震が起こった場合、犠牲者は命を落とす。耐震化が図られていない建物であった場合、人災か天災かを問われる。これだけの強度が不足している建物である場合、広島市側に問題があったと言われるおそれがある。

担当課は、三滝少年自然の家の建替えまでの間の対処方法を早急に構築するとともに、宿泊棟の廊下や各部屋のドア等に子どもが見てもすぐに安全に逃げ方向が分かるような避難経路図を貼り、耐震診断で特に問題があった場所であるロビーを通らないように誘導し、より一層利用者が安全に避難できるようにすべきである。

ウ ロビー上の2階床下収納の中の荷物について

備品監査の際に、2階床下の収納スペースにアコーデオンが収められていた。この場所は、もともと床下収納用に作られたスペースではなかった。

【意見 5-3】 ロビー上の2階床下収納の中の荷物について

上記【意見 5-2】に記載したとおり、この施設の耐震性には相当の問題がある。現状においては、耐震化か建替えかの方向性を検討中である。

特に本館1階部分は、広いロビーがある。事務室の前から30m以上の間、柱が1本もない。前面は、広島市内が一望できるようにガラス張りになっており、これが耐震性において更に悪い要素となっている。

備品監査の際に、監査対象としたアコーデオンが収められていた床下収納はこのロビーの上であり、地震が起こり天井がその強さに耐えられずに落ちた場合にその荷物が落下してくる可能性が考えられる。地震の後、避難行動をとる宿泊者のうち、3階の宿泊部屋から建物の中央階段を使い外に出ようとした者が通る動線上になる。

耐震化の対策が講じられていないうちは人命第一を考慮し、この床下収納には物を入れないようにすべきである。

エ バンガローテントの廃止の検討について

(ア) バンガローテントの利用状況

三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターには、バンガローテントが合計 8 基（1 基当たり定員 12 人）設置されている。

グリーンスポーツセンターが開設された昭和 57 年に設置されたもので、設置から既に 37 年が経過している。当施設の沿革を見ても大きな修繕は行っておらず、バンガローテント 8 基全ての老朽化は進んでいる。

往査時に確認したところ、テントの屋根部分を側部まで伸ばし棒に結びつけることで固定しているその棒が劣化している状態であった。15 か所ほど釘で固定してあるが、手で触っても裂くことができるほど朽ちている。

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間のバンガローテントの利用状況は、次のとおりである。

グリーンスポーツセンターバンガローテント利用状況（宿泊利用滞在最終日除外） （単位：人）

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
件数	主催	0	0	0	0	0		
	減免	6	3	2	2	1		
	目的内	3	8	8	1	1		
	目的外	4	5	1	4	1		
	計	13	16	11	7	3		
人数	主催	幼児	0	0	0	0	0	
		小人	0	0	0	0	0	
		大人	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	
	減免利用者	目的内	小人	51	32	42	32	0
			大人	40	17	31	18	2
			計	91	49	73	50	2
		減免	小人	0	0	0	0	0
			目的外 大人	127	0	0	0	0
			計	127	0	0	0	0
	小計	218	49	73	50	2		
	計	218	49	73	50	2		
	有料利用者	目的内	幼児	4	3	7	1	0
			小人	18	225	189	5	12
			大人	8	52	36	4	9
			小計	30	280	232	10	21
		目的外	幼児	0	4	0	2	1
小人			68	6	3	7	2	
大人			12	83	2	11	2	
小計			80	93	5	20	5	
計		110	373	237	30	26		
合計		328	422	310	80	28		

（事業報告書に基づき監査人が作成）

（注）上記「人数」は、宿泊利用者の延べ人数であり、宿泊利用滞在最終日の利用人数は含まれていない。

利用件数・人数は減少傾向にあり、平成 30 年度のバンガローテント利用者は、3 件・宿泊者 28 人であった。

利用状況について広島市文化財団にヒアリングしたところによれば、最近の小

学校の集団宿泊学習では、全て宿泊棟が利用されており、バンガローテントの利用はなかったとのことであった。幼稚園や保育園の集団宿泊や三滝少年自然の家の主催事業においても、バンガローテントは利用されていない。

バンガローテントは、炊事場やトイレまで遠いところに設置されていること、急傾斜地に点在しており、夜間に児童等が移動する際に危険を伴うこと、電気が通っておらずエアコンも設置されていないので使いづらい仕様であること等が理由であるとのことである。

また、バンガローテントを利用するのは、個人やボーイスカウトなどの団体に限られるとのことである。

(イ) バンガローテントの維持管理費

バンガローテントの維持管理するために、修繕料、点検料、寝具借上げ料が発生しており、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間の年間の平均金額は約 386 千円である。

バンガローテント維持にかかる費用

(単位：千円)

区分	平成26年度から平成30年度までの年度の平均金額
バンガローテント修繕	307
バンガローテント架台点検	75
寝具類等の借上げ	3
合計	386

(ウ) 害虫の危険

広島県感染症・疾病管理センターによると、マダニによる広島県における患者確認件数は、平成 27 年 10 件、平成 28 年 3 件、平成 29 年 5 件、平成 30 年 10 件である。マダニは、哺乳類から発せられる体温・体臭・振動などに反応して草の上などから生物に飛び降り吸血する。したがって、動物の通り道に生息している。噛まれた後の感染症が怖く、発熱や食欲低下、嘔吐、下痢、腹痛などを起こし、症状が重い場合、死に至る。平成 30 年は、広島県下でも 2 人の死亡が確認されている。テントは隙間が多くあり、入り込む可能性が建物より多いといえる。

最近広島でも話題になる害虫に、セアカゴケグモやヒアリがある。これらは、割と開けたところに生息するため、公園や農耕地に現れることが多いといわれている。山間部に常設してあるバンガローテントに常備している毛布の保管場所を本館内に変えるべきである。

【意見 5-4】 バンガローテントの廃止の検討について

バンガローテントは利用状況が著しく低調であり、費用対効果を考えると、バンガローテントは利用を取りやめるべきである。

バンガローテントは老朽化が進んでいるが、建替えを行うには高額な費用が予想される。利用者数の低迷や夜間の安全面の困難さ、害虫の面なども考慮して廃止を検討すべきである。

最近、夏になれば熱中症の注意喚起が強く行われている。また、エアコンのないテントで寝ることに関して、不快を感じる人の方が多い時代になっている。それでもチャレンジしてテントを使うとなると、その責任者の苦勞は相当のものであると考える。財政面が厳しい広島市において、老朽化施設に更に予算を投入するのではなく、県や国の同様の施設の利用を考慮すべきである。

なお、現場の声としては、跡地利用としてアスレチックの遊具を増やしてほしい、低年齢層の子どもと一緒に遊べる遊具があると利用者数の増加が見込めるとのことであった。

担当課は、毎年少額とはいえ修繕料がかかっているバンガローテントの今後の在り方を早急に考慮すべきである。

オ 使用料の歳入決算が歳入予算を大幅に下回っていることについて（三滝少年自然の家等）

(ア) 使用料の概要

三滝少年自然の家等では、「広島市少年自然の家条例」に基づき、宿泊・キャンプ施設の使用料等を使用者から徴収している。

この使用料収入は広島市の歳入に計上され、これは三滝少年自然の家等の指定管理料の一部に充てられている。

(イ) 使用料収入の歳入予算額と歳入決算額の対比

使用料収入の予算額と決算額を比較すると、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	16,511	16,511	16,511	16,511	16,642
決算	7,148	7,592	6,815	6,285	—
差額	9,363	8,919	9,696	10,226	—

平成 27 年度から令和元年まで使用料収入の歳入予算額の推移を見ると、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間は 16,511 千円と同額で計上されている。

なお、令和元年度の予算額が 131 千円増加して 16,642 千円となっているのは、令和元年 10 月以降の消費税増税分を見込んだものである。

一方、歳入決算額は上記のとおり、平成 27 年度から平成 29 年度までは約 700 万円で推移しており、平成 30 年度は西日本豪雨災害の影響で約 630 万円となった。このように、歳入予算額は歳入決算額の 2 倍以上乖離している。

(ウ) 広島市一般会計歳入歳出予算事項別明細書における使用料の記載

広島市一般会計歳入歳出予算事項別明細書に記載された平成 30 年度の歳入予算 650,967,947 千円のうち、使用料及び手数料の金額は、14,382,046 千円である。これに含まれるものとして、「少年自然の家等使用料 42,359 千円」の記載がある。

なお、少年自然の家等使用料 42,359 千円は、似島臨海少年自然の家の使用料 25,848 千円、三滝少年自然の家の使用料 16,511 千円の合計額である。

歳入予算のうち、約 27,000 千円は当初より収入にならないとわかっていた金額ということになる。

(I) 広島市長と広島市議会の判断基準

【事業 6】で記載のとおり、平成 31 年 3 月に広島市は「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」を策定し、今後約 10 億円を投じて似島臨海少年自然の家を整備する計画を公表した。

また、三滝少年自然の家等は、耐震基準を満たしていない建物であるため、早急に耐震補強か建替えかの判断が必要となる。

これらの判断基準の一つとなるのが、利用者数や歳入額などである。予算額と決算額に 2 倍以上の乖離があることは、次に資金を投じるか、用途変更か、縮小するか、撤廃するかを判断を誤らせることにもなりかねない。

【意見 5-5】 使用料の歳入決算が歳入予算を大幅に下回っていることについて（三滝少年自然の家等）
--

三滝少年自然の家等では、「広島市少年自然の家条例」に基づき、宿泊・キャンプ施設の使用料等を使用者から徴収している。

三滝少年自然の家等では、利用料金制を導入していないので、この使用料収入は広島市の歳入に計上され、次のとおり、三滝少年自然の家等の指定管理料の一部に充てられている。

使用料収入の予算額と決算額を比較すると次のとおりである。

三滝少年自然の家等 指定管理料の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算
一般財源	90,318	99,681	84,128	93,047	90,946	100,362	89,043	99,269	90,704
特定財源 (使用料収入)	16,511	7,148	16,511	7,592	16,511	6,815	16,511	6,285	16,642
合計	106,829	106,829	100,639	100,639	107,457	107,177	105,554	105,554	107,346

平成27年度から令和元年度まで使用料収入の歳入予算額の推移を見ると、平成27年度から平成30年度までの4年間は16,511千円と同額で計上されている。なお、令和元年度の予算額が131千円増加しているのは、令和元年10月以降の消費税増税分を見込んだものである。

一方、歳入決算額は平成27年度から平成29年度までは約700万円前後で推移しており、平成30年度は西日本豪雨災害の影響で約630万円となった。このように、歳入予算額は歳入決算額の2倍以上乖離している。

このように、歳入決算額は歳入予算額を大幅に下回っており、当初予算に対する決算の達成率(歳入決算÷当初予算)は、平成27年度は43.29%、平成28年度は46%、平成29年度は41%、平成30年度は38%にとどまっている。

【事業6】で記載のとおり、平成31年3月に広島市は「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」を策定し、今後約10億円を投じて似島臨海少年自然の家を整備する計画を公表した。

また、三滝少年自然の家は、耐震基準を満たしていない建物であるため、早急に耐震補強か建替えか用途変更かの判断が必要となる。

これらの判断基準の一つとなるのが、利用者数や歳入額などである。予算額と決算額に2倍以上の乖離があることは、次に資金を投じるか、用途変更か、縮小するか、撤廃するかの判断を誤らせることにもなりかねない。

担当課は、使用料収入の予算額と決算額の大幅な乖離を解消すべきである。

7 【事業6】 広島市似島臨海少年自然の家(指定管理)

(1) 事業の概要等

ア 設置目的

広島市少年自然の家条例に基づき、広島市似島臨海少年自然の家(以下「似島臨海少年自然の家」という。)は、自然環境の中での集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に、設置されている。

イ 沿革等

似島臨海少年自然の家は、広島市南区似島町に、昭和59年に開所した。公募により指定管理者を決定している。

ウ 利用対象

似島臨海少年自然の家の利用対象は、少年等(小・中学生と引率者等)であるが、少年等以外の者であっても、少年等の使用を妨げない限度において使用することができる。

エ 施設の概要

(ア) 施設内容

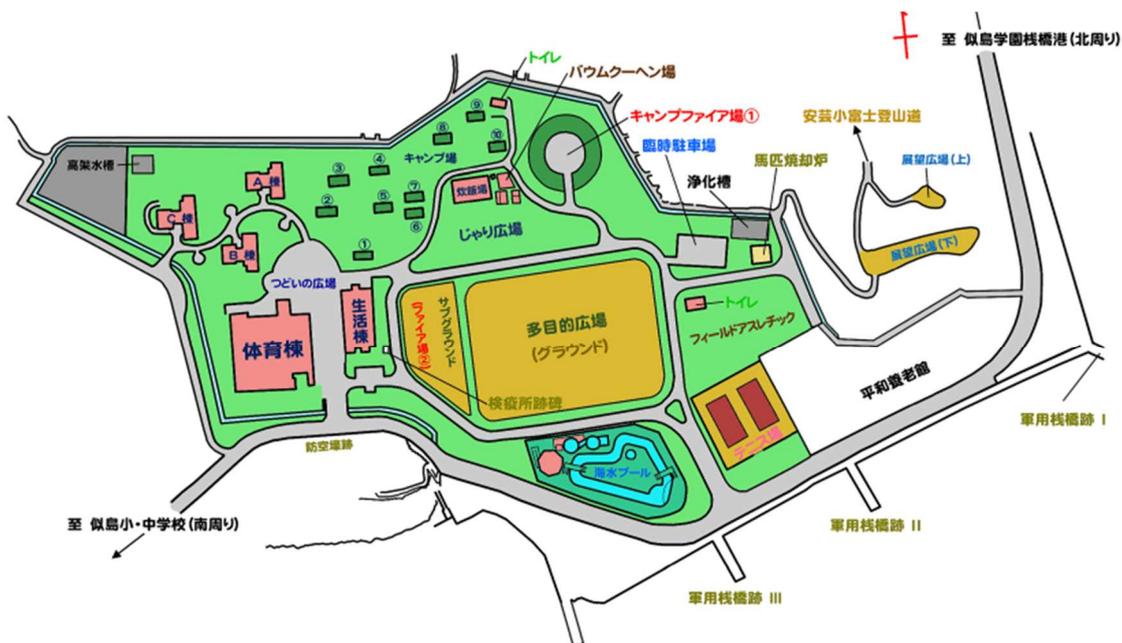
似島臨海少年自然の家の敷地面積は 69,725.19 m² (似島臨海公園()を含む)であり、建物面積は 2,701.281 m² (延床面積 4,309 m²)である。底地は、中国財務局と広島市の間で国有財産無償貸付契約を締結している。

()似島臨海公園は、似島臨海少年自然の家と同時に開設された公園であり、敷地は似島臨海少年自然の家と共通となっている。公園施設として、キャンプファイア場、炊飯場、集いの広場、多目的広場、テニスコート(2面)、アスレチック遊具9基、トイレ等がある。



似島は広島港からフェリーで約 20 分のところにある。平成 10 年に開設された海水プールには、流水プールと全長約 65 メートルのウォータースライダーが備えられている。海水プールは夏は遊泳に利用し、春と秋にはカヌーの練習場として利用している。

施設全体図



(出典：似島臨海少年自然の家ホームページ)

似島臨海少年自然の家の主要施設は、宿泊棟(宿泊定員 204 人 (68 人×3 棟))、生活棟(食堂 200 人、浴室)、体育棟(体育館、事務室、研修室等)、海水プール(流水プール、ウォータースライダー等(最大利用可能人数 485 人))、キャンプ場(定員 120 人(バンガローテント 12 人用×10 基))である。

(イ) 開所時間等

日帰り利用の場合には、午前 9 時から午後 4 時まで利用可能であり、宿泊利用の場合の利用初日は午前 9 時から、宿泊利用の場合の利用最終日は午後 4 時まで利用可能である。

休所日は、月曜日、祝祭日の翌日、8 月 6 日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)である。なお、プールは、上記に加えて 6 月 26 日から 6 月 30 日までと 12 月 1 日から 3 月 31 日まで使用休止となっている。

(ウ) 使用料

担当課と広島市文化財団は、「広島市似島臨海少年自然の家使用料収納事務委託契約書」を締結している。使用料に係る収納事務は、似島臨海少年自然の家が行っている。なお、収納事務の役務提供の対価は、指定管理料に含まれている。

似島臨海少年自然の家が収納した使用料は、収納日の翌日(収納日の翌日が銀

行の休日に該当する場合又は似島臨海少年自然の家の休所日に該当する場合にはこれらの日の翌日)までに、近隣の金融機関から広島市に対して払い込みを行っている。

現場往査を行った令和元年10月2日には、使用料26,540円が収納されていた。監査人が実査した現金残高と「使用許可申請書」に記載された金額、「収入日計表」の記載を照合した結果、検出事項はなかった。

令和元年10月1日からの使用料(宿泊料)

宿泊場所	区分	小人(小・中・高生)	大人
宿泊棟(A棟・B棟 8人から)C棟3人 から)	少年団体	410円/人	850円/人
	少年団体以外	650円/人	1,330円/人
バンガローテント (2人から)	共通	220円/人	470円/人
海カヌー	100円/艇(回)		

(注1) 上記金額は、税込みである。

(注2) 少年団体以外での65歳以上の使用料は小人料金(650円)となる。

(注3) 一定の要件に該当する場合には、使用料(宿泊料)は減免される。

(注4) 宿泊料のほかに、食事料金(食堂利用の場合、朝食340円/食、昼食・弁当520円/食、夕食620円/食)がかかる。

プール入場料

区分	小人(小・中・高生)	大人
プール入場料	250円/人	490円/人
プールカヌー使用料	100円/艇	

(注1) 上記金額は税込みである。

(注2) 65歳以上は小人料金(250円)となる。

(注3) 一定の要件に該当する場合には、プール入場料は減免される。

オ 指定管理の概要

(ア) 指定管理期間等

指定管理者は公募による選定の結果、広島市文化財団となっている。前の指定管理期間は平成26年度から平成29年度までの4年間であり、直近の指定管理期間は、平成30年度から令和元年度までの2年間となっている。

平成30年度の人員体制は、常勤職員は10名であり、うち4級指導主事1名は広島市から派遣された職員である。

担当課と広島市文化財団は、平成30年4月1日付けで「広島市似島臨海少年

自然の家の管理に関する平成 30 年度協定書」(以下「年度協定」という。)を締結しており、年度協定に定められた平成 30 年度の指定管理料は、132,040 千円であった。

(イ) 平成 30 年度の事業計画

年度協定には、平成 30 年度の事業計画として、利用団体活動支援事業、野外活動における海洋学習、野外活動における海水プールでのカヌー学習の他に、主催事業として 26 事業が記載されており、平成 30 年度の事業実施状況は下記のとおりである。

カ 平成 30 年度の事業実施状況等

平成 30 年度の事業実施状況は、次のとおりであった。



平成 30 年度初心者ファミリーフィッシングの様子。参加者は、餌のつけ方、釣り竿の扱い方を丁寧に指導してもらい、釣りの初心者でもキスやボラなどの魚をたくさん釣ることができた。

平成 30 年度事業実施状況

事業名	期日(期間)	対象	延参加人数 (単位:人)	主旨	内容
施設利用団体研修会	4/19(木)日帰り	利用団体の指導者・引率者	33	当施設を利用する小・中学校の野外活動担当者及び利用団体に、利用に関する事前説明を行なうとともに、体験学習等に対する理解を深め、指導者としての資質の向上を図る。	利用説明、活動紹介、書類作成説明、ローボート事前学習
家族プールカヌー体験デー	5/3(木・祝)日帰り	小・中学生とその保護者	92	家族を対象に、海水プールでのカヌー漕艇を広く開放しカヌーへの関心を高め、施設のPRを行い、利用促進を図る。	カヌーの基礎説明、基礎・応用漕艇など
野外活動指導者養成セミナー	5/26(土)～27(日)1泊2日	青年	10	青少年の健全育成に関するボランティア活動を希望する青年に対し、自然体験活動に関わる研修等を通して、指導者の養成を行う。また、自然の家の主催事業の企画・立案・実施を通して実践の場を提供する。	実技講習、講義、実践など
子ども平和キャンプ	6/2(土)～3(日)1泊2日	小学4年生～中学生	22	被爆の実態を再確認するために、平和記念資料館や被爆建物などを見学するとともに、似島が果たしてきた役割をフィールドワークを通して学習させる。	平和学習、遺構めぐり、バウムクーヘンづくりなど
似島わくわくキャンプ	6/16(土)～17(日)1泊2日	小学4年生～6年生	30	似島の自然を活かした体験活動を通して、自然に関心を持たせる。また、自主性・協調性を養い、やり抜くことへの達成感を味わう。	海カヌー漕艇、炊飯、キャンプファイアなど
施設ボランティア体験講座	6/16(土)～17(日)1泊2日	青年	2	野外活動指導者の育成・支援の充実を図るため、施設ボランティアの体験を通して、ボランティア活動へ関心を高める機会を提供する。	野外炊飯、キャンプファイア、カヌー体験、登山など
似島ホテル観賞ツアー	6/23(土)日帰り	不特定	40	南区地域起こし推進課と共催で、南区で唯一ホテルが観賞できる似島において、似島の魅力をホテルの観賞を通して触れる機会を提供する。	野外炊飯、ホテル観賞、バウムクーヘン作り体験など
海の日家族キャンプ				「西日本豪雨災害」のため事業中止	
海の日オープナー				「西日本豪雨災害」のため事業中止	
「感動塾・みちくさ」スタッフミーティング	8/3(金)～8/11(土)	青年	45	「感動塾・みちくさ」を実施していく中で、プログラム中に気をつけることや、子どもとの関わり方を学び、本道に向けての共通認識を図る。	ミーティング、研修など
平和ウォークin似島	8/5(日)日帰り	不特定	8	原爆被害とかわりの深い似島において、平和学習を実施することにより、歴史に触れるとともに、平和の尊さについて学び、平和について考える機会を提供する。	平和学習・遺構巡り
感動塾「みちくさ」(自主事業)	8/22(水)～24(金)3泊3日	小学4年生～6年生	52	身近な自然や仲間との生活を通して、未知なる物への興味・関心や感動する心を育み、物事を科学的に捉える能力や態度を養う。	科学実験、クラフト、ナイトプログラムなど
湯来・似島ふれあい祭り				「西日本豪雨災害」のため事業中止	
アトピー講座&キャンプin似島	10/13(土)～10/14(日)1泊2日	アレルギー性皮膚疾患のある幼児・小・中学生とその保護者	14	アレルギー性皮膚疾患のある子どもを対象に、海水プールカヌーでの漕艇等を行いフレッシュするとともに、皮膚科医による講演や質疑応答を通して、同じ悩みを持つ家族間での交流の場をもつ。	アイスブレイク、海浜遊び、プール遊び、交流会など
初心者ファミリーフィッシング	10月28日(日)日帰り	小・中学生を含む家族・グループ	84	釣り初心者の家族を対象に釣りのマナー向上と環境美化活動等の講習会や釣りコンテストなどを通し、自然環境への関心と家族間のコミュニケーションづくりの機会を提供する。	釣り講習、釣り大会、清掃活動など
にのしま愛らんどフェスタ	11/25(日)日帰り	不特定	1,339	似島公民館と共催で、似島の特性を活かした事業や学習成果の発表など地域の学びとふれあいの集いを開催し、まちづくりの活性化を図る。	クラフト、バウムクーヘン作りなど
家族DE投げ釣りin似島	11/17(土)～18(日)1泊2日	家族	48	似島の自然を活かして、家族で『釣り』を楽しむことにより、似島の自然に触れるとともに、家族間交流や自然に対する敬愛の念を育む機会を提供する。	釣り講習会、環境学習、投げ釣りなど
あつまれ似島	12/8(土)～9(日)1泊2日	小学4年生～中学生	20	集団生活を通し自然に親しみ、自主性・協調性を養い、友愛の精神を培うとともに、自然の中で創意工夫をし、創る喜びを体験させる。	自然観察、クラフト、野外炊飯など
家族DEグルメキャンプin似島	2/23(土)～24(日)1泊2日	小・中学生を含む家族・グループ	52	似島産のカキを使用したカキ打ち、カキ料理、日本のバウムクーヘン発祥の地である当施設にて、当時のバウムクーヘンづくりを行い、似島の歴史や魅力に触れるとともに、家族及び家族間の交流を深める。	カキうち体験、カキ料理づくり、バウムクーヘン作り体験など
似島独逸偉人のバウムクーヘン体験	3/3(日)日帰り	小・中学生を含む家族・グループ	33	日本での発祥の地であり、また戦争の歴史的背景をもとに誕生したバウムクーヘンを作る活動を通して、バウムクーヘンの歴史等を学ぶ機会を提供する。	バウムクーヘンの歴史、バウムクーヘン作り体験など
①家族DEミモザ見学登山ツアー	3/23(土)日帰り	家族	34	似島自生するミモザの花が咲く時期に合わせて、ミモザの花の見学ツアーを主に家族対象で行うことで、似島の自然に関心を持たせるとともに施設のPR活動につなげていく。	自然観察、バウムクーヘンづくりなど
②施設ボランティアサークル「海艇船」の育成・支援	通年	青年	122	事業の企画、実施や野外活動に必要な知識技能を習得させ、施設の事業運営のボランティアとしての活動を通して、自己を高めるための支援を行う。	実践の場の提供、支援、育成、研修など
③『似島ホテルの里』整備事業	通年(日帰り4回、宿泊1回)	不特定	209	南区地域起こし推進課及び似島公民館と共催し、ホテル(ハイケホテル、ヒメホテル)の生息しやすい環境を整備する等、活動を通して、まちづくり活動の支援を行う。	休耕田整備、ホテル観賞など
④バウムクーヘン誕生100周年記念PR事業	通年	不特定	3,774	関係機関を連携して日本で最初のバウムクーヘンが似島で焼かれて100周年の節目を迎える本年度にバウムクーヘンの歴史や体験を通して自然の家及び似島への関心を高めるとともに、認知度の向上を図る。	バウムクーヘン作り、クラフトなど
⑤平和学習in似島	通年(日帰り・宿泊)	少年団体及び一般団体	1,573	似島の戦争とのかかわりについて、プレゼンテーション学習及び遺構巡り、慰霊碑参拝を通して平和の尊さと戦争の悲惨さについて学ぶ。	プレゼンテーション学習、遺構巡り、慰霊碑参拝
⑥特色ある海洋学習プログラム(総合学習)	通年	小・中学生	177	地元小・中学校と連携し、自然の家の特性を活かしたカヌー実習、ローボート漕艇などのプログラムを実施する。	プールカヌー、海カヌー、ローボート漕艇など
⑦海水プール無料開放デー(代替事業)	7/15(日)7/16(月)9/9(日)日帰り	不特定	277	夏の日及び遊泳期間終了にあわせて市民に海水プール等の施設を広く開放し、自然の家のPRと利用促進を図る。(海の日オープナー、湯来・似島ふれあい祭りの代替事業)	遊泳など
⑧似島平和学習(利益活用事業)	11/8(木)12/11(火)	不特定	59	利益活用事業で作成した、平和学習資料及びチラシを活用し、日露戦争から第二次世界大戦にわたり、軍事施設として利用されてきた第二核施設で起こった様々な出来事を歴史の流れにそって学習し、似島と戦争とのかかわりについて知ることにより、戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ。	プレゼンテーション、遺構巡り、慰霊碑参拝

(「広島市似島臨海少年自然の家業務実施報告書(平成30年度)」に基づき監査人が作成)

平成30年7月の西日本豪雨により、似島全域で土砂崩れが発生し、似島港及び似島学園棧橋港から似島臨海少年自然の家に通じる全ルートが通れなくなったため、主催事業や団体利用の中止、利用調整等の対応が行われた。

キ 利用状況

似島臨海少年自然の家の平成30年度の利用者数実績は36,659人であり、目標利用者数47,700人を11,041人下回る結果となった。なお、平成29年度の利用者数実績は47,659人であり、前年度と比較すると、23.1%の減少であった。利用者数の減少は、西日本豪雨災害による影響が大きいものと思われる。

平成30年度の利用状況の詳細は、次のとおりである。

平成30年度月別利用状況 (単位：人)

月	宿泊棟宿泊利用	キャンプ施設宿泊利用	宿泊利用滞在最終日	日帰り利用	個人利用	計
4月	1,134	0	696	499	256	2,585
5月	445	196	641	1,014	285	2,581
6月	509	219	669	408	582	2,387
7月	584	22	388	1,082	413	2,489
8月	1,108	392	895	2,372	436	5,203
9月	883	579	1,426	532	363	3,783
10月	1,385	87	887	927	321	3,607
11月	517	0	287	4,184	307	5,295
12月	214	0	159	438	252	1,063
1月	199	0	199	1,481	164	2,043
2月	223	0	223	2,392	141	2,979
3月	690	99	544	1,092	219	2,644
合計	7,891	1,594	7,014	16,421	3,739	36,659

(担当課作成資料)

平成30年度団体別利用状況(宿泊棟・キャンプ場・日帰り利用) (単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
主催事業	65	167	104	237	160	40	568	3,094	309	920	81	527	6,272
保育園・幼稚園	9	0	9	51	0	0	11	12	0	0	116	31	239
小学校野外活動	0	282	532	298	281	1,252	1,348	481	0	0	0	0	4,474
中学校野外活動	709	240	86	0	0	58	19	0	0	0	0	22	1,134
子ども会	51	0	0	64	114	0	0	0	0	0	121	370	720
スポーツ少年団	301	385	0	79	205	92	60	688	36	411	304	197	2,758
その他の少年団体	147	336	171	226	1,069	234	156	200	44	199	58	605	3,445
高校生	44	21	0	170	46	19	26	0	0	0	1,783	0	2,109
大学・短大・専門学校	13	0	17	0	12	16	0	0	0	0	0	0	58
企業・公務員等	16	0	17	0	38	0	0	0	0	0	15	0	86
家族グループ	0	4	0	7	4	0	0	0	5	0	0	0	20
その他	258	145	161	56	172	138	204	209	258	150	137	129	2,017
個人利用	256	285	582	413	436	363	321	307	252	164	141	219	3,739
プール利用	20	75	39	500	1,771	145	7	17	0	0	0	0	2,574
合計	1,889	1,940	1,718	2,101	4,308	2,357	2,720	5,008	904	1,844	2,756	2,100	29,645
宿泊最終日滞在人数	696	641	669	388	895	1,426	887	287	159	199	223	544	7,014
総計	2,585	2,581	2,387	2,489	5,203	3,783	3,607	5,295	1,063	2,043	2,979	2,644	36,659

(担当課作成資料)

平成 24 年度以降の利用者数の推移は、次のとおりである。

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標	46,200	46,250	47,300	47,300
実績	47,983	46,528	47,304	48,355

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標	47,300	47,300	47,700	47,700
実績	47,669	47,659	36,659	

(「経常費要求調書」担当課作成資料に基づき監査人が作成)

ク 指定管理料

似島臨海少年自然の家 指定管理料の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算
一般財源	106,569	125,172	99,270	117,763	105,226	121,127	106,192	126,707	107,394
特定財源 (使用料収入)	25,848	7,245	25,848	7,355	25,848	7,094	25,848	5,333	25,984
合計	132,417	132,417	125,118	125,118	131,074	128,221	132,040	132,040	133,378

(注1) 似島臨海少年自然の家は、利用料金制を導入していないので、使用料は、広島市の歳入に計上され、予算上は似島臨海少年自然の家の指定管理料の特定財源に該当するものとして整理されている。

(注2) 指定管理料以外に、広島市から派遣されている職員の人件費、広島市が負担する修繕費や施設整備に係る費用等が発生しており、平成30年度決算においては、広島市から派遣されている職員の人件費約6,993千円、温水ボイラー修繕費1,404千円、組立式物置購入費430千円が発生している。

ケ 事業の収支の状況

似島臨海少年自然の家の平成28年度以降の収支の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

指定管理期間	平成26年度から平成29年度まで				平成30年度から令和元年度まで			
	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	
収入	指定管理料収入	125,118	125,118	131,074	128,221	132,040	132,040	133,378
	その他収入		47		130	1,037	647	1,047
	前年度繰越金	6,832	9,900		400			3,067
	収入計	131,950	135,065	131,074	128,751	133,077	132,687	137,492
支出	人件費	44,306	45,399	45,915	46,196	46,924	46,637	47,416
	施設管理経費(施設修繕費、備品購入費を除く)	72,404	70,379	72,409	69,323	74,203	69,372	79,061
	施設修繕費、備品購入費	15,240	18,887	12,750	13,232	11,950	9,569	11,015
	支出計	131,950	134,665	131,074	128,751	133,077	125,579	137,492
収支差額			400				7,108	

(「経常費要求調書」「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

上記のうち、平成30年度支出額の予算・決算の内訳は、次のとおりである。

平成30年度支出額の内訳

(単位：千円)

区分	予算現額	決算額	差異
報酬	18,806	18,799	6
給料手当	18,332	18,269	62
給料手当(広島市派遣)	2,277	2,276	0
福利厚生費	6,140	5,922	217
福利厚生費(広島市派遣)	1,369	1,368	0
賃金	4,987	4,056	930
報償費	636	516	120
旅費	87	86	0
消耗品費等	5,243	5,143	99
燃料費	972	912	59
食糧費	578	266	311
光熱水費	12,799	11,187	1,611
修繕料	9,988	8,583	1,404
賄材料費	241	231	9
通信運搬費	335	233	101
手数料等	298	250	47
保険料	234	185	48
委託料	40,028	39,011	1,016
使用料及び賃借料	4,750	3,431	1,318
備品購入費	987	986	0
負担金及び補助金	65	49	15
公課費	3,925	3,809	115
合計	133,077	125,579	7,497

(「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

コ 似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画

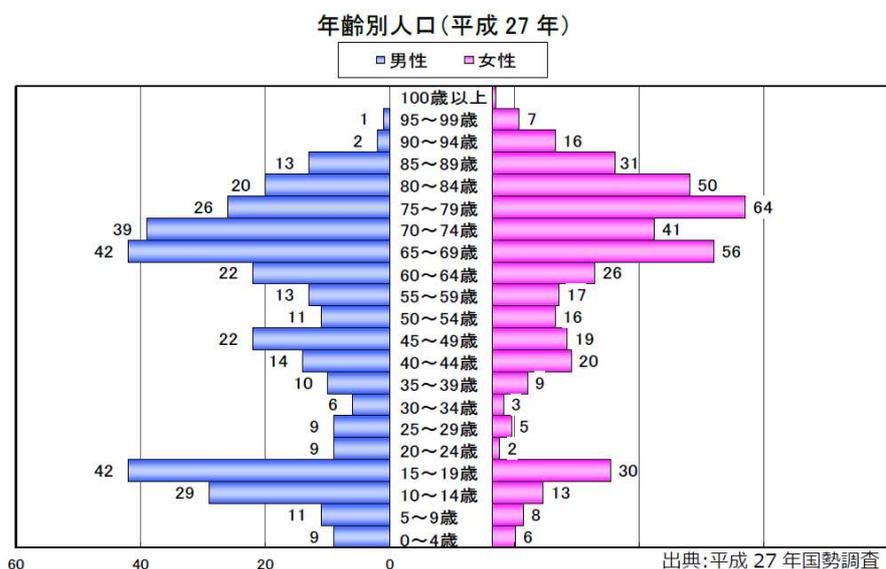
(7) 事業継続上の課題・似島における人材確保について

a 人口減少と高齢化

平成 31 年 3 月に広島市は「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定した。

基本計画によれば、似島の人口は、平成 20 年 3 月末に 1,121 人、平成 30 年 3 月末に 813 人と 10 年間で 27.5%減少しており、高齢化率は、平成 20 年 3 月末に 40.9%、平成 30 年 3 月末に 53.3%と 10 年間で 12.4 ポイント増加している。

- 年齢別の人口をみると、高齢者の割合が非常に多く、働き盛りの年代が少ない。統計データは似島学園の生徒を含むため、10 代が多くなっている。



(出典 : 「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」)

b 職員の構成

令和元年 10 月時点における似島臨海少年自然の家の運営にあたる正職員は、指定管理者である広島市文化財団の職員 9 名及び広島市から派遣している職員 1 名の合計 10 名であり、全員が島外から通勤している。全員が広島市文化財団及び広島市の人事異動の対象になる者であり、最長の者で約 5 年間、似島臨海少年自然の家に継続勤務している。

c 委託業務等における似島在住者

広島市似島臨海少年自然の家の管理に関する平成 31 年度協定書によれば、広島市文化財団は、合計 16 の管理業務を第三者に委託している。年間を通じて日々

発生する業務である、清掃業務、給食業務や、海水プール利用期間中に日々発生する海水プール施設管理、監視、検札及び清掃業務については、それぞれの委託先が似島在住者を雇用して、業務に従事させている。

上記委託業務以外にも、海洋学習におけるローボート利用時の救助艇、監視艇の航行や海上から児童等への指導を行う業務を、似島在住者に報酬を支払い委託している。

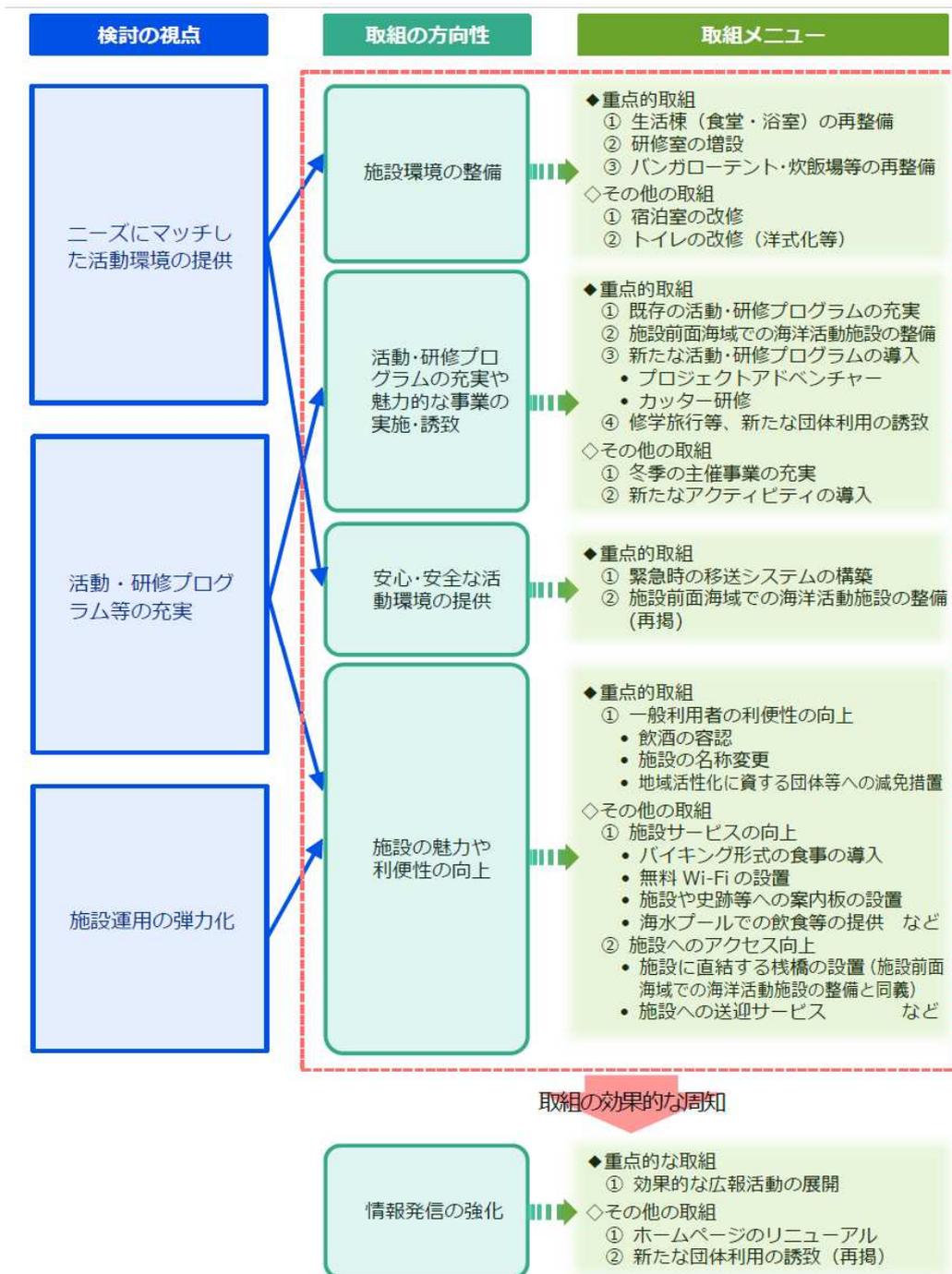
似島臨海少年自然の家の運営は、職員と似島在住者の両者で行われているものである。

d 事業継続上の課題・似島における人材確保

似島臨海少年自然の家に関連する業務に携わっている似島在住者の高齢化も進んでいる。海洋学習プログラムの1つであるローボートは、平成30年度では20団体、合計1,190名が利用した。似島臨海少年自然の家の職員は砂浜から指導をし、救助艇・監視艇の運転及び海上からの指導は、船舶免許をもつ似島在住者（2名の70代男性）に委託して実施している。似島臨海少年自然の家にヒアリングしたところによれば、将来的な後継者として具体的に業務を引き継げる者は現時点では該当者がいないとのことであった。清掃業務、給食業務や、海水プール利用期間中に日々発生する海水プール施設管理、監視、検札及び清掃業務についても、委託先の会社が似島在住者を雇用して業務を実施しているが、高齢者を中心に業務を行っているのが現状であり、将来的に、必要な人材を確保することができるのか、という点が事業継続上の課題として考えられるが、抜本的な解決策を見出すことはできない。

(イ) 似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画の実施に伴う指定管理料等の増加について

基本計画には、「取組メニュー」として、次の記載がある。



（出典：「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」）

基本計画には、スケジュール等として次の記載がある。

年度		H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	H34年度 (2022年度)	H35年度以降 (2023年度以降)	概算工事費 (百万円)	
研修・宿泊施設再整備	生活棟(新設)	整備計画の作成	設計	工事	運用開始		420	
	研修棟(改修)			設計	工事	運用開始	260	
	バンガロー炊飯場			設計	工事	運用開始	200	
充実した活動・研修プログラムの導入	内容検討	プログラムの検討					-	
	施設整備		設計・申請手続きなど		施設整備		110	
緊急時の移送システムの構築		関係者協議・調整など		試験運用	運用開始		(現時点では未定)	
一般利用者の利便性向上 (飲酒の容認、名称変更等)		内容の検討	関係者協議・条例改正など		運用開始		(現時点では未定)	
その他個別の取組メニュー (無料Wi-Fi、送迎サービスなど)		検討状況等を踏まえつつ適宜実施を検討						(現時点では未定)

※スケジュール及び概算工事費は、現時点で想定されるものであり、今後の検討状況や具体的な整備内容などにより変更となる可能性がある。

(出典：「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」)

基本計画を実行に移した場合に、どれほどのコストがかかるのかという点について、基本計画には、概算工事費、すなわちイニシャルコストは示されているものの、指定管理料等のランニングコストがどのくらい増加するのかという点については全く記載されていない。

担当課は、令和元年度において、令和2年度から令和4年度を指定期間とする指定管理者を募集した。「広島市似島臨海少年自然の家指定管理者応募要領」によれば、指定管理料の上限額(3年分)は、4億5,150万6千円(税込)とされ、指定期間中に市が基本計画を実行するに当たり、業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整すると記載されている。

「広島市似島臨海少年自然の家の指定管理者募集に係る質問に対する回答」には次の記載がある。

<質問>

指定管理料の上限が、昨年度支出実績から推定される額より約3000万円増額されている理由

<回答>

指定管理料上限額の主な増額の要因は、深刻な人手不足や毎年の最低賃金の引き上げ等により人件費の上昇が続いていることを踏まえた積算を行っていることや、「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」を実行するために市が

必要と認める業務（無料 Wi-Fi の設置、施設や史跡等に関する案内板等の設置、バスの送迎サービス）を今回の公募から新たに仕様書に定めたことなどです。

（出典「広島市似島臨海少年自然の家の指定管理者募集に係る質問に対する回答」）

上記のように、人件費の上昇が続いていることを踏まえた積算を行っていることや、基本計画の取組メニューのうち、無料 Wi-Fi の設置、施設や史跡等に関する案内板等の設置、バスの送迎サービスの3つを実行することに伴い、指定管理料の上限額は大幅に増加している。令和2年度から4年度までの指定管理料の上限額 451,506 千円を3年間で割った金額 150,502 千円と、平成30年度の指定管理料の決算額 132,040 千円を比較すると1年間で18,462 千円の増加となる。

令和2年度から実行される基本計画のうちの「取組メニュー」は基本計画の全体のごく一部であり、今後、その他のメニューも実行される場合には、更なる指定管理料等の増加が予想される。

基本計画には、イニシャルコストである概算工事費が示されているのみで、ランニングコストである指定管理料等の見込額が示されていないが、当然ながら、トータルの金額で基本計画の実行の可否を判断する必要があり、市民の関心もそこにあると考えられる。

担当課は、契約期間満了日は令和2年3月31日、事業費12,320千円、委託先を株式会社Aとして、「似島臨海少年自然の家の整備計画策定・基本設計業務」を委託しており、その委託業務終了後には、再整備される施設の概要が示され、今後は、その整備内容を踏まえて「取組メニュー」を検討していくことになると思うが、検討に当たっては、指定管理料に及ぼす影響も十分に考慮する必要があると思われる。

(り) 「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」における施設前面海域での海洋活動施設の整備について

a 「取組の方向性 2 活動・研修プログラムの充実や魅力的な事業の実施・誘致」について

基本計画の「取組の方向性 2 活動・研修プログラムの充実や魅力的な事業の実施・誘致」は、次のように記載されている。

「研修や野外活動への様々なニーズに対応し、学校利用の更なる促進と新たな利用者の掘り起こしによる通年利用の促進を図るため、独自プログラムの充実や新たなプログラムの導入、新規事業の実施などに取り組む。」

上記に関する「重点的取組」の「施設前面海域での海洋活動施設の整備」「新たな活動・研修プログラムの導入」として、基本計画には次の記載がある。

② 施設前面海域での海洋活動施設の整備

【取組イメージ】

- 施設に隣接した海浜がないため、現在、ローボートやカヌーは、施設から約 850m 離れた海浜を利用して実施しており、ローボート等の運搬が、主な利用者である小学生にとって大きな負担となっている。このため、施設前面の海域への浮棧橋や陸揚げ用のクレーン設備の設置などにより活動環境の改善を図る。



【概算事業費】

- ・浮棧橋、マリーナクレーン：約 5,000 万円※

※メーカーの概算見積額



海洋活動施設の設置候補地



海洋活動施設のイメージ

● カッター研修

- 施設南側の公園区域及び前面海域を候補地として、カッター研修の実施に必要な施設・設備等の整備を検討する。
- 併せて、カッター研修の実施に当たっては、厳しい安全管理が必要であることから、指導経験のある指導専門員や船舶免許を持つ船舶技能員の確保、職員への専門研修の実施による指導員の育成、指導要領の作成などを行う。

【施設・設備の整備イメージ】

- ・カッター艇 3 艇
- ・艇庫（鉄骨造、200 m²程度）
- ・クレーン設備（艇庫から海への搬出入用：ローボートで使用するものと共用）
- ・浮棧橋（ローボート等で使用するものと共用）
- ・救命胴衣保管庫（50 m²程度）（ローボート等で使用するものと共用）
- ・その他器具（カッターオール、救命胴衣等）

【概算事業費】

- ・カッター艇：約 2,400 万円（800 万円/艇×3 艇）
 - ・浮棧橋、マリーナクレーン：約 5,000 万円^{※1} ※1 メーカーの概算見積
 - ・カッターオール、救命胴衣：約 300 万円^{※2} ※2 他施設の事例を参考に算出
 - ・艇庫：約 3,000 万円^{※3} ※3 建築着工統計より 37.8 万円/坪を前提に、似島の条件不利性（通常単価の 3 割増）を考慮して算出
- 合 計 約 1.1 億円

【事例】 国立江田島青少年交流の家



カッター研修



艇庫

(出典：似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画)

b カッター研修について

監査人が現地でヒアリングしたところによれば、小学生等がローボートやカヌーを海で利用する場合には、砂浜に隣接する海浜である必要があり、上記の a の海洋活動施設の設置候補地に浮棧橋、マリーナクレーンを設置したとしても、ローボートやカヌーの海洋学習で利用できる可能性は著しく低いということであった。

基本計画には「施設に隣接した海浜がないため、現在、ローボートやカヌーは、施設から約 850m 離れた海浜を利用して実施しており、ローボート等の運搬が、主な利用者である小学生にとって大きな負担となっている。このため、施設前面の海域への浮棧橋や陸揚げ用のクレーン設備の設置などにより活動環境の改善を図る。」と記載されているが、ローボートやカヌーでの浮棧橋、マリーナクレーンの利用が真に見込まれるものなのか、疑問である。

また、ローボート等の運搬の負担を軽減するためには、現在活動を行っている海浜近辺に、ローボート等を収納する施設を設置することも代替案としては考えられるが、それを検討した事実は基本計画の記載からは確認できない。

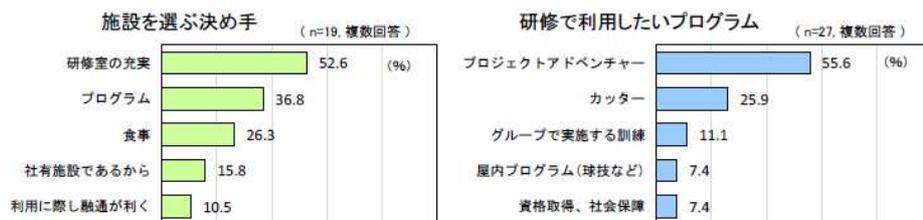
基本計画は、平成 30 年度に、企画総務局地域活性推進課が公益財団法人 B に委託した「似島臨海少年自然の家等の有効活用検討業務」(以下「検討業務」という。) で実施したアンケート・ヒアリング調査を踏まえて策定されている。

基本計画の「アンケート・ヒアリング調査について」には、次の記載がある。

(3) 民間企業

① 施設の利用状況等

- 平成 29 年度に当該施設を研修に利用した民間企業は 1 社しかない。
- 研修施設を選定する際、半数の企業が「研修室の充実」を重視すると回答。次いで「プログラム」を決め手とする企業が多かった。中には、「飲酒可である施設を選ぶ」と回答する企業もあった。
- 研修プログラムについて、約 6 割の企業が近年他施設で導入が進んでいる「プロジェクトアドベンチャー[※]」、約 3 割の企業が「カッター研修」の利用を希望している。(※P24 参照)



(出典：似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画)

基本計画の「取組の方向性」の項目の「取組イメージ」において、カッター艇約 2,400 万円、浮棧橋、マリーナクレーン約 5,000 万円、カッターオール、救命胴衣約 300 万円、艇庫約 3,000 万円の合計 1.1 億円の概算事業費をかけてカッター研修の実施に必要な施設・設備等の整備を検討する、とされており、これは、上記の民間企業へのアンケート・ヒアリング調査結果を参考にしていると思われる。

アンケート・ヒアリング調査は、民間企業（広島市を中心とする県内の多様な業種）の 123 社に調査票を配付し、うち 51 社が回答したものであるが、「研修で利用したいプログラム」の設問に対する回答は 27 社で、そのうち、カッター研修と回答した企業は 25.9%であり、実数としては 7 社であったということに十分留意する必要があると思われる。

似島の近隣の江田島には、「カッターの江田島」の呼び名で知られる国立江田島青少年交流の家があり、カッター研修プログラムが長年行われている。国立江田島青少年交流の家のホームページに掲載されている「カッター研修」プログラムの「活動内容」には、次の記載がある。

「カッター研修とはカッター（全長 9m，重量 1.5 t）に 12 人～24 人が乗り込んで、12 本の櫂（オール）で広島湾を漕艇する活動である。国立江田島青少年交流の家職員の直接指導により心身を鍛えるプログラムで、半日かけてカッター艇庫の沖に浮かぶカキ筏の間を抜けて、年齢に応じて瀬戸内海を往復で 2km～8km を漕艇する。（1 日コースは 14km～28km）」

国立江田島青少年交流の家は、独立行政法人国立青少年教育振興機構の 1 施設であり、独立行政法人が継続して運営している施設である。カッター研修の指導

者は、上記ホームページの記載によれば、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員が行っているものと思われる。

一方、似島臨海少年自然の家は、公募による指定管理施設であり、指定管理期間ごとに指定管理者は入れ替わる可能性があり、国立江田島青少年交流の家と運営体制が根本的に異なる。似島の高齢化に伴い、現在実施しているローボートの指導者の確保にも懸念がある中、さらに専門性の高い Cutter 研修の指導者を確保することは非常に困難であると思われる。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が令和元年 6 月に公表した「平成 30 年度の業務の実績に関する自己点検・評価報告書」によれば、国立江田島青少年交流の家の宿泊室の稼働率は、平成 29 年度は 57.7%、平成 30 年度は 53.6%とされており、年間を平均してみれば、宿泊希望者がキャパシティを超えている状況ではなく、江田島で企業研修をしたくてもできない民間企業が、似島臨海少年自然の家に企業研修の場所を変更するという見込みがあるとは言えない。また、民間企業が研修において Cutter 訓練を新たに導入しようという需要が創出される見込みもなく、仮に、似島臨海少年自然の家に Cutter 研修の実施に必要な施設・設備等を整備したとしても、低稼働率になる可能性があると考えられる。ちなみに、似島少年自然の家を研修目的で利用した民間企業は、平成 29 年度は 1 社、平成 30 年度は 1 社、令和元年度は 9 月末現在 2 社である。

広島市の厳しい財政状況の中、限られた財源の有効活用及び効率的な市政運営の実現のために、Cutter 研修の実施に必要な施設・設備等の整備を検討するに当たっては、最大限の慎重さをもって対応する必要があると思われる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

使用料の歳入決算が歳入予算を大幅に下回っていることについて（似島臨海少年自然の家）

ア 使用料の概要

似島臨海少年自然の家では、「広島市少年自然の家条例」に基づき、宿泊室、キャンプ施設及びプール施設の使用料、カヌーの使用料を使用者から徴収している。

似島臨海少年自然の家は、利用料金制を導入していないので、使用料は、広島市の歳入に計上され、似島臨海少年自然の家の指定管理料の特定財源に該当するものとして整理されている。

イ 使用料の歳入予算額と歳入決算額の対比

使用料の予算額と決算額を比較すると次のとおりである。

(単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	25,848	25,848	25,848	25,848	25,984
決算	7,245	7,355	7,094	5,333	
差額	18,603	18,493	18,754	20,515	
当初予算に対する 決算の達成率	28.0%	28.5%	27.4%	20.6%	

平成 27 年度から令和元年度までの歳入予算額の推移を見ると、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間は 25,848 千円と同額で計上されている。なお、令和元年度の歳入予算額が 136 千円増加して 25,984 千円となっているのは、令和元年 10 月 1 日以降の消費税増税分を見込んだものである。

一方、歳入決算額は上記のとおり、平成 27 年度から平成 29 年度までは 700 万円台で推移しており、平成 30 年度は西日本豪雨災害の影響で 533 万円となった。このように、歳入決算額は歳入予算額を大幅に下回っており、当初予算に対する決算の達成率(歳入決算÷当初予算)は、平成 27 年度は 28.0%、平成 28 年度は 28.5%、平成 29 年度は 27.4%、平成 30 年度は 20.6%にとどまっている。

ウ 広島市一般会計歳入歳出予算事項別明細書における使用料の記載

広島市一般会計歳入歳出予算事項別明細書に記載された平成 30 年度の歳入予算 650,967,947 千円のうち、使用料及び手数料の金額は、14,382,046 千円である。これに含まれるものとして、広島市一般会計歳入歳出予算事項別明細書には、次の記載がある。

款：使用料及び手数料
項：使用料
目：教育使用料
節：青少年育成使用料
説明：少年自然の家等使用料 42,359 千円

(出典「広島市一般会計歳入歳出予算事項別明細書」)

なお、少年自然の家等使用料 42,359 千円は、似島臨海少年自然の家の使用料 25,848 千円、三滝少年自然の家の使用料 16,511 千円の合計額である。

平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 31 年度の広島市一般会計歳入歳出予算事項別明細書においても、上記イに記載した歳入予算額が計上されている。

エ 指定管理料

広島市と広島市文化財団は年度当初に年度協定を締結し、各年度の指定管理料を決定している。平成 30 年度においては、平成 30 年 4 月 1 日付けで年度協定を締結し、指定管理料は 132,040 千円と決定した。この財源は、予算上は、一般財源 106,192 千円、特定財源（使用料収入）25,848 千円であった。

平成 30 年度が終了し、使用料収入の決算額は 5,333 千円で確定した。使用料収入の予算額と決算額の差額である 20,514 千円に対応する指定管理料については、結局は一般財源から補填することとなった。

【意見 6-1】 使用料の歳入決算が歳入予算を大幅に下回っていることについて（似島臨海少年自然の家）

似島臨海少年自然の家では、「広島市少年自然の家条例」に基づき、宿泊室、キャンプ施設及びプール施設の使用料、カヌーの使用料を使用者から徴収しているが、利用料金制を導入していないので、使用料は、広島市の歳入に計上され、次のとおり、似島臨海少年自然の家の指定管理料の一部に充てられている。

似島臨海少年自然の家 指定管理料の推移

（単位：千円）

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算
一般財源	106,569	125,172	99,270	117,763	105,226	121,127	106,192	126,707	107,394
特定財源 (使用料収入)	25,848	7,245	25,848	7,355	25,848	7,094	25,848	5,333	25,984
合計	132,417	132,417	125,118	125,118	131,074	128,221	132,040	132,040	133,378

平成 27 年度から令和元年度までの歳入予算額の推移を見ると、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間は年間 25,848 千円、令和元年度は 25,984 千円が歳入予算に計上されている。なお、令和元年度の歳入予算額が 136 千円増加しているのは、令和元年 10 月 1 日以降の消費税増税分を見込んだものである。

一方、歳入決算額は平成 27 年度から平成 29 年度までは 700 万円台で推移しており、平成 30 年度は西日本豪雨災害の影響で 533 万円となった。

歳入予算は、一応の見込みであり、結果として予算に対して過不足が生じることはあり得るが、本件について歳入予算と歳入決算の比較分析を行ったところ、当初予算に対する決算の達成率(歳入決算÷当初予算)は、平成 27 年度は 28.0%、平成 28 年度は 28.5%、平成 29 年度は 27.4%、平成 30 年度は 20.6%にとどまり、歳入予算に対して歳入決算が大幅に未達となる状況が続いている。

担当課の説明によれば、「少年団体の利用が減る時期に、企業等少年団体以外の団体からの予約受付時期を少年団体のそれと同時期にすること、利用者からの希望に応じて食事の時間や内容を変更することなど利用者の増加に向けた対

策を講じているが、老朽化などハード面の問題などもあり、残念ながら目標値に達していない。こうした中、「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、施設環境の整備、活動・研修プログラムの充実や魅力的な事業の実施・誘致などの取組について検討しているところである。」とのことである。

基本計画では、概算事業費約 10 億円で生活棟、研修棟、バンガロー、炊飯場、その他施設の再整備を行い、年間宿泊利用者数 5 万人(平成 29 年度宿泊利用者数 2.2 万人)を目指すとしている。なお、新設する生活棟の運用開始は令和 4 年度、研修棟、バンガロー、炊飯場等の運用開始は令和 5 年度以降を見込んでおり、基本計画が目標とするとおり利用者が増加するとしても、数年先の将来のことである。

担当課は、使用料収入について、予算額と決算額の大幅な乖離を解消するよう努めるべきである。

8 【事業 7】 広島市青少年センター

【事業 7- 】 広島市青少年センター(指定管理)

(1) 事業の概要等

ア 設置目的

広島市青少年センター条例に基づき、広島市青少年センター(以下「青少年センター」という。)は、青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図ることを目的に設置されている。

イ 指定管理の概要

指定管理者は、非公募により選定された広島市文化財団であり、指定管理期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 34(令和 4)年 3 月 31 日までの 4 年間となっている。

平成 30 年度の人員体制は、館長、常勤職員 5 名、臨時職員 2 名である。

広島市と広島市文化財団は、平成 30 年 4 月 1 日付けで「広島市青少年センターの管理に関する平成 30 年度協定書」を締結しており、年度協定に定められた平成 30 年度の指定管理料は、85,978 千円である。

ウ 施設の内容

- (ア) 建物構造：鉄筋コンクリート造り 地下 1 階 地上 3 階建
- (イ) 敷地面積：1,815 m²
- (ウ) 床面積：4,692.27 m²

(I) 施設内容

階	室名	定員(人)	階	室名	定員(人)
3階	第一会議室	24	地下	第二音楽室	40
	第二会議室	12		第一講義室	40
	第一集会室	100		生活実習室	28
	第二集会室(和室)	25		生活実習室(試食室)	28
	第三集会室	75		陶芸実習室	12
	第一音楽室	40	1階	ホール 関係諸室 (第一楽屋、第二楽屋、第三楽屋、第四楽屋、ホール控室)	629
	第四会議室	12			
第三会議室	25				
美術室	25				
第二講義室	40				
2階	商工実習室	40			
	レクリエーション室	55			

エ 利用状況

(ア) 利用者数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	224,800人	224,800人	224,800人	237,100人	237,100人
実績	236,489人	239,446人	238,020人	242,390人	-

a SNS等の利用

平成29年度に比して4,370人の利用者が増、前年比102%である。この理由を聞いてみた。すると、SNSやフェイスブックを使い、「今日17時より 室が空いています。」や「日 室がキャンセルになり空きました。」などと流すと、予約の電話が入る。そのようにして稼働率を上げる努力を行ったからだという。広島市の他の公共施設でも情報交換などを行い、積極的にトレンドアイテムを使うようにされたい。

(イ) 平成30年度利用者の内訳

区分	ホール	諸室	合計
主催	6,783人	49,100人	55,883人
青少年	29,502人	91,444人	120,946人
一般	2,526人	16,095人	18,621人
その他	0人	46,940人	46,940人
計	38,811人	203,579人	242,390人

(ウ) 有料利用者数

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ホール	42,820 人	42,495 人	32,028 人
諸室	12,522 人	12,956 人	16,095 人
計	55,342 人	55,451 人	48,123 人

(I) 減免対象者数・理由

年度	人数	理由
平成 28 年度	5,108 人	【主催事業】 広島県総合文化祭軽音楽連盟・紅白バンド合戦、 中区青少年健全育成大会、劇王決定戦、劇団小豆 組公演、ヤングフェスタ 2017 【自主事業】 十八米四十糎 演劇公演 【身体障害者手帳を有しているもの】10 人
平成 29 年度	6,283 人	ニューイヤーライブ、中区青少年健全育成大会、 劇王決定戦、劇団小豆組公演、ヤングフェスタ 2018
平成 30 年度	6,783 人	ニューイヤーライブ、Ps フェスタ、劇王決定戦、 劇団小豆組公演、ヤングフェスタ 2019、わかもの 映画祭

(各年度の業務実施報告書に基づき監査人が作成)

上記のような使用料の減免については、『広島市青少年センター条例』第 8 条 (使用料の減免)「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」、『広島市青少年センター使用料減免取扱要綱』第 2 条 (減免の対象等)「条例第 8 条の規定により使用料を減免することができる場合及びその減免の額は次のとおりとする。・・・(省略)・・・青少年センターの指定管理者が教育委員会の承認を得て自主事業を行う場合 使用料の全額」となっており、平成 30 年度の使用料の減免対象者の減免理由は、この条例によるものとなっている。

(オ) 近年の利用者の傾向

平成 30 年度に青少年の利用者数が顕著に伸びた理由は、大きく 2 つある。それは、高校生や国家試験等の自習などの勉強系とダンス、演劇、コスプレ、軽音楽、楽器の練習などの文化系の利用者である。

勉強をする若者は、最近では、家に帰ればスマートフォン、ゲーム等の誘惑に負けてしまうため、公共施設で勉強をして帰宅する学生等が増加している。

ダンスのレッスンで利用する若者は、特に増えた。夢のために演劇、音楽の練習をする者や、コスプレイヤーは、生活実習室で料理の関係のキャラクターのコスプレをして料理を作っているところを撮影したり、衣装を手作りしている。

広島市文化財団の職員によれば、青少年センターに来る若者は、皆、自分の意志で夢や希望を持って集まっているので、活気、熱量が違うとのこと。17時以降21時の閉館まで、当該施設は若者の熱気であふれている。

オ 自主事業

青少年センターでは、様々な事業を行っている。その中でも面白いものを以下に2つ挙げる。青少年センターの職員が企画立案を行い主催事業を決める。いかに若者たちに自主性を持たせるか、達成感や感動を体験してもらうか、知恵を絞っている。

(ア) 軽音楽

10年前に「広島県高等学校軽音楽連盟」をつくり、青少年センターの自主事業（青年団体の支援）として「広島県総合文化祭軽音楽部門」の支援を行ってきた。令和元年で10年を迎え、ずっと支援をしても若者のためにはならないことと、マンネリ化してくる前に手を打つべきだとの判断で、令和元年で支援を打ち切ることとなった。

そこで、寄附のお願いの仕方を考えた。市内の数社の楽器店に協賛をお願いすることになった。最近の若者は、電話を掛けることがないので、電話での話し方を教えたり、楽器店にとってこの軽音楽祭に協賛していただくことがいかにメリットがあるのか伝え、電話をるところまでを職員は見守った。

また、舞台発表において一番お金がかかる音響と照明については、広島市内にある広島コンピュータ専門学校の「アーティスト養成コース」の学生達の実践の場としてこの軽音楽祭を使ってもらうことにより、安価で開催できた。

開催したいが資金がない。やめるか行かうかの選択で行うと決めたら、その障害を一つ一つクリアしていかなければならない。社会に出る前にこのような経験ができ、若者たちの力になっていくのは、素晴らしいと思う。

(イ) サンタプロジェクト

クリスマス日にサンタクロースなどに扮して幼児のいる家庭に行き、保護者の用意したプレゼントを渡すボランティアで、企画・運営も若者たちが行うプロジェクトである。

青少年センターの職員はオリエンテーション部分のみを行い、後は若者たち

を進めていく。まず、保護者に電話し、プレゼントを渡す子どもについて聞き取りをする。そのデータを基に、その子どもだけの歌を作ったり、ゲームや手遊びなどを考えていく。プレゼントをただ渡すのではなく、渡すときの演出をチームで考え、演じながら渡すという。

4人1組（サンタ役2名、トナカイ役2名）でタクシー会社のサンタタクシーに乗っていく。自分だけのための演出に感動して泣く子もいるが、何より若者たちが泣きながら帰ってくるという。達成感はこの上ないらしい。往査に行った10月17日でサンタの応募者が約30人あった。

(2) 予算・決算

ア 広島市からの委託料（指定管理料）

（単位：千円）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	85,055	85,570	85,978	87,712
決算	85,055	84,812	85,978	

イ 青少年センターの収入と支出

(ア) 収入

（単位：千円）

科目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
広島市受託収入 （管理運営）	80,967	80,967	80,870	80,112	81,161	81,161
広島市受託収入 （主催事業）	4,088	4,088	4,700	4,700	4,817	4,817
雑収入	-	109	-	0	-	50
前年度繰越金	-	4,356	-	2,689	-	-
合計	85,055	89,520	85,570	87,502	85,978	86,028

(1) 支出

(単位:千円)

事業	科目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
管理 運 営 費	報酬(1)	4,154	4,177	4,151	4,198	4,221	4,302
	給与手当	31,551	27,026	31,136	27,419	32,134	33,094
	福利厚生費	6,323	5,679	6,249	5,699	6,443	6,351
	賃金	3,563	4,963	3,577	4,890	3,646	3,322
	消耗品費等	1,148	2,789	1,200	2,885	1,200	1,225
	燃料費	3,640	1,378	2,640	2,452	1,820	1,527
	食糧費	0	0	0	0	0	7
	光熱水費	13,233	9,277	13,233	8,895	9,845	9,352
	修繕料	1,800	7,927	3,134	6,480	3,570	2,518
	通信運搬費	483	475	483	468	575	432
	手数料等	135	169	136	174	136	75
	保険料	65	63	65	63	65	63
	委託料	9,763	11,521	9,763	11,437	11,327	12,080
	使用料及び賃借料	1,554	1,527	1,561	1,869	2,534	2,357
	備品購入費	0	745	0	548	0	72
	負担金及び補助金	0	0	0	0	0	0
	公課費	3,564	3,406	3,542	3,357	3,645	3,696
小計	80,967	81,129	80,870	81,020	81,161	80,479	
自 主 事 業	報償費	300	214	312	348	312	330
	消耗品費等	886	1,246	886	1,213	900	1,230
	通信運搬費	92	92	92	92	98	98
	委託料	1,830	2,333	2,480	3,698	2,473	2,980
	使用料及び賃借料	980	1,815	930	1,130	1,034	139
小計	4,088	5,701	4,700	6,482	4,817	4,778	
合計	85,055	86,831	85,570	87,502	85,978	85,259	

(3) 今後の展開

中央公園について広島市は、令和元年5月「サッカースタジアム建設の基本方針」を
発表し、「中央公園の今後の活用に係る基本方針の策定及び旧広島市民球場跡地の活用
に係る民間活力の導入可能性調査業務」が契約され、活用案が策定される。

(4) 監査の結果

青少年センター使用料の返還事務について

青少年センターのホール及び諸室等の使用料は、事前申込みの際に利用希望者から広島市に振り込まれている。平成 30 年度に使用料の返還が行われているものにつき監査を行った。

令和元年 5 月 31 日に、広島市から（一財）A 社に 147,060 円の使用料が返還されていた。それは、平成 31 年 4 月に受領していた 4 月分の使用料の返還であり、処理年度が違っていた。

【指摘事項 7-1】 青少年センター使用料の返還事務について

令和元年 5 月 31 日に、広島市から（一財）A 社に 147,060 円の使用料返還金が支払われている。それは、旧市民球場跡地利用する大きなイベントの主催者である（一財）A 社が関係者の控室用に部屋を借りたもので、平成 31 年 4 月 17 日から 22 日の期間中に 5 部屋を予約していたが、イベントの詳細がわかり、不要な部屋を解約したものであった。担当課の間違いにより、平成 31 年度で返還の会計処理をすべきところ、平成 30 年度で会計処理が行われていた。事実関係は、以下のとおりである。

広島市の戻出命令書の記載には、年度 30、起票日：1 年 5 月 23 日、支払予定日：1 年 5 月 31 日、件名等：青少年センター使用料返還、金額：¥147,060。

担当課作成の起案用紙の記載には、起案日：平成 31 年 3 月 31 日、決裁日：31.3.31、その他件名と伺いの記載があり、回議先には、起案者、課長補佐（事）主任、決裁者（育成課長）の押印がある。

担当課作成の調定書（変更）の記載日は、起票日：31 年 3 月 31 日、年度 30、金額 147,060 円、件名：青少年センター使用料返還となっている。

この使用料返還の申請については、（一財）A 社から青少年センターに対し「広島市青少年センター使用料返還申請書」が 2 枚提出されており、その記載内容は以下のとおりである。

申請日：平成 31 年 4 月 29 日

使用の取消し又は変更の申し出受付日：平成 31 年 4 月 9 日及び 10 日

既納使用料：299,520 円

返還対象既納使用料：155,280 円（2 枚の合計）

返還額：147,060 円（2 枚の合計）

返還該当理由：

使用日の 1 週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額

使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額

この使用料は、平成 31 年 4 月 5 日に直接広島市の口座に振り込まれていた。

担当課においては、「広島市起案用紙」において回議先として起案者から決裁者の

押印を必要とする意味を再認識し、添付資料の内容確認も怠ることなく回議先としての使命を果たすようにすべきである。

(5) **監査の意見**

特に記載すべき事項はなかった。

【事業7- 】 広島市青少年センター修繕業務3件（広島市負担による修繕）

青少年センターの管理運営費以外にも、広島市が直接負担した工事費が、3件約2,900万円ある。その詳細については、以下のとおりである。

(1) **青少年センター維持補修（平成30年7月豪雨対応）事業**

ア 修繕の概要

青少年センターの西日本豪雨災害の復旧修繕を行うものである。

起票日：平成31年2月18日

入札日：平成31年2月20日

契約締結日：平成31年2月22日

履行期間：契約締結日から平成31年3月31日まで

履行目的： 半地下及び地階の床クラック処理、Pタイル張替え
奈落下手階段付近への貯水枘設置
敷地南側境界の排水溝の修繕

イ 工事費用

2,479,464円

ウ 経緯

青少年センターは、もともと広島城の堀があった場所に建っており、雨が降ると地下の奈落のところに水が貯まることがあった。それが平成30年7月の豪雨災害後、上記ア と については、雨の日など貯まる水の量が大量になり、人力で30分かけて水たまりの処理を行っていたため、修繕をするに至った。

上記ア については、敷地の南側の側溝のブロックが低かったために、豪雨の際、青少年センターの土砂と水が隣地に流れ込み迷惑をかけている。側溝のブロックを高くし、溝の傾斜をつけ流れを良くした。

災害復旧工事であるため、建物の所有者である広島市が費用を負担している。

(2) 青少年センターホール系統空調設備西日本豪雨災害復旧修繕事業

ア 修繕の概要

青少年センターホール系統空調設備のフート弁が、平成 30 年 7 月西日本豪雨災害の影響により劣化したため、交換修繕する。

起案日：平成 31 年 2 月 22 日

見積り合わせ：平成 31 年 2 月 28 日（2 社）

施行期限：契約締結日（平成 31 年 2 月 28 日）から平成 31 年 3 月 31 日まで

イ 工事費用

432,000 円

ウ 経緯

平成 31 年 1 月 30 日の「災害・事故等発生報告書」において、下記の報告あり。

平成 31 年 1 月 10 日午前、地下機械室の冷暖房用送水ポンプ内にエアが入ったため、暖房が使用できなくなる。業者によると、蓄熱槽からの水を吸い上げる箇所のフート弁にヘドロが付着し隙間が空いて水が漏れ、エアが入ってきたため、空運転となった。業者にフート弁の清掃作業をしてもらい、午後、暖房は復旧した。

1 月 17 日開館前、送水ポンプにエアが入り暖房が使用できなくなった。この時も接続部のさび落とし及び内部ゴムパッキンの交換を行い、暖房が復旧した。

平成 30 年 7 月の豪雨災害直後から現在に至るまで地下機械室蓄熱槽内には、水の流入が続いており、蓄熱槽内の水の状態は悪くフート弁の劣化が著しくなった。10 月の暖房試運転時にエア噛みが発生し、平成 31 年 1 月に 2 回同じ状態になったことから、フート弁の交換が必要だと判断された。

エア噛みが発生したのは全てセンター側のフート弁であるが、現在のフート弁はヘドロ等が混じった状態の水を吸い上げるのに適しておらず整備も難しいことから、センター側、ホール側ともにステンレス製の劣化しにくいフート弁の交換を行う必要があるとしているが、担当者により「センター側については、個別空調に変更する予定であるため、交換しない。」とのメモ書きがされている。

災害復旧工事であるため、広島市が工事費用を負担している。

(3) 青少年センター諸室空調機設置業務

ア 修繕の概要

青少年センターの諸室系統の空調設備が故障したため、従来の集中制御型よりコストが低いことを確認した上で、諸室に空調機等を設置した。

起案日：平成 31 年 3 月 7 日

入札日：平成 31 年 3 月 12 日（2 社）

施行期限：契約締結日（平成 31 年 3 月 14 日）から平成 31 年 3 月 31 日

随意契約： 地方自治法第 234 条

地方自治法施行令第 167 条の 2

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令第 11 条第 1 項

工事内容：・機器搬入据付 34 台

・ブラケット架台 11 台

・高置台 11 台

・その他配管工事等

イ 工事費用

25,920,000 円

ウ 経緯

(ア) 「災害・事故等発生報告書（第 1 回）」

・報告日時：平成 31 年 2 月 12 日

・発生日時：平成 31 年 2 月 9 日 20:00

・発生場所：3 階空調機室

・災害等の概要：青少年センター3 階、2 階、地下空調機内部への水漏れに伴うセンター側の暖房の使用停止

・対応状況：2 月 9 日 20 時頃に 3 階空調機室から廊下へと水が流れているのを確認。3 階空調機の内部で水漏れが起こり、漏れ出たものであった。そのため、冷温水バルブを閉め、水漏れを止めた。

2 月 10 日開館準備中、3 階空調機室から廊下へと水が流れ出ているのを確認した。

(イ) 「災害・事故等発生報告書（第 2 回）」

・報告日時：平成 31 年 2 月 13 日

・対応状況：2 月 13 日、業者が空調機内部の水漏れ原因を調査したところ、3 階及び 2 階の空調機内部のヘッダーに穴が開いているのを確認した。ここから水が噴き出していた。地下の空調機は、内部ヘッダー底部は錆の浸食がひどく、そこから水が漏れたと思われる。

業者の見解だと、コイルやヘッダーの交換は同じものが当館設備に合致する物があれば交換できるが、当館の空調機は 1988 年に

製造されており、メーカーに在庫はないとのことだった。

また、内部から水が噴き出てヘッダーが破られていることから、溶接してヘッダーを修繕する等の処置は難しい（内部から破れているということは、ヘッダー自体の厚みが薄くなっている可能性が高く、現在の穴をふさいでも他の場所が破れる可能性がある）。

(ウ) 緊急対応（レンタルストーブ）

平成 31 年 2 月 14 日から 3 月 31 日まで、灯油ストーブ 15 台をレンタルし、寒さ対策を行った。ストーブレンタル代は育成課、灯油代は青少年センターが負担した。

(I) 検討事項

青少年センターは、中央公園から旧市民球場跡地までを含む開発地域の中に位置しており、活用案が作られている段階ではあるが、若者の利用が多いことと、当面の間（少なくとも 5 年以上）は、現在の施設を使用する見込みであることを重々検討したうえで今回の空調機器の設置が行われていることを確認した。

(4) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

9 【事業 8】 広島市勤労青少年ホーム（指定管理）

(1) 事業の概要等

広島市勤労青少年ホーム（以下「勤労青少年ホーム」という。）は、働く青少年のため、勤労青少年の福祉に関する事業の一環として設置されるもので、広島市においては昭和 46 年 6 月に中央勤労青少年ホーム、昭和 56 年 2 月に安佐勤労青少年ホームが開設された。さらに、昭和 60 年 3 月に旧五日市町との合併に伴い、五日市勤労青少年ホーム（昭和 48 年 7 月開設）を引き継ぎ、佐伯勤労青少年ホームと名称変更した。現在三つの勤労青少年ホームを市内に設置している。施設の運営については、平成 18 年 9 月から指定管理者制度を導入し、現在は非公募により選定された広島市文化財団を指定管理者としている。

勤労青少年ホームについては、設置当初と比べ社会環境が大きく変化しており、今後、広島市の勤労青少年対策の方向性を決めた上で、施設の在り方について検討する必要があるが、施設の在り方が決定するまでの間は、勤労青少年のキャリア形成支援、自主活動、社会活動、余暇活動の拠点として管理運営を行っている。

ア 施設の概要

名称	広島市中央勤労青少年ホーム	広島市安佐勤労青少年ホーム	広島市佐伯勤労青少年ホーム
所在地	広島市中区八丁堀3-2	広島市安佐南区大町東3-25-12	広島市佐伯区新宮苑11-43
建物構造	鉄筋コンクリート及び鉄骨造地下1階地上5階建（幟会館内3・4・5階）	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建	鉄筋コンクリート造地上3階建（五日市公民館と併設）
敷地面積	653.45㎡	4,928.04㎡	2,669.67㎡
延床面積	1,681.22㎡	1,351.71㎡	701.03㎡
施設内容	3階 講習室、娯楽談話室、応接室、印刷室、相談室、事務室 4階 ホール、和室、料理講習室、美術室、第1集会室、第2集会室 5階 音楽室、体育室、工芸室 地下駐車場	地階 工作室 1階 娯楽談話室、体育室、料理講習室、音楽室、相談室、事務室 2階 ホール、講習室、和室(1)、和室(2)、第1集会室、第2集会室 駐車場	1階 娯楽ホール、軽運動室、事務室 2階 和室、講習室 3階 集会室、音楽室 駐車場
屋外施設	ー	庭球場、バレーボール場	庭球場
開設年月日	昭和46年6月1日	昭和56年2月1日	昭和48年7月20日

（「広島市勤労青少年ホームの管理に関する基本協定書」より）

イ 会員数

（単位：人）

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	会員	準会員									
中央	男	156	8	168	11	189	10	141	5	130	4
	女	472	18	504	17	487	28	422	21	368	9
	計	628	26	672	28	676	38	563	26	498	13
安佐	男	192	4	164	3	171	7	126	8	118	5
	女	346	15	323	16	301	24	221	18	170	13
	計	538	19	487	19	472	31	347	26	288	18
佐伯	男	105	9	114	8	122	20	110	7	99	4
	女	170	16	189	10	179	22	151	13	126	12
	計	275	25	303	18	301	42	261	20	225	16
合計	男	453	21	446	22	482	37	377	20	347	13
	女	988	49	1,016	43	967	74	794	52	664	34
	計	1,441	70	1,462	65	1,449	111	1,171	72	1,011	47

ウ 使用料

平成 30 年度分を掲載している。なお、令和元年 10 月以降は、消費税等の改定に伴い価格変更がある。

(ア) 勤労青少年の使用

無料

(イ) 勤労青少年のための事業以外の使用

○ホール、講習室 他

(単位：円)

区分	使用料の額	
	3時間まで	3時間を超える1時間までごとに
ホール	6,960	2,320
講習室 集会室 和室	1室につき 1,380	1室につき 460
音楽室 (安佐・佐伯)	1,380	460
音楽室 (中央)	4,170	1,390
附属施設	市長の定める額	

○体育館

(単位：円)

区分		使用料の額	
		3時間まで	3時間を超える1時間までごとに
中央	小人	5,220	1,740
	大人	9,180	3,060
安佐	小人	2,220	740
	大人	3,840	1,280
佐伯	小人	3,720	1,240
	大人	6,510	2,170

○屋外施設

(単位：円)

区分		使用料の額	
		1時間ごと	
庭球場、バレー ボール場	小人	1面につき	260
	大人	1面につき	510

エ 施設利用者数

(ア) 勤労青少年ホーム全体

(単位：人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	86,000	86,000	86,000	86,000	88,000	88,000
実績	90,902	95,180	90,659	87,974	85,504	-

(平成30年度経常費要求調書に基づき監査人作成)

(イ) 各勤労青少年ホームの利用者数

3施設 利用者数比較

(単位：人)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中央	勤労青少年利用	9,690	10,317	9,998	9,122	8,761
	上記以外利用	12,773	16,119	13,544	11,923	12,215
	合計	22,463	26,436	23,542	21,045	20,976
安佐	勤労青少年利用	9,406	9,156	8,965	7,136	9,667
	上記以外利用	33,248	35,797	35,308	36,325	34,984
	合計	42,654	44,953	44,273	43,461	44,651
佐伯	勤労青少年利用	6,092	5,728	12,829	13,837	10,305
	上記以外利用	19,693	18,063	10,015	9,631	9,572
	合計	25,785	23,791	22,844	23,468	19,877
合計		90,902	95,180	90,659	87,974	85,504

(ウ) 広島市中央勤労青少年ホームの近年の利用者の変化について

当該施設は、各部屋に大きな鏡が整備されている。そのためか、近年の利用者は、ダンスの個人練習や、ピアノの一人での練習、バンドの練習などが多い。部屋の稼働率が良い割に利用者数が増えて見えないのはそのためである。往査の当日も軽自動車にドラムを積んで若者二人がやってきた。街なかの一等地であるにもかかわらず、駐車場代、防音が施された音楽室が無料で使用できる当該施設は魅力的である。その利用者は、プロ並みの腕前だそうだ。

周りはオフィス街でもある。会員の男性数人は、昼食をコンビニで購入して持ち込み、一人でゆっくり昼の休憩を過ごすという使い方をしている。

(エ) 利用者数のカウント方法について

平成30年10月28日安佐勤労青少年ホームにおいて、ユーストピアフェスタ A S Aが行われている。この一角で三滝少年自然の家の職員が体験的な学習の出前講座を行い、224人の参加者があったことを報告している。

この人数は、安佐勤労青少年ホームと三滝少年自然の家の双方において、利用

者数の中に含まれていた。これは他の施設でも同じ状況を確認している。

広島市が所有している施設の利用者数のカウント方法については、統一した方法を考慮することも必要である。

オ 予算・決算

(ア) 全体の予算・決算

(単位：千円)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 予算
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
中央・安佐・佐伯 3施設指定管理	130,925	132,965	131,828	129,483	129,098	124,489	130,294

(イ) 各施設の予算・決算

(単位：千円)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 予算
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
中央	50,537	51,324	50,698	49,610	49,896	48,606	49,586
安佐	44,384	43,036	42,687	43,009	43,326	39,614	43,165
佐伯	36,004	38,605	38,443	36,864	35,876	36,269	37,543

(ウ) 各施設の決算額

(単位：千円)

区分	平成30年度					
	中央勤労青少年ホーム		安佐勤労青少年ホーム		佐伯勤労青少年ホーム	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
広島市受託収入	49,896	48,606	43,326	39,614	35,876	36,269
雑収入	0	0	0	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0
収入 合計	49,896	48,606	43,326	39,614	35,876	36,269
管理運営	47,779	46,735	41,700	38,155	34,224	34,638
報酬	9,394	9,381	9,146	9,082	9,036	9,006
給与手当	19,340	19,233	12,280	11,581	12,283	13,585
福利厚生費	4,642	4,496	3,780	3,481	3,473	3,624
賃金	0	0	1,812	1,619	0	0
消耗品費等	160	120	644	909	498	468
燃料費	19	10	36	20	22	16
食糧費	5	5	6	6	6	6
光熱水費	3,400	3,272	4,200	3,336	2,500	2,465
修繕料	1,443	1,159	1,200	838	857	754
通信運搬費	382	266	326	300	177	139
手数料等	34	82	54	48	49	23
保険料	107	102	104	99	104	98
委託料	5,280	5,134	4,303	3,900	1,800	1,817
使用料及び賃借料	930	755	1,658	847	1,431	568
備品購入費	0	99	0	0	0	0
負担金及び補助金	4	0	0	0	0	0
公課費	2,639	2,621	2,151	2,087	1,988	2,062
勤労青少年ホーム 主催事業	2,117	1,870	1,626	1,458	1,652	1,630
報償費	1,804	1,401	1,206	1,145	1,290	1,290
旅費	5	0	5	3	5	3
消耗品費等	74	431	103	100	151	151
燃料費	0	0	0	1	0	0
賄材料費	0	0	5	4	0	0
通信運搬費	38	38	0	0	0	0
手数料等	0	0	5	0	0	0
使用料及び賃借料	184	0	290	197	194	179
負担金及び補助金	12	0	12	8	12	7
支出 合計	49,896	48,606	43,326	39,614	35,876	36,269

カ 指定管理の概要

指定管理者は、広島市文化財団であり、指定管理期間は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までである。

広島市と広島市文化財団は、平成 30 年 3 月 30 日付けで、「広島市勤労青少年ホーム管理に関する平成 30 年度協定書」(以下「年度協定」という。)を締結している。平成 30 年度の人員体制は、以下のとおりである。

区分	人数	職員等	人数等		
中央勤労青少年ホーム	5 人	館長(防火管理者)	常勤	1 人	(財団職員)
		次長	常勤	1 人	(財団職員)
		主事等	常勤	3 人	(財団職員)
安佐勤労青少年ホーム	4 人	館長(防火管理者)	常勤	1 人	(財団職員)
		次長	常勤	1 人	(財団職員)
		主事等	常勤	2 人	(財団職員)
佐伯勤労青少年ホーム	4 人	館長(防火管理者)	常勤	1 人	(財団職員)
		次長	常勤	1 人	(財団職員)
		主事等	常勤	2 人	(財団職員)

平成 30 年度、中央勤労青少年ホームの館長と次長は、広島市の退職職員であった。

(2) 広島市中央勤労青少年ホームの往査について

3 施設のうち、広島市中央勤労青少年ホーム(以下「中央勤労青少年ホーム」という。)を監査対象として、監査を行った。

広島市文化財団の経理処理において、事業ごと勘定科目ごとの「予算差引簿」を中心に件名とその支出額等、債権者名を参考にしつつ、約 50 の支出を抽出し監査した。

ア 報償費

中央勤労青少年ホームの主催事業の講師等に支払われている講師料で、事業実施報告書において、講座ごとに一定の様式の報告書で講座の目的や実施に関する情報、回数及び日時、開催場所、講師の情報、参加者数、講師の報償費、留意事項、出席率やアンケートの有無と評点までが効率良く A4 用紙 1 枚に記載され報告されている。

報償費に係る源泉所得税の処理は適正に行われていた。

イ 消耗品費等

平成 31 年 3 月 29 日に消耗品費等 95,040 円の支払がされていた。ウクレレ 5 台(1 台 19,080 円)について、平成 31 年 2 月 28 日に起案・決裁がされていた。

実際には、令和元年 10 月に入りウクレレ教室が行われていた。講師の都合により

10月まで延期になっていたとのことである。受講者は、定員15人を満たし、人気の講座になりそうだと期待されている。貸し出し用のウクレレが5台しかないので講座を断る受講生もいるとのことであるが、貸し出し用のウクレレを追加購入するのではなく、中古楽器の譲受や、楽器店からのレンタルなども考慮されたい。

ウ 通信運搬費

平成30年度では、平成31年3月8日に切手が38,000円分購入されている。担当課によれば、翌年度での使用も考慮しての購入であるとのことであったが、在庫枚数としては多い。

当財団は、切手売りさばき所の許可を受けている団体であるため、数キロ離れていても当財団で購入しなければならないとのことである。

切手枚数が多いと、在庫確認に時間がかかる。また、切手は現金等価物であり盗難や紛失のおそれもあるので、管理には注意が必要である。

エ 燃料費

平成30年度のガソリン代は、10,052円。3回しか給油されていない。少量の購入のうえに掛売りであるためか、レギュラーガソリンの単価は162円/ℓから167円/ℓと高額である。プリペイドカード等を使用するなど、適正な価格で給油できる方法に見直す必要がある。

この施設にある車両は、広島市から無償貸与されている平成4年式の三菱ミニカ。令和元年10月の往査時には、故障が多くなり乗っていないとの説明を受けた。近隣には、カーシェアリングも多く、車両を継続維持する必要はなさそうである。

(3) 監査の結果

指定管理者の業務である物品管理の不備について

備品については、担当課の指導により毎年10月頃に備品チェックを行っている。14点を抽出し備品監査を行った。

この施設には、オーバーヘッドプロジェクターがあった。将来的に使用されると言われる利用者があるかもしれないとのことである。会員の年齢層(15歳から35歳まで)や昨今のパソコン利用の状況を考えると、今後の利用は無いように思える。財団職員に確認したところ、この4年程は使用していないという。

料理講習室に平成5年5月14日に214,000円で取得した使用不可の電気冷蔵庫がある。リサイクル料を購入時に支払う制度が確立する前の冷蔵庫であるため、処分時にリサイクル費用がかかることから、建物の改修等を行うときに一緒に処分を行う予定で、料理講習室に置いているとのことであった。

【指摘事項 8-1】 指定管理者の業務である物品管理の不備について

令和元年 10 月 3 日の往査時に備品監査を行った。

中央勤労青少年ホームの指定管理者である広島市文化財団は、平成 5 年 5 月 14 日取得の電気冷蔵庫につき、使用不可であるにもかかわらず料理講習室に放置していた。

壊れており扉を開けると異臭がした。リサイクル料を購入時に支払う制度が確立する前の冷蔵庫で、処分時にリサイクル費用がかかることから、建物の改修等を行うときに一緒に処分を行う予定で、料理講習室に置いているとのことであった。

「広島市勤労青少年ホーム管理業務仕様書」2（指定管理者が行う業務の範囲）(4)カ（物品の管理）(イ)「広島市の所有する備品が本来の使用目的に供することができなくなったと認められるとき又は亡失があったときは、直ちに広島市に報告すること。」とされており、この電気冷蔵庫への対応はこれに沿っていない。

担当課は、仕様書に沿った物品管理が行えていないことにつき、嚴重注意を行い、早急に改善させるべきである。

(4) 監査の意見

ア 清掃業務について

中央勤労青少年ホームの清掃業務は、広島市文化財団の指定管理業務の中に含まれているが、(株)R に委託され行われている。

【意見 8-1】 清掃業務について

中央勤労青少年ホームでの清掃業務は、広島市から指定管理として広島市文化財団が行うことになっているが、「広島市勤労青少年ホームの管理に関する基本協定書」の第 12 条により、第三者に委託されている。

しかし、清掃業者は通常、その契約により清掃箇所が列挙されており、それ以外の業務を行う場合は、追加契約をする必要がある。

往査に当該施設を訪れた際に、監査用に 4 階の第一集会室を準備されていた。その部屋のホワイトボードの下のペンなどを置く部分には、1 日分ではない量の文字を消した後のカスが残っていた。

「職会館清掃業務日誌」によると、会議室集会室の業務は以下のとおり。

床を掃く（除塵）(畳含む) ... 1 / 日

床を拭く ... 1 / 日

床を掃く（除塵）(若者フリースペース分) ... 1 / 2 日

床を拭く（若者フリースペース分）... 1 / 2 日

什器・備品類を拭く ... 1 / 日

この業務内容によると、ホワイトボードの下は業者の清掃業務の範囲外である。

当該施設の職員に確認したところ、このホワイトボードの下は職員が日常的に掃除するようにはなっていないとのことである。

また、女子トイレの手洗いの下に「調査日/16/10/5」のゴキブリ駆除用の粘着剤シートが放置されていた。大容量の芳香剤もいつから放置されているものが底の方に芳香剤の固まりが残っている状態で、役割を果たしているとは思えない物が置いてあった。

清掃ができていないことについて財団職員に確認すると、清掃業者等が行っているため、日常的には清掃はしない。年末にガスレンジなど清掃事業者の項目にない箇所を職員で掃除するとのことであった。

「広島市勤労青少年ホーム管理業務仕様書」には、指定管理者が行う業務の範囲の清掃業務として、「良好な衛生環境、美観の維持に心掛け、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。(ア)日常清掃・随時清掃清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の使用頻度に応じて、現行の作業基準を参考にした上で、適切に設定すること。」との定めがある。

指定管理者は、上記のとおり清掃業務につき許可を受けて事業者に委託しているのであるから、清掃がなされていない箇所については、指定管理者である財団職員が行うべきものである。

担当課は、清掃業者が清掃しない箇所については、指定管理者において美化に努めるよう指導すべきである。

イ 貸室等の消耗品等の管理方法について

令和元年10月3日の往査時に、監査のために準備された会議室において、ホワイトボードの受け皿の部分にマーカーとイレーサーが置いたままになっていた。

消耗品等の管理は行われていなかった。

【意見 8-2】 貸室等の消耗品等の管理方法について

令和元年10月3日の往査時に監査用に準備された会議室において、ホワイトボードの受け皿の部分に9本のマーカーとイレーサー2個が置いたままであった。全部のマーカーが使用可能であった。

職員によれば、マーカー等に関して強いて管理を行ったことがないとのことであった。必要だと言われればマーカー等を渡している。これでは紛失してもわからない。

民間の貸室業者などは、カゴに各貸室用のマーカー、イレーサー等の備品小物と雑巾が入っており、使用後はホワイトボードの受け皿や机などをその雑巾で拭き、カギと一緒に事務室に返却するようになっている。

担当課は、モニタリングの際には館内を巡回し、消耗品の管理など注意すべきである。

ウ 建物の現状を考慮した地震への対応について

中央勤労青少年ホームが入る幟会館は、耐震工事を行う場合、大がかりなアスベスト飛散防止措置を行う必要があり、かつ、現在、公共施設総合管理計画に基づき、勤労青少年ホームの今後の在り方を、他の施設との集約化や用途変更の可能性も含め検討していることから耐震化を保留しており、検査（耐震診断）も行われていない。

【意見 8-3】 建物の現状を考慮した地震への対応について

中央勤労青少年ホームが入る幟会館は、耐震工事を行う場合、大がかりなアスベスト飛散防止措置を行う必要があり、かつ、現在、公共施設総合管理計画に基づき、勤労青少年ホームの今後の在り方を、他の施設との集約化や用途変更の可能性も含め検討していることから、耐震化を保留しており、検査（耐震診断）も行われていない。

「広島市勤労青少年ホーム管理業務仕様書」2（指定管理者が行う業務の範囲）(6)（緊急時の対応）ア「指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。」と記載されている。事業計画書には、火災対応マニュアル等5つのマニュアルが綴られているが地震に対応するマニュアルは綴られていなかった。後日、担当課により地震マニュアルの存在があることは確認された。

全国の地方自治体が南海トラフ地震などに備えるため耐震化を進めていく中、広島市においては、市内の一等地にある当該建物につき、耐震化の計画も立っていない状態である。耐震診断をしていないため、現状把握がされていない。当該建物には、地域の集会所とNPO法人と中央勤労青少年ホームの3者がおり、同ホームの事務室は3階にあり、貸室は3階から5階にある。地震マニュアルによると職員が地震の際に貸室に赴いて利用者を誘導するようになっている。東日本大震災では地方自治体の職員や消防関係の人たちが職務を遂行し亡くなるケースが多く見られ、近年では職務中でも自分の命を守るべきではないかとの意見を言う有識者もあり、環境が変わりつつある。

担当課においては、会員は、年齢15歳から35歳までの若者たちであること昭和46年築の古い建物であることを念頭に置き、地震の大きさによっては職員が各貸室に救助に行けないことも想定し、初めての利用者であっても避難できるように安全策を講じるべきである。例えば、各貸室のドアの内側に何階にいるのか（「ここは、4階です」など）その階の見取り図 階段までの経路を記したり、館内放送での避難誘導も行えるようマニュアルの改訂を検討すべきである。担当課は、利用者はもとより職員の安全も確保するべきである。

10 【事業9】 広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助（補助金）

(1) 事業の概要等

ア 補助事業等

担当課は、平成 30 年度を事業期間として、広島市文化財団に対して、(ア)広島市文化財団事業（文化事業）に対する補助金、(イ)第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助金、(ウ)広島市文化財団文化事業部の管理運営事業に対する補助金を交付した。補助金額は上記の 3 事業の合計で、平成 30 年度予算額 589,911 千円、平成 30 年度決算額 510,127 千円であった。

イ 補助事業の内容

(ア) 広島市文化財団事業（文化事業）に対する補助金

市民の文化活動の振興に関する事業として、以下のとおり、a 音楽、演劇等の文化行事の開催、b 文化出版物の発行、c 文化情報の収集・提供を行う。

a 音楽、演劇等の文化行事の開催

事業名	予定時期	会場	内容
「音楽の花束」広響名曲コンサート	5月、10月、2月	国際会議場	ワーク・ライフ・バランスの支援の一環として、四季を感じられるコンサートを広島交響楽団の演奏で開催【広島市、公益社団法人Aとの共催】
「平和のタベ」コンサート	8月	国際会議場	原爆死没者を慰霊し、世界平和を祈念して、8月5日に開催する広島交響楽団の演奏会【広島市、公益社団法人Aとの共催】
ひろしま平和能楽祭	11月	中区民文化センター	優れた能楽師・狂言師を招いての能と狂言の鑑賞会【公益財団法人Bとの共催】
市民能楽のつどい	10月	中区民文化センター	市内で活動する能楽の各流派による合同発表会【Cとの共催】
市民サロンコンサート	4月から3月	市役所、市民ロビーほか	音楽団体に発表の場を提供し活動を活性化するため、市役所市民ロビー等を利用して行う小編成の演奏会及び学校等への出前演奏会
広島市新人演奏会	6月	東区民文化センター	広島市ゆかりの新進音楽家によるクラシック部門の声楽及び器楽の演奏会
威風堂々クラシック in Hiroshima	11月	市内各所	大植英次プロデュースの2日間で市内約10カ所の会場を巡るリレーコンサート【広島市との共催】
広島プロミシングコンサート	12月	文化創造センター	新人演奏会で選考された新進音楽家が広島交響楽団と共演する演奏会
能楽ワークショップ	5月から10月	中区民文化センター	能楽の実技指導等の講座【Cとの共催】【国等助成】
文化事業の調査・研究	4月から3月	-	文化関係事業の企画・実施に関する調査・研究

b 文化出版物の発行

事業名	予定時期	内容
第31回市民文芸作品募集の実施	11月から2月	市民が創作した文芸作品を募集
市民美術作品集「美術ひろしま」の発行	4月から3月	市民の優れた美術作品や話題の展覧会等、広島美術活動の状況を紹介する美術作品集の発行

c 文化情報の収集・提供

事業名	予定時期	内容
文化情報マガジン「to you」の発行	4月から3月（毎月1回）	市内の文化行事や文化関係者の紹介など、文化情報を取りまとめた文化情報マガジンの発行

（平成 30 年度事業計画書に基づき監査人が作成。）

(イ) 第17回広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助金

【事業10】広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助(補助金)に詳細を記載した。

(ウ) 広島市文化財団文化事業部の管理運営事業に対する補助金

広島市文化財団の文化事業部総務課・事業課の人件費等に対する補助金である。人件費の対象は、合計48名であり、内訳は、理事長1名、常務理事4名、参与課長2名、課長補佐2名、係長1名、主査14名、主事12名、非常勤12名である。

ウ 補助金額の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額	当初予算額
(ア)広島市文化財団事業(文化事業)に対する補助金	3,223	3,223	3,976	3,976	3,223	3,223	3,223
(イ)広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助金	81,281	75,470	36,324	35,390	75,471	75,414	37,874
(ウ)広島市文化財団文化事業部の管理運営事業に対する補助金	435,683	411,097	505,086	469,365	511,217	431,489	485,212
合計金額	520,187	489,790	545,386	508,731	589,911	510,126	526,309

(臨時費要求概要調等に基づき監査人が作成)

(注1) (ア)広島市文化財団事業(文化事業)に対する補助金の平成29年度当初予算額及び決算額には、アフィニス夏の音楽祭に係る補助金753千円が含まれている。

(注2) (イ)広島国際アニメーションフェスティバルは平成28年度及び平成30年度に開催された。平成29年度及び令和元年度は準備期間である。

エ 補助金の使途

広島市文化財団における会計区分別事業名別に整理した補助金の執行状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

補助事業区分	会計区分	事業名	平成30年度予算	平成30年度決算
(ア)広島市文化財団事業(文化事業)に対する補助金	公益目的事業会計	a.文化事業部事業(文化行事開催事業)	1,222	1,222
		b.文化事業部事業(文化出版事業)	599	599
		c.文化事業部事業(文化情報誌)	1,374	1,374
	法人会計	d.文化事業部事業(文化情報の提供(HPの運営))	28	28
(イ)広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助金	公益目的事業会計	国際アニメーションフェスティバル	75,471	75,414
(ウ)広島市文化財団文化事業部の管理運営事業に対する補助金	公益目的事業会計	a.文化事業部管理運営(事業課人件費)	209,022	183,539
	法人会計	b.文化事業部管理運営	301,192	247,075
	公益目的事業会計	c.文化事業部管理運営(美術品)	1,003	874
合計			589,911	510,126

(臨時費要求概要調等に基づき監査人が作成)

事業名別の平成30年度の収支の詳細は、次のとおりである。

(ア) 広島市文化財団事業（文化事業）に対する補助金

a. 平成30年度文化事業部事業（文化行事開催事業）

収入 (単位：千円)

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
文化事業収入	入場料収入	1,156	1,326	170
広島市補助金収入	広島市補助金収入	1,222	1,222	-
民間等補助金収入	民間等補助金収入	807	633	174
負担金収入	負担金収入	360	315	45
他会計からの繰入金収入	繰入金収入	4,421	3,586	834
広告料収入	広告料収入	400	300	100
合計		8,366	7,383	982

支出

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
文化行事開催費	賃金	107	59	47
	報償費	884	617	266
	旅費	47	-	47
	消耗品費等	556	364	191
	食糧費	12	4	7
	通信運搬費	233	233	-
	手数料等	849	750	98
	保険料	17	4	12
	委託料	5,559	5,317	241
	使用料及び賃借料	100	29	70
公課費	2	2	-	
合計		8,366	7,383	982

精算

収入済額	支出決算額	次期繰越・精算戻入額
7,383	7,383	-

(「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

b. 平成30年度文化事業部事業（文化出版事業）

収入 (単位：千円)

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
文化事業収入	出版物売払収入	216	183	33
広島市補助金収入	広島市補助金収入	599	599	-
他会計からの繰入金収入	繰入金収入	3,285	3,103	181
合計		4,100	3,885	214

支出

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
文化出版事業費	報償費	726	691	34
	旅費	6	6	-
	消耗品費等	113	112	0
	通信運搬費	304	294	9
	手数料等	599	565	33
	委託料	2,208	2,069	138
	使用料及び賃借料	143	145	2
	公課費	1	0	0
合計		4,100	3,885	214

精算

収入済額	支出決算額	次期繰越・精算戻入額
3,885	3,885	-

(「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

c.平成30年度文化事業部事業（文化情報誌）

収入 (単位：千円)

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
広島市補助金収入	広島市補助金収入	1,374	1,374	-
他会計からの繰入金収入	繰入金収入	5,094	5,313	219
広告料収入	広告料収入	2,940	2,646	293
合計		9,408	9,333	74

支出

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
文化情報費	旅費	-	4	4
	消耗品費等	111	95	15
	通信運搬費	109	102	6
	手数料等	3	2	0
	委託料	9,171	9,108	63
	使用料及び賃借料	4	9	5
	公課費	10	11	1
合計		9,408	9,333	74

精算

収入済額	支出決算額	次期繰越・精算戻入額
9,333	9,333	-

(「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

d.平成30年度文化事業部事業（文化情報の提供（HPの運営））

収入 (単位：千円)

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
広島市補助金収入	広島市補助金収入	28	28	-
他会計からの繰入金収入	繰入金収入	112	50	61
広告料収入	広告料収入	54	74	20
合計		194	152	41

支出

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
文化情報費	手数料等	1	-	1
	使用料及び賃借料	193	152	40
合計		194	152	41

精算

収入済額	支出決算額	次期繰越・精算戻入額
152	152	-

(「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

(イ) 第17回広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助金

平成30年度国際アニメーションフェスティバル

収入

(単位：千円)

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
広島市補助金収入	広島市補助金収入	75,471	75,471	-
民間等補助金収入	民間等補助金収入	11,202	8,796	2,405
合計		86,673	84,267	2,405

支出

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
文化行事開催費	負担金及び補助金	86,673	84,211	2,461
合計		86,673	84,211	2,461

精算

収入済額	支出決算額	次期繰越・精算戻入額
84,267	84,211	56

(「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

(ウ) 広島市文化財団文化事業部の管理運営事業に対する補助金

a. 平成30年度文化事業部管理運営(事業課人件費)

収入

(単位：千円)

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
広島市補助金収入	広島市補助金収入	209,022	209,022	-
他会計からの繰入金収入	繰入金収入	-	169	169
合計		209,022	209,191	169

支出

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
管理費	報酬	38,568	37,263	1,304
	給料手当(財団)	140,616	121,262	19,353
	給料手当(派遣)	-	169	169
	福利厚生費(財団)	29,838	25,013	4,824
合計		209,022	183,709	25,312

精算

収入済額	支出決算額	次期繰越・精算戻入額
209,191	183,709	25,482

(「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

b.平成30年度文化事業部管理運営

収入

(単位：千円)

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
基本財産運用収入	基本財産利息収入	2,460	2,460	-
広島市補助金収入	広島市補助金収入	301,192	301,192	-
他会計からの繰入金収入	繰入金収入	5,660	5,272	387
雑収入	雑収入	-	18,940	18,940
合計		309,312	327,865	18,553

支出

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
管理費	報酬	55,954	55,297	656
	給料手当(財団)	139,059	102,644	36,414
	給料手当(派遣)	1,844	1,799	44
	福利厚生費(財団)	34,560	31,644	2,915
	福利厚生費(派遣)	1,366	1,458	92
	賞金	2,000	3,441	1,441
	報償費	1,152	1,435	283
	旅費	47	43	3
	交際費	40	39	0
	消耗品費等	716	1,137	421
	燃料費	23	16	6
	食糧費	4	5	1
	修繕費	86	82	3
	通信運搬費	5,150	5,036	113
	手数料等	78	66	11
	保険料	41	35	5
	委託料	10,758	10,535	222
	使用料及び賃借料	54,774	55,171	397
負担金及び補助金	1,651	1,765	114	
災害補償料	0	274	274	
公課費	9	1,817	1,808	
合計		309,312	273,748	35,563

精算

収入済額	支出決算額	次期繰越・精算戻入額
327,865	273,748	54,116

(「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

c.平成30年度文化事業部管理運営(美術品)

収入

(単位：千円)

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
広島市補助金収入	広島市補助金収入	1,003	1,003	-
合計		1,003	1,003	-

支出

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
管理費	保険料	1,003	874	128
合計		1,003	874	128

精算

収入済額	支出決算額	次期繰越・精算戻入額
1,003	874	128

(「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

オ 監査手続

補助金交付申請書、月次の資金収支計画書等を閲覧し、検出事項は(3)監査の意見に記載した。

その他に、広島市文化財団の予算差引簿から取引を任意に抽出し、広島市文化財団の総勘定元帳、会計伝票、見積書、契約書、発注書、納品書、請求書、賃金台帳、給与明細等の関連証憑を照合したが、検出事項はなかった。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

補助金の概算払額の適正化について

ア 補助金の概算払

本補助金は、担当課から広島市文化財団に対して、毎月、概算払が行われ、年度末に精算額を決定し、翌年5月末までに広島市文化財団が広島市に対して返納するという流れになっている。

補助金の概算払については、地方自治法施行令で認められている。

地方自治法

第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。

地方自治法施行令

(概算払)

第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- 一 旅費
- 二 官公署に対して支払う経費
- 三 補助金、負担金及び交付金
- 四 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
- 五 訴訟に要する経費
- 六 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

イ 概算払の詳細

広島市文化財団は、「補助金交付申請書」に「資金収支計画書」を添付して、補助金の申請を行う。平成30年4月1日付けで提出した「資金収支計画書」の内容は、次のとおりである。

平成30年度資金収支計画書

(単位：千円)

会計 内容	公益目的事業会計							法人会計			合計
	文化行事 開催費	文化出版 事業費	文化情報 誌	アニメー ション フェス ティバル	事業課人 件費	美術品	小計	文化情報 の提供 (HPの運 営)	管理費	小計	
4月	109	49	18	40,000	10,567	-	50,743	1	14,529	14,530	65,273
5月	126	81	521	-	13,173	-	13,901	-	14,410	14,410	28,311
6月	321	39	525	-	29,261	-	30,146	-	27,563	27,563	57,709
7月	65	47	310	35,471	15,970	-	51,863	-	16,438	16,438	68,301
8月	234	-	-	-	13,314	-	13,548	-	13,160	13,160	26,708
9月	367	354	-	-	13,314	-	14,035	-	14,135	14,135	28,170
10月	-	29	-	-	14,552	-	14,581	27	15,634	15,661	30,242
11月	-	-	-	-	33,645	-	33,645	-	29,238	29,238	62,883
12月	-	-	-	-	16,665	-	16,665	-	17,209	17,209	33,874
1月	-	-	-	-	13,314	-	13,314	-	15,202	15,202	28,516
2月	-	-	-	-	16,697	-	16,697	-	26,028	26,028	42,725
3月	-	-	-	-	18,550	1,003	19,553	-	97,646	97,646	117,199
合計	1,222	599	1,374	75,471	209,022	1,003	288,691	28	301,192	301,220	589,911

(広島市文化財団作成「会計別補助金収入内訳」に基づき監査人が作成)

担当課は補助金の交付を決定し、平成30年4月1日付けで補助金交付決定通知書を広島市文化財団に交付したが、それには次のとおりの交付時期及び交付予定額に関する記載と、「なお、第2回目以降は、資金収支計画書を提出し、それに基づいて交付する。」との記載がある。

補助金交付決定通知書に記載された交付時期及び交付予定額

(単位：千円)

区分	交付期限	交付予定額
第1回	H30.4.19	65,273
第2回	H30.5.18	28,311
第3回	H30.6.20	57,709
第4回	H30.7.19	68,301
第5回	H30.8.20	26,708
第6回	H30.9.20	28,170
第7回	H30.10.18	30,242
第8回	H30.11.20	62,883
第9回	H30.12.20	33,874
第10回	H31.1.18	28,516
第11回	H31.2.20	42,725
第12回	H31.3.19	117,199
合計		589,911

(交付決定通知書の記載に基づき監査人が作成)

実際に平成30年4月から平成31年3月までの各月に概算払された補助金の額は、上記補助金交付申請書及び補助金交付決定通知書に記載された各月の支払予定額と一致するものであった。

ウ 過去3年間の補助金に係る返納額

本補助金は、担当課から広島市文化財団に対して、毎月、概算払が行われ、年度末に精算額を決定し、翌年度5月末までに広島市文化財団が広島市に対して返納しているが、平成28年度から平成30年度までの返納額は、次のとおりである。

広島市文化財団からの補助金返納額

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(ア)広島市文化財団事業(文化事業)	-	-	-
(イ)国際アニメーションフェスティバル	5,810	934	56
(ウ)広島市文化財団文化事業部の管理運営事業			
a 事業課人件費	17,921	11,343	25,482
b 文化事業部管理運営	5,913	24,248	54,116
c 美術品	323	128	128
小計	24,158	35,720	79,727
合計	29,969	36,654	79,784

(「補助事業等実施報告書」に基づき監査人作成)

広島市文化財団管理運営事業について、平成28年度は24,158千円、平成29年度は35,720千円、平成30年度は79,727千円の返納が生じている。これは、担当課から広島市文化財団に対しては、補助金の予算どおりの金額を全額概算払しているものの、決算額(特に、人件費の決算額)が予算に対して少なかったことが、多額の返納が生じる理由である。

広島市文化財団管理運営事業について、平成30年度の予算項目ごとの返納額の明細は次のとおりであり、広島市文化財団管理運営事業の予算と決算の乖離は、主として人件費で生じていることがわかる。

(再掲)

a. 平成30年度文化事業部管理運営(事業課人件費)

収入

(単位：千円)

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
広島市補助金収入	広島市補助金収入	209,022	209,022	-
他会計からの繰入金収入	繰入金収入	-	169	169
合計		209,022	209,191	169

支出

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
管理費	報酬	38,568	37,263	1,304
	給料手当(財団)	140,616	121,262	19,353
	給料手当(派遣)	-	169	169
	福利厚生費(財団)	29,838	25,013	4,824
合計		209,022	183,709	25,312

精算

収入済額	支出決算額	次期繰越・精算戻入額
209,191	183,709	25,482

(「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成)

給料手当（財団）及び福利厚生費（財団）は、広島市文化財団文化事業部事業課に所属する職員の人件費である。

平成30年度の返還額は上記のとおり25,482千円であるが、平成28年度（17,921千円）、平成29年度（11,343千円）においても返還額が生じている。

（再掲）

b. 平成30年度文化事業部管理運営

収入

（単位：千円）

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
基本財産運用収入	基本財産利息収入	2,460	2,460	-
広島市補助金収入	広島市補助金収入	301,192	301,192	-
他会計からの繰入金収入	繰入金収入	5,660	5,272	387
雑収入	雑収入	-	18,940	18,940
合計		309,312	327,865	18,553

支出

中科目	小科目	当初予算額	決算額	差引
管理費	報酬	55,954	55,297	656
	給料手当（財団）	139,059	102,644	36,414
	給料手当（派遣）	1,844	1,799	44
	福利厚生費（財団）	34,560	31,644	2,915
	福利厚生費（派遣）	1,366	1,458	92
	賃金	2,000	3,441	1,441
	報償費	1,152	1,435	283
	旅費	47	43	3
	交際費	40	39	0
	消耗品費等	716	1,137	421
	燃料費	23	16	6
	食糧費	4	5	1
	修繕費	86	82	3
	通信運搬費	5,150	5,036	113
	手数料等	78	66	11
	保険料	41	35	5
	委託料	10,758	10,535	222
	使用料及び賃借料	54,774	55,171	397
	負担金及び補助金	1,651	1,765	114
	災害補償料	0	274	274
公課費	9	1,817	1,808	
合計		309,312	273,748	35,563

精算

収入済額	支出決算額	次期繰越・精算戻入額
327,865	273,748	54,116

（「平成30年度決算額調」に基づき監査人が作成）

文化事業部管理運営の雑収入の決算額18,940千円のうち18,937千円は、平成30年度確定消費税である。

文化事業部管理運営の給料手当（財団）差引36,414千円のうち33,906千円は退職金に係るものであり、詳細は後述する。

エ 計画変更について

補助金の多額の返納は、補助事業の計画変更に伴うものであると解されるが、年度途中で計画変更の手続は実施されていない。

広島市補助金等交付規則第 12 条には、次の定めがある。

(計画変更の承認等)

第 12 条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく事業計画変更申請書に第 4 条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(以下省略)

(出典「広島市補助金等交付規則」)

そして、広島市補助金等交付規則「解釈及び運用」において、次の記載がある。

広島市補助金等交付規則「解釈及び運用」第 12 条関係

2 「補助事業等に要する予算を変更しようとするとき」の予算とは、補助金等を交付することに決定した具体的な事項に係る予算(補助対象事業費)のみをいい、補助対象外の予算変更は該当しない。

「予算を変更しようとするとき」とは、補助対象事業に係る予算科目(申請書に記載された科目欄)毎の金額の 1 割以上の変更をする場合をいう。

ただし、予備費充当に係るものについては、補助団体の自由裁量の範囲内として除外するものとする。

また、公益法人等における給与改定等による人件費の増減に係るものも除外するものとする。(以下省略)

(出典「広島市補助金等交付規則「解釈及び運用」」)

担当課の説明によれば、本補助金に係る管理費は当初予算額の 1 割以上の執行残があるが、その大半は人件費(給与(財団))であり、上記の「解釈及び運用」により、公益法人等における人件費の増減に係るものとして、補助金等交付規則第 12 条の計画変更から除外されるところである。

オ 広島市文化財団における退職給付引当金と退職金の支払

広島市文化財団は、公益財団法人であり、公益法人会計基準に基づいて、退職給付引当金を計上している。広島市文化財団の平成31年3月31日現在の貸借対照表の負債の部には、退職給付引当金1,962,533千円が計上されている。

一方で、貸借対照表の資産の部には、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産は計上されていない。

これは、広島市文化財団において平成30年度末現在発生している退職給付債務は、1,962,533千円あるものの、それを支払う財源は広島市文化財団に留保されていない、ということの意味する。

このことから、広島市文化財団の職員が退職する場合に、広島市文化財団が退職者に支払う退職金は、その全額が、本補助金で賄われることとなっている。

本補助金に係る平成30年度臨時費要求概要調によれば、平成30年度の退職手当として、定年退職者2名分と普通退職者(いわゆる自己都合退職者)2名分として、74,019千円を予算に計上した。普通退職者の退職金は、過去5年の平均額で算定した。

広島市文化財団の予算項目上、職員の退職金は、「文化事業部管理運営」の「給料手当(財団)」に計上される。

実際には、平成30年度における広島市文化財団退職者は3名(定年退職者2名、普通退職者1名)で退職金の合計額は40,112千円であり、予算額74,019千円と差額である33,906千円が返納された。

カ 監査人の見解

(ア) 月次の資金収支計画書の概要

広島市文化財団は、担当課に対して、月末に翌月分の資金収支計画書を提出している。資金収支計画書は、広島市文化財団の予算項目ごとに、収入及び支出に区分して記載されており、具体例としては、次のとおりである。

事業課人件費の平成30年10月分資金収支計画書 (単位：千円)

10月分 資金収支 計画書	収入	当初予算額	補正・流用 等増減額	予算現額	収入済額	収入予定額						収入額計
						10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	広島市補助金収入	209,022	-	209,022	95,599	14,552	33,645	16,665	13,314	16,697	18,550	209,022
	支出	当初予算額	補正・流用 等増減額	予算現額	支出済額	支出見込額						支出額計
						10月	11月(A)	12月	1月	2月	3月	
	支出合計	209,022	-	209,022	88,588	21,563	33,645	16,665	13,314	16,697	18,550	209,022

(平成30年10月分資金収支計画書に基づき監査人が作成)

(イ) 「事業課人件費」の資金収支計画書の分析

平成30年度末に25,482千円の補助金の返還金が生じた予算項目「事業課人件費」について、平成30年度の資金収支計画書を分析した。

収入は、収入済額は前月末までの実績額を記載し、収入予定額は上記イの年度当初の予定額を見直すことなく、当初の予定額のまま記載されている。すなわち、

月次の支出状況は反映されずに、当初の資金収支計画書どおりの金額が概算払されるという計画になっている。

一方、支出は、支出済額は前月末までの実績額を記載し、支出見込額の当月分は、年度当初の当月分の支出見込額に加えて、前月末までの収入済額と前月末までの支出済額の差額（すなわち、概算払を受けた金額のうち、未執行の金額）を、当月に全額執行するという計画になっていた。

具体例を示すと、次のようになる。

事業課人件費の平成30年10月分資金収支計画書と同年11月分資金収支計画書の比較 (単位：千円)

10月分 資金収支 計画書	収入	当初予算額	補正・流用 等増減額	予算現額	収入済額	収入予定額						収入額計
						10月	11月	12月	1月	2月	3月	
						支出見込額						
	広島市補助金収入	209,022	-	209,022	95,599	14,552	33,645	16,665	13,314	16,697	18,550	209,022
10月分 資金収支 計画書	支出	当初予算額	補正・流用 等増減額	予算現額	支出済額	支出見込額						支出額計
						10月	11月(A)	12月	1月	2月	3月	
						支出見込額						
	支出合計	209,022	-	209,022	88,588	21,563	33,645	16,665	13,314	16,697	18,550	209,022

11月分 資金収支 計画書	収入科目	当初予算額	補正・流用 等増減額	予算現額	収入済額 (B)	収入予定額						収入額計
						11月	12月	1月	2月	3月		
						支出見込額						
	広島市補助金収入	209,022	-	209,022	110,151	-	33,645	16,665	13,314	16,697	18,550	209,022
11月分 資金収支 計画書	支出	当初予算額	補正・流用 等増減額	予算現額	支出済額 (C)	支出見込額						支出額計
						11月(D)	12月	1月	2月	3月		
						支出見込額						
	支出合計	209,022	-	209,022	100,514	-	43,282	16,665	13,314	16,697	18,550	209,022

$$B - C = 9,637 \quad A + (B - C) = D$$

$$33,645 + 9,637 = 43,282$$

(平成30年10月分資金収支計画書及び平成30年11月分資金収支計画書に基づき監査人が作成)

事業課人件費の平成30年10月分資金収支計画書における平成30年11月の支出見込額は33,645千円であった(上記表(A)参照)。

事業課人件費の平成30年11月分資金収支計画書における11月分の支出見込額は43,282千円(上記表(D)参照)であり、10月の資金収支計画書の金額から9,637千円増加している。この増加分は、11月分の資金収支計画書の収入済額(B)110,151千円と支出済額(C)100,514千円の差額と一致する。

収入予定額及び11月以外の月の支出見込額は同額となっている。

平成30年5月分から平成31年3月分の各月において、上記のような算定方法で資金収支計画書は作成されていた。

この支出見込額の算定は、実際には当月に支出見込がないにもかかわらず、概算払を受けた補助金の未執行額を全額当月に執行する計画にして、当月以降の補助金の概算払額を当初の計画どおりとするために、帳尻合わせしているようにみえる。

平成30年度の月次の資金収支計画書及び平成30年度決算額調を分析した結果は、次のとおりである。

平成30年度資金収支計画分析 事業課人件費

(単位：千円)

区分	A	B	C	D	A - C	B - D
	収入済額累積	収入済額単月	支出済額累積	支出済額単月	差引累積	差引単月
4月	10,567	10,567	9,002	9,002	1,565	1,565
5月	23,740	13,173	20,447	11,445	3,293	1,728
6月	53,001	29,261	46,320	25,873	6,681	3,388
7月	68,971	15,970	61,392	15,072	7,579	898
8月	82,285	13,314	72,551	11,159	9,734	2,155
9月	95,599	13,314	88,588	16,037	7,011	2,723
10月	110,151	14,552	100,514	11,926	9,637	2,626
11月	143,796	33,645	112,250	11,736	31,546	21,909
12月	160,461	16,665	140,967	28,717	19,494	12,052
1月	173,775	13,314	154,635	13,668	19,140	354
2月	190,472	16,697	165,618	10,983	24,854	5,714
3月	209,191	18,719	183,709	18,091	25,482	628
合計	-	209,191	-	183,709	-	25,482

(平成30年度資金収支計画書及び平成30年度決算額調に基づき監査人が作成)

(注1) 収入済額累積3月及び収入済額単月合計209,191千円の内訳は、広島市補助金収入209,022千円、他会計からの繰入金収入169千円である。

(注2) 収入済額単月3月分18,719千円の内訳は、広島市補助金収入18,550千円、他会計からの繰入金収入169千円である。

(注3) 差引累積3月及び差引単月合計25,482千円が補助金の返還額として広島市に返還された。

平成30年9月、同年12月、平成31年1月は当月に補助金の概算払を受けた金額より当月の執行額が多かったが、それ以外の月では、概算払を受けたものの当月に執行しなかった金額が積み上がった結果が年間で25,482千円となった。

(ウ) 「文化事業部管理運営」の資金収支計画書の分析

平成30年度末に54,116千円の補助金の返還金が生じた予算項目「文化事業部管理運営」について、平成30年度の資金収支計画書を分析した。

月次の資金収支計画書の作り方は、上記(イ)の「事業課人件費」と同様である。平成30年度の月次の資金収支計画書及び平成30年度決算額調を分析した結果は、次のとおりである。

平成30年度資金収支計画分析 文化事業部管理運営

(単位：千円)

区分	A	B	C	D	A - C	B - D
	収入済額累積	収入済額単月	支出済額累積	支出済額単月	差引累積	差引単月
4月	14,529	14,529	8,848	8,848	5,681	5,681
5月	28,939	14,410	24,920	16,072	4,019	1,662
6月	56,502	27,563	51,576	26,656	4,926	907
7月	73,787	17,285	69,372	17,796	4,415	511
8月	87,148	13,361	84,363	14,991	2,785	1,630
9月	101,467	14,319	98,800	14,437	2,667	118
10月	117,101	15,634	115,808	17,008	1,293	1,374
11月	146,339	29,238	131,265	15,457	15,074	13,781
12月	163,548	17,209	160,479	29,214	3,069	12,005
1月	179,598	16,050	179,598	19,119	0	3,069
2月	205,824	26,226	195,627	16,029	10,197	10,197
3月	327,865	122,041	273,749	78,122	54,116	43,919
合計	-	327,865	-	273,749	-	54,116

(平成30年度資金収支計画書及び平成30年度決算額調に基づき監査人が作成)

(注1) 収入済額累積3月及び収入済額単月合計327,865千円の内訳は、基本財産収入2,460千円、広島市補助金収入301,192千円、他会計からの繰入金収入5,272千円、雑収入18,940千円である。

(注2) 収入済額単月3月分122,041千円の内訳は、基本財産収入184千円、広島市補助金収入97,646千円、他会計からの繰入金収入5,272千円、雑収入18,940千円である。

(注3) 差引累計3月分及び差引単月合計54,116千円が補助金の返還額として広島市に返還されたが、これには雑収入(平成30年度確定消費税等)18,940千円も含まれている。

文化事業部管理運営においては、平成31年1月で補助金の概算払の執行残がなくなるが、平成31年2月に広島市補助金26,028千円、平成31年3月に広島市補助金97,646千円が概算払されたものの、それに見合う執行額が計上されなかった。これは上記オに記載したとおり、平成30年度末に発生する退職金が当初資金収支計画では74,019千円(定年退職者2名、普通退職者2名)を見込んでおり、そのとおりの金額で概算払を受けたものの、実際には、平成30年度末における退職者は3名(定年退職者2名、普通退職者1名)で退職金の合計額は40,112千円であり、予算額74,019千円と差額である33,906千円が補助金の執行残となった。

(I) 結論

広島市文化財団が担当課に月次で提出している資金収支計画書は、各月の概算払額を担当課が決める上での拠り所となるべき支出見込額が実態と乖離した金額となっており、資金収支計画書の本来の役割を果たしていない。

その結果、平成 30 年度においては、79,784 千円もの概算払の戻入が発生しており、概算払の金額算定が結果として相当ではなかったと認められる。

そして、上記ウに記載したとおり、本補助金については、平成 30 年度のみならず、毎年、多額の概算払の戻入をしており、資金管理、事務処理の効率上、問題がある。

本補助金については、補助事業の進捗状況について、月次の事業報告書等の形で年度途中に広島市文化財団から担当課に報告する仕組みがない。

また、広島市文化財団の人件費の増減については、補助金等交付規則に定める計画変更の対象から除外されるという運用がされている。

つまり、広島市文化財団が月次で提出する資金収支計画書は、担当課が補助金の執行状況を把握する唯一の重要な書類であるといえる。

担当課は、広島市文化財団に対して、補助事業の進捗状況の実態を正しく反映し、より精度の高い支出見込額を記載した資金収支計画書を提出するよう指導し、概算払の金額が過大にならないように努めるべきである。

【意見 9-1】 補助金の概算払額の適正化について

広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助金（以下「本補助金」という。）は、担当課から広島市文化財団に対して、毎月、概算払が行われ、年度末に精算額を決定し、翌年 5 月末までに広島市文化財団が広島市に対して返納するという流れになっている。

平成 30 年 4 月 1 日付けで担当課から広島市文化財団に交付された本補助金に係る「補助金交付決定通知書」には、月次の概算払額（以下「交付予定額」という。）が記載されているが、「なお、第 2 回目以降は、資金収支計画書を提出し、それに基づいて交付する。」旨が記載されていた。

広島市文化財団が月次で作成し担当課に提出した「資金収支計画書」は、実際には当月に支出見込みがないにもかかわらず、前月までに概算払を受けた補助金の未執行額を全額当月に執行するという算定方法に基づいた支出見込額が計上されていた。これは、当月以降の補助金の概算払額を交付予定額どおりとするために、実態と乖離した支出見込額を記載したものである。

担当課は、「資金収支計画」に基づいて、交付予定額どおりの補助金の概算払を行い、平成 30 年度においては、本補助金のうち文化事業部管理運営事業で、合計 79,727 千円の概算払の戻入が発生しており、概算払の金額算定が結果として相当

ではなかったと認められる。本補助金の文化事業部管理運営事業については、平成 30 年度のみならず、平成 28 年度で 24,158 千円、平成 29 年度で 35,720 千円の概算払の戻入が生じており、資金管理、事務処理の効率性の観点から、問題がある。

広島市文化財団が月次で提出する資金収支計画書は、担当課が補助金の執行状況を把握する唯一の重要な書類であるといえる。

担当課は、広島市文化財団に対して、補助事業の進捗状況の実態を正しく反映し、より精度の高い支出見込額を記載した資金収支計画書を提出するよう指導し、概算払の金額が過大にならないように努めるべきである。

11 【事業 10】 広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助（補助金）

(1) 事業の概要等

ア 補助事業等

担当課は、広島市文化財団に対して、第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助金を交付した。

第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルは、平成 29 年度に準備業務を行い、平成 30 年 8 月 23 日から 8 月 27 日まで、JMS アステールプラザにおいて開催された。

補助金額は平成 29 年度及び平成 30 年度合計で当初予算額 111,795 千円、決算額 110,804 千円（内訳は、平成 29 年度当初予算額 36,324 千円、平成 29 年度決算額 35,390 千円、平成 30 年度当初予算額 75,471 千円、平成 30 年度決算額 75,414 千円）であった。

第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルは、平成 29 年度は文化庁芸術創造活用プラットフォーム形成事業に採択され、平成 30 年度は文化庁文化芸術創造拠点形成事業に採択されており、上記補助金のうちには、文化庁からの補助金額も含まれている。

イ 広島国際アニメーションフェスティバルについて

被爆 40 周年の 1985 年（昭和 60 年）に始まった広島国際アニメーションフェスティバルは、「愛と平和」の精神のもと、2 年に一度開催しており、米国アカデミー賞公認の映画祭である。カンヌ映画祭から分かれた世界最大のアニメーションの映画祭であるフランスのアヌシー映画祭と並ぶ映画祭であり、アヌシー、ザグレブ、オタワと共に、世界四大アニメーション映画祭の一つとして知られている。

広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会、広島市、広島市文化財団が主催し、国際アニメーションフィルム協会日本支部（以下「ASIFA-JAPAN」という。）が

共催している。

1985年、被爆40周年記念事業として創設された広島国際アニメーションフェスティバルは、創設当時、国際アニメーションフィルム協会（以下「ASIFA」という。）理事・ASIFA-JAPAN 会長であったアニメーション作家の故木下蓮三氏と、ASIFA-JAPAN 事務局長であった木下小夜子氏が企画実現に携わった。

第17回広島国際アニメーションフェスティバル及び令和2年に開催される第18回広島国際アニメーションフェスティバルにおいては、ASIFA 会長・ASIFA-JAPAN 会長の木下小夜子氏がフェスティバル・ディレクターを務めている。

ウ 第17回広島国際アニメーションフェスティバルについて



表彰式



会場



グランプリ受賞作品「ザ プリスフル アクシデンタル デス」、クリ ヨウジ短編作品集(上映とトーク)
(写真は、広島市ホームページより転載)

世界各国・地域から募集したアニメーション作品を選考審査（非公開）及び本審査（一般公開）によりグランプリ等の優秀作品を選出するコンペティションを行うほか、国内外の有名作家の作品、エストニア特集、子ども向けのアニメーション作品などを上映する特別プログラム、エストニア展、エデュケーショナル・フィルム、マーケット等のサブイベントを行った。

国際名誉会長はクリ ヨウジ（日本）であり、選考審査を行う国際選考委員は 5 名で、キネ オーネ（ノルウェー）、フェラン ガヤート（カタルーニャ/スペイン）、メノドゥ ノイヤ（オランダ）、クリスティナ リマ（ポルトガル）、長尾 真紀子（日本）、本審査を行う国際審査委員は 5 名で、丸山 正雄（日本）、イシュ パテル（カナダ）、プリー ト パルン（エストニア）、オクサナ チェルカソワ（ロシア）、イザベル ファヴェ（スイス）であった。

選考審査への応募作品数は、88 か国・地域から合計 2,842 作品あった。内訳は、アジア 946 作品（うち日本は 341 作品）、ヨーロッパ 1,203 作品、北米 285 作品、中南米 107 作品、オセアニア 39 作品、アフリカ 10 作品、合作 252 作品であった。

選考審査のうち本審査に進んだ作品は、35 か国・地域の合計 75 作品であった。内訳は、アジア 5 作品（うち日本は 1 作品）、ヨーロッパ 48 作品、北米 3 作品、中南米 1 作品、オセアニア 1 作品、アフリカ 1 作品、合作 16 作品であった。

本審査の結果、下記の受賞作品が決定した。

賞	作品名	監督	国
グランプリ	ザ ブリスフル アクシデンタル デス	セルジウ ネグリチ	ルーマニア
ヒロシマ賞	ボンド	ユディト ヴンデル	ハンガリー
デビュー賞	シロッコ	ロマン ガルシア、 ケヴィン タルピニアン、 トマス ロベス-マシイ、 アヴリル ユブ、 ロラン マデック	フランス
木下蓮三賞	ジ オウガー	ロレン ブライバン	フランス
観客賞	キャサリン	ブリット ラース	ベルギー
国際審査委員特別賞	XOXO ハグ アンド キス	ヴィオラ ソヴァ	ポーランド
	エニグマ	アンドニス ドウシアス、 アリス ファツロス	ギリシャ
	ザ ポケット マン	アナ チュビニーゼ	スイス/フランス/ジョージア
	ゴールデン オールディーズ	ダン ヴェルシンク、 ヨースト リウマ	オランダ
	ザ ロスト ガーデン	ナターリア チェルニエ ソヴァ	フランス
	ビトゥイーン ザ シャドウズ	モニカ サントシュ、 アリス ギマライシュ	ポルトガル/フランス

賞	作品名	監督	国
国際審査委員特別賞	マニヴァルド	シンティス ルンドグレン	エストニア /カナダ/ クロアチア
優秀賞	スレッズ	トリル コーヴ	カナダ/ノルウェー
	キャサリン	ブリット ラース	ベルギー
	ヘイト フォア セール	アナ エイスバウト	オランダ
	プリーズ フロッグ、ジャスト ワンス スィップ	ディック グローブラー	南アフリカ
	サイクリスツ	ヴェリコ ポボヴィチ	クロアチア /フランス

本審査対象作品の他に、特別上映作品として、53 か国・地域の 572 作品を特別上映し、その他のサブイベントと合わせ、総入場者数は、30,874 人であった。内訳は、公式上映プログラム延べ入場者数 14,025 人、その他のプログラム延べ入場者数 16,849 人であった。

エ 補助金額の推移

(単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
広島国際アニメーションフェスティバル開催回数	第15回	第16回		第17回		第18回
開催又は準備の区分	開催	準備	開催	準備	開催	準備
当初予算	75,253	36,422	81,281	36,324	75,471	37,874
決算	74,847	35,302	75,470	35,390	75,414	-

内訳

(単位：千円)

年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度
広島国際アニメーションフェスティバル開催回数	第15回		第16回				第17回				第18回
開催又は準備	開催		準備		開催		準備		開催		準備
当初予算又は決算	当初予算	決算	当初予算								
広島市(一般財源)	39,648	39,585	29,920	29,881	39,177	39,124	29,190	29,176	39,125	39,026	31,660
広島市(文化庁補助金)	35,605	35,262	6,502	5,421	42,104	36,346	7,134	6,214	36,346	36,388	6,214
合計	75,253	74,847	36,422	35,302	81,281	75,470	36,324	35,390	75,471	75,414	37,874

(注)上記の他に、広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会事務局に所属する広島市職員及び広島市文化財団職員の人件費として、平成29年度46,776千円(内訳は広島市職員：30,986千円、広島市文化財団職員15,790千円である。)平成30年度76,686千円(内訳は広島市職員56,755千円、広島市文化財団職員19,931千円である。)が発生している。

オ 補助金の使途

第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの平成 30 年度における収支は、次のとおりであった。

収入の部		(単位：千円)		
科目	予算額	決算額	差異	
補助金収入		86,673	84,267	2,405
事業収入	入場料収入	6,856	5,781	1,074
	物品販売収入	1,970	1,740	229
	広告協賛金収入	21,483	17,653	3,829
	参加料収入	2,281	1,555	725
	小計	32,590	26,731	5,858
雑収入		6	1	4
合計		119,269	111,000	8,268

支出の部		予算額	決算額	差異		
管理費	委員会費	諸謝金	322	219	103	
		旅費	342	341	0	
		賃貸料	3	2	0	
		小計	667	562	104	
	事務局費	賃金	7,269	7,268	0	
		福利厚生費	973	972	0	
		旅費	858	857	0	
		消耗品費等	612	611	0	
		燃料費	8	7	0	
		食糧費	8	7	0	
		通信運搬費	881	880	0	
		保険料	1	1	0	
		手数料	243	240	2	
		委託料	501	500	0	
		賃借料	2,381	2,380	0	
		公課費	74	73	0	
		修繕料	91	54	36	
		小計	13,900	13,855	44	
		管理費計		14,567	14,417	149
		事業費	広報費	諸謝金	30	30
消耗品費等	1,575			1,574	0	
食糧費	9			8	0	
通信運搬費	1,990			1,989	0	
手数料	654			653	0	
委託料	7,836			7,835	0	
賃借料	275			274	0	
小計	12,369			12,366	2	
選考審査費	諸謝金		1,206	1,205	0	
	旅費		1,637	1,445	191	
	消耗品費等		67	59	7	
	食糧費		116	115	0	
	通信運搬費		74	57	16	
	手数料		1,530	1,329	200	
	委託料		306	305	0	
	賃借料		1,817	1,410	406	
光熱水費	2		1	0		
小計	6,755		5,931	823		
開催費	諸謝金		5,281	4,978	302	
	賃金		97	96	0	
	旅費		10,882	10,881	0	
	消耗品費等		2,054	2,053	0	
	燃料費		6	0	6	
	食糧費		1,796	1,636	159	
	通信運搬費		917	916	0	
	手数料		3,453	3,452	0	
	保険料		38	24	13	
	委託料		43,408	41,316	2,091	
	賃借料		8,036	3,777	4,258	
	光熱水費		1	0	0	
	小計		75,969	69,135	6,833	
	収集返却費		通信運搬費	1,060	546	513
委託料		6,264	6,263	0		
備品購入費		2,001	2,000	0		
消耗品費等		283	282	0		
保険料		1	0	1		
小計	9,609	9,093	515			
事業費計		104,702	96,526	8,175		
合計		119,269	110,944	8,324		

(広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会が広島市文化財団に提出した「第 17 回広島国際アニメーションフェスティバル平成 30 年度収支決算書」に基づき監査人が作成)

(注1) 支出の部の決算額合計 110,944 千円のうち、広島市補助金の補助対象経費は、75,414 千円であり、それ以外の金額は、民間からの補助金、事業収入、雑収入により賄われている。

(注2) 収入の部決算額の合計額 111,000 千円と支出の部決算額合計額 110,944 千円の差額 56 千円は、実行委員会から広島市文化財団を経由して担当課に返納された。広島市補助金予算額 75,471 千円と決算額 75,414 千円との差額 56 千円はこの返納額に相当するものである。

カ 広島国際アニメーションフェスティバルの主催者

広島国際アニメーションフェスティバルの主催は、広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）広島市、広島市文化財団の3者である。

キ 広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会について

実行委員会は、「広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会規約」に基づいて組成されている。本規約は、平成 23 年 4 月から施行されている。

実行委員会を構成する団体、委員は本規約第 4 条に定められている。

第 4 条 委員会は、次表左欄の団体をもって構成し、右欄に掲げる者をもって委員とする。

団体名	委員
広島市	市長、市民局長、市民局文化スポーツ部長
公益財団法人広島市文化財団	理事長
国際アニメーションフィルム協会 日本支部	代表
映像メディア関係団体、経済団体、 報道機関等で会長が指名するもの	代表

（出典「広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会規約」）

事務局については、本規約第 13 条に次のとおり定められている。

（事務局）

第 13 条 委員会の事務を処理するため、広島市市民局文化スポーツ部文化振興課内（公益財団法人広島市文化財団内の文化振興課分室）に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

- 3 事務局長は、広島市市民局文化スポーツ部文化振興課アニメーションフェスティバル担当課長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、公益財団法人広島市文化財団文化事業部事業課長をもって充てる。
- 5 事務局員は、事務局長が指名する者をもって充てる。

(出典「広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会規約」)

規約に基づく第17回広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会は、18名の委員により組成し、次の役員を置いた。

会長1名(広島市長)、委員長1名(広島市市民局長)、委員長代理1名(広島市文化財団理事長)、監事2名(委員の互選)。

また、大会に、国際名誉会長1名、顧問1名(広島大学名誉教授)、ディレクター2名(うち1名は広島市文化財団常務理事)、プロジェクトチーム11名、事務局17名(うち広島市職員11名、広島市文化財団職員5名、事務局雇用職員1名)を置いた。

広島国際アニメーションフェスティバルに関する経理業務を含む事務を行うのは、実行委員会事務局である。

担当課の説明によれば、実行委員会は、会計検査院による検査、広島市監査委員による監査、広島市文化財団監事による監査の対象になり、直近では、平成28年度に会計検査院による検査を受け、意見表示又は処置要求はなかったとのことである。

ク 監査手続

広島市文化財団が担当課に提出した補助金交付申請書、補助事業等実施報告書等を閲覧し、検出事項は(2)監査の結果に記載した。

その他に、実行委員会が支出した補助対象経費について、実行委員会の会計帳簿から任意に取引を抽出し、実行委員会の会計帳簿と実行委員会が支出した補助対象経費に関する見積書、契約書、発注書、納品書、請求書等の関連証憑を照合したところ、検出事項はなかった。

(2) 監査の結果

補助金が広島市文化財団を經由して実行委員会に支払われていることについて

ア 補助金に関する事務手続の流れ

平成30年度の補助金の担当課による予算要求から、補助金交付決定までの事務手続の流れは、次のとおりである。

(7) 平成 30 年度臨時費要求概要調

広島国際アニメーションフェスティバル開催補助として、平成 30 年度予算額は 75,471 千円（特定財源・文化庁補助金 36,346 千円、一般財源 39,125 千円）で決定した。なお、「3 所要額 75,471 千円（実行委員会へ補助・広島市文化財団経由）」と記載されている。

(1) 補助金の交付申請

平成 30 年 4 月 1 日に、広島市文化財団は担当課に対して、「補助金交付申請書」を提出した。「補助金交付申請書」には、「事業計画書」、「収支予算書」、「資金収支計画書」が添付されている。

a 補助金交付申請書の記載

「補助金交付申請書」には、広島市文化財団理事長名で「平成 30 年度公益財団法人広島市文化財団の運営事業に対する補助金として、589,911 千円の交付を受けたいので次の関係書類を添えて申請します。1 事業計画書、2 収支予算書、3 資金収支計画書」と記載されている。

なお、【事業 9】に記載した第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催、広島市文化財団事業、広島市文化財団文化事業部の管理運営事業の 3 つの事業の補助金が同時に申請されており、補助金申請額 589,911 千円の内訳は、第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催 75,471 千円、広島市文化財団事業 3,223 千円、財団の管理運営に従事する職員の人件費等の広島市文化財団文化事業部の管理運営事業 511,217 千円である。以下、第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催 75,471 千円について記載する。

b 事業計画書の記載

「事業計画書」には、事業名、予定時期、会場、内容、予算額のほか、第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの詳細、プレイベント、関連イベント、応援イベント、広報活動、実行委員会の開催などが記載されている。

c 収支予算書の記載

「収支予算書」は、「平成 30 年度収支予算書（第 17 回広島国際アニメーションフェスティバル開催経費等）」、「第 17 回広島国際アニメーションフェスティバル開催経費等平成 30 年度収支予算」の 2 種類から成る。は広島市文化財団としての収支予算書、は実行委員会の収支予算書と思われる内容であるが、明記はされておらず、両者の関係についても、説明はない。

「平成 30 年度収支予算書（第 17 回広島国際アニメーションフェスティバル開催経費等）」は、収入の部・補助金収入・広島市補助金収入の本年度予算 75,471 千円、民間等補助金収入本年度予算 11,202 千円、収入合計 86,673 千円と記載されている。支出の部は、事業費・文化行事開催費・負担金及び補助金の本年度予算額 86,673 千円と記載されている。

この負担金及び補助金の支払先については記載されていない。

「第 17 回広島国際アニメーションフェスティバル開催経費等平成 30 年度収支予算」は、収入の部の予算額は、補助金収入 86,673 千円、事業収入 32,590 千円、諸収入 5 千円、合計 119,269 千円と記載されている。支出の部の予算額は、管理費 13,201 千円（内訳は、委員会費 667 千円、事務局費 12,534 千円）、事業費 106,068 千円（内訳は、広報費 12,009 千円、選考審査費 6,755 千円、開催費 77,695 千円、収集返却費 9,609 千円）、合計 119,269 千円と記載されている。

d 資金収支計画書の記載

「資金収支計画書」は、収入の部に広島市補助金収入として、当初予算額 75,471 千円、予算現額 75,471 千円、収入予定額（4 月）40,000 千円、（7 月）35,471 千円、収入額計 75,471 千円と記載されている。民間等補助金収入として、当初予算額 11,202 千円、予算現額 11,202 千円、収入予定額（2 月）11,202 千円、収入額計 11,202 千円と記載されている。そして、上記 2 つの収入合計として、当初予算額 86,673 千円、予算現額 86,673 千円と記載されている。

支出の部は、負担金及び補助金として、当初予算額 86,673 千円、予算現額 86,673 千円、支出見込額（4 月）40,000 千円、（7 月）35,471 千円、（2 月）11,202 千円、支出額計 86,673 千円と記載されている。

この負担金及び補助金の支払先については記載されていない。

(ウ) 補助金の交付決定

平成 30 年 4 月 1 日、件名「平成 30 年度公益財団法人広島市文化財団の運営事業に対する補助金の交付決定及びこれに伴う経費の支出について（伺い）」を文化振興課長が決裁し、交付申請どおり、第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催に関して広島市文化財団に対する補助金額は 75,471 千円を限度として交付することで決定した。担当課は広島市文化財団に対して「補助金交付決定通知書」を交付した。上記伺いに添付された担当課作成の書面には、補助金を交付する理由として「（2）事業計画について、別添事業計画を審査したところ、市民の文化活動を総合的かつ多角的に支援する事業であり、補助金を有効に活用するよう計画されており、適正なものと認められる」と記載されている。

(I) 実行委員会から広島市文化財団に対する補助金交付申請書の提出と補助金の交付決定

平成 30 年 4 月 1 日付けで、実行委員会から広島市文化財団に対して、「平成 30 年度補助金交付申請書」を提出し、同日付けで広島市文化財団は補助金の交付を決定した。交付金額は 75,471 千円、交付時期は、1 回目（平成 30 年 4 月）40,000 千円、2 回目（平成 30 年 7 月）35,471 千円という内容であった。

(イ) 第 1 回目の概算払

a 担当課から広島市文化財団への支払

平成 30 年 4 月 19 日に、第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催に係る補助金の第 1 回目の概算払として、担当課から広島市文化財団名義の銀行口座に、40,000 千円が振り込まれた。

b 広島市文化財団から実行委員会への支払

平成 30 年 4 月 19 日に、広島市文化財団名義の銀行口座から実行委員会名義の口座に 40,000 千円が支払われた。

すなわち、上記 a で担当課から広島市文化財団が支払を受けた補助金の概算払額の全額が、同日に、広島市文化財団から広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会に支払われている。

(ロ) 第 2 回目の概算払

a 担当課から広島市文化財団への支払

平成 30 年 7 月 19 日に第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催に係る補助金の第 2 回目の概算払として、担当課から広島市文化財団名義の銀行口座に、35,471 千円が振り込まれた。

b 広島市文化財団から実行委員会への支払

平成 30 年 7 月 19 日に、広島市文化財団名義の銀行口座から実行委員会名義の口座に 35,471 千円が支払われた。

すなわち、上記 a で担当課から広島市文化財団が支払を受けた補助金の概算払額の全額が、同日に、広島市文化財団から広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会に支払われている。

(ハ) 実行委員会による補助対象経費の支払及び会計帳簿の作成

実行委員会は、事業実施に必要な補助対象経費の支払を実行委員会名義の口座から行っている。会計伝票及び会計帳簿の作成は実行委員会事務局が行っている。

(ク) 実行委員会から広島市文化財団への補助事業等実績報告書の提出と承認

平成 31 年 3 月 29 日付けで、実行委員会から広島市文化財団に対して、「事業終了報告書」及び「平成 30 年度補助金の精算（返納）について」を提出し、交付金額の 75,471 千円のうち、返納額は 56,416 円という内容であった。

(ケ) 広島市文化財団から担当課への事業実施報告書及び収支決算書の提出

広島市文化財団は、平成 31 年 3 月 31 日付けで「事業実施報告書」及び「収支決算書」を添付した「補助事業等実施報告書」を担当課に提出した。

a 事業実施報告書

「平成 30 年度事業実施報告書」の記載は、次のとおりである。

<p>1 事業の名称 第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催</p> <p>2 事業の目的 市民の国際理解と友好親善を深めるための国際文化交流事業として、平成 30 年 8 月に第 17 回大会を開催した。</p> <p>3 事業の内容 別紙のとおり</p> <p>4 事業の実施効果 市民に芸術文化に係る鑑賞の場を積極的に提供することにより、市民の芸術文化に対する関心と理解を深めることができ、広島市の文化の振興と向上に寄与することができた。</p> <p>3の事業の内容の「別紙」 事業名 第 17 回広島国際アニメーションフェスティバル 時期 8 月 23 日～27 日 会場 文化創造センター等 内容 「愛と平和」の精神のもと、国際アニメーションフィルム協会公認の国際映画祭として、世界各国・地域から応募された作品を審査し、グランプリなどの入賞作品を決定するとともに、国内外の有名作家の作品、優秀作品、子ども向けの作品などの特別上映、展示、セミナー、ワークショップなどを実施</p> <ul style="list-style-type: none">・応募作品数：2,842 作品（88 か国・地域）・コンペティション対象作品数：75 作品（35 か国）・入賞作品：グランプリ「ザ ブリスフル アクシデンタル デス」(セルジ
--

<p>ウ ネグリチ監督)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒロシマ賞、デビュー賞、木下蓮三賞、観客賞(以上各1作品) 国際審査委員特別賞(7作品) 優秀賞(5作品) ・特別上映作品数:572作品(53か国・地域) <p>入場者数:延30,874人【国等助成】【(公財)JKA(競輪)補助事業】</p>
--

(出典「平成30年度事業実施報告書」)

b 収支決算書

「平成30年度収支決算書」の第17回広島国際アニメーションフェスティバルの補助金に係る記載は、次のとおりである。

収入

(単位:千円)

区分		当初予算額	予算現額	収入済額	差引額
アニメ	広島市補助金収入	75,471	75,471	75,471	-
	民間等補助金収入	11,202	11,202	8,796	2,405
	小計	86,673	86,673	84,267	2,405

支出

(単位:千円)

区分	当初予算額	予算現額	決算額	差引額
アニメ	86,673	86,673	84,211	2,461

精算(広島市への返還額)

(単位:千円)

区分	概算受領額 A	決算額 B	自主財源 (入場料収入等) C	精算額 D=B-C	返納額(剰余金) A-D
アニメ	75,471	84,211	8,796	75,414	56

(出典「平成30年度収支決算書」)

また、収支決算書には、次の「平成 30 年度決算額調」が添付されている。

(収入) (単位：千円)

中科目	小科目	当初予算額	予算現額	3月末現在 収入済額	決算額
広島市補助 金収入	広島市補助 金収入	75,471	75,471	75,471	75,471
民間等補 助金収入	民間等補助 金収入	11,202	11,202	8,796	8,796
合計		86,673	86,673	84,267	84,267

(支出) (単位：千円)

中科目	小科目	当初予算 額	予算現額	3月末現 在支出済 額	未収額	決算額
文化行事 開催費	負担金及 び補助金	86,673	86,673	84,267	56	84,211

(出典「平成 30 年度決算額調」)

(コ) 補助金の確定

担当課は、平成 31 年 3 月 31 日付け、件名「平成 30 年度公益財団法人広島市文化財団の運営事業に対する事業実施報告書、収支決算書の承認及び補助金額の確定について(伺い)」を文化振興課長が決裁し、補助金額は 510,126 千円で確定した。内訳は、文化部事業課事業 3,223 千円、第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催 75,414 千円、広島市文化財団文化事業部の管理運営事業に対する補助金 431,489 千円である。

平成 31 年 3 月 31 日付けで担当課は広島市文化財団理事長に対して、「平成 30 年度公益財団法人広島市文化財団の運営事業に対する補助金額確定通知書」を交付した。

(ク) 補助金額の精算

平成 31 年 3 月 31 日付けで、広島市文化財団は「広島市補助金精算戻入」として、実行委員会に対する未収金 56,416 円を計上した。同日付けで、担当課は、金額 56,416 円、納期限を令和元年 5 月 29 日とした「平成 30 年度納入(戻入)通知書」を広島市文化財団に交付し、広島市文化財団は納期限までに同額を返納し、精算は完了した。

(9) 指摘事項の内容

a 補助金の交付申請・交付決定の事務手続について

広島国際アニメーションフェスティバルは、広島市からの補助金（財源は広島市と文化庁で負担し、平成30年度予算額75,471千円、決算額75,414千円である（以下「本補助金」という。）、民間からの補助金、広島市文化財団の事業費（主として実行委員会事務局の人件費）、広島市の事業費（主として実行委員会事務局の人件費）、入場料等の事業収入等を財源として、実行委員会、広島市、広島市文化財団が実施している。これらの財源のうち、本補助金については、広島市から広島市文化財団を経由して、全額が実行委員会に交付されている。

広島市文化財団が担当課に提出した本補助金に係る補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、資金収支計画書には、広島市文化財団から本補助金を支払う先が実行委員会であるという点については、何ら記載されていない。広島市文化財団が担当課に提出した本補助金の交付申請書に添付された事業計画書に記載された事業内容は、広島市文化財団が単独で行うものではなく、補助金を受けた実行委員会も実施するものであるが、実行委員会についての言及は全くない。上記の書類を受けた担当課は、「別添事業計画を審査したところ、市民の文化活動を総合的かつ多角的に支援する事業であり、補助金を有効に活用するよう計画されており、適正なものと認められる。」として補助金の交付決定をした。

実行委員会への補助金の支払という形だけであれば、広島市が広島市文化財団に補助金を交付する理由は乏しいといわざるを得ず、本来は、本補助金の補助事業者である広島市文化財団自らが、補助事業に係る対象経費の執行を行うべきであると監査人は考える。しかし、実際には、広島市文化財団は、実行委員会に広島市から受けた本補助金と同額の補助金を支払い、実行委員会が補助事業に係る経費の執行をしているのが現状である。

担当課によれば、広島国際アニメーションフェスティバルの運営資金として、民間からの補助金が活用されており、その民間補助金の交付条件との兼ね合いがあり、広島市から実行委員会が補助金を受ける形ではなく、広島市文化財団を経由する形をとっているとのことである。

広島市文化財団が補助事業に係る対象経費の執行を自ら行わず、実行委員会に対して補助金を交付するという例外的な運用を認めるにしても、担当課は、実行委員会が補助事業者として適正であることを確認した上で、補助金の交付決定を行うべきである。

具体的には、補助金交付申請書に、広島市から広島市文化財団が受け取った本補助金の全額は、実行委員会に対して補助金として支払う旨及び事業計画を実施するのは実行委員会であることが明記されるべきであり、担当課は広島市文化財団に対してその旨を指導をする必要がある。また、担当課は、補助金の交付決定に際し、

実行委員会の事業計画書、収支予算書、資金収支計画書の内容を確認する必要がある。これまで、担当課は、実行委員会の資金収支計画を補助金交付申請書上からは把握できない状態で、広島市文化財団への補助金の概算払時期と金額を決定しており、経済性、効率性の観点からこのような運用はするべきではない。実行委員会の資金収支計画書を精査した上で、補助金の概算払の時期、金額等を決定するべきである。

b 補助金の確定に関する事務手続について

広島市文化財団が担当課に提出した本補助金に関する事業実施報告書には、実行委員会についての言及がなく、第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催という補助対象事業は、広島市文化財団が単独で実施したかのように読み取れる記載内容になっている。事業実施報告書には、実行委員会が補助対象事業を実施した旨が明記されるべきである。

また、事業実施報告書における「4 事業の実施効果」については、「市民に芸術文化に係る鑑賞の場を積極的に提供することにより、市民の芸術文化に対する関心と理解を深めることができ、広島市の文化の振興と向上に寄与することができた。」という記載にとどまっている。「4 事業の実施効果」について、平成 30 年度の前のフェスティバル開催年度の「平成 28 年度事業実施報告書」、第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの準備年度である「平成 29 年度事業実施報告書」の記載と比較してみたところ、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の事業実施報告書全てが、一字一句変わらず同じ記載となっていた。第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催のための補助金の額は、平成 30 年度分 75,414 千円であり、さらに準備のために平成 29 年度にも 35,390 千円が補助金として支払われており、合計で 110,804 千円もの金額になる。それだけ多額の補助金を支出した事業の実施効果が、上記のような抽象的な記述にとどまっているのである。

地方自治法及び広島市補助金等交付規則には、次の定めがある。

地方自治法第 2 条第 14 項

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

広島市補助金等交付規則

(交付の対象)

第 2 条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

補助金は市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して交付するものであり、最少の経費で最大の効果を挙げるようにする必要がある。しかし、事業実施報告書の記載を見る限り、事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することはできない。事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することができないにもかかわらず、担当課は補助金額を確定しており、このような運用はするべきではない。

広島市文化財団が担当課に提出した本補助金に関する収支決算書において、補助金がどのような費目にいくら使われたかという点については、「文化行事開催費・負担金及び補助金、決算額 84,211 千円（うち、本補助金の決算額は 75,414 千円）」という 1 つの勘定科目で表示されている。

平成 8 年 10 月に財政局財政課が作成した「予算事務の手引」では、「補助金：特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するもの」というように補助金を定義している。

また、予算執行事務に関する負担金、補助及び交付金の支出の取扱いについて、負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイントが次のとおり示されている。

5 負担金、補助及び交付金の支出の取扱い

(3) 負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイント

次の項目が記載され、内容は適切であるか。

事業の公益性の説明

事業内容及び事業費の説明

ア 単価、数量等適正な事業費であるか。

イ 補助金が有効に使用されるように計画されているか。

ウ 事業内容に市が実施している施策と重複あるいは競合しているものはないか。

(以下省略)

(出典「予算事務の手引」)

このように、補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものであるから、その内容等については、透明性の確保が求められる。また、補助金の支出伺いを起案する際に、上記ア、イ及びウの項目がチェックポイントになるということは、当然に補助金の確定に当たっても、同様の視点で検証することが必要である。

「負担金及び補助金」という 1 つの勘定科目で処理している収支決算書の記載では、単価、数量等が適正であったかという視点で補助金の執行について検証するこ

とは不可能である。

今後は、事業実施報告書においては、補助事業を実施したのは実行委員会であることを明記し、事業の実施効果については、事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することができるような具体的な内容を記載するよう、担当課は広島市文化財団に対して指導する必要がある。

実行委員会から広島市文化財団に提出された「事業終了報告書」には、「事業報告書」及び「収支決算書」が添付されており、「事業報告書」には事業実施結果が記載され、「収支決算書」には科目ごとの当初予算額、予算変更額、決算額、予算と決算の差異分析等が記載されている。広島市文化財団はこれらの内容を検討し、文化事業部事業課長が決裁しているが、この内容を広島市文化財団から担当課に対して報告している形跡はない。

担当課は、広島市文化財団に対して、事業実施報告書及び収支決算書には実行委員会から提出された「事業終了報告書」に記載された内容を反映させ、具体的な事業の成果や具体的な事業費の説明等を記載するように指導し、担当課はそれらを十分に確認した上で補助金の額を確定する必要がある。

c 帳簿等の整備について

広島市補助金等交付規則には、次の定めがある。

(帳簿等の整備)

第 11 条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、当該補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後、5 年間保存しておかななければならない。

(広島市補助金等交付規則)

これに従い、広島市文化財団は、実行委員会に対して 2 回行った補助金の支払に関する書類及び帳票を備え、平成 30 年度終了後、5 年間保存する必要がある。

一方、広島市文化財団が実行委員会に交付した平成 30 年 4 月 1 日付けの補助金の交付決定に関する書類においては、帳簿等の整備について次の定めがある。

2 交付条件

(4) この補助金による事業の収支については、そのつど証拠書類をとりそろえ、また、所定の帳簿にその予算の出納の一切の事項を明確に記載しておくこと。

(広島市文化財団が実行委員会に交付した平成 30 年 4 月 1 日付けの補助金の交付決定に関する書類)

これには、書類の保存期間に関する定めがない。補助事業の経費の収支については、実行委員会が作成した会計帳簿に記録され、見積書・納品書・領収書等と併せて実行委員会が保管しているが、これらについても、広島市補助金等交付規則第11条の適用を受けるべきものであり、担当課又は広島市文化財団は実行委員会に対して、平成30年度終了後、5年間保存するよう実行委員会に対して指導する必要がある。

【指摘事項 10-1】 補助金が広島市文化財団を経由して実行委員会に支払われていることについて

ア 補助金の交付申請・交付決定の事務手続について

本補助金（平成30年度予算額75,471千円、決算額75,414千円。）については、広島市から広島市文化財団を経由して、全額が広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）に交付されている。

実行委員会への補助金の支払という形だけであれば、広島市が広島市文化財団に本補助金を交付する理由は乏しいと言わざるを得ず、本来は、本補助金の補助事業者である広島市文化財団自らが、補助事業に係る対象経費の執行を行うべきであると監査人は考える。しかし、実際には、広島市文化財団は、実行委員会に広島市から受けた本補助金と同額の補助金を支払い、実行委員会が補助事業に係る経費の執行をしているのが現状である。

広島市文化財団が補助事業に係る対象経費の執行を自ら行わず、実行委員会に対して補助金を交付するという例外的な運用を認めるにしても、担当課は、実行委員会が補助事業者として適正であることを確認した上で、本補助金の交付決定を行うべきである。

具体的には、補助金交付申請書に、広島市から広島市文化財団が受け取った本補助金の全額は、実行委員会に対して補助金として支払う旨及び事業計画を実施するのは実行委員会であることが明記されるべきであり、担当課は広島市文化財団に対してその旨を指導をする必要がある。

また、担当課は、補助金の交付決定に際し、実行委員会の事業計画書、収支予算書、資金収支計画書の内容を確認する必要がある。これまで、担当課は、実行委員会の資金収支計画を補助金交付申請書上からは把握できない状態で、広島市文化財団への本補助金の概算払時期と金額を決定しており、経済性、効率性の観点からこのような運用はするべきではない。実行委員会の資金収支計画書を精査した上で、本補助金の概算払の時期、金額等を決定するべきである。

イ 補助金の確定に関する事務手続について

広島市文化財団が担当課に提出した本補助金に関する事業実施報告書には、実行

委員会についての言及がなく、第 17 回広島国際アニメーションフェスティバルの開催という補助対象事業は、広島市文化財団が単独で実施したかのように読み取れる記載内容になっている。事業実施報告書には、実行委員会が補助対象事業を実施した旨が明記されるべきである。

また、事業実施報告書における「4 事業の実施効果」については、「市民に芸術文化に係る鑑賞の場を積極的に提供することにより、市民の芸術文化に対する関心と理解を深めることができ、広島市の文化の振興と向上に寄与することができた。」という記載にとどまっているが、これは、平成 28 年度及び平成 29 年度の広島国際アニメーションフェスティバルの開催補助金の事業実施報告書と一字一句違わず、同じ記載となっていた。

補助金は市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して交付するものであり、最少の経費で最大の効果を挙げるようにする必要がある。しかし、事業実施報告書の記載を見る限り、事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することはできない。事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することができないにもかかわらず、担当課は補助金額を確定しており、このような運用はするべきではない。

広島市文化財団が担当課に提出した本補助金に関する収支決算書において、本補助金がどのような費目にいくら使われたかという点については、「文化行事開催費・負担金及び補助金、決算額 84,211 千円(うち、本補助金の決算額は 75,414 千円)」という 1 つの科目で表示されているが、この収支決算書の記載では、補助事業に係る経費について、単価、数量等が適正であったか、本補助金は有効に使われたのかという視点から検証することは不可能である。今後は、本補助金に関する事業実施報告書、収支決算書においては、補助事業を実施したのは実行委員会であることを明記し、実行委員会から広島市文化財団に提出された「事業終了報告書」に記載された収支の詳細等についての内容を反映させ、具体的な事業の成果や事業費の説明等を記載するよう、担当課は広島市文化財団に対して指導し、補助金の額を確定する必要がある。

ウ 帳簿等の整備について

広島市補助金等交付規則第 11 条により、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票の備え付けと 5 年間の保存が義務づけられており、これに従い、広島市文化財団は、実行委員会に対して 2 回行った補助金の支払に関する書類及び帳票を備え、平成 30 年度終了後、5 年間保存する必要がある。

一方、広島市文化財団が実行委員会に交付した平成 30 年 4 月 1 日付けの補助金の交付決定に関する書類においては、証拠書類及び帳簿の保存期間に関する定めがない。補助事業の経費の収支については、実行委員会が作成した会計帳簿に記録

され、見積書・納品書・領収書等と併せて実行委員会が保管しているが、これらについても、広島市補助金等交付規則第 11 条の適用を受けるべきものであり、担当課又は広島市文化財団は実行委員会に対して、平成 30 年度終了後、5 年間保存するよう指導する必要がある。

(3) **監査の意見**

特に記載すべき事項はなかった。

12 **【事業 11】 高齢者の社会参加促進事業に対する補助（補助金）**

(1) **事業の概要等**

ア 目的

高齢者の社会参加促進を目的として、補助金を交付する。補助金の交付先は、広島市文化財団である。

イ 補助事業の内容

本事業は、全国健康福祉祭参加事業と高齢者作品展の 2 事業に対する補助である。

(ア) 全国健康福祉祭参加事業

毎年開催される高齢者のスポーツ・文化・福祉の祭典「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への選手選出、選手団の結成・派遣とともに、翌年度大会に向けた予選会開催の諸準備等を行う。

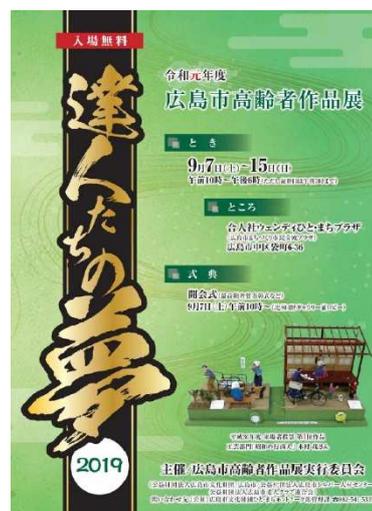
全国健康福祉祭は、都道府県、政令指定都市ごとに選手団を派遣しており、広島市においては、広島県とは別に選手団を結成し、派遣している。



（写真は、富山県ホームページより転載）

(イ) 高齢者作品展

高齢者が地域社会に積極的に参加し、生きがいの高揚を図るために、日頃の学習の成果を発表する場や学習体験の機会を提供する。



ウ 平成 30 年度の補助事業の実績

(ア) 全国健康福祉祭参加事業

平成 30 年度の全国健康福祉祭の概要は、次のとおりである。

区分	内容
大会名称	第 31 回全国健康福祉祭とやま大会
大会愛称	ねんりんピック富山 2018
テーマ	夢つなく 長寿のかがやき 富山から
主催者	厚生労働省、富山県、一般財団法人長寿社会開発センター
共催者	スポーツ庁
開催日程	平成 30 年 11 月 3 日から 11 月 6 日まで
開催地	富山県富山市ほか 10 市 4 町 1 村
派遣種目	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ交流大会 10 種目(卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ゴルフ、マラソン、弓道、剣道) ・ふれあいスポーツ交流大会 12 種目(水泳、グラウンド・ゴルフ、ラグビーフットボール、ボウリング、サッカー、ソフトバレーボール、ウォークラリー、太極拳、ダンススポーツ、パークゴルフ、カローリング、ビーチボール) ・文化交流大会 3 種目(囲碁、将棋、健康マージャン) ・美術展 6 部門 12 点
派遣人員	選手監督 25 種目 182 名(全種目において監督は選手を兼ねている) 本部員 8 名、合計 190 名
成績	ソフトボール：優勝 1 チーム グラウンド・ゴルフ：準優勝 1 名 水泳：年齢別種目別で優勝 2 名、準優勝 2 名、第 3 位 4 名

区分	内容
成績	ビーチボール(女子の部): ブロック準優勝 1 チーム 健康マージャン: ブロック準優勝 1 名 将棋: ブロック第 3 位 1 名 テニス: 第 1 位グループ優秀賞 1 チーム 剣道: 優秀賞 1 チーム 美術展: 銀賞 1 名、銅賞 2 名

(出典「第 31 回全国健康福祉祭とやま大会参加事業報告及び決算報告について」)

(1) 高齢者作品展

平成 30 年度の高齢者作品展の概要は、次のとおりである。

区分	内容
名称	平成 30 年度高齢者作品展「達人たちの夢 2018」
主催	広島市高齢者作品展実行委員会(広島市文化財団、広島市、公益社団法人広島市シルバー人材センター、公益財団法人広島市老人クラブ連合会)
開催日程	平成 30 年 9 月 8 日から 9 月 16 日まで
会場	合人社ウエンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)
作品応募状況	合計 200 点の応募(平成 29 年度の応募作品数は 223 点)があり、展示した。内訳は次のとおりである。 日本画の部: 14 点応募(最高齢者賞受賞者の年齢 90 歳) 洋画の部: 23 点応募(最高齢者賞受賞者の年齢 86 歳) 書道の部: 18 点応募(最高齢者賞受賞者の年齢 92 歳) 写真の部: 47 点応募(最高齢者賞受賞者の年齢 87 歳) 工芸の部: 38 点応募(最高齢者賞受賞者の年齢 89 歳) 手芸の部: 60 点応募(最高齢者賞受賞者の年齢 91 歳)
入場者数	合計 4,719 人の入場者数(平成 29 年度の入場者数は 4,467 人であり、約 5%増加)であり、内訳は次のとおりである。 応募作品展示: 3,067 人 団体活動展示・体験: 1,037 人 前年度(平成 29 年度)入賞作品の展示: 269 人 コンサート・人材バンク発表会: 257 人 パソコン教室: 89 人

(出典「平成 30 年度広島市高齢者作品展の事業報告及び決算報告について」)

エ 補助金額の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	14,877	14,965	14,994	13,604
決算	14,872	14,962	14,880	-

内訳

(単位：千円)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算
全国健康福祉祭参加事業 (ねんりんピック)	12,596	12,594	12,684	12,964	12,713	12,688	11,323
高齢者作品展開催事業	2,281	2,278	2,281	1,998	2,281	2,192	2,281
合計	14,877	14,872	14,965	14,962	14,994	14,880	13,604

オ 補助金の使途

(7) 全国健康福祉祭参加事業

「全国健康福祉祭参加実行委員会」が作成した、第31回全国健康福祉祭とやま大会の決算額は、次のとおりである。「全国健康福祉祭参加実行委員会」については、(2)監査の結果において後述する。

平成30年度 全国健康福祉祭参加事業 収支決算書

収入

(単位：千円)

科目	当初予算A	決算額B	差異額(A-B)	内訳
負担金	12,713	12,713	-	(公財)広島市文化財団負担金
参加者負担金	8,484	6,656	1,828	選手宿泊代、弁当代外
雑収入	-	0	0	預金利息
合計	21,197	19,369	1,828	-

支出

科目	当初予算A	決算額B	差異額(A-B)	決算額の内訳	
事務局費	365	302	63	賃金	201
				福利厚生費	3
				通信運搬費	87
				手数料	10
				公課費	1
事業費	20,832	19,042	1,790	報償費	11
				旅費	15,481
				消耗品費等	1,463
				燃料費	3
				保険料	60
				委託料	1,719
				使用料及び賃借料	102
				手数料	20
負担金	183				
合計	21,197	19,344	1,853	-	-

(「平成30年度全国健康福祉祭参加事業収支決算書」に基づき監査人が作成)

(注1) 収入の負担金の内訳「(公財)広島市文化財団負担金」については、(2)監査の結果において後述する。

(注2) 収入決算額合計 19,369 千円と支出決算額合計 19,344 千円との差額 25 千円は広島市文化財団から担当課に対して、補助金の精算額として、返納された。

(注3) 選手監督の交通費、宿泊費、ユニホーム代、大会参加費、交流会参加費は補助金と選手監督で折半して負担し、選手監督の現地昼食弁当代及びゴルフプレー代は全額選手監督が負担し、それ以外に係る費用は全額補助金で負担している。

(イ) 高齢者作品展

「高齢者作品展実行委員会」が作成した、平成 30 年度広島市高齢者作品展の決算額は、次のとおりである。「高齢者作品展実行委員会」については、(2) 監査の結果において後述する。

平成30年度広島市高齢者作品展開催事業収支決算書

収入

(単位：千円)

科目	当初予算額A	決算額B	差異額 (A-B)	内訳
負担金	2,281	2,281	-	(公財)広島市文化財団負担金
雑収入	0	0	0	預金利息
合計	2,281	2,281	0	-

支出

科目	当初予算A	決算額B	差異額 (A-B)	決算額の内訳	
事務局運営費	436	362	74	臨時職員雇用経費	239
				その他経費	123
事業費	1,845	1,830	15	賃金	137
				報償費	71
				消耗品費	457
				手数料	11
				委託料	550
会場使用料	604				
合計	2,281	2,192	89	-	-

(「平成30年度広島市高齢者作品展開催事業収支決算書」に基づき監査人が作成)

(注1) 収入の負担金の内訳「(公財)広島市文化財団負担金」については、(2) 監査の結果において後述する。

(注2) 収入決算額合計 2,281 千円と支出決算額合計 2,192 千円との差額 89 千円は広島市文化財団から担当課に対して、補助金の精算額として、返納された。

(2) 監査の結果

ア 補助金が広島市文化財団を經由して実行委員会に支払われていることについて

(ア) 広島市文化財団と実行委員会について

担当課から広島市文化財団に交付された補助金は、広島市文化財団から広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会に「負担金」として全額支払われている。実行委員会の詳細は、次のとおりである。

a 広島市全国健康福祉祭参加実行委員会

広島市全国健康福祉祭参加実行委員会は「広島市全国健康福祉祭参加実行委員会規約」に基づいて組成されている。規約は、平成 5 年 6 月から施行されている。

実行委員会を構成する団体、委員は本規約に定められており、平成 30 年度の広島市全国健康福祉祭参加実行委員会の構成は本規約に則り次のようになっている。

委員長：広島市文化財団ひと・まちネットワーク部長

委員：公益財団法人広島市スポーツ協会事務局事業担当次長

委員：公益財団法人広島市老人クラブ連合会事務局長

委員（監事）：広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長

また、本規約の定めるところにより、委員会に事務局が設置され、平成 30 年度においては、次のようになっている。

事務局長：広島市文化財団ひと・まちネットワーク部次長

事務局次長：広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課課長補佐(事)
事業係長

事務局員：広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課事業係主事

b 広島市高齢者作品展実行委員会

広島市高齢者作品展実行委員会は「広島市高齢者作品展実行委員会規約」に基づいて組成されている。規約は、平成 15 年 6 月から施行されている。

実行委員会を構成する団体、委員は本規約に定められており、平成 30 年度の広島市高齢者作品展実行委員会の構成は本規約に則り次のようになっている。

委員長：広島市文化財団ひと・まちネットワーク部長

委員：広島市市民局生涯学習課長

委員：公益社団法人広島市シルバー人材センター事務局次長

委員：公益財団法人広島市老人クラブ連合会事務局長

委員（監事）：広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長

また、本規約の定めるところにより、委員会に事務局が設置され、平成 30 年

度においては、次のようになっている。

事務局長：広島市文化財団ひと・まちネットワーク部次長

事務局次長：広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課課長補佐(事)
事業係長

事務局員：広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課事業係主事

(1) 平成 30 年度の補助金の交付申請・交付決定の事務手続

a 補助金の交付申請

平成 30 年 4 月 1 日に、広島市文化財団は担当課に対して、「補助金交付申請書」を提出した。「補助金交付申請書」には、「事業計画書」、「収支予算書」、「執行計画書」が添付されている。

(a) 補助金交付申請書の記載

「補助金交付申請書」には、広島市文化財団理事長名で「平成 30 年度高齢者の社会参加促進事業に対し、補助金 14,994,000 円の交付を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。1 事業計画書、2 収支予算書、3 執行計画書」と記載されている。

補助金申請額 14,994 千円の内訳は、全国健康福祉祭参加事業 12,713 千円、高齢者作品展 2,281 千円である。

(b) 事業計画書の記載

「事業計画書」は、次のとおり記載されている。

1 事業の名称	高齢者の社会参加促進事業
2 事業の目的	高齢者が地域社会の主要な構成員として、その知識と経験を活かして積極的に社会参加し、健康で生きがいを持って安心して暮らせる社会基盤の整備を図り、明るく活力ある長寿社会を構築する。
3 事業の実施主体	公益財団法人広島市文化財団
4 事業の内容	(1) 全国健康福祉祭参加事業 毎年開催される高齢者のスポーツ・文化・福祉の祭典「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」への選手選出、選手団の結成・派遣とともに、翌年度大会に

向けた予選会開催の諸準備等

開催日程：平成 30 年 11 月 3 日（土）～11 月 6 日（火）

開催地：富山県富山市ほか 10 市 4 町 1 村

参加種目：27 種目・美術展 6 部門 12 点

派遣人員：選手役員 198 名

(2) 高齢者作品展

高齢者が地域社会に積極的に参加し、生きがいの高揚を図るために、日ごろの学習の成果を発表する場や学習体験の機会の提供

開催日程：平成 30 年 9 月 8 日（土）～9 月 16 日（日）

開催場所：合人社ウエンディひと・まちプラザ

出展種目：日本画、洋画、書道、写真、工芸、手芸

5 事業の実施効果

高齢者が地域社会の主要な構成員として、その知識と経験を活かして積極的に社会参加し、健康で生きがいを持って安心して暮らせる社会基盤の整備を図り、明るく活力ある長寿社会を構築することができる。

（出典「平成 30 年度事業計画書」）

(c) 収支予算書の記載

「収支予算書」は、「高齢者の社会参加促進事業収支予算書」、「平成 30 年度全国健康福祉祭参加事業予算書（広島市文化財団負担金内訳）」、「平成 30 年度広島市高齢者作品展開催事業予算書（案）」の 3 種類の書類から成る。「高齢者の社会参加促進事業収支予算書」は、全国健康福祉祭参加事業及び高齢者作品展の 2 事業を合わせた記載となっている。具体的には、次のとおりである。

高齢者の社会参加促進事業収支予算書
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

（単位：千円）

科目	当初予算額	流用・振替	補正予算額	予算現額(A)	前年度予算額(B)	比較増減(A) - (B)
事業活動収支の部						
事業活動収入						
1 補助金等収入						
(1) 広島市補助金収入	14,994	-	-	14,994	14,965	29
事業活動収入計	14,994	-	-	14,994	14,965	29
事業活動支出						
1 事業費支出						
(1) 生涯学習行事費支出	14,994	-	-	14,994	14,965	29
事業活動支出計	14,994	-	-	14,994	14,965	29
事業活動収支差額	0	-	-	-	-	-
当期収支差額	0	-	-	-	-	-
前期繰越収支差額	0	-	-	-	-	-
次期繰越収支差額	0	-	-	-	-	-

（出典「高齢者の社会参加促進事業収支予算書」）

「平成 30 年度全国健康福祉祭参加事業予算書（広島市文化財団負担金内訳）」の記載は、次のとおりである。なお、この文書のタイトルである「広島市文化財団負担金」が広島市文化財団から広島市全国健康福祉祭参加実行委員会に支払う負担金であるという点についての説明はない。また、「広島市文化財団負担金」と、「高齢者の社会参加促進事業収支予算書」における「広島市補助金収入」との関係についても説明はない。

平成30年度全国健康福祉祭参加事業予算書（広島市文化財団負担金内訳）

小科目	30年度所要額 (単位：千円)	所要額積算の基礎 (単位：円)	
事務局費	365	賃金	265,200
		福利厚生費	2,657
		消耗品費等	40,000
		通信運搬費	55,780
		公課費	600
		計	364,237
事業費	12,348	報償費	11,000
		普通旅費	9,549,020
		消耗品費	835,020
		燃料費	7,552
		通信運搬費	3,676
		保険料	59,400
		委託料	1,696,000
		使用料及び賃借料	90,910
		負担金補助及び交付金	95,000
		計	12,347,578
合計	12,713	-	-

（「平成30年度全国健康福祉祭参加事業予算書（広島市文化財団負担金内訳）」に基づき監査人が作成）

さらに、「平成 30 年度全国健康福祉祭参加事業予算書（4 月）」及び「同（8 月）」が添付されている。

平成30年度全国健康福祉祭参加事業予算書（4月）

小科目	30年度所要額 (単位：千円)	所要額積算の基礎 (単位：円)	
事務局費	365	賃金	265,200
		福利厚生費	2,657
		消耗品費等	40,000
		通信運搬費	55,780
		公課費	600
		計	364,237
事業費	1,856	普通旅費	117,680
		消耗品費	29,500
		委託料	1,580,000
		使用料及び賃借料	33,750
		負担金補助及び交付金	95,000
		計	1,855,930
合計	2,221	-	-

（「平成30年度全国健康福祉祭参加事業予算書（4月）」に基づき監査人が作成）

平成30年度全国健康福祉祭参加事業予算書（8月）

小科目	30年度所要額 (単位：千円)	所要額積算の基礎 (単位：円)	
事業費	10,492	報償費	11,000
		普通旅費	9,431,340
		消耗品費	805,520
		燃料費	7,552
		通信運搬費	3,676
		保険料	59,400
		委託料	116,000
		使用料及び賃借料	57,160
		計	10,491,648
合計	10,492	-	-

（「平成30年度全国健康福祉祭参加事業予算書（8月）」に基づき監査人が作成）

「平成30年度広島市高齢者作品展開催事業予算書(案)」は、次のとおりである。
 なお、(収入)負担金及び補助金2,281千円・広島市文化財団負担金は、広島市文化財団が広島市高齢者作品展実行委員会に支払う負担金であるという点についての説明はない。また、「広島市文化財団負担金」と、「高齢者の社会参加促進事業収支予算書」における「広島市補助金収入」との関係についても説明はない。

平成30年度広島市高齢者作品展開催事業予算書（案）

収入

費目	金額（単位：千円）	内容
負担金及び補助金	2,281	広島市文化財団負担金

支出

費目	金額（単位：千円）	内容（単位：円）	
事務局運営費	426	臨時職員雇用経費	304,114
		その他経費	121,200
		事務局運営費計	425,314
事業費	1,855	賃金	120,800
		福利厚生費	362
		報償費	72,000
		消耗品費	439,500
		手数料	10,000
		委託料	600,000
		会場使用料	611,540
		事業費計	1,854,202
総計	2,281	-	-

（「平成30年度広島市高齢者作品展開催事業予算書（案）」に基づき監査人が作成）

(d) 執行計画書の記載

「執行計画書」は、「平成30年度全国健康福祉祭参加事業・高齢者作品展の執行計画書（健康福祉局高齢福祉課）」と「平成30年度収入・支出計画内訳」という2種類の書類から成る。

「平成30年度全国健康福祉祭参加事業・高齢者作品展の執行計画書（健康福祉局高齢福祉課）」は、次のとおりである。

平成30年度全国健康福祉祭参加事業・高齢者作品展の執行計画書(健康福祉局高齢福祉課)

(単位：千円)

区分	執行計画額												合計	
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分		
補助金	概算受領額	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	14,994
	前月残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計(A)	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	14,994
支出額	人件費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業費	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	14,994
	小計(B)	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	14,994
収入額	負担金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	雑収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰入金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計(C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補助金確定額(D)=(B)-(C)	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	14,994	
差引残額(E)=(A)-(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

（「平成30年度全国健康福祉祭参加事業・高齢者作品展の執行計画書（健康福祉局高齢福祉課）」に基づき監査人が作成）

「平成30年度収入・支出計画内訳」は、次のとおりである。

平成30年度収入・支出計画内訳
収入の部

(単位：千円)

区分	予算額					収入計画額	収入計画額											
	当初予算	既補正額	流用振替	今回補正	予算現額		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
補助金等収入	14,994	-	-	-	14,994	14,994	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-
広島市補助金収入	14,994	-	-	-	14,994	14,994	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-
合計	14,994	-	-	-	14,994	14,994	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-

支出の部

事業名	大科目・中科目	小科目	予算額					収入計画額	執行計画額											
			当初予算	既補正額	流用振替	今回補正	予算現額		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
全国健康福祉祭参加事業	事業費支出	負担金補助	12,713	-	-	-	12,713	12,713	2,221	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	
	生涯学習行事費支出																			
高齢者作品展	事業費支出	負担金補助	2,281	-	-	-	2,281	2,281	2,281	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	生涯学習行事費支出																			
総合計			14,994	-	-	-	14,994	14,994	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	

(「平成30年度収入・支出計画内訳」に基づき監査人が作成)

これを見ると、広島市文化財団は、広島市から補助金を受けた当月中に、その金額を「負担金補助」として、支出する計画であることがうかがえる。負担金の支出先については、具体的には記載されていない。

b 補助金の交付決定

平成30年4月1日、件名「支出負担行為伺：平成30年度高齢者の社会参加促進事業の補助(伺い)」において、「公益財団法人広島市文化財団から補助金交付申請がありました。内容を検討した結果、適正と認められるため補助金を交付すること(以下省略)」とし、健康福祉局長が決裁し、交付申請どおり、広島市文化財団に対する補助金額は14,994千円を限度として交付することで決定した。担当課は広島市文化財団に対して平成30年4月1日付けで「補助金交付決定通知書」を交付した。「補助金交付決定通知書」には、「1 交付決定額14,994,000円を上限とする。」「2 交付方法は、毎月ごとの執行見込額をもって交付額とし、これを当該月に概算払する。ただし、5月分以降の交付に当たっては、前月までの執行状況を勘案して行うものとする。」「3 交付方法(1)この補助金は、高齢者の社会参加促進事業の経費に充てること。」と記載されている。

上記「支出負担行為伺」には、次の書類が添付されている。

記

1 団体・事業の公益性について

(省略)当該団体の実施する高齢者の社会参加促進事業は財団の設立目的に合致した公益性の高い事業と認められる。また、その事業内容は本市行政を代行・補完するものとなっており、本市施策との重複・競合はない。(省略)

2 事業計画

事業計画は、高齢者の社会参加の促進を目的とした「全国健康福祉祭参加事業」及び「高齢者作品展」を効果的、効率的に実施するものとなっており、適正であると認められる。

(1) 全国健康福祉祭参加事業

毎年開催される高齢者のスポーツ・文化・福祉の祭典「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への選手選出、選手団の結成・派遣とともに、翌年度大会に向けた予選会開催の諸準備等

開催日程：平成 30 年 11 月 3 日から 11 月 6 日まで（平成 29 年度実績：9 月 9 日から 9 月 12 日まで）

(2) 高齢者作品展

高齢者が地域社会に積極的に参加し、生きがいの高揚を図るために、日頃の学習の成果を発表する場や学習体験の機会を提供

開催日程：平成 30 年 9 月 8 日から 9 月 16 日まで（平成 29 年度実績：9 月 23 日から 10 月 1 日まで）

3 収支予算について

収支予算は、これらの事業を実施する上で必要最低限のものとなっており、事業計画及び本市予算とも整合している。また、本市補助金は補助対象経費に充当されるものとなっており、適正であると認められる。

4 執行計画について

11 月上旬から開催される全国健康福祉祭及び 9 月上旬から開催される高齢者作品展のため、年度当初に前者の説明会・施設視察に伴う普通旅費等及び後者の諸準備に要する費用を支出し、前者の事業開催前に選手参加に伴う普通旅費等を支出するものとなっており、適正であると認められる。

5 支払方法について

公益財団法人広島市文化財団は、営利団体ではないため、多くの資金を保有していないが、本事業を実施するに当たって年度当初から説明会・施設視察に伴う普通旅費などの支出が発生するため、概算払いしなければ、事業の実施に支障が生じるおそれがある。このことから、地方自治法施行令第 162 条第 3 号の規定により概算払いとする。

（出典「支出負担行為伺：平成 30 年度高齢者の社会参加促進事業の補助（伺い）」）

(ウ) 年度途中における事務手続

a 実行委員会から広島市文化財団に対する負担金交付申請書の提出と負担金の交付決定

平成 30 年 4 月 3 日付けで、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会から広島市文化財団に対して、「負担金交付申請書」を提出し、同日付けで広島市文化財団は負担金の交付を決定した。交付金額は 12,713 千円、負担金の交付時期は、1 回目（平成 30 年 4 月）2,221 千円、2 回目（平成 30 年 8 月）10,492 千円という内容であった。

平成 30 年 4 月 2 日付けで、広島市高齢者作品展実行委員会から広島市文化財団に対して、「負担金交付申請書」を提出し、平成 30 年 4 月 3 日付けで広島市文化財団は負担金の交付を決定した。交付金額は 2,281 千円、負担金は平成 30 年 4 月に交付金額の全額 2,281 千円を支払うという内容であった。

b 第 1 回目の概算払

(a) 担当課から広島市文化財団への支払

平成 30 年 4 月 26 日に、第 1 回目の概算払として、担当課から広島市文化財団名義の銀行口座に、4,502 千円が振り込まれた。内訳は、全国健康福祉祭参加事業 2,221 千円、高齢者作品展 2,281 千円である。

つまり、全国健康福祉祭参加事業については、補助金の上限額 12,713 千円の一部が平成 30 年 4 月 26 日に概算払され、高齢者作品展については補助金の上限額 2,281 千円の全額が平成 30 年 4 月 26 日に概算払された。

(b) 広島市文化財団から実行委員会への支払

平成 30 年 4 月 27 日に、広島市文化財団名義の銀行口座から広島市全国健康福祉祭参加実行委員会名義の口座に 2,221 千円が支払われた。同日、広島市文化財団名義の銀行口座から広島市高齢者作品展実行委員会名義の口座に 2,281 千円が支払われた。

すなわち、上記(a)で担当課から広島市文化財団が支払を受けた補助金の概算払額の全額が、翌日に、広島市文化財団から広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会に支払われている。

c 第 2 回目の概算払

(a) 担当課から広島市文化財団への支払

平成 30 年 8 月 20 日に第 2 回目の概算払として、担当課から広島市文化財団名義の銀行口座に、10,492 千円が振り込まれた。全額が全国健康福祉祭参加事業に対する補助金である。

(b) 広島市文化財団から広島市全国健康福祉祭参加実行委員会への支払

平成 30 年 8 月 31 日に、広島市文化財団名義の銀行口座から広島市全国健康福祉祭参加実行委員会名義の口座に 10,492 千円が支払われた。

d 広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会からの補助対象経費の支払及び会計帳簿の作成

広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会は、それぞれ事業実施に必要な補助対象経費の支払を各実行委員会名義の口座から

行っている。

広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会の会計帳簿の作成は、各実行委員会の事務局が、表計算ソフトを用いて作成している。

広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会が補助対象経費の執行状況について、月次で広島市文化財団又は担当課に報告を行っている形跡は見られない。

e 広島市文化財団から担当課への月次の報告

上記(イ)b「補助金交付決定通知書」には「3(2)この補助金の毎月ごとの執行計画書及び前月までの執行状況報告書を当該月の5日までに市長に提出すること。」との記載がある。これに基づいて、広島市文化財団は、月次で「平成30年度高齢者の社会参加促進事業の実施状況及び資金計画」を担当課に提出し、高齢福祉課長が決裁している。

広島市文化財団が担当課に提出した「平成30年度高齢者の社会参加促進事業の実施状況及び資金計画」の平成30年5月から同年7月分までは、ほぼ同じ記載になっており、5月分は次のとおりである。

平成30年度全国健康福祉祭参加事業・高齢者作品展の執行計画書

(単位：千円)

区分	執行済額			執行計画額										合計	
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
補助金	概算受領額	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	-	14,994
	前月残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計(A)	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	-	14,994
支出額	人件費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業費	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	-	14,994
	小計(B)	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	-	14,994
収入額	負担金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	雑収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰入金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計(C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
補助金確定額(D)=(B)-(C)	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,994
差引残額(E)=(A)-(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(「平成30年度全国健康福祉祭参加事業・高齢者作品展の執行計画書(健康福祉局高齢福祉課)」に基づき監査人が作成)

平成30年度収入・支出計画内訳

(単位：千円)

区分	収入の部	予算額					収入計画額	収入計画額												
		当初予算	既補正額	流用振替	今回補正	予算現額		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
補助金等収入	広島市補助金収入	14,994	-	-	-	14,994	14,994	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		14,994	-	-	-	14,994	14,994	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-	-

支出の部

事業名	大科目・中科目	小科目	予算額					執行計画額	執行計画額											
			当初予算	既補正額	流用振替	今回補正	予算現額		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
全国健康福祉祭参加事業	事業費支出 生涯学習行事費支出	負担金補助	12,713	-	-	-	12,713	12,713	2,221	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-
高齢者作品展	事業費支出 生涯学習行事費支出	負担金補助	2,281	-	-	-	2,281	2,281	2,281	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総合計			14,994	-	-	-	14,994	14,994	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-

(「平成30年度収入・支出計画内訳」に基づき監査人が作成)

広島市文化財団が担当課に提出した「平成30年度高齢者の社会参加促進事業の実施状況及び資金計画」の平成30年9月から平成31年3月分までは、ほぼ同じ記載になっている。

平成30年度全国健康福祉祭参加事業・高齢者作品展の執行計画書

(単位：千円)

区分	執行済額					執行計画額								合計
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分		
補助金	概算受領額	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	14,994	
	前月残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計(A)	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	14,994	
支出額	人件費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	事業費	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	14,994	
	小計(B)	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	14,994	
収入額	負担金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	雑収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	繰入金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計(C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	補助金確定額(D)=(B)-(C)	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	14,994	
	差引残額(E)=(A)-(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(「平成30年度全国健康福祉祭参加事業・高齢者作品展の執行計画書(健康福祉局高齢福祉課)」に基づき監査人が作成)

平成30年度収入・支出計画内訳
収入の部

(単位：千円)

区分	当初予算	予算額				収入計画額	収入済額				収入計画額							
		既補正額	流用振替	今回補正	予算現額		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
補助金等収入	広島市補助金収入	14,994	-	-	-	14,994	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-
	合計	14,994	-	-	-	14,994	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-	-

支出の部

事業名	大科目・中科目	小科目	予算額					収入計画額	執行済額				執行計画額						
			当初予算	既補正額	流用振替	今回補正	予算現額		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
全国健康福祉祭参加事業	事業費支出	負担金補助	12,713	-	-	-	12,713	12,713	2,221	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-
高齢者作品展	事業費支出	負担金補助	2,281	-	-	-	2,281	2,281	2,281	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総合計		14,994	-	-	-	14,994	14,994	4,502	-	-	-	10,492	-	-	-	-	-	-

(「平成30年度収入・支出計画内訳」に基づき監査人が作成)

(I) 補助金の確定から精算までの事務手続

a 実行委員会から広島市文化財団への補助事業等実績報告書の提出と承認

平成31年3月25日付けで、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会から広島市文化財団に対して、「補助事業等実績報告書」を提出し、平成31年3月27日付けで広島市文化財団は補助事業等実績報告書を承認した。交付金額は12,713千円のうち、余剰金は24,537円という内容であった。

平成31年3月25日付けで、広島市高齢者作品展実行委員会から広島市文化財団に対して、「補助事業等実績報告書」を提出し、平成31年3月28日付けで広島市文化財団は補助事業等実績報告書を承認した。交付金額は2,281千円のうち、余剰金は89,058円という内容であった。

b 実行委員会が作成した事業報告及び決算報告の担当課による供覧

平成31年3月13日付けで広島市全国健康福祉祭参加実行委員会委員長が広島市全国健康福祉祭参加実行委員宛に提出した「第31回全国健康福祉祭とやま大会参加事業報告及び決算報告について」を担当課において供覧している。供

覧完了日は、平成 31 年 3 月 13 日である。「平成 30 年度全国健康福祉祭参加事業収支決算書」は、上記(1)オ(ア)に記載したとおりである。

また、平成 31 年 3 月 14 日付けで広島市高齢者作品展実行委員会委員長が広島市高齢者作品展実行委員宛てに提出した「平成 30 年度広島市高齢者作品展の事業報告及び決算報告について」を担当課において供覧している。供覧完了日は、平成 31 年 3 月 15 日である。「平成 30 年度広島市高齢者作品展開催事業収支決算書」は、上記(1)オ(イ)に記載したとおりである。

c 広島市文化財団が作成した事業報告及び決算報告の担当課による供覧

広島市文化財団は、平成 31 年 3 月 31 日付けで「平成 30 年度高齢者の社会参加促進事業に対する補助金に係る事業報告書及び決算報告書の提出について」という件名で「このことについて別添のとおり提出します」と記載し、平成 30 年度事業報告書及び平成 30 年度決算報告書を添付して担当課に提出した。担当課はこれを供覧し、平成 31 年 3 月 31 日に供覧は完了した。なお、広島市文化財団が提出した平成 30 年度事業報告書及び平成 30 年度決算報告書は、広島市文化財団が本補助事業のために作成したものではなく、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めにより作成した法人全体としての事業報告書及び決算報告書である。法人全体としての事業報告書のうち、本補助事業に係る記載は、以下のとおりである。

(イ) ひと・まちネットワーク部管理課

a 多様な学習機会の充実・提供

高齢者の生きがい支援

事業名：全国健康福祉祭参加事業

時期：4 月～3 月

内容：高齢者の健康の保持・増進、生きがいの高揚などを図ることを目的に、高齢者のスポーツ・文化・福祉の祭典「第 31 回全国健康福祉祭（ねんりんピック）とやま大会」に広島市選手団を派遣。予選会、結団・壮行式、美術展出品者募集の実施並びに翌年度の和歌山大会参加に向けての諸準備等

開催日程：11 月 3 日（土）～6 日（火）

開催地：富山県富山市ほか 10 市 4 町 1 村

派遣種目：25 種目・美術展 6 部門 12 点

派遣人員：選手・役員 190 人

事業名：高齢者作品展開催事業

時期：4 月～3 月

内容：高齢者が地域社会に積極的に参加し、生きがいの高揚を図るために、
日ごろの学習の成果を発表する場や学習体験の機会を提供
開催日程：9月8日（土）～9月16日（日）9日間
開催場所：合人社ウエンディひと・まちプラザ
出展種目：日本画、洋画、書道、写真、工芸、手芸
イベント：人材バンク登録者の発表、コンサート等
作品出展数：200点、入場者数：延4,719人

（出典「広島市文化財団事業報告書」）

また、法人全体の決算報告書においては、本補助金に関する収益及び費用が
いずれの科目にいくら含まれているかは判別できない。

d 実行委員会から広島市文化財団への返納

平成31年3月28日付けで、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会名義の銀行口座から広島市文化財団名義の銀行口座に24,537円が振り込まれた。同日付けで、広島市高齢者作品展実行委員会名義の銀行口座から広島市文化財団名義の銀行口座に89,058円が振り込まれた。

e 補助金額の精算

広島市文化財団は平成31年3月31日付けで「平成30年度高齢者の社会参加促進事業に対する補助金の精算（返納）について」を担当課に提出した。これには、「平成30年4月1日付け広島市指令高高第3号により交付を受けた標記事業を完了しましたので、別紙精算書により、精算（返納）します。」と記載されている。

「精算書」には、受領済額14,994,000円、精算額14,880,405円、差引（返納）額113,595円と記載されている。「精算書」に添付された「平成30年度補助金精算額総括表」には、全国健康福祉祭参加事業の返納額が24,537円、高齢者作品展の返納額が89,058円、合計で113,595円の返納額であることが記載されている。

f 補助金額の確定

平成31年3月31日付けで高齢福祉課長が決裁し、精算額を承認し、担当課は広島市文化財団に対して確定金額14,880,405円と記載した「平成30年度高齢者の社会参加促進事業に対する補助金額確定通知書」を交付した。

g 精算の完了

担当課は、金額 113,595 円、納期限を令和元年 5 月 29 日とした「平成 30 年度納入（戻入）通知書」を広島市文化財団に交付し、広島市文化財団は納期限までに同額を返納し、精算は完了した。

(オ) 指摘事項の内容

a 補助金の交付申請・交付決定の事務手続について

広島市文化財団が担当課に提出した補助金の交付申請書に添付された事業計画書には、「事業の実施主体は広島市文化財団」と明記されている。そして、事業の内容は、(1)全国健康福祉祭参加事業として、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への選手選出、選手団の結成・派遣とともに、翌年度大会に向けた予選会開催の諸準備等」と記載されている。(2)高齢者作品展については、「日ごろの学習の成果を発表する場や学習体験の機会の提供」と記載されている。しかし、補助金の交付申請書に添付された執行計画書を見ると、広島市文化財団は、2 回に分けて広島市から受けた補助金の全額を、負担金という形で第三者に支払う計画になっている。つまり、広島市文化財団は、広島市から受け取った補助金の全額を負担金として第三者に支払うのみで当該事業において他の経費の執行は見受けられず、実際に補助事業に係る経費を執行するのは、広島市文化財団から負担金を受けた広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会となっている。

広島市文化財団の補助金交付申請書には、負担金の支払先が広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会であるという点については、何ら記載されていない。

一方、上記の書類を受けた担当課は、「事業計画は、高齢者の社会参加の促進を目的とした「全国健康福祉祭参加事業」及び「高齢者作品展」を効果的、効率的に実施するものとなっており、適正であると認められる。」と判断しているが、実際には、広島市文化財団は広島市から受けた補助金を広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会に負担金として支払うという役割であり、事業計画書に記載された事業内容については、広島市文化財団単独ではなく、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会も行っていることが明記されるべきである。

補助金交付申請書に添付された収支予算書では、所要額積算の基礎が費目ごとに細かく積算されている。一方で、同じく補助金交付申請書に添付された執行計画書では、全国健康福祉祭参加事業は、支出の費目が「事業費支出生涯学習行事費支出・負担金補助」の 1 つだけになり、執行計画額も 4 月と 8 月のみに計上され、その他の月では執行が行われないという記載内容になっている。

高齢者作品展も支出の費目が「事業費支出生涯学習行事費支出・負担金補助」の1つだけになり、執行計画額は4月のみに計上され、その他の月では執行が行われないという記載内容になっている。このように収支予算書と執行計画書の内容には不整合があるように見えるが、担当課においては、補助金の交付申請は適正であると認め、補助金の交付を決定した。

負担金の支払という形だけであれば広島市文化財団に補助金を交付する理由は乏しいと言わざるを得ず、本来は、補助金の交付を受けた広島市文化財団自らが、補助事業に係る対象経費の執行を行うべきであると監査人は考える。しかし、実際には、広島市文化財団は、実行委員会に対して補助金と同額の負担金を支払い、実行委員会が補助事業に係る経費の執行をしているのが現状である。

広島市文化財団が実行委員会に対して負担金を交付するという例外的な運用を認めるにしても、広島市文化財団は補助金交付申請書に、負担金の支払先が広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会であるという点を明記し、担当課は、これらの実行委員会が負担金の交付先として適正であることを確認した上で、広島市文化財団への補助金の交付決定を行うべきである。

具体的には、担当課は補助金の交付決定に際し、実行委員会の事業計画書、収支予算書、執行計画書の内容を確認する必要がある。これまで、担当課は、実行委員会の執行計画を補助金交付申請書上からは把握できない状態で、広島市文化財団への補助金の概算払時期と金額を決定しており、経済性、効率性の観点からこのような運用はするべきではない。実行委員会の執行計画書を精査した上で、補助金の概算払の時期、金額等を決定するべきである。

b 年度途中における事務手続について

担当課から広島市文化財団に支払われた補助金は、1回目の概算払においては、担当課から広島市文化財団に概算払をした翌日にその全額が、広島市文化財団から広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会に負担金として支払われ、以後は各実行委員会名義の口座から補助対象経費が執行されることとなった。2回目の概算払においても、担当課から広島市文化財団に概算払をした11日後にその全額が負担金として広島市全国健康福祉祭参加実行委員会に支払われ、以後は実行委員会名義の口座から補助対象経費が執行されることとなった。

広島市文化財団から担当課に提出する月次の「平成30年度高齢者の社会参加促進事業の実施状況及び資金計画」は、広島市文化財団から実行委員会への負担金の支払状況が記載されているのみであり、広島市全国健康福祉祭参加実

行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会における本補助事業の執行状況が一切反映されておらず、担当課がこれを見ても、補助事業の進捗状況をモニタリングできない内容となっている。

補助金の交付条件として、「この補助金の毎月ごとの執行計画書及び前月までの執行状況報告書を当該月の5日までに市長に提出すること」と定めているのは、担当課が補助事業の進捗状況を月次でチェックする必要があるからこそである。その目的に合致しない内容の「平成30年度高齢者の社会参加促進事業の実施状況及び資金計画」を広島市文化財団に毎月提出させ、担当課内で報告し、決裁を受けている行為は、単に形式的なものであり、補助事業の進捗状況をチェックしているとは言えず、担当課はこのような運用はするべきではない。

【指摘事項 11-3】に記載するように、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会においては、補助対象である事業の終了後の期間に不適切な支出を行っているが、「平成30年度高齢者の社会参加促進事業の実施状況及び資金計画」には、その事実が記載されておらず、担当課のチェックが及んでいない。

担当課は、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会の負担金の執行状況を記載した書類を月次で確認する必要がある。

c 補助金の確定から精算までの事務手続について

広島市補助金等交付規則第15条には、次の定めがある。

(実績報告)

第15条 補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了の日から40日以内に補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書
- (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し(市長が必要と認めるものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

広島市文化財団は、法人全体の法定の事業報告書及び決算報告書を本補助事業に関する実績報告に関する資料として提出している。広島市補助金等交付規則第15条第1項第1号の事業実施報告書に該当する「事業報告書」においては、補助金交付申請時の事業計画書に記載した事業内容とほぼ同様の内容となっており、事業計画書の内容に新たに加わったものとしては、全国健康福祉祭へ派遣した選手・役員は190人であったという点と、高齢者作品展の作品出展

数が 200 点であり、入場者数は延べ 4,719 人であったという点のみである。

また、「事業報告書」には、広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課が「多様な学習機会の充実・提供、高齢者の生きがい支援」として全国健康福祉祭参加事業及び高齢者作品展開催事業を実施した旨が記載されているが、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会についての言及がなく、これらの事業は広島市文化財団が単独で実施したかのように読み取れる記載内容になっている。

広島市補助金等交付規則第 15 条第 1 項第 2 号の決算書に該当する「平成 30 年度決算報告書」においては、本補助金に関する収益及び費用が、決算書のいずれの科目にいくら含まれているか判別することができない内容になっている。

補助金は市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して交付するものであり、最少の経費で最大の効果を挙げるようにする必要がある。しかし、事業実施報告書及び決算書の記載を見る限り、事業の有効性、効率性及び経済性について、その費用対効果を検証することは困難であるにもかかわらず、担当課は補助金額を確定しており、このような運用は改善されるべきである。

担当課は、広島市文化財団に対して、事業実施報告書及び決算書には実行委員会の具体的な事業の成果や具体的な事業費の説明等を記載するように指導し、担当課はそれらを十分に確認した上で補助金の額を確定する必要がある。

d 帳簿等の整備について

広島市補助金等交付規則第 11 条には、次の定めがある。

(帳簿等の整備)

第 11 条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、当該補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後、5 年間保存しておかなければならない。

これに従い、広島市文化財団は、実行委員会に対して 2 回行った負担金の支払に関する書類及び帳票を備え、平成 30 年度終了後、5 年間保存する必要がある。一方、広島市文化財団が実行委員会に交付した平成 30 年 4 月 3 日付けの負担金の交付決定に関する書類においては、帳簿等の整備について次の定めがある。

2 交付の条件

(5) この負担金による事業について、その都度収支を明らかにした領収証書等の書類を取りそろえ、また帳簿を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。

これには、書類の保存期間に関する定めがない。

補助事業の経費の収支については、実行委員会が表計算ソフトにより作成した会計帳簿、実行委員会名義の預金通帳のコピーにメモ書きした書類に記録され、見積書・納品書・領収書等と併せて実行委員会が保管しているが、これらについても、広島市補助金等交付規則第 11 条の適用を受けるべきものであり、広島市文化財団は実行委員会に対して、平成 30 年度終了後、5 年間保存するよう指導する必要がある。

【指摘事項 11-1】 補助金が広島市文化財団を経由して実行委員会に支払われていることについて

ア 補助金の交付申請・交付決定の事務手続について

全国健康福祉祭参加事業及び高齢者作品展の 2 事業に対する補助金（毎年度交付されている補助金であり、平成 30 年度予算額は 14,994 千円、決算額は 14,880 千円である。（以下「本補助金」という。））については、広島市から広島市文化財団を経由して、全額が負担金として広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会（以下「実行委員会」という。）に交付されている。

負担金の支払という形だけであれば広島市文化財団に本補助金を交付する理由は乏しいと言わざるを得ず、本来は、本補助金の交付を受けた広島市文化財団自らが、補助事業に係る対象経費の執行を行うべきであると監査人は考える。しかし、実際には、広島市文化財団は、実行委員会に対して本補助金と同額の負担金を支払い、実行委員会が補助事業に係る経費の執行をしているのが現状である。

広島市文化財団が実行委員会に対して負担金を交付するという例外的な運用を認めるにしても、担当課は、実行委員会が負担金の交付先として適正であることを確認した上で、本補助金の交付決定を行うべきである。

具体的には、補助金交付申請書に、広島市から広島市文化財団が受け取った本補助金の全額は、実行委員会に対して負担金として支払う旨及び事業計画を実施するのは実行委員会であることが明記されるべきであり、担当課は広島市文化財団に対してその旨を指導をする必要がある。

また、担当課は、本補助金の交付決定に際し、実行委員会の事業計画書、収支予算書及び執行計画書の内容を確認する必要がある。実行委員会の執行計画を補助金交付申請書上からは把握できない状態で、広島市文化財団への補助金の概算払時期と金額を決定しており、経済性及び効率性の観点からこのような運用はするべきではない。実行委員会の執行計画書を精査した上で、補助金の概算払の時期、金額等を決定すべきである。

イ 年度途中における事務手続について

広島市文化財団から担当課に提出する月次の「平成 30 年度高齢者の社会参加促進事

業の実施状況及び資金計画」は、広島市文化財団から実行委員会への負担金の支払状況が記載されているのみであり、実行委員会における本補助事業の執行状況が一切反映されておらず、担当課がこれを見ても、補助事業の進捗状況をモニタリングできない内容となっている。

補助金の交付条件として、「この補助金の毎月ごとの執行計画書及び前月までの執行状況報告書を当該月の5日までに市長に提出すること」と定めているのは、担当課が補助事業の進捗状況を月次でチェックする必要があるからこそである。その目的に合致しない内容の「平成30年度高齢者の社会参加促進事業の実施状況及び資金計画」を広島市文化財団に毎月提出させ、担当課内で報告し、決裁を受けている行為は、単に形式的なものであり、補助事業の進捗状況をチェックしているとは言えず、担当課はこのような運用はするべきではない。

【指摘事項11-3】に記載するように、実行委員会においては、補助対象である事業の終了後の期間に不適切な支出を行っているが、「平成30年度高齢者の社会参加促進事業の実施状況及び資金計画」には、その事実が記載されておらず、担当課のチェックが及んでいない。

担当課は、実行委員会の負担金の執行状況を記載した書類を月次で確認する必要がある。

ウ 補助金の確定から精算までの事務手続について

広島市文化財団は、法人全体の法定の事業報告書及び決算報告書を本補助事業に関する実績報告に関する資料として提出している。広島市補助金等交付規則第15条第1項第1号の事業実施報告書に該当する「事業報告書」においては、補助金交付申請時の事業計画書に記載した事業内容とほぼ同様の内容となっており、また、実行委員会についての言及がなく、広島市文化財団が単独で補助対象事業を実施したかのように読み取れる記載内容になっている。

広島市補助金等交付規則第15条第1項第2号の決算書に該当する「平成30年度決算報告書」においては、本補助金に関する収益及び費用が、決算書のいずれの科目にいくら含まれているか判別することができない内容になっている。

補助金は市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して交付するものであり、最少の経費で最大の効果を上げるようにする必要がある。しかし、事業実施報告書及び決算書の記載を見る限り、事業の有効性、効率性及び経済性について、その費用対効果を検証することは困難であるにもかかわらず、担当課は補助金額を確定しており、このような運用は改善されるべきである。

担当課は、広島市文化財団に対して、事業実施報告書及び決算書には実行委員会の具体的な事業の成果や具体的な事業費の説明等を記載するように指導し、担当課はそれらを十分に確認した上で補助金の額を確定する必要がある。

エ 帳簿等の整備について

広島市補助金等交付規則第 11 条により、補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票の備え付けと 5 年間の保存が義務づけられており、これに従い、広島市文化財団は、実行委員会に対して 2 回行った負担金の支払に関する書類及び帳票を備え、平成 30 年度終了後、5 年間保存する必要がある。

一方、広島市文化財団が実行委員会に交付した平成 30 年 4 月 3 日付けの負担金の交付決定に関する書類においては、証拠書類及び帳簿の保存期間に関する定めがない。補助事業の経費の収支については、実行委員会が作成した会計帳簿に記録され、見積書・納品書・領収書等と併せて実行委員会が保管しているが、これらについても、広島市補助金等交付規則第 11 条の適用を受けるべきものであり、広島市文化財団は実行委員会に対して、平成 30 年度終了後、5 年間保存するよう指導する必要がある。

イ 広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金が減免されず補助対象経費となっていることについて

【指摘事項 11-2】 広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金が減免されず補助対象経費となっていることについて

全国健康福祉祭の代表者及び選手説明会は、広島市が所有し、広島市文化財団が指定管理者となっている広島市まちづくり市民交流プラザで行われているところ、平成 30 年 6 月 6 日、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会は、選手説明会等会場借上料として 33,950 円を広島市文化財団に支払い、同支払は補助対象経費として補助金の対象となり、広島市文化財団は、受け取った 33,950 円を施設利用料金収益として収益に計上している。

また、高齢者作品展の作品展示及び展示会に関連する催しは、同じく広島市まちづくり市民交流プラザで行われているところ、平成 30 年 8 月 29 日、広島市高齢者作品展実行委員会は、平成 30 年度広島市高齢者作品展会場使用料として 603,200 円を広島市文化財団に支払い、同支払は補助対象経費として補助金の対象となり、広島市文化財団は、受け取った 603,200 円を施設利用料金収益として収益に計上している。

広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金取扱要綱第 3 条によれば、「次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全額を免除する。(1) 広島市の市議会、市長部局、消防局又は行政委員会が主催し、又は共催して使用するとき。」となっており、広島市が主催あるいは共催していると判断できる実態があるにもかかわらず、必要な手続をとらなかったために利用料金の支払をすることは不当と言わざるを得ない。

市の施設の利用料を市の補助金で賄うというのは素朴な市民感情に反するものであり、今後は本事業において広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金が全額減免されるよう、担当課及び広島市文化財団は、主催あるいは共催とするために必要な手続を早急にとるべきである。

ウ 全国健康福祉祭及び高齢者作品展の開催日後に購入した消耗品について

全国健康福祉祭は平成30年11月3日から11月6日まで開催された。高齢者作品展は、平成30年9月8日から9月16日まで開催された。それぞれの実行委員会は、開催日後に、次のとおり消耗品を購入している。

(単位：円)

区分	納品日	支出日	内容	金額
全国健康福祉祭	11月20日	12月4日	インクFタイプ黒10本 マスターFタイプAE10本	92,340
	11月20日	12月4日	トナー純正品EPC-M3C1 8本	201,136
	11月20日	12月4日	EPSONインク純正品IC4CL76 10箱	91,800
	12月3日	12月4日	USBメモリ2個、ドッチファイル10cm10冊、ドッチファイル8cm10冊、ドッチファイル5cm10冊、ドッチファイル3cm10冊、インデックス5個、タックインデックス20個、Wクリップ10個入り55箱、ポストイット3個、シャチハタスタンプ台2個、パイロットフリクション6色5本、ホチキス芯1000本入20個、消しゴム10個、PE平テープ3個、丸筒12本、ピットのり20個、ペンテルハンディライン40本、メンディングテープ10個、クリヤーホルダー5冊、クラッチバック1つ、色上質紙500枚入り16冊、白上質紙18冊	138,403
	小計			523,679
高齢者作品展	11月6日	11月9日	OA対応賞状用紙3冊、丸筒17本、キッチン用アルコール除菌スプレー1本、ネットスポンジ1個、ニューイーザーバック1個、エプソン写真用紙50枚入2個、カラーインクジェット用紙100枚2冊、カラフル電卓1個、マルチカード2冊、ラベルシール3冊、色上質紙500枚入4冊、フラットファイル10冊入11袋	45,063
	12月10日	12月20日	写真仕上げ光沢プレミアムA3 20枚3冊、カラータオル5枚入り3組、おしぼりタオル10枚入り2組、大型電卓1個、電池単3 20個、電池単4 24個、小色紙10枚入5組、フィットライトテープ5個	26,424
	小計			71,487
合計金額				595,166

(納品書等に基づき監査人が作成)

開催日後に消耗品を購入している理由を広島市文化財団に質問したところ、全国健康福祉祭については、「毎年、予算の多くを占める宿泊・輸送センターからの宿泊費等について、選手の宿泊変更や追加の可能性があるため、宿泊・輸送センターの精算が済んでから、説明会資料用の用紙、インク等を購入していますが、それまでは、管理課や市民交流プラザに用紙やインク等を貸してもらい、年度後半に購入した現物で返却するようにさせてもらっています。」との説明を受けた。

高齢者作品展については、「予算の多くを占める会場設営委託業務は、毎年、設営委託料の値上がりが懸念されております。そのため、設営委託料の金額が決定する

までは管理課で購入している紙などの消耗品を借りて賄っており、年度後半に購入した現物で返却するようにしています。」との説明であった。しかし、上記の消耗品を広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課や広島市まちづくり市民交流プラザから借りたという管理簿や証憑はなかった。

広島市補助金等交付規則第3条第2項には、(責務)として、「補助事業者等(補助事業等(補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定している。この定めのとおり、補助事業に係る消耗品等と補助事業以外の事業に係る消耗品等が混在して補助金の対象経費として計上されることは許されない。実行委員会から広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課や広島市まちづくり市民交流プラザに消耗品等を現物で返却する場合には、管理簿を作成して行うべきであり、管理簿が作成されておらず、使用した消耗品等の分量が客観的に証明できない場合にこのように資料上の根拠もなく消耗品等の引渡しを行うことは違法ではないとしても、そのような運用をすべきではなく、不当である。

実行委員会と広島市文化財団の間で消耗品等の貸し借りをを行っている場合は、管理簿をつけることが相当である。

【指摘事項 11-3】 全国健康福祉祭及び高齢者作品展の開催日後に購入した消耗品について

全国健康福祉祭は平成30年11月3日から11月6日まで開催された。高齢者作品展は、平成30年9月8日から9月16日まで開催された。

上記の開催日後に、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会は合計523,679円、広島市高齢者作品展実行委員会は合計71,487円、2つの実行委員会合わせて595,166円の消耗品を購入し、補助金の対象経費とした。

開催日後に消耗品を購入している理由を広島市文化財団に質問したところ、全国健康福祉祭については、「毎年、予算の多くを占める宿泊・輸送センターからの宿泊費等について、選手の宿泊変更や追加の可能性があるため、宿泊・輸送センターの精算が済んでから、説明会資料用の用紙、インク等を購入していますが、それまでは、管理課や市民交流プラザに用紙やインク等を貸してもらい、年度後半に購入した現物で返却するようにさせてもらっています。」との説明を受けた。

高齢者作品展については、「予算の多くを占める会場設営委託業務は、毎年、設営委託料の値上がり懸念されております。そのため、設営委託料の金額が決定するまでは管理課で購入している紙などの消耗品を借りて賄っており、年度後半に購入した現物で返却するようにしています。」との説明であった。しかし、上記の消耗品を

広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課や広島市まちづくり市民交流プラザから借りたという管理簿や証憑はなかった。

広島市補助金等交付規則第3条第2項には、(責務)として、「補助事業者等(補助事業等(補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。)は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定している。この定めのとおり、補助事業に係る消耗品等と補助事業以外の事業に係る消耗品等が混在して補助金の対象経費として計上されることは許されない。実行委員会から広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課や広島市まちづくり市民交流プラザに消耗品等を現物で返却する場合には、管理簿を作成して行うべきであり、管理簿が作成されておらず、使用した消耗品等の分量が客観的に証明できない場合にこのように資料上の根拠もなく消耗品等の引渡しを行うことは違法ではないとしても、そのような運用をすべきではなく、不当である。

実行委員会と広島市文化財団の間で消耗品等の貸し借りをを行っている場合は、管理簿をつけることが相当である。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はなかった。

13 【事業 12】 広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助

【事業 12 - 】 広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助(補助金)

(1) 事業の概要等

ア 設置目的

(ア) 青少年野外活動センター

広島市青少年野外活動センター(以下「野外活動センター」という。)は、自然環境の中での集団宿泊訓練を通じて心身共に健全な青少年の育成を図るために整備している広島市文化財団所有の野外活動施設である。

本市の小学校の47%(実施136校中66校/平成30年度、人数ベース54%)が、自然体験活動や集団宿泊訓練の場として利用するなど、三滝少年自然の家及び似島臨海少年自然の家とともに、本市の青少年教育施設として必要不可欠な施設である。

(イ) 広島市こども村

広島市こども村(以下「こども村」という。)は、こどもに農業及び自然に親しむ機会を与え、こどもの農業及び農村に関する理解を深めるとともに、情操を豊かにし、こどもの健全な成長に寄与することを目的とする。

イ 沿革

野外活動センターは、広島市安佐北区安佐町に、昭和46年に開所した。昭和47年に第1キャンプ場・メインロッジ、昭和48年に第2キャンプ場・西川ロッジ、昭和49年に第3キャンプ場・体育館が竣工している。同センターは、土地は広島市が同財団に無償で貸し付け、建物は同財団が所有する施設であるが、管理運営主体の広島市文化財団には財源がないことから、野外活動センターの管理運営・主催事業の経費の一部を広島市が補助している。

こども村は、昭和55年に開所した。施設の運営方法等の見直しを行い、同財団において、野外活動センターと一体的に管理運営できるように措置することで、より主体的かつ柔軟な活用を図るため、平成25年度限りでこども村条例を廃止し、同財団に施設を無償貸付けするとともに、補助金を交付することとした。

ウ 施設概要

○ 宿泊施設

名称	宿泊定員	名称	宿泊定員
宿泊棟 A 棟	220 人	第 3 キャンプ場ロッジ	10 人
宿泊棟 B 棟	72 人	第 1 キャンプ場	144 人
西川ロッジ	20 人	第 2 キャンプ場	300 人
メインロッジ	14 人	第 3 キャンプ場	300 人

○ 研修室・体育館

名称	定員	名称	定員
研修室 1	100 人	とんぼ研修室	48 人
研修室 2	50 人	めだか研修室	48 人
研修室 3	50 人	体育館大ホール	
研修室 4	70 人	体育館研修室	70 人

○ その他の施設

実習農場、牧場、工作館(定員100人)、食堂(定員296人)、中央炊飯場(日帰り炊飯場)

エ 利用者数

(ア) 野外活動センター

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
宿泊利用	26,113 人	24,429 人	25,557 人	24,415 人
日帰利用	11,212 人	10,774 人	9,806 人	10,160 人
小計	37,325 人	35,203 人	35,363 人	34,575 人
宿泊利用の滞在 最終日利用	18,385 人	16,950 人	17,229 人	16,566 人
合計	55,710 人	52,153 人	52,592 人	51,141 人

(イ) こども村

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
主催事業	3,833 人	3,579 人	3,344 人	2,710 人
グループ活動等	36,133 人	31,259 人	34,136 人	32,639 人
合計	39,966 人	34,838 人	37,480 人	35,349 人

グループ活動とは、農園、牧場、工作、研修、会議での利用をいう。

オ 予算・決算

(ア) 野外活動センターの収入と支出

a 収入

(単位：千円)

科目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
使用料収入	15,672	11,427	15,672	10,928	15,672	10,414
物品売払収入	943	662	943	746	943	652
広島市補助金収入	74,128	74,194	71,870	71,936	72,884	72,950
広島市補助金収入 (指定正味)	1,038	972	1,038	972	1,038	972
他会計からの繰入金	443	151	443	-	443	-
雑収入	-	47	-	129	-	43
前期繰越収支差額	-	-	-	-	-	-
合計	92,224	87,454	89,966	84,712	90,980	85,033

b 支出

(単位：千円)

科目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
報酬	13,981	12,535	14,322	12,915	14,457	12,694
給与手当	26,217	23,173	26,911	23,693	27,376	20,738
福利厚生費	6,644	5,661	6,940	5,764	7,165	5,251
賃金	2,188	1,900	2,188	1,940	2,188	2,063
報償費	39	39	39	39	39	63
消耗品費等	1,429	1,810	1,429	1,340	1,429	1,506
光熱水費	3,340	2,898	3,246	2,837	3,184	2,796
修繕料	4,452	7,762	4,185	6,196	4,476	9,752
委託料	25,365	25,265	23,959	24,231	24,115	25,468
使用料及び賃借料	4,347	3,284	3,445	3,320	3,421	3,278
備品購入費	-	188	-	-	-	-
什器備品購入支出	1,038	972	1,038	972	1,038	972
その他 8 科目	3,184	1,963	2,264	2,362	2,092	2,440
合計	92,224	87,454	89,966	85,612	90,980	87,027

什器備品購入支出は、3年ともテント3張の購入である。

c 次期繰越

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入済額	87,454	84,712	85,033
支出決算額	87,454	85,612	87,027
次期繰越	-	900	1,994

(1) こども村の収入と支出

a 収入

(単位：千円)

科目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
広島市補助金収入	70,427	70,166	69,875	69,875	70,472	70,472
前期繰越収支差額	-	-	-	-	-	-
合計	70,427	70,166	69,875	69,875	70,472	70,472

b 支出

(単位：千円)

科目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
報酬	6,740	6,797	6,881	6,913	6,932	6,947
給与手当	13,544	13,246	13,654	13,676	14,038	14,048
福利厚生費	3,411	3,218	3,336	3,293	3,409	3,415
報償費	607	348	496	376	496	204
消耗品費等	1,208	1,529	884	945	884	1,094
修繕料	5,327	6,081	5,327	5,635	5,327	5,004
委託料	35,073	35,344	35,073	35,187	35,264	36,023
使用料及び賃借料	667	700	666	683	678	683
備品購入費	-	-	-	-	-	-
その他 8 科目	3,850	2,899	3,558	3,078	3,444	2,906
合計	70,427	70,166	69,875	69,789	70,472	70,327

報酬は指導員 2 名分、給与手当は常勤職員 2 名分である。

c 次期繰越

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入済額	70,166	69,875	70,472
支出決算額	70,166	69,789	70,327
次期繰越	-	85	144

(ウ) 財源の流用について

上記(ア)野外活動センターの予算の執行に当たり、平成 29 年度 1,568 千円、平成 30 年度 2,873 千円は、【事業 12- 】青少年教育施設耐震計画立案の事業から財源が流用されている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見**清掃業務について**

「広島市青少年野外活動センター清掃及びボイラー等設備運転・保守点検等並びに広島市こども村清掃業務」については、広島市文化財団から K 株に委託がされており、

契約期間：平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、委託契約金額 60,480,000 円で契約されている。

往査時に確認したトイレは、研修センター1階トイレと障害者用のトイレである。

【意見 12-1】 清掃業務について

「広島市青少年野外活動センター清掃及びボイラー等設備運転・保守点検等並びに広島市こども村清掃業務」については、広島市文化財団から K(株)に委託がされており、契約期間：平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、委託契約金額 60,480,000 円で契約されている。

往査時に研修センター1階トイレを確認したところ、定期的に清掃されているようには見えないほど砂とよごれが目立っていた。女子トイレの汚物入れ付近も定期的に拭かれているようには見えない汚れ方をしている。また、障害者用のトイレには、車いすが 3 台置かれていた。

上記の清掃の状況を担当課に意見したところ、トイレの清掃は宿泊者があった翌日に行われており、監査人が往査の日は前日に宿泊者がなかったため清掃されていなかったことを広島市文化財団に確認したとのことであった。さらに、青少年野外活動センターは広島市文化財団が自ら所有し、管理運営する施設であるため、広島市は、当該事業者に対し指導する立場にはないとのことであった。

しかし、平成 30 年度は、青少年野外活動センターの管理運営補助金が 73,922 千円、青少年教育施設耐震計画立案の補助金として 9,100 千円の予算が計上されている。広島市文化財団の施設の清掃を含む管理は担当課の所管外ではあるが、施設の管理運営の費用と広島市文化財団所有の施設の耐震計画の立案についての補助金は広島市が負担している。それは、まさに利用者の安全のためであると理解する。

担当課は、広島市が補助金を負担している立場であることに鑑み、利用者が快適に施設を利用できるよう指導すべきである。

【事業 12 - 】 青少年教育施設耐震計画立案（広島市負担による耐震計画立案）

(1) 事業の概要等

現在の耐震設計基準が制定された昭和 56 年以前に建築された青少年教育施設（三滝少年自然の家(昭和 53 年築)、こども村（昭和 55 年築）、野外活動センター（昭和 46 年築））について、耐震計画の立案を行うものである。

ア 事業の内容

平成 28 年 9 月 16 日付け危機管理担当局長通知「本市の公共施設の耐震化等について」に基づき、平成 30 年度に耐震計画立案を実施する。

イ 予算・決算

青少年教育施設耐震計画立案のための費用は、野外活動センターに対するものは広島市から広島市文化財団に補助金として交付され、三滝少年自然の家とこども村研修センターについては、広島市が委託料として直接負担している。

(ア) 財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 29 年度 (参考)		平成 30 年度		
	青少年教育施設耐震診断		青少年教育施設耐震計画立案		
事業名	一般財源	特定財源	一般財源	特定財源	合計
財源内訳					
三滝少年自然の家	1,028	6,972	3,900	3,900	7,800
こども村研修センター	2,134	1,066	2,000	1,000	3,000
野外活動センター	10,700	-	6,067	3,033	9,100
小計	13,862	8,038	11,967	7,933	19,900
合計	21,900		19,900		

(イ) 特定財源

「社会資本整備総合交付金」

地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする国土交通省の交付金である。

- ・三滝少年自然の家：交付金対象事業費の 1/2
- ・こども村研修センター・野外活動センター：交付金対象事業費の 1/3

(ウ) 決算額

平成 30 年度広島市歳出決算額

(単位：千円)

区分	三滝少年自然の家	こども村研修センター	野外活動センター	
予 算	委託料	7,800	3,000	-
	負担金、補助金及び交付金	-	-	9,100
	計	7,800	3,000	9,100
決 算	委託料	-	1,890	-
	負担金、補助金及び交付金	-	-	6,026
	計	-	1,890	6,026
流用 ()	948	1,107	2,873	
翌年度繰越額	8,748	-	-	
執行残	-	3	200	

野外活動センターの流用金額 2,873 千円は、【事業 12- 】広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助（補助金）に流用されている。

(I) 委託料

a 野外活動センター

- ・業務名：広島市青少年野外活動センター耐震改修計画立案業務
- ・受注者：C株
- ・委託期間：平成 30 年 8 月 2 日から平成 31 年 1 月 28 日
- ・委託契約金額：6,026,400 円
- ・業務対象建物
宿泊棟 A、体育館、メインロッジ、第 3 キャンプ場ロッジ
- ・業務内容
 - 耐震診断調査結果の再検討
 - 耐震改修計画の立案
 - 補強後の耐震性能の算出
 - 概算工事工期の算定
 - 概算工事費用の算出
 - 評価委員会の評価
 - 構造実施設計

ウ 野外活動センターの耐震改修計画費用のうち 2,873 千円の流用について

野外活動センターの予算 9,100 千円は、「社会資本整備総合交付金」の対象経費である。この 9,100 千円うち、2,873 千円が野外活動センターの管理運営費に流用されている。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

14 【事業 13】 広島サンブラザホール事業等に対する補助

【事業 13 - 】 広島サンブラザホール事業に対する補助（補助金）

(1) 広島サンブラザの沿革

広島サンブラザは、1985 年（昭和 60 年）9 月に開館した施設である。雇用促進事業団と広島市が共有で設置した勤労者福祉施設（ 1）の一つであったが、2003 年（平成 15 年）度に、雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）の持分が広島市に 105 万円で譲渡されている。

広島県と広島市が出資する（財）広島勤労者職業福祉センターが、開館以来管理運営を行っていたが、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日に（財）広島市文化財団と（財）広島

市ひと・まちネットワークとの統合後は、(財)広島市未来都市創造財団となり、その後公益財団法人に移行し、名称変更した(公財)広島市文化財団(以下「広島市文化財団」という。)の管理運営する施設となった。

- (1) かつて雇用保険事業の一つであった雇用福祉事業により整備された教養・文化・体育・レクリエーション等のための施設である。特殊法人の雇用促進事業団が建物を設置し、1999年(平成11年)以降は、特殊法人雇用・能力開発機構が設置主体となり、全国に総額4,406億円、2,070か所を建設した。その後、2005年(平成17年)までに、全て譲渡又は廃止されている。

(2) 事業の概要等

ア 事業の目的

広島市文化財団が行っている広島サンプラザのホール事業は、国内外のスポーツや文化行事のほか、区民まつりなど地域行事等のためのホールや附属体育館の提供とともに、勤労者の健康、教養、福祉の向上のためのスポーツ教室や文化教室の開催など公益性の高い事業を行うものであることから、これに係る経費(ホール使用料などの事業収入で賄う経費を除く。)の助成が行われている。

イ 実施事業と施設概要

(事業区分と事業内容)

区分	事業内容	
本館事業	広島市文化財団が(株)Bに運営業務委託	宿泊、婚礼、宴会、会議・研修、レストラン、売店、自動販売機など
ホール事業	広島市補助事業	各種スポーツ大会・文化行事(貸館)、スポーツ・文化教室開催

(施設概要)

区分	施設規模等	施設の内容
本館	地下1階地上5階延べ1万9,693㎡	宿泊用客室54室、結婚式場、宴会場11室、レストランほか
ホール	(市所有、財団へ無償貸与)	アリーナ2,448㎡座席数6,052席
附属体育館	地上1階延べ929㎡(財団所有)	アリーナ680㎡ 市出資により財団整備
建物(計)	延べ2万622㎡	
敷地	1万2,595㎡(市所有)	建物敷地及び駐車場(71台)

ウ 利用者数

区分		平成29年度 利用実績	平成30年度 利用実績	前年度比較	前年度比較 増減率
本館事業	宿泊	23,301人	23,002人	△299人	△1.3%
	宴会・婚礼	39,689人	36,751人	△2,938人	△7.4%
	会議・研修	29,211人	27,883人	△1,328人	△4.5%
	レストラン	45,449人	46,413人	964人	2.1%
	計	137,650人	134,049人	△3,601人	△2.6%
ホール事業	ホール	160,065人	205,490人	45,425人	28.4%
	附属体育館	18,137人	16,421人	△1,716人	△9.5%
	スポーツ教室	1,055人	1,235人	180人	17.1%
	文化教室	14,241人	14,418人	177人	1.2%
	計	193,498人	237,564人	44,066人	22.8%
総計		331,148人	371,613人	40,465人	12.2%

(注)広島サンプラザは、指定管理施設ではないため、数値目標を設定していない。

エ 予算・決算

(ア) 広島市からの補助金（ホール事業）

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	67,168	73,715	69,519	65,901	63,409
決算	66,371	68,904	67,004	44,515	-

平成30年度は、有名芸能人のコンサートや広島ドラゴンフライズ(プロバスケットチーム)の試合などが例年と比較して多く、ホール使用料収入が増えたため、補助金額が約2千万円少なかった。

(イ) 決算額

(単位：千円)

区分		平成29年度 当初予算	平成29年度 決算	平成30年度 当初予算	平成30年度 決算	令和元年度 当初予算
収 入	サンプラザホール 事業収入	112,888	92,571	105,683	112,239	106,755
	ホール使用料収入	76,559	63,563	68,493	83,254	69,841
	スポーツ教室収入	2,133	1,782	2,430	2,398	2,452
	文化教室収入	34,196	27,226	34,760	26,587	34,462
	広島市補助金収入	69,519	67,134	65,901	44,515	63,409
	事業経費補助金	12,903	20,585	16,574	2,347	18,764
	人件費補助金	49,416	38,269	49,327	42,168	43,848
	指定正味分	7,200	8,150	0	0	797
	雑収入	0	130	0	75	0
収入計	182,407	159,705	171,584	156,829	170,164	

区分		平成29年度 当初予算	平成29年度 決算	平成30年度 当初予算	平成30年度 決算	令和元年度 当初予算
支 出	報酬	0	0	0	0	0
	給与手当	41,296	31,875	41,154	35,914	36,800
	福利厚生費	7,779	6,394	7,776	6,254	7,048
	通勤手当	341	0	397	0	797
	賃金	6,415	6,539	6,415	5,549	6,415
	報償費	30,840	18,257	31,908	17,862	31,572
	消耗品費等	2,583	4,336	2,743	4,734	2,769
	燃料費	0	4	0	4	0
	食糧費	14	0	14	0	14
	光熱水費	27,895	27,897	25,924	29,673	27,761
	修繕費	4,778	5,193	2,169	3,006	3,758
	通信運搬費	464	421	464	383	468
	手数料等	1,628	1,313	1,628	1,737	1,643
	保険料	415	457	458	385	386
	委託料	28,479	26,452	28,229	27,503	28,228
	使用料及び賃借料	20,859	20,793	20,884	20,966	21,055
	備品購入費	0	106	0	1,045	0
	負担金及び補助金	151	151	151	151	151
	公課費	1,270	1,368	1,270	1,657	1,299
	建物改修支出	0	950	0	0	0
什器備品購入支出	7,200	7,199	0	0	0	
支出計	182,407	159,705	171,584	156,829	170,164	

(3) 長期借入金の返済

広島サンプラザは、広島市からの借入金(それまでの累積赤字)の返済に充てるため、平成28年3月に広島市内の金融機関より255,000千円を借りている。

毎年13,000千円の返済であるが、平成30年度は、13,000千円の繰上返済を行っている。長期借入金の平成30年度期末残高は、199,750千円である。

(4) 使用料及び賃借料

平成30年度の決算において「使用料及び賃借料」20,966千円のうち19,137千円は、ESCO事業の設備等を使用するための使用料として広島市文化財団が広島市に支払っている。

広島サンプラザのESCO事業は、ESCO事業者と広島市が一括契約後、広島市と広島市文化財団が協定を締結し、広島市文化財団がESCOサービス料の90%以上の50,236千円を広島市に支払っている。そのうち本館事業部分は広島市文化財団が(株)Bに運営を委託しているため、(株)BがESCOサービス料30,351千円を負担している。

・ESCO サービス料の負担額

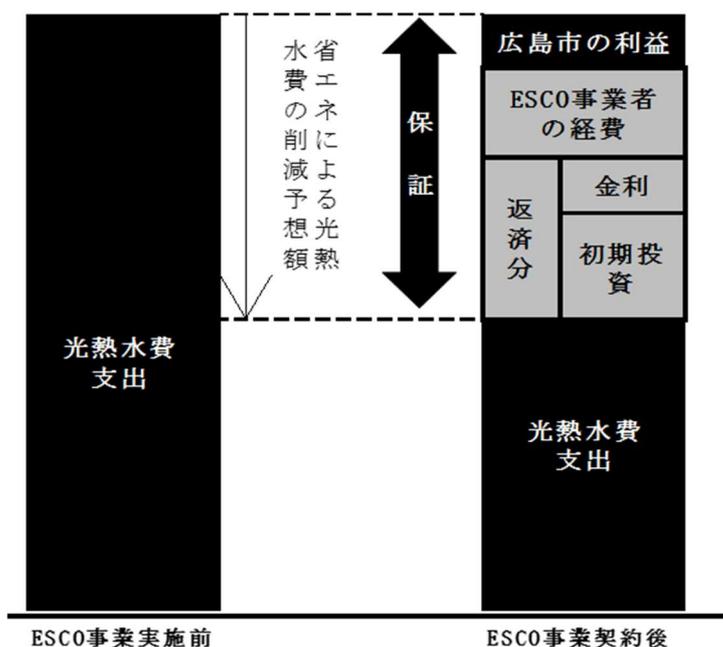
(単位：円)

区分	広島市文化財団					広島市負担額	ESCO サービス料
	本館 (株B)	ホール (補助事業)	ドゥブレ (補助事業)	管理 (独立採算)	合計		
設備更新・維持管理費用	17,593,493	3,463,615	85,779	85,779	21,228,666	3,519,642	25,779,600
修繕費相当額	1,031,292	-	-	-	1,031,292		
運転管理費用	11,726,208	15,873,165	287,998	287,998	27,975,369	104,631	28,080,000
負担額合計	30,350,993	19,136,780	373,777	373,777	50,235,327	3,624,273	53,859,600

(支出関係の資料に基づき監査人が作成)

(5) 広島サンプラザのESCO事業

広島市は、ESCO事業者と広島サンプラザESCO事業に関し、省エネルギーサービス契約を締結し、平成27年度に工事に着手、平成28年度より事業開始となっている。ESCO事業とは、省エネ改修に係る全ての費用(建設費、金利、ESCO事業者の経費)を省エネ改修で実現する光熱水費の削減分で賄うことを基本としている。



ア ESCO事業の契約金額等

- (ア) 総支払限度額 807,894,000円(税込)
- (イ) 年度別支払限度額 53,859,600円(税込)
- (ウ) ベースライン...削減対象とする1年間のエネルギー消費量、光熱水費及び維持管理費(以下「光熱水費等」という。)の基準額 126,262,800円(税込)

- (I) 削減予定額...1年間の光熱水費等削減予定額
52,409,379円(税込)
- (オ) 削減保証額...最低限保証する1年間の光熱水費等削減額
50,037,792円(税込)
- (カ) ESCO サービス料
次の場合にそれぞれの金額を支払う
- a 実削減額が削減保証額以上の場合
年度別支払限度額 53,859,600円(税込)・・・
- b 実削減額が削減保証額未満の場合
- (削減保証額 実削減額)

イ ESCO サービス期間

平成28年4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

ウ ESCO 事業資金計画書

(ア) 総括内訳書(種目別内訳書)(補助金なし)

ESCO サービス料は、主として設備投資の代金(工事費)、維持管理費及び運転管理費等で構成されている。

(単位：円)

名称	数量	単位	金額	備考
工事費				
機械設備工事	1	式	66,113,000	
配管設備工事	1	式	33,752,800	
電気設備工事	1	式	51,599,160	
撤去工事	1	式	8,619,800	
諸経費	1	式	31,619,240	(注)
小計 (x)	1	式	191,704,000	
維持管理費	1	式	6,000,000	
計測・検証費	1	式	1,000,000	
運転管理費	1	式	26,000,000	
法人税	1	式	157,000	
その他	1	式	773,000	
小計(年間) (y)	1	式	33,930,000	
小計 (ESCO事業期間計) (z)	15	年	508,950,000	
総計 ((x) + (z))	1	式	700,654,000	

金額欄には、消費税抜額を記載している。

(注) 詳細診断費、包括的管理計画書作成費、設計費、工事監理費を含む。

(1) 工事費

工事費（上述(ア)の表中(x)）は、以下の14の区分の工事を集計したものである。

（単位：円）

区分	機械設備工事	配管設備工事	電気設備工事	撤去工事	諸経費	合計
一般系統・宴会場系統熱源システムの統合効率化	26,694,000	13,454,400	20,964,000	3,688,500	12,460,740	77,261,640
客室系統空調システムの効率化	16,168,000	10,206,400	5,596,880	1,242,400	6,616,320	39,830,000
式場空調システムの効率化	5,842,500	4,702,400	2,821,900	750,400	2,892,800	17,010,000
レストラン系統空調機の更新	5,629,800	744,000	1,215,340	331,200	1,587,660	9,508,000
給湯熱源システムの効率化	8,217,400	2,691,200	3,558,160	1,381,600	3,157,000	19,005,360
上記の搬送用ポンプのインバータ化	0	0	1,522,060	0	300,940	1,823,000
空調機間欠運転制御の導入	0	0	407,680	0	82,320	490,000
空調機ファンのインバータ化	0	0	1,340,500	0	265,500	1,606,000
空調機外気冷房制御の導入	0	0	267,200	0	52,800	320,000
照明の効率化	0	0	7,609,320	360,500	1,575,180	9,545,000
誘導灯の効率化	0	0	4,744,400	150,000	967,600	5,862,000
節水型シャワーヘッドへの交換	126,000	0	0	12,000	28,000	166,000
電力デマンドピークカット制御の導入	0	0	147,200	0	27,800	175,000
厨房冷蔵設備の更新	3,435,300	1,954,400	1,404,520	703,200	1,604,580	9,102,000
合計	66,113,000	33,752,800	51,599,160	8,619,800	31,619,240	191,704,000

（ESCO事業資金計画書に基づき監査人が作成）

エ ESCO事業について

ESCO事業とは、省エネ改修に係る全ての費用（建設費、金利、ESCO事業者の経費）を省エネ改修で実現する光熱水費の削減分で賄うことを基本としている。ESCO事業は、以下の省エネサービスを組み合わせることで事業を実施する委託業務である。

- ・ エネルギー診断に基づく省エネルギー提案
- ・ 提案実現のための省エネルギー設計及び施工
- ・ 導入設備の保守
- ・ エネルギー供給に関するサービス
- ・ 事業資金のアレンジ
- ・ 省エネルギー効果の保証
- ・ 省エネルギー効果の計測と徹底した検証
- ・ 計測と検証に基づく改善提案

(ア) 省エネルギー効果の保証

事業導入による省エネ効果は事業者によって保証されるので、万が一省エネ効果が発揮できず広島市が損失を被るような場合には、これを事業者が補填する。

(イ) 包括サービスの提供

ESCO 事業者は、省エネ診断に基づく改修計画を立案したのち、施工、運転・維持管理などを一括して請け負うこととなる。これは、顧客の利益保証を行う際に欠くことのできない条件となっている。さらに、資金調達や、事業収支計算など、財務面の計画も行い、省エネ改修に係る全てのサービスを包括的に提供する。

(ウ) 省エネルギーの効果の計画・検証

改修工事後の効果の検証は事業者により徹底して行われる。前述のとおり工事後の効果に責任を持つ(省エネ効果の保証がある。)から、通常の省エネ改修工事より省エネ効果が高くなると評価されている。

(I) ESCO 設備の所有権について

「省エネルギーサービス契約書」(以下「省エネ契約書」という。)第 10 条において、「第 2 条第 4 号に規定する契約期間中は、受注者が設置した ESCO 設備の所有権はCリース㈱に帰属する。」となっており、上述ウ(イ)の総括内訳書の表中に掲げる各区分において設置した ESCO 設備は、Cリース㈱の所有となっている。

省エネ契約書第 23 条によると「(省略) ...発注者は、受注者とCリース㈱が ESCO 設備に係るリース契約を…(省略)」とあり、すなわち ESCO 事業者とCリース㈱は、ESCO 設備のリース契約を締結している。

この設備は、契約終了後の処理として省エネ契約書第 26 条において「契約期間が終了した場合、受注者は、ESCO 設備を現状有姿のまま発注者に無償譲渡し、発注者はこれを譲り受けるものとする。」とあり、契約期間満了後は、広島市の所有となる。

(6) 監査の視点

ア 契約種別が異なることについて

ESCO 事業の検証は、毎年度後、検証方法 A と検証方法 B により行われる。電気料金を重点的に監査を行った。

ESCO 事業は、平成 28 年度(2016 年度)から 15 年間の契約であるため、変動する電気料金の単価をどうするかがポイントとなる。省エネ契約書第 2 条第 7 号に掲げる「包括的エネルギー管理計画書」の「ベースライン、光熱水費単価の設定」の中に、電気料金に関する単価(以下「エネルギー単価」という。)が契約され記載されている。それは、以下のとおりである。

電気料金 中国電力「業務用 TOU」 (税抜)

区分		料金単価 (円)	単位	建物稼働 時間想定	
基本料金		1,701.00	円/kW		
電力量 料金	ピーク時間	18.64	円/kWh	368h	
	昼間時間	夏季	15.48	円/kWh	1,840h
		その他季	14.67	円/kWh	6,552h
	夜間時間	9.62	円/kWh		
昼間平均		15.01 円/kWh			

担当課に、広島サンプラザの平成 28 年度から平成 30 年度の電気料金明細書を依頼し確認したところ、電気代を計算する契約種別のところに「業務用ウィークエンド」と記載があった。広島サンプラザの ESCO 事業の検証作業に使用されるエネルギー単価は、「業務用 TOU」となっている。そこで調べてみると、以下のとおりであった。

電気料金種別単価 (単位：円)

区分		業務用TOU	業務用ウィークエンド (7~9月)	業務用ウィークエンド (以外月)
基本料金	契約電力 kW	1,127	1,127	1,127
	単価 円	1,701.00	2,127.60	2,127.60
電力量料金	ピーク時料金 kWh	18.64	14.65	-
	昼間時間夏季 kWh	15.48	-	-
	昼間時間 その他季 kWh	14.67	-	-
	夜間時間 kWh	9.62	-	-
	平日料金 kWh	-	11.55	10.81
	週末料金 kWh	-	9.85	9.85
その他の料金	燃料費調整額	-	あり	あり
	再エネ発電賦課金	-	あり	あり

「包括的エネルギー管理計算書」の「ベースライン、光熱水費単価の設定」の中には、契約当初の契約種別と違う種類の契約の単価をエネルギー単価にしていることに対する説明は記載されていなかった。担当課に確認すると、ESCO 事業の検討を始めたときは、某企業の電力プランで契約しており、ESCO 事業に合うプランはなかった。そこで、広島市が中国電力の「業務用 TOU」の単価が適当だとして ESCO 事業の提案募集要項に明記し、平成 26 年度に置いていた当該 ESCO 事業のプロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)に諮り決定したとのことであった。

ESCO 事業開始となる平成 28 年 2 月からは、中国電力の「業務用ウィークエンド」という契約種別を選択し、その料金体系で電気料金を支払っている。

監査にあたり、実際の支払電気料金の契約種別と異なる契約種別をエネルギー単価として選ぶことにつき疑問を持ったが、ESCO 事業の委員会に諮ったうえでの決定ということで、それ以上は確認できなかった。今後は委員会の議事録を作成し、広島市がエネルギー単価を決定した経緯も残しておく必要があると思われる。

(7) 監査の結果

ESCO 事業者作成の「省エネ改修提案総括表」等のガス契約の見直しの項目の削減額 2,441,382 円(税抜)の計算において、1,114,907 円の重複計上があること等について

省エネ契約書第 2 条第 7 号に掲げる「包括的エネルギー管理計画書」の「省エネ改修計画総括表」(以下「ESCO 事業者作成の「省エネ改修提案総括表」という。)につき、削減量にエネルギー単価を乗じて削減額が正しく計算されているかの確認作業を行った。

ESCO 事業者が算出した予定削減量に、検証方法 B で検証結果の計算に使用されている「エネルギー単価、電気：15.01 円/kWh、ガス：72.75 円/m³、重油：80.40 円/L、水：811 円/m³」を用いて計算を行った下記表の「エネルギー単価で監査人計算額」と、ESCO 事業者計算の「年間削減額」を比較したものが以下の表である。

「省エネ改修提案総括表」の削減量にエネルギー単価を乗じた金額と ESCO 事業の年間削減額の比較の表

(単位：円)

提案項目	削減量											エネルギー単価で監査人計算	ESCO事業者年間削減額(税抜)				
	電気			電力			ガス			A重油				上下水道			
	kWh	ベース単価	削減額	kWh	ベース単価	削減額	Nm ³	ベース単価	削減額	L	ベース単価			削減額	m ³	ベース単価	削減額
一般系統・宴会場系統熱源システムの統合効率化	22,615	15.01	339,451	0		0	13,561	72.75	986,563	26,716	80.40	2,147,966	1,334	811	1,081,874	2,582,729	2,582,868
客室系統空調システムの効率化	10,841	15.01	162,723	0		0	0	72.75	0	22,382	80.40	1,799,513	606	811	491,466	2,128,255	2,128,256
式場空調システムの効率化	22,472	15.01	337,305	0		0	0	72.75	0	3,433	80.40	276,013	320	811	259,520	872,838	872,838
レストラン系統空調機の更新	28,869	15.01	433,324	0		0	0	72.75	0	0	80.40	0	0	811	0	433,324	433,324
給湯熱源システムの効率化	74,341	15.01	1,115,858	0		0	26,670	72.75	1,940,243	56,345	80.40	4,530,138	0	811	0	1,474,037	1,725,349
上記の搬送用ポンプのインバータ化	79,756	15.01	1,197,138	0		0	0	72.75	0	0	80.40	0	0	811	0	1,197,138	1,197,132
空調機間欠運転制御の導入	18,998	15.01	285,160	0		0	0	72.75	0	0	80.40	0	0	811	0	285,160	285,160
空調機ファンのインバータ化	14,587	15.01	218,951	0		0	0	72.75	0	0	80.40	0	0	811	0	218,951	218,951
空調機外気冷房制御の導入	337	15.01	5,058	0		0	0	72.75	0	0	80.40	0	0	811	0	5,058	5,058
照明の高効率化	75,538	15.01	1,133,825	0		0	0	72.75	0	0	80.40	0	0	811	0	1,133,825	1,133,825
誘導灯の高効率化	35,314	15.01	530,063	0		0	0	72.75	0	0	80.40	0	0	811	0	530,063	530,063
節水型シャワーヘッドへの交換	4,452	15.01	66,825	0		0	0	72.75	0	0	80.40	0	374	811	303,314	370,139	346,142
電力デマンドピークカット制御の導入	0	15.01	0	273	17,350.20	4,736,605	0	72.75	0	0	80.40	0	0	811	0	4,736,605	4,736,605
厨房冷蔵設備の更新	24,216	15.01	363,482	0		0	0	72.75	0	0	80.40	0	488	811	395,768	759,250	759,250
ガス契約の見直し	0	15.01	0	0		0	24,870	72.75	1,809,293	13,867	80.40	1,114,907	0	811	0	694,386	2,441,382
保全業務 他 削減	0	15.01	0	0		0	0	72.75	0	0	80.40	0	0	811	0	29,131,000	29,131,000
合計	241,972		3,632,000	273		4,736,605	65,101		4,736,098	122,743		9,868,537	3,122		2,531,942	45,163,986	48,527,203

Xは、「給湯熱源システムの効率化」で、蒸気ボイラーを撤去して温水ボイラーを新設したことによる削減エネルギーのうち、電気の計算単価が15.01円ではなかった。説明には「夜間蓄熱用電力料金を利用することにより、電力料金の削減が可能となる。昼間電力量27,709kWh、夜間電力量46,632kWh」と記載がある。計算の単価には、エネルギー単価の電気：15.01円/kWhではなく、昼間単価と夜間単価を使用しているとのことである。

Yは、ホテル客室のシャワーヘッドを節水シャワーヘッドに交換したことによる節電効果をエネルギー単価15.01円/kWhではなく夜間料金の9.62円/kWhで計算したことによるものであった。

Zについては、ガス料金の契約内容のうち、夏期空調用契約と厨房パッケージ契約の2契約を大口供給契約として契約することにより、ガス料金を削減することが可能になったことで、下記の と の差額が削減額として計上されている。

改修前の熱製造分エネルギー量 12,923,247円

ガス	使用量	金額(円)(税抜)
ホール系吸収式冷温水機	43,030 Nm ³	
本館厨房(地下主厨房・レストラン)	20,704 Nm ³	
合計	63,734 Nm ³	7,631,882
重油		
ホール系吸収式冷温水機	13,867 L	1,114,907
ボイラー(本館暖房・給湯用)	38,079 L	
合計	51,946 L	4,176,458
合計		12,923,247

(「包括的エネルギー管理計画書」の『省エネルギー効果試算』「2.省エネルギー改修項目等の説明 その2」より抜粋)

重油は、エネルギー単価80.40円/Lに使用量を乗じて計算しているが、ガスは下記と同じ単価90.93円/Nm³では計算されていないし、検証方法Bで使用のエネルギー単価72.75円/Nm³も使われていない。

各省エネ対策により算出される利用ガス量

ガス	ホール系吸収式冷温水機	67,900Nm ³
	温水ボイラー	26,670Nm ³
	本館厨房(地下主厨房・レストラン)	20,704Nm ³
	合計	115,274Nm ³

$$115,274\text{Nm}^3 \times 90.93\text{円} = 10,481,865\text{円}$$

$$\text{削減額} \quad 12,923,247\text{円} - 10,481,865\text{円} = 2,441,382\text{円}$$

上記 重油の計算において、ホール系吸収式冷温水機の 13,867L についてエネルギー単価の 80.40 円を乗じて 1,114,907 円を計算し、さらに 13,867L を含む 51,946L にも同じ 80.40 円 / N m³ を乗じて計算されていた。その結果、1,114,907 円が重複計上されていることになる。

また、Z のガスの計算において、検証方法 B のエネルギー単価 72.75 円 / N m³ が使用されていなかった。では約 119 円 / N m³ では 90.93 円 / N m³ の単価（ベースライン計算時の単価であり、平成 28 年 4 月には、93.29 円 / N m³ に契約が変更されている）が使用されている。担当課によれば、の 119 円については「特殊な計算方法」を使用しているとのことであるが、長期間に及び ESCO 事業においては、その間に燃料事情等で変わっていくガス等の単価を、検証用の単価として「エネルギー単価」を決めているのではなかったか。改修項目によりエネルギー単価に変化を持たせることについて違和感がある。

その後担当課より、当該重複計上においては、ESCO 事業者の報告を受ける中で、「ガス契約の見直し」の達成率が低いことに気づき、同社に検証依頼を行った結果、平成 30 年 12 月 18 日付けで報告があった。その報告に基づき担当課内で検討を行った結果、本件については、契約書のうち、「削減予定額」の記載に誤りが認められたものの、ESCO サービス料を支払う際に「実削減額」と比較する「削減保証額」には誤りは認められなかったことなどから、契約上影響が生じないと判断し、同社と合意の上で契約変更は行わないこととして決着をつけたとの回答を得た。また、「ESCO サービス報告書（平成 30 年度）」の検証方法 B の下部において、「B - 15 の削減効果は、企画提案時の年間削減予定額(1,326,475 円)と比較すると達成率は 109%でした。」と補記しているため、契約書の変更までは必要なしとのことであった。

この中で、担当課が「削減保証額」には影響がないという見解は、広島市がこの ESCO 事業を始めるに当たり、「ESCO 事業提案募集要項」内で、「最低限保証する『削減保証額』は『削減予定額』の 90%以上としてください。」と記載があり、これに対し、当該 ESCO 事業者は、97%を保証している。したがって、この度の 1,114,907 円を訂正したとしても、軽微であり 90%を下回ることはないことにある。

省エネ契約書において次のように記されている。

「省エネルギーサービス契約書」

（契約の要領）

第 2 条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（省略）

(7) 委託事業内容 別添「包括的エネルギー管理計画書」のとおり

（省略）

（削減予定額及び保証額等）

第 14 条 ESCO サービスによる発注者の 1 年間の光熱水費等削減予定額(以下「削減
予定額」という。)は、金 52,409,379 円(うち消費税及び地方消費税相当額 金
3,882,176 円)とする。

(省略)

(削減保証額、削減予定額及びベースラインの調整)

第 15 条 発注者(広島市)又は受注者は、以下に例示するベースライン変動要因が生
じたときには、合理的な根拠を示す資料を作成し、第 13 条の規定にかかわら
ず、相手方に対し、前 2 条に規定するベースライン、削減保証額、削減予定額
(以下「ベースライン等」という。)の修正を求めることができる。

- (1) 気象条件の著しい変動等の外的要因
- (2) ESCO 設備及び既存設備の変更、改修、大幅な運用変更、新規設備の導入
- (3) (省略)
- (4) 本施設の利用用途、利用方法、利用時間等の変更

(省略)

3 ベースライン等の修正方法の詳細については、第 2 条第 7 号に規定する包括的
エネルギー管理計画書に示すとおりとする。

(疑義等の決定)

第 32 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは信義
誠実の原則に従い、発注者及び受注者協議の上、これを定めるものとする。

別添(用語集)

(省略)

- (8) 「削減保証額」とは、上記光熱水費等削減予定額のうち受注者が削減を保証する
額をいう。

**【指摘事項 13-1】 ESCO 事業者作成の「省エネ改修提案総括表」等のガス契
約の見直しの項目の削減額 2,441,382 円(税抜)の計算において、1,114,907
円の重複計上があること等について**

省エネルギーサービス契約に先立って ESCO 事業者が作成した「省エネ改修
提案総括表」につき、監査人が削減量にエネルギー単価を乗じて削減額が正しく
計算されているかの確認作業を行ったところ、「給湯熱源システムの効率化」、
「節水型シャワーヘッドへの交換」及び「ガス契約の見直し」の 3 か所について
計算が合わないことが判明した。この原因を検討したところ、計算の合わない
「給湯熱源システムの効率化」及び「節水型シャワーヘッドへの交換」について
は、計算に使用されるエネルギー単価に昼間単価と夜間単価を使用しているこ
とであったが、「ガス契約の見直し」については、契約時に重油の計算を

1,114,907 円重複計上した数値を記載していたことで乖離が生じていることが判明した。

「ESCO 事業者 年間削減額」の金額は、本事業の契約書において「削減予定額」の金額に引用されている金額であり、毎年度終了後のエネルギー削減量の検証に用いられる検証方法 B にも影響を及ぼすものである（現在は、補記にて対処）。

担当課は、「ガス契約見直し」における重複計上について、重複計上により ESCO サービス料を支払う際に「実削減額」と比較する「削減保証額」には、契約上影響が生じないと判断し、同社と協議の上で契約変更は行わないこととして変更を行っていないとの回答であった（なお、協議の内容を示す議事録も確認できなかった。）。

しかし、省エネ契約書第 14 条第 1 項に記載されている「削減予定額」は、ESCO サービス料を支払う基準となる「削減保証額」の算出の基礎となった数値（「削減保証額」は「削減予定額」の 90% 以上とする。）であり、「削減予定額」が正しく算出されておらず、その点について複数年にわたり担当課が看過していたことは、不当と評価せざるを得ない。

担当課は、契約締結時に双方確認が不十分であったこと、省エネ契約書第 14 条第 1 項の削減予定額及び包括的エネルギー管理計算書については、正しい内容で今後管理していくことを記載した覚書を交わす等の手続を行うべきである。

(8) 監査の意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 13 - - a】広島市中小企業勤労者共済事業に対する補助（補助金）

(1) 事業の概要等

ア 設置目的

広島市中小企業勤労者共済事業（以下「ドゥプレ」という。）は、市内の中小企業等で働く方々の福利厚生を充実することで、人材の確保や雇用の安定に寄与し、企業活力の維持、向上を図ることを目的として、広島市文化財団が運営している。

イ 事業の内容

(ア) 事業実施主体

広島市文化財団 広島サンプラザ

(イ) 内容等

具体的には、市内の中小企業で働く方々をダブルの会員とし、仕事の疲れをリフレッシュする福利厚生事業と、慶弔事があった場合に慶弔金を支払う給付事業を行っている。福利厚生事業としては各種イベントやレクリエーション施設の利用割引及び利用助成が行われている。

(ウ) 入会要件

- a 次の要件を満たす事業所（個人経営の商店も含む）で働く、従業員と事業主
- (a) 広島市内に事業所がある、又は、事業所は広島市外にあるが、広島市内に居住している。
 - (b) 資本、出資の額が3億円以下又は従業員が300人以下である。
- b 一般の従業員や事業主のほか、次の方も入会できる。
- (a) 家族従業員
 - (b) 常勤役員、役員兼務の従業員
 - (c) パート（雇用期間が1年以上と定められている方）

(I) 会費

- ・入会金：加入時に会員1人につき500円
- ・会費：会員1人につき1か月1,000円

ウ 会員数と補助金の推移

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
会員数（人）	4,504	4,201	3,992	3,797	3,684	3,423	3,303
補助金（千円）	24,024	19,213	10,214	8,866	3,989	3,399	3,535
（うち国庫補助金）	9,000	7,953	-	-	-	-	-

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （10月末）
会員数（人）	3,210	3,149	3,100	3,381	3,636	3,722
補助金（千円）	3,535	3,535	3,535	10,650	0	-
（うち国庫補助金）	-	-	-	-	-	-

エ 今後の方向性

平成29年度から、ダブルのプラットフォームを活用して、ひろしま保育・介護人財サポート事業を実施している。それに伴い、在り方を検討していたダブル事業については、営業活動を強化し会員数の増加に向けた取組を行っている。その結

果、会員数が増加に転じており、平成 31 年度についても同様の傾向が続くものと見込んでいる。

平成 23 年度から平成 28 年度まで約 350 万円の補助金で運営されてきた。平成 29 年度からは 1,000 万円を超える予算がついているが、今後の会員数の伸びと補助金額の費用対効果を見ていきたい事業である。

(2) 予算・決算

ア 広島市からの補助金

(単位：千円)

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
広島市補助金収入	3,535	3,535	12,300	10,650	10,140	0

イ 全額返還の理由

平成 30 年度、当事業に対する補助について、広島市文化財団から精算書が提出され、補助金を充当せずとも事業費を全額賄うことができたため、平成 30 年度の市の補助金は全額返還されている。

これは、平成 30 年度の会費収入が 300 万円増加したこと、前期からの繰越金が当初の見込みより約 500 万円大きくなったことに加えて、支出面で執行残が出たことによる。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 13 - - b】 ひろしま保育・介護人材サポート事業に対する補助（補助金）

(1) 事業の概要等

ア 実施目的

ひろしま保育・介護人材サポート事業は、国が行う保育・介護人材の賃金面での処遇改善等の取組を補完・補強するという視点に立ち、地元企業（スーパー等）、保育・介護事業者（雇用者）、行政（広島市）が一体となって行う買物支援サービスにより、福利厚生面で、保育・介護職員の処遇改善を図ることとしている。あわせて、こうした支援を市民の目に見える形で実施することで、より多くの方が保育・介護人材の重要性・必要性を認識し、こうした人材を支えていく「共助」の取組が地域全体に広がり、保育・介護職の社会的評価や魅力の向上につながることを目的としている。

イ 沿革等

この事業は、平成 29 年 10 月に開始した。広島市文化財団が実施しているダブルのプラットフォームを活用し買物支援サービスを実施する。平成 30 年度は、この事業に対し、広島市文化財団に補助金 36,300 千円を交付している。

ウ 事業の内容

(ア) 事業実施主体

広島市文化財団 広島サンプラザ

(イ) 買物支援サービス

a 対象者

市内民間保育・介護事業所等で勤務する職員約 3 万人のうち、1 万人の加入を想定

b サポート企業 34 社 (平成 30 年 10 月 1 日時点)

c サービス内容

本事業に加入している事業者の職員(会員)に会員証・買物補助券を発行し、上記サポート企業の各店舗において、以下の(a)と(b)のサービスを提供される。

(a) 各サポート企業による独自の買物割引等

・割引サービスに係る経費は各サポート企業が負担

(b) 買物補助券(全サポート企業共通)を利用した買物

・会員 1 人につき、年間 12 千円(500 円券×24 枚を配布)

・補助券に要する経費は広島市と事業者(雇用主)が折半(年間各 6 千円/人を負担)

(ウ) 事業趣旨等の周知・広報

保育・介護人材の現状や必要性、本事業の趣旨等の周知・広報等の実施

(取組事例)

・サポート企業の P R

・サポート企業等での事業の P R (幟旗、ステッカー、ポスターの掲示、チラシ配付等)

(エ) 会員の加入状況

61 法人 3,018 名(平成 30 年度末時点)

区分	増減数	会員数
平成 29 年度	2,080 名	2,080 名
平成 30 年度	938 名	3,018 名
令和元年 10 月時点	502 名	3,520 名

(2) 予算・決算

ア 広島市からの補助金 (単位：千円)

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初予算
広島市補助金収入	-	-	44,000	28,014	69,200	36,300	58,044

イ 平成 30 年度決算額 (単位：千円)

科目		当初予算額	決算額	
収 入	入会金収入	400	273	
	会費収入	43,500	17,553	
	広島市補助金収入	69,200	36,300	
	負担金収入	2,900	1,178	
	雑収入	-	1	
	収入計	116,000	55,305	
支 出	広 報 費	賃金等	4,684	3,798
		消耗品費等	1,700	1,144
		使用料及び賃借料	491	360
		その他経費	1,497	1,198
	管 理 費	報酬	3,888	3,534
		給与手当等	9,949	8,609
		福利厚生費	2,233	1,892
		消耗品費等 他経費	4,558	2,704
		給付事業費	87,000	32,065
		支出額計	116,000	55,305
収入 支出		0	0	

ウ 平成 30 年度の返還金について

当事業に対する補助金の予算額 69,200 千円のうち、予算実行額は 41,832 千円であった。平成 31 年 3 月 31 日付けで精算が行われ、広島市からの補助金が 36,300 千円と確定し、5,532 千円を返還している。

平成 30 年度予算においては、年度末までに会員数を 8,000 人まで増やす事を目指していたが、実際には平成 30 年度末の会員数は、3,018 人となったため、買物補助券に係る広島市負担分に不用が生じたものである。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

公益財団法人広島市スポーツ協会

1 公益財団法人広島市スポーツ協会の概要等

(1) 目的

公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「広島市スポーツ協会」という。）は、健康・体力づくり及び選手強化等に関する各種事業を行うことにより、市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興を図り、もって市民が生きがいを感じることができる明るく元気なまちづくりに貢献することを目的にしている。

(2) 概況

ア 設立経過

昭和 12 年 4 月	広島市体育協会が設立された。
昭和 61 年 9 月	財団法人広島市体育協会として法人格を取得した。
平成 14 年 4 月	財団法人広島市体育協会は、財団法人広島市スポーツ事業団と統合し、財団法人広島市スポーツ協会に名称を変更した。
平成 23 年 4 月	公益財団法人へ移行し、公益財団法人広島市スポーツ協会に名称を変更した。

イ 基本財産

平成 31 年 3 月 31 日現在の基本財産は、52,000 千円であり、うち広島市の出資額は 26,000 千円（出資割合は 50.0%）である。

ウ 事業内容

(ア) 地域スポーツの振興、(イ) 各種大会等の共催・後援、(ウ) スポーツ活動拠点の運営、(エ) スポーツ活動の研究・支援、(オ) 競技スポーツの振興、(カ) スポーツ少年団の育成支援、(キ) スポーツ団体・人材の育成、(ク) スポーツ情報の発信、(ケ) スポーツ基金の運営、(コ) スポーツ活動拠点での売店、自動販売機等による事業、(サ) スポーツ活動拠点の運営（プロスポーツ団体等への施設の貸与）

エ 決算の推移

広島市スポーツ協会の平成28年度から平成30年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書の推移は以下のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部	1,562,422	1,494,684	1,488,494
流動資産	489,679	411,627	392,680
固定資産	1,072,743	1,083,057	1,095,814
基本財産	52,000	52,000	52,000
特定資産	1,002,555	1,012,869	1,025,627
スポーツ振興基金積立資産	356,641	356,641	357,749
少年野球振興基金積立資産	545,914	556,227	567,878
シェイクファハド基金積立資産	100,000	100,000	100,000
その他固定資産	18,187	18,187	18,187
負債の部	1,007,554	952,748	951,911
流動負債	282,536	217,816	228,637
固定負債	725,018	734,932	723,274
退職給付引当金	676,663	714,186	710,126
利用料金等収益返還引当金	48,354	20,745	13,147
正味財産の部	554,868	541,936	536,583
指定正味財産	1,040,641	1,050,641	1,061,749
広島市出資金	1,021,550	1,031,550	1,042,657
寄付金	19,091	19,091	19,091
(指定正味財産合計額のうち基本財産への充当額)	(44,000)	(44,000)	(44,000)
(指定正味財産合計額のうち特定資産への充当額)	(996,641)	(1,006,641)	(1,017,749)
一般正味財産	485,773	508,705	525,165
(うち基本財産への充当額)	(8,000)	(8,000)	(8,000)
(うち特定資産への充当額)	(5,914)	(6,227)	(7,878)
負債及び正味財産合計	1,562,422	1,494,684	1,488,494

(平成30年度公益財団法人広島市スポーツ協会決算報告書等に基づき監査人が作成)

正味財産増減計算書

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般正味財産増減の部			
基本財産運用益	366	366	366
特定資産運用益	5,545	4,245	5,581
受取会費	8,071	8,220	8,450
事業収益	172,175	172,821	159,496
利用料金収益	669,284	694,983	650,050
受取広島市補助金	293,404	326,704	349,341
受取民間等補助金	882	1,027	1,117
広島市受託収益	1,158,295	1,189,160	1,195,279
広島市全国健康福祉祭受託収益	1,100	880	1,320
受取負担金	11,750	11,857	14,520
受取寄附金	1,845	1,792	1,764
雑収益	8,139	8,217	5,522
利用料金等収益返還引当金取崩益	84,543	27,608	7,598
経常収益計	2,415,403	2,447,883	2,400,408
経常費用計	2,492,144	2,470,395	2,416,442
(うち人件費)	(894,481)	(924,450)	(911,361)
当期経常増減額	76,740	22,511	16,034
税引前当期一般正味財産増減額	76,740	22,511	16,034
法人税等	421	421	425
当期一般正味財産増減額	77,161	22,932	16,459
一般正味財産期首残高	408,611	485,773	508,705
一般正味財産期末残高	485,773	508,705	525,165
指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	366	-	-
特定資産運用益	5,545	4,245	5,581
受取基金財産	400,000	10,000	11,107
一般正味財産への振替額	5,911	4,245	5,581
当期指定正味財産増減額	400,000	10,000	11,107
指定正味財産期首残高	640,641	1,040,641	1,050,641
指定正味財産期末残高	1,040,641	1,050,641	1,061,749
正味財産期末残高	554,868	541,936	536,583

(平成30年度公益財団法人広島市スポーツ協会決算報告書等に基づき監査人が作成)

オ 役員

平成31年3月31日現在、理事25人中、市職員は1人、元市職員は1人である。

カ 広島市と広島市スポーツ協会の取引の内容

令和元年6月に広島市が公表した「法人の経営状況報告書」によれば、広島市スポーツ協会の平成30年度総事業費の決算額は2,420,273千円であり、このうち広島市からの指定管理料・補助金等は1,547,604千円(総事業費に占める割合は63.9%)である。

指定管理料・補助金等の明細は、次のとおりである。

広島市と広島市スポーツ協会の取引（平成30年度決算額）

（単位：千円）

事業上の関係	取引の内容	内訳	金額	
広島市公共事業の委託	広島市スポーツ施設等の指定管理	広島広域公園（エディオンスタジアム広島）	1,194,392	
		スポーツセンター・体育館		中区スポーツセンター
				東区スポーツセンター（マエダハウジング東区スポーツセンター）
				南区スポーツセンター
				西区スポーツセンター
				安佐南区スポーツセンター
				安佐北区スポーツセンター
				安芸区スポーツセンター
				佐伯区スポーツセンター
				吉島体育館
				宇品体育館
				高陽体育館
				湯米体育館
				河内体育館
		屋内プール		総合屋内プール（ひろしんビッグウェーブ）
				吉島屋内プール
				東雲屋内プール
				出島屋内プール
		庭球場・運動広場		中央庭球場（広島翔洋テニスコート）・中央バレーボール場
				戸坂庭球場・戸坂運動広場
				南観音庭球場・南観音運動広場
				祇園運動広場
				沼田庭球場・沼田運動広場
湯来庭球場・湯来運動広場				
湯来南庭球場・湯来南運動広場				
上河内庭球場・上河内運動広場				
下河内庭球場・下河内運動広場				
新宮苑庭球場				
クアハウス湯の山				
事業の委託	スポーツ推進委員指導育成事業	708		
	アクティブシニア健康増進リーダー養成事業	179		
共催事業に係る負担	共催負担金	国民体育大会等を目指すジュニア選手育成事業	2,502	
		トップスポーツ観戦ラリー事業	480	
協会事業に対する補助	協会運営事業に対する補助金	-	349,341	
出資	基金への出資	少年野球振興基金への出資金	10,000	
		スポーツ振興基金への出資金	1,107	
合計			1,558,710	

（平成30年度公益財団法人広島市スポーツ協会決算報告書等に基づき監査人が作成）
 監査対象にした事業

キ 無償使用貸借資産

平成31年3月31日現在、広島市スポーツ協会が広島市から無償使用貸借している資産は次のとおりである。

無償使用貸借資産（平成31年3月31日現在）

区分	名称	現在高
建物	事務局	事務所 417.15m ²
	中区スポーツセンター	事務所 8.00m ²
	東区スポーツセンター	事務所 8.00m ²
	南区スポーツセンター	事務所 8.00m ²
	西区スポーツセンター	事務所 8.00m ²
	安佐南区スポーツセンター	事務所 8.00m ²
	安佐北区スポーツセンター	事務所 8.00m ²
	安芸区スポーツセンター	事務所 8.00m ²
	佐伯区スポーツセンター	事務所 8.00m ²
物品	車両	乗用車 3点

（平成30年度公益財団法人広島市スポーツ協会事業報告書に基づき監査人が作成）
 （注）物品は取得価額または評価価格が100万円以上のものを記載している。

ク 監査対象事業

広島市と広島市スポーツ協会の取引及び広島市の担当課が支出した修繕費等のうち、下記について監査対象とした。

事業番号	事業名
14	中区スポーツ施設
14-	中区スポーツ施設(指定管理)
14-	スポーツ施設空調設備等点検業務（広島市負担による設備等点検）
14-	区スポーツセンター整備（広島市負担による整備）
14-	区スポーツセンター維持補修（広島市負担による修繕）
15	東区スポーツ施設(指定管理)
16	佐伯区スポーツ施設(指定管理)
17	広島市スポーツ協会管理運営事業等に対する補助金等（補助金・出資金）

2 【事業14】 中区スポーツ施設

【事業14-】 中区スポーツ施設（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 目的

中区スポーツ施設の管理運営を行う。

イ 施設の概要

施設名	利用時間	休館日	個人利用料金	開設日
中区スポーツセンター	①9:00～21:00 (②以外の月)	水曜日(※)、 8月6日、12月29日～翌年1月3日	トレーニング室 大人560円	昭和63年5月8日
	②8:30～21:30 (7～9月)		体育室 大人260円	
吉島屋内プール	①9:00～21:00 (②以外の月)	水曜日(※)、 8月6日、12月29日～翌年1月3日	大人490円	昭和52年9月3日
	②8:30～21:30 (7～9月)			
吉島体育館	9:00～22:00	水曜日・祝休日の翌々日、8月6日、12月29日～翌年1月3日	体育室 大人1,300円	昭和51年5月1日 (平成23年9月1日建替え)
			会議室：450円	
中央庭球場 (広島翔洋テニスコート)	9:00～21:00	水曜日(※)、 8月6日、12月29日～翌年1月3日	大人760円	平成6年6月1日
中央バレーボール場	①9:00～19:00 (5～8月)	水曜日(※)、 8月6日、12月29日～翌年1月3日	大人510円	昭和25年11月1日
	②9:00～17:00 (11～2月)		フットサル利用 2,040円	
	③9:00～18:00 (3・4・9・10月)			

(※) 祝日の場合は開館

ウ 事業費の推移 (指定管理期間：平成27年度から5年間)

(単位：千円)

区分	収入科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算	指定管理料	115,389	115,864	116,415	116,818	118,313
	利用料金	64,011	64,011	64,011	64,011	64,011
決算	指定管理料	115,389	115,864	116,415	116,818	-
	利用料金	63,310	64,833	64,512	62,746	-

エ 事業の実施状況

(ア) 配置人員

区分	中区スポーツセンター	吉島屋内プール	中央庭球場 中央バレーボール場	吉島体育館
総括責任者	1人	-	-	-
施設管理担当	-	1人	1人	-

区分	中区スポーツセンター	吉島屋内プール	中央庭球場 中央バレーボール場	吉島体育館
受付	1人	1人	1人	1人
トレーニング担当	主任トレーナー1人	-	-	-
	トレーナー1人			
プール監視担当	-	3人	-	-
体育室使用者担当	大体育室1人	-	-	-
	小体育室1人			

(イ) 利用者数等

(単位：人)

施設名	実績利用者数	目標利用者数	達成率
中区スポーツセンター	172,103	169,900	101.3%
吉島屋内プール	55,489	55,489	112.3%
吉島体育館	19,761	-	-
中央庭球場 (広島翔洋テニスコート)	63,551	-	-
中央バレーボール場	15,974	-	-

「中区スポーツ施設に係る指定管理者の業務実施状況(平成30年度)の概要・評価」(抜粋)

(ウ) 支出状況

(単位：千円)

支出科目	予算額			決算額
	当初予算額	補正・流用額	合計	
給料手当	65,090	23,778	41,312	40,632
福利厚生費	8,578	850	7,728	7,632
賃金	9,286	13,380	22,666	22,161
消耗品費等	2,260	6	2,266	2,142
光熱水費	27,428	16,991	44,419	43,685
修繕費	8,277	3,674	11,951	11,042
委託費	47,789	1,044	46,745	46,625
その他	12,121	260	12,381	9,012
合計	180,829	8,639	189,468	182,931

「広島市中区スポーツ施設事業報告書(平成30年度)」(抜粋)

(2) 監査の結果

ア 「指定管理者 実地調査チェック票」のチェック項目記載漏れについて

(ア) 広島市による指定管理者に対する実地調査

広島市の担当課は、広島市中区スポーツセンター外 35 施設の管理に関する協定書の規定に基づいて、各スポーツ施設のモニタリング実地調査を年 2 回実施している。実施に際しては、「指定管理者 実地調査チェック票」により、チェック項目の確認を行い、チェック漏れのないように努めているところであるが、中区スポーツセンター外施設の平成 30 年 11 月 30 日分及び平成 31 年 2 月 18 日分のサンプル調査を行ったところ、「巡回確認」のチェック項目にあるトイレや更衣室の「良・悪」欄のいずれにもチェックがなされていないものがあった。これでは、確認したのかしていないのかも含めて、実地調査の目的を果たしていない。

(イ) 指摘事項の内容

実地調査は、2 名 1 組で実施されていることや、チェック漏れを防止する目的で作成されている「チェック票」に掲げてある項目については、最低限のチェックをすべきであり、報告時の決裁も含めて適切に確認されたい。

【指摘事項 14-1】 「指定管理者 実地調査チェック票」のチェック項目記載漏れについて

<p>広島市の担当課は、広島市中区スポーツセンター外 35 施設の管理に関する協定書の規定に基づいて、各スポーツ施設のモニタリング実地調査を年 2 回実施している。実施に際しては、「指定管理者 実地調査チェック票」により、チェック項目の確認を行い、チェック漏れのないように努めているところであるが、中区スポーツセンター外施設の平成 30 年 11 月 30 日分及び平成 31 年 2 月 18 日分のサンプル調査を行ったところ、「巡回確認」のチェック項目にあるトイレや更衣室の「良・悪」欄のいずれにもチェックがなされていないものがあった。これでは、確認したのかしていないのかも含めて、実地調査の目的を果たしていない。</p>

<p>実地調査は、2 名 1 組で実施されていることや、チェック漏れを防止する目的で作成されている「チェック票」に掲げてある項目については、最低限のチェックをすべきであり、報告時の決裁も含めて適切に確認されたい。</p>
--

イ 監視カメラの修繕時期が「施設修繕事前協議書」の決裁時期と間隔が空いていることについて

(ア) 契約状況

吉島屋内プールにおいて、「監視カメラ取替修繕」として、次表のとおり、平成 31 年 3 月に施工されている。

(表1)

施設名	契約日	金額	設置場所	台数	検査日	指名業者
吉島区内 プール	H31.2.8	839,160円 (1)	事務室及 びプール	1台	H31.3.20	H(株)

(1) 事務室内に液晶モニターと録画機 HD を設置。

(施行伺より監査人作成)

(イ) 契約までの経緯

広島市スポーツ協会(以下「協会」という。)内の手続として、施設修繕の要否を「施設修繕事前協議書」(以下「協議書」という。)により判断している。平成30年7月23日付け「協議書」によれば、吉島屋内プールにおいて、監視カメラの故障等が発生し、その状況として「プール内の監視カメラ3台中2台が故障し映像が映らない。また、レコーダーも耐用年数を超え、いつ録画できなくなるかわからない。防犯や緊急対応時に必要である。」と記載され、協会事務局の「総務担当次長」まで決裁が上げられている。この際の「処置」として、『修繕を実施』と判断している。

平成30年7月23日付け「協議書」の添付書類である見積書(以下「協議書添付見積書」という。)は平成30年10月10日付け(業者名:H(株)、金額:839,160円(消費税込み))のものが添付されていたが、後日監査人より担当課に依頼したところ別途提示を受けた見積書(以下「当初見積書」という。)は2018年7月19日付け(業者名:M(株)、金額:999,000円(消費税込み))であった。当初見積書は、協議書添付見積書と比べ、監視カメラ等のメーカーも相違し、台数も3台の更新を予定したものであった。

これらの事実から、遅くとも平成30年7月19日までに、故障が発生していると思われ、プール内の監視カメラ3台の全てを更新するかどうかを検討しようとした様子がうかがえる。

なお、協会が実際に「施行伺い」を起案したのは、平成31年2月8日であり、その際に添付された見積書(以下「決定見積書」という。)は平成31年2月8日付け(業者名:H(株)、金額:839,160円(消費税込み))で内容及び金額ともに協議書添付見積書と同じである。

時系列を整理すると、平成30年7月19日頃、故障の事実が発生したため「協議書」を平成30年7月23日に起案し、その際に、『修繕の実施』を判断したが、協議書添付見積書の提示の平成30年10月10日まで約2か月半が経過し、さらに実際に契約をした平成31年2月8日まで約6か月が経過している。実際に監視カメラが取り付けられた施工日は平成31年3月20日であるから、故障発生から約8か月後まで2台の監視カメラは使用不能な状態のままであったことになる。

(ウ) 担当課へのヒアリング

「吉島屋内プール施設全体に設置された監視カメラは 5 台あり、今回更新したものはプールを映す監視カメラ 3 台のうちの 2 台である。間隔が空いている理由は、吉島屋内プールの予算規模に比べ修繕金額が大きく、また、将来、建替え計画があることから、価格交渉を行うため、10 月に見積書を徴した。その後、他の優先順位の高い修繕が発生しないことを確認しながら、2 月の工期を決定した。なお、更新までの間は、プール監視員が常駐しており、事故対応ができる体制が整っているため、安全に支障はない。」との説明を受けた。

(I) 改修と修繕の区分

a 根拠法令等

広島市と協会が締結した「広島市中区スポーツセンター外 35 施設に管理に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)で「管理物件の改造、増築、移設及び大規模修繕業務は広島市の責任と費用において実施する(第 7 条第 1 項第 2 号)」とし、「本施設の修繕」は「1 件 100 万円(消費税及び地方消費税を含む)以上のものは広島市が自己の責任と負担で実施する(第 13 条第 2 項)」としている。

また、広島市中区スポーツセンター外 35 施設の管理に関する仕様書(以下「仕様書」という。)では、広島市の負担するものとして「(1)施設・設備の改修及び大規模修繕(施設・設備の原形を変ずる修繕及び模様替又は 1 件当たりおおむね 100 万円を超える修繕)に要する経費(4 経費負担)」としており、施設・設備の改修やおおむね 100 万円を超える修繕も広島市の負担で実施することを定めている。言い換えれば、指定管理者は、施設・設備の改修ではない場合や 100 万円以下の修繕であれば、指定管理料から経費支出ができるということになる。

広島市中区スポーツセンター外 35 施設の管理に関する基本協定書(抜粋)

第 2 章 本業務の範囲及び管理の基準

(本施設の範囲、管理の基準等)

第 6 条 本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等(以下「本業務の範囲等」という。)の細目は、別添仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第 7 条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) 本施設の目的外使用許可(地方自治法第 238 条の 4 第 7 項)に関

すること。

(2) 管理物件の改造、増築、移設及び大規模修繕業務に関すること。

第3章 本業務の実施

(本施設の改造等)

第13条 本施設の改造、増築、移設については、甲（広島市）が自己の費用と負担において実施するものとする。

2 本施設の修繕については、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲（広島市）が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては甲（広島市）が自己の費用と責任において実施するものを除き乙（広島市スポーツ協会）が自己の費用と責任において実施するものとする。

広島市中区スポーツセンター外35施設の管理に関する仕様書（抜粋）

4 経費負担

本施設の管理・運営に要する経費は指定管理者の負担とする。ただし、次に掲げるものについては、広島市の負担とする。

- (1) 施設・設備の改修及び大規模修繕（施設・設備の原形を变ずる修繕及び模様替又は1件当たりおおむね100万円を超える修繕）に要する経費
- (2) 広島市の責めに帰すべき事由があり、かつ、施設運営に致命的な支障があると広島市が判断した修繕に要する経費
- (3) その他協議により定める事項に要する経費

b 監視カメラの取扱い

「基本協定書」によれば、各スポーツ施設を「本施設」と定義し、「本施設」は「管理施設」及び「その附帯設備等」並びに「管理物品」から構成するとしており、全体を称して「管理物件」と定義している（第4条）。ここでいう、「管理施設」は、いわゆる施設本体（例えば、「中区スポーツセンター」「吉島屋内プール」）を指し、「附帯設備等」は施設の敷地内の附帯工作物及び植栽を指し、「管理物品」は備品台帳に掲げる物品を指している。

「仕様書」は、「基本協定書」の付属書類であり、用語の定義は引用されているが、「施設・設備の改修」でいう「施設」や「設備」は定義付けされてお

らず、おそらく「施設」は「管理施設」をいい、「設備」は「その他附帯設備」を指していると思われる。

監視カメラは、施設の建築当初から建物に固定され、電気設備等に接続され使用されるものであり、広島市は、別途「備品」としての取扱いはしていない。

すなわち、監視カメラは「管理物品」ではなく、「その他附帯設備」でもないことから、「管理施設」に含まれると考えられる。

c 改修と修繕の区分

広島市及び協会の各種規定に、「改修」及び「修繕」の明確な定義や区分がないため、法人税法から引用すると、「改修」と同様の定義として、法人税法に「資本的支出」という定義があるが、その規定では、「その資産の通常の管理又は修理した場合に予測されるその資産に使用可能期間を延長させる部分、あるいは、その資産の価値を増加させる部分の金額をいう。」とし、法人税法基本通達 7-8-1 では、「固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分が資本的支出となる。」としている。

また、「修繕」とは、法人税法基本通達 7-8-2 で、「固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産について、その原状を回復するために要した費用の額をいう。」としている。

d 本件へのあてはめ

本件監視カメラは、「吉島屋内プール内の監視カメラ 3 台中 2 台が故障し映らない。また、レコーダーも耐用年数を超え、いつ録画できなくなるかわからない。防犯や緊急対応時に必要である。」という理由から、旧来型から最新型への更新を行ったものであるが、設備の全面的な更新であれば、上記 c にあてはめると、「資産の価値を高め、耐久性が増す」ことになるから、「改修」工事に該当するものと考えられる。

本件は、監視カメラ 3 台中の 2 台を更新するとともに、あわせて「レコーダー及び液晶モニター」も最新型に更新しているが、1 台数万円の監視カメラ 1 台を残して契約しているが、いずれ故障する可能性がある。本来であれば、監視カメラ設備全体の更新を予定し、見積書を徴するなどして全体の規模を把握すべきであったと考えられる。

e 指摘事項の内容

協会としては、当該監視カメラの取替えは「修繕」と判断し、「基本協定書」や「仕様書」より、100 万円未満の修繕であれば、指定管理料からの支出が認められると判断したと推察される。

実態は、「改修」であるから、上記dのとおり、「監視カメラ設備全体の改修」として工事全体の規模を把握するとともに、広島市に報告し、広島市との協議により、負担区分を決定し施工すべきであった。しかしながら、広島市への報告をすることなく、修繕料として支出したものであるといえる。

また、基本協定書第 29 条に基づき、管理業務の実施状況報告（以下「実施報告書」という。）について、平成 30 年 7 月分の実施報告書に当該監視カメラの故障についての記載がないが、故障事実の発生については、「協議書」に記載された「修繕実施の内容及び理由」において『吉島屋内プール内の監視カメラ 3 台中 2 台が故障し映らない。また、レコーダーも耐用年数を超え、いつ録画できなくなるかわからない。防犯や緊急対応時に必要である。』とされていることからみて、基本協定書第 29 条第 2 項第 3 号「その他本業務の実施に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合」に該当するため、その発生月において「故障している旨」を報告するべきであり不当である。なお、修繕が実施された平成 31 年 2 月度の実施報告書には本件修繕が記載されている。

広島市中区スポーツセンター外 35 施設の管理に関する基本協定書（抜粋）

第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

第 29 条（業務実施報告書等の提出）

乙は、その月の本業務の実施状況について、翌 10 日までに、別途甲が定める様式により業務実施報告書を作成し、甲に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合

- (1) 本業務の全部又は一部を休止する必要がある場合、又はそのおそれがある場合
- (2) 施設において事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (3) その他本業務の実施に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

故障等は、日常において突発的に発生するケースが多く、緊急性やその原因等に応じて対応を判断する必要があるが、当然に利用者の安全面が最優先されるべきであり、本件のように「防犯や緊急対応時に必要」としながら、故障の発生時から 8 か月を経過しての修繕実施は明らかに期間が空きすぎであり不当である。担当課は、安全面からみれば遊泳中の監視員が常駐していること、また、防犯面からみれば、5 台のうち 3 台は稼働していることから、いずれも

支障がないと説明するが、例えば、当該 8 か月間に犯罪行為が発生し、カメラの故障により情報提供ができない結果となった場合であるとか、監視員が通常以上の緊張感で監視に当たらなければならない状況であることを考えれば、速やかに修繕に取り掛かるべきであったと考える。さらに言えば、結果的には更新したのであるから、間隔が空いた理由は、予算執行との平衡を図ったために生じたといえる。

指定管理者として「施設の適正な管理を確保しつつ、市民サービスの質の向上を図る。」という運営方針に逆行したものであり、今後は、基本協定書及び仕様書並びに実施報告書において、広島市と協会の間で、故障や修繕等の発生報告が速やかに行われるよう次のような改善策を検討されたい。

f 今後の改善策

広島市と協会の間において、次の改善策を検討されたい。

- (a) 改修と修繕の定義（取扱い）を明確にすること。
- (b) 修繕の金額基準（おおむね 100 万円未満）とは別に、利用者サービスと安全を第一に緊急を要する修繕等は例外規定を設け、迅速に対応できるようにすること。
- (c) 指定管理期間内の修繕計画を綿密に立てること。

【指摘事項 14-2】 監視カメラの修繕時期が「施設修繕事前協議書」の決裁時期と間隔が空いていることについて

吉島屋内プールにおいて、「監視カメラ取替修繕」として、次表のとおり、平成 31 年 3 月に施工されている。

表 1

施設名	契約日	金額	設置場所	台数	検査日	指名業者
吉島屋内プール	H31.2.8	839,160 円 (1)	事務室及びプール	1 台	H31.3.20	H(株)

(1) 事務室内に液晶モニターと録画機 HD を設置。 (施行何より監査人作成)

契約までの経緯については、広島市スポーツ協会（以下「協会」という。）内の手続として、施設修繕の要否を「施設修繕事前協議書」（以下「協議書」という。）により判断しているが、平成 30 年 7 月 19 日頃、故障の事実が発生したため「協議書」を平成 30 年 7 月 23 日に起案し、その際に、『修繕の実施』を判断したが、協議書添付見積書の提示の平成 30 年 10 月 10 日まで約 2 か月半が経過し、さらに実際に契約をした平成 31 年 2 月 8 日まで約 6 か月が経過している。実際に監視カメラが取り付けられた施工日は平成 31 年 3 月 20 日であるから、故障発生か

ら約 8 か月後まで 2 台の監視カメラは使用不能な状態のままであったことになる。

「広島市中区スポーツセンター外 35 施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 29 条に基づく、管理業務の実施状況報告（以下「実施報告書」という。）について、平成 30 年 7 月分の実施報告書に当該監視カメラの故障についての記載がないが、故障事実の発生については、「協議書」に記載された「修繕実施の内容及び理由」において『吉島屋内プール内の監視カメラ 3 台中 2 台が故障し映らない。また、レコーダーも耐用年数を超え、いつ録画できなくなるかわからない。防犯や緊急対応時に必要である。』とされていることからみて、基本協定書第 29 条第 2 項第 3 号「その他本業務の実施に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合」に該当するため、その発生月において「故障している旨」を報告すべきであり不当である。なお、修繕が実施された平成 31 年 2 月度の実施報告書には本件修繕が記載されている。

故障等は、日常において突発的に発生するケースが多く、緊急性やその原因等に応じて対応を判断する必要があるが、当然に利用者の安全面が最優先されるべきであり、本件のように「防犯や緊急対応時に必要」としながら、故障の発生時から 8 か月を経過しての修繕実施は明らかに期間が空きすぎであり不当である。

担当課は、安全面からみれば遊泳中の監視員が常駐していること、また、防犯面からみれば、5 台のうち 3 台は稼働していることから、いずれも支障がないと説明するが、例えば、当該 8 か月間に犯罪行為が発生し、カメラの故障により情報提供ができない結果となった場合であるとか、監視員が通常以上の緊張感で監視に当たらなければならない状況であることを考えれば、速やかに修繕に取り掛かるべきであったと考える。さらにいえば、結果的には更新したのであるから、間隔が空いた理由は、予算執行との平衡を図ったために生じたといえる。

指定管理者として「施設の適正な管理を確保しつつ、市民サービスの質の向上を図る。」という運営方針に逆行したものであり、今後は、基本協定書及び仕様書並びに実施報告書において、広島市と協会の間で、故障や修繕等の発生報告が速やかに行われるよう次のような改善策を検討されたい。

ア 改修と修繕の定義（取扱い）を明確にすること。

イ 修繕の金額基準（おおむね 100 万円未満）とは別に、利用者サービスと安全面を第一に緊急を要する修繕等は例外規定を設け、迅速に対応できるようにすること。

ウ 指定管理期間内の修繕計画を綿密に立てること。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 14- 】 スポーツ施設空調設備等点検業務（広島市負担による設備等点検）

(1) 事業の概要等

ア 目的

フロン類の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、一定規模以上のエアコン・冷凍冷蔵機器については、専門的な定期点検を実施することが義務付けられている。当課が所管するスポーツ施設において定期点検業務を実施する。

イ 内容

施行場所（施設）

施設名	点検対象機器	
中区スポーツセンター	空調機	2台
中央庭球場	空調機	4台
東区スポーツセンター	空調機	1台
南区スポーツセンター	冷凍機器	4台
宇品体育館	冷凍機器	1台
出島屋内プール	冷凍機器	8台
	空調機	2台
湯来体育館	空調機	8台
クアハウス湯の山	空調機	4台

ウ 事業費の推移

（単位：千円）

区分	科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	委託料	-	577	-
決算	委託料	-	717	-

エ 事業の実施状況

施設名	点検対象機器		検査日
中区スポーツセンター	空調機	2台	H31.3.4
中央庭球場	空調機	4台	H31.3.11
東区スポーツセンター	空調機	1台	H31.3.11
南区スポーツセンター	冷凍機器	4台	H31.3.14

施設名	点検対象機器		検査日
宇品体育館	冷凍機器	1台	H31.3.14
出島屋内プール	冷凍機器	8台	H31.3.13
	空調機	2台	
湯来体育館	空調機	8台	H31.3.7
クアハウス湯の山	空調機	4台	H31.3.6

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 14 - 】 区スポーツセンター整備（広島市負担による整備）

(1) 事業の概要等

ア 目的

「中区スポーツセンター大体育館床改修」

東京五輪のメキシコボクシングチームの合宿を適切に行えるよう、リング等を設置する床下を修繕する。

イ 内容

施行場所（施設）

施設名	施行場所	業務内容
中区スポーツセンター	大体育館	床下点検業務
		床下点検修繕

ウ 事業費の推移

（単位：千円）

区分	科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	修繕料	-	1,300	-
決算	修繕料	-	2,466	-

エ 事業の実施状況

施設名	施行場所	業務内容	検査日
中区スポーツセンター	大体育館	床下点検業務	H30.9.28
		床下点検修繕	H31.3.13

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 14 - 】 区スポーツセンター維持補修（広島市負担による修繕）

(1) 事業の概要等

ア 目的

「東区スポーツセンター喫茶室等の修繕」

- (ア) 中区スポーツセンター体育館から敷地内道路上への外壁タイル落下による損害を防止することを目的とする。
- (イ) 東区スポーツセンター喫茶いくせい照明器具取替修繕
- (ウ) 宇品体育館外低濃度PCB含有検査業務

イ 内容

施行場所（施設）

区分	施設名	施行場所	業務内容
(ア)	中区スポーツセンター	大体育館	南面外壁タイル落下養生業務
(イ)	東区スポーツセンター	喫茶いくせい	照明器具取替修繕
(ウ)	宇品体育館	-	低濃度PCB含有検査業務
	西区スポーツセンター		
	安佐南区スポーツセンター		
	佐伯区スポーツセンター		

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	修繕料	-	90	-
決算	修繕料他	-	1,560	-

エ 事業の実施状況

区分	施設名	施行場所	業務内容	検査日
(ア)	中区スポーツセンター	大体育館	南面外壁タイル落下養生業務	H31.1.31
(イ)	東区スポーツセンター	喫茶いくせい	照明器具取替修繕	H31.2.28
(ウ)	宇品体育館	各施設内	低濃度PCB含有検査業務	H31.3.18
	西区スポーツセンター			
	安佐南区スポーツセンター			
	佐伯区スポーツセンター			

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

3 【事業 15】 東区スポーツ施設（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 目的

東区スポーツ施設の管理運営を行う。

イ 施設の概要

施設名	利用時間	休館日	個人利用料金	開設日
総合屋内プール (ひろしんビッグ ウエーブ)	①9:00～21:00 (10～6月)	火曜日(※)、 8月6日、12月30 日～翌年1月1日	50mプール 大人550円	平成3年8月1日 (プール)
	②8:30～21:30 (7～9月)		スケートリンク 大人1,580円	平成3年12月1日 (スケート)
東区スポーツセン ター(マエダハウ ジング東区スポー ツセンター)	①9:00～21:00 (10～6月)	火曜日(※)、 8月6日、12月29 日～翌年1月3日	トレーニング室 大人560円	平成元年5月7日
	②8:30～21:30 (7～9月)		プール:490円 体育室:260円	
戸坂庭球場	9:00～21:00	火曜日(※)、 8月6日、12月29 日～翌年1月3日	庭球場 大人510円	昭和54年10月1日
戸坂運動広場			運動公園 大人920円	

(※) 祝日の場合は開館

ウ 事業費の推移(指定管理期間:平成27年度から5年間)

(単位:千円)

区分	収入科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初 予算	指定管理料	174,967	175,357	175,745	176,072	177,965
	利用料金	188,938	188,938	188,938	188,938	176,719
決算	指定管理料	174,967	175,537	178,038	176,072	-
	利用料金	168,803	172,582	176,719	165,522	-

エ 事業の実施状況

(ア) 配置人員

区分	総合屋内プール	東区スポーツセ ンター	戸坂庭球場 戸坂運動広場
総括責任者	1人	1人	-
受付	1人	1人	1人
トレーニング室担当	-	2人	-
体育室使用者担当	大体育室1人	-	-
	小体育室1人		

区分	総合屋内プール	東区スポーツセンター	戸坂庭球場 戸坂運動広場
プール使用者担当	1人	1人	-
プール監視担当	3人	3人	-
スケートリンク使用者担当	1人	-	-
スケートリンク監視担当	3人	-	-
駐車場担当	-	1人	-

(イ) 利用者数等

(単位：人)

施設名	実績利用者数	目標利用者数	達成率
総合屋内プール	()126,805	154,800	81.9%
東区スポーツセンター	()276,589	283,300	97.6%
戸坂庭球場	4,286	-	-
戸坂運動広場	21,575	-	-

「東区スポーツ施設に係る指定管理者の業務実施状況（平成30年度）の概要・評価」（抜粋）

() 総合屋内プール及び東区スポーツセンターそれぞれでプール天井改修工事を行い、9月から12月にかけて一時利用を中止したため、数値を補正している。

(ウ) 支出状況

(単位：千円)

支出科目	予算額			決算額
	当初予算額	補正・流用額	合計	
給料手当	48,705	11,838	36,867	34,186
福利厚生費	7,599	97	7,696	7,644
賃金	5,640	12,786	18,426	18,393
消耗品費等	9,097	28	9,069	8,968
光熱水費	127,628	30,446	97,182	96,496
修繕費	14,805	7,009	21,814	21,008
委託費	143,396	2,964	140,432	140,199
その他	8,140	3,701	11,841	11,631
合計	365,010	21,683	343,327	338,525

「広島市東区スポーツ施設事業報告書（平成30年度）」（抜粋）

(2) 監査の結果

監視カメラ設備、空調機及び電気設備の各修繕を分割発注していることについて

ア 契約状況

東区スポーツセンター及び総合屋内プールともに、「監視カメラ設備修繕」(以下「監視カメラ等」という。)\ 「空調機修繕」及び「電気設備修繕」(以下「空調機等」という。)として、修繕料として支出された内訳は次表1、表2及び表3のとおりであり、それぞれ1回当たりの契約金額が100万円に近い金額になっている。

表1：監視カメラ設備修繕の内訳

(単位：円)

施設	支出年度	金額	設置場所	台数	検査日	指名業者
東区 スポーツ センター	H29	999,000	小体育室	1台	H30.3.30	M(株)
		(1)	トレーニング室	1台		
		378,000	2階大体育観覧席	1台	H30.3.30	
	H30	999,000	プール	1台	H30.9.30	
			1階ロビー	2台		
			大体育室	1台		
		939,600	2階玄関	1台	H31.3.26	
地階トレーニング室	2台					
大体育室	1台					
総合 屋内 プール	H29	999,000	女子更衣室	1台	H30.3.30	M(株)
			(2)	男子更衣室		
	H30	999,000	2階ロビー	1台	H30.9.30	
			屋外回転	2台		
		891,000	1階ロビー	1台	H31.3.26	
2・3階観客席	1台					
			地下	1台		
表1 合計	H29	2,376,000				
	H30	3,828,600				
	計	6,204,600				

(1) (2) 同一事務室内に施設ごとに液晶モニターと録画機 HD を設置。

(施行伺より監査人作成)

表 2：電気設備修繕の内訳

(単位：円)

施設名	支出年度	金額	設置場所	工事内容	検査日	指名業者
総合屋内プール	H30	993,600	事務室	空調機の電気設備の故障による取替え	H31.3.13	(株)B

表 3：空調機修繕の内訳

(単位：円)

施設名	支出年度	金額	設置場所	工事内容及び機種	検査日	指名業者
東区スポーツセンター	H30	939,600	総合窓口(室内2台)	空調機の故障のよる取替え	H31.3.13	(株)B
				RC1DAP80GHP6		
982,800	事務室(室内2台)	同上	H31.3.13			
		RC1DAP112GHP6				
総合屋内プール	H30	982,800	事務室(室内2台)	同上	H31.3.13	(株)B
				RC1DAP112GHP6		
表3合計		2,905,200				
表2及び表3合計		3,898,800				

(施行伺より監査人作成)

イ 「監視カメラ等」の設置場所の確認

令和元年10月9日水曜日に東区スポーツセンター及び総合屋内プールの実地監査を行った。東区スポーツセンターは、平成3年8月1日、総合屋内プールは平成元年5月7日の開設であり、両施設ともに建築から約30年が経過し、当該設置された「監視カメラ」については、上表1に掲げた箇所に取り付けられてあったが、まだ数基のカメラが老朽化により故障し機能不全状態で設置されたままであった。

また、「液晶モニター」と「ハードディスク録画機」は、平成29年度の指定管理料から支出され、新しく設置されており、以後順次更新される監視カメラはこの機器に接続されて一体として機能するものである。また、東区スポーツセンターと総合屋内プールの事務室自体は、一つの部屋で区分されることなく、同じ場所にあることがわかった。「液晶モニター」も「ハードディスク録画機」も図表4のとおり、並べて設置されている。

なお、旧型のモニター及び録画機は、除却しておらず、そのままの状態で使用することなく設置されていた。

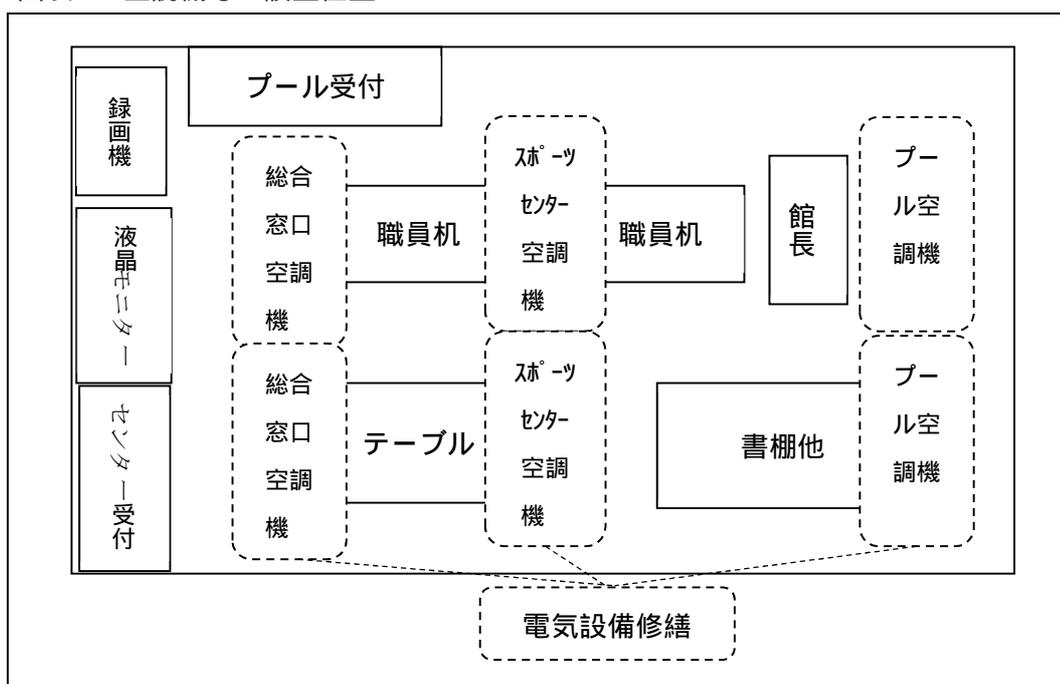
ウ 「空調機等」の設置場所の確認

当該設置された空調機は、上表3に掲げた箇所に取り付けられてあったが、「東区スポーツセンター」及び「総合屋内プール」の施設自体は外見上別々であるが、同施設の「総合窓口」及び「事務室」は、同じ部屋の中を仕切ることなく、内部的に位置だけで呼称しているという事実が判明した。

上表3の空調機を確認したところ、図表4のとおり、部屋の最前列が「総合窓口」を、中列が「東区スポーツセンター事務室」を、後列が「総合屋内プール事務室」をそれぞれ示しており、外部からはその区別がつかない。

また、従来設置してあった空調機は、都市ガスにより運転する方式であったが、今回取付けた空調機は、電気で駆動するパッケージ式であり、表2に掲げる「空調設備修繕」については、電気式に替えるための仕様変更工事であることが判明した。このことから、単に一の工事を4件の工事に分割していることがうかがえた。

図表4 空調機等の設置位置



エ 東区スポーツ施設館長へのヒアリング

(ア) 「監視カメラ等」について

「全部の監視カメラの交換が望ましいが、予算の都合上、全部の交換が困難なので、利用者の防犯安全面から優先順位を決めて、平成29年度から順次取替えを行っている。」とのことであった。また、監視カメラの全機全台の交換を計画し、交換した場合の見積りをしたことがあるかという質問には、明確な回答はなかった。

(4) 「空調機等」について

「従来の空調機が効かなくなったため、取替えを行った。」とのことであった。

(5) 契約金額が 100 万円に近い金額になる理由について

なぜ、契約金額が 100 万円に近い金額になるのか質問したが、施設側から指示や依頼をしたことはなく、また、業者側からの相談もないとの説明であった。協会としては、「適正な価格」で契約したと説明を受けた。

オ 改修と修繕の区分

(7) 根拠法令等

広島市と協会が締結した基本協定書で「管理物件の改造、増築、移設及び大規模修繕業務は広島市の責任と費用において実施する（第 7 条第 1 項第 2 号）」とし、「本施設の修繕」は「1 件 100 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものは広島市が自己の責任と負担で実施する（第 13 条第 2 項）」としている。

広島市中区スポーツセンター外 35 施設の管理に関する基本協定書（抜粋）

第 2 章 本業務の範囲及び管理の基準

（本施設の範囲、管理の基準等）

第 6 条 本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等（以下「本業務の範囲等」という。）の細目は、別添仕様書に定めるとおりとする。

（甲が行う業務の範囲）

第 7 条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) 本施設の目的外使用許可（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）に関する
こと。

(2) 管理物件の改造、増築、移設及び大規模修繕業務に関すること。

（省略）

第 3 章 本業務の実施

（本施設の改造等）

第 13 条 本施設の改造、増築、移設については、甲（広島市）が自己の費用と負担において実施するものとする。

2 本施設の修繕については、1 件につき 100 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲（広島市）が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 100 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては甲（広島市）が自己の費用と責任において実施するものを除き乙（広島市スポーツ協会）が自己の費用と責任において実施するものとする。

また、広島市中区スポーツセンター外 35 施設の管理に関する仕様書（以下「仕様書」という。）では、広島市の負担するものとして「4 経費負担（1）施設・設備の改修及び大規模修繕（施設・設備の原形を変えずる修繕及び模様替又は 1 件当たりおおむね 100 万円を超える修繕）に要する経費」としており、施設・設備の改修やおおむね 100 万円を超える修繕も広島市の負担で実施することを定めている。言い換えれば、指定管理者は、施設・設備の改修ではない場合や 100 万円以下の修繕であれば、指定管理料から経費支出ができるということになる。

広島市中区スポーツセンター外 35 施設の管理に関する仕様書（抜粋）

4 経費負担

本施設の管理・運営に要する経費は指定管理者の負担とする。ただし、次に掲げるものについては、広島市の負担とする。

- (1) 施設・設備の改修及び大規模修繕（施設・設備の原形を変えずる修繕及び模様替又は 1 件当たりおおむね 100 万円を超える修繕）に要する経費
- (2) 広島市の責めに帰すべき事由があり、かつ、施設運営に致命的な支障があると広島市が判断した修繕に要する経費
- (3) その他協議により定める事項に要する経費

(イ) 「監視カメラ」及び「空調機」の取扱い

「基本協定書」によれば、各スポーツ施設を「本施設」と定義し、「本施設」は「管理施設」及び「その附帯設備等」並びに「管理物品」から構成するとしており、全体を称して「管理物件」と定義している（第 4 条）。ここでいう、「管理施設」は、いわゆる施設本体（例えば、「東区スポーツセンター」「総合屋内プール」）を指し、「附帯設備等」は施設の敷地内の附帯工作物及び植栽を指し、「管理物品」は備品台帳に掲げる物品を指している。

「仕様書」は、「基本協定書」の付属書類であり、用語の定義は引用されているが、「施設・設備の改修」でいう「施設」や「設備」は定義付けされておらず、おそらく「施設」は「管理施設」をいい、「設備」は「その他附帯設備」を指していると思われる。

「監視カメラ」及び「空調機」は、施設の建築当初から建物に固定され、電気設備等に接続され使用されるものであり、広島市は、別途「備品」としての取扱いをしていない。

すなわち、「監視カメラ」及び「空調機」は「管理物品」ではなく、「その他附帯設備」でもないことから、「管理施設」に含まれると考えられる。

(ウ) 改修と修繕の区分

広島市及び協会の各種規程において、「改修」と「修繕」の定義や区分がないた

め、法人税法から引用すると、「改修」と同様の定義として、法人税法に「資本的支出」という定義があるが、その規定では、「その資産の通常の管理又は修理した場合に予測されるその資産に使用可能期間を延長させる部分、あるいは、その資産の価値を増加させる部分の金額をいう。」とし、法人税法基本通達 7-8-1 では、「固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分が資本的支出となる。」としている。

また、「修繕」とは、法人税法基本通達 7-8-2 で、「固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産について、その原状を回復するために要した費用の額をいう。」としている。

(I) 本件へのあてはめ

本件「監視カメラ等」は、経年劣化により映像が映らないことから、旧来型から最新型への更新を行ったものである。また、本件「空調機等」は、経年劣化により故障し、空調が効かないことから、都市ガス型から電気ユニット型への更新を行ったものである。設備の全面的な更新であれば、上記(ウ)にあてはめると、「資産の価値を高め、耐久性が増す」ことになるから、「改修」工事に該当するものと考えられる。本来であれば、「監視カメラ等」及び「空調機等」全体の更新を予定し、見積書を徴するなどして規模を把握すべきであったと考えられる。

(オ) 指摘事項の内容

協会としては、当該「監視カメラ等」及び「空調機等」の取替えは「修繕」と判断し、「基本協定書 第 7 条第 1 項第 2 号」及び「仕様書 4 経費負担 (1) 施設・設備の改修及び大規模修繕 (施設・設備の原形を変ずる修繕及び模様替又は 1 件当たりおおむね 100 万円を超える修繕) に要する経費」の規定により、100 万円未満の「修繕」であれば、指定管理料からの支出が認められると判断したと推察される。仮に、「修繕」であるならば、本来は、平成 29 年度及び平成 30 年度に「監視カメラ等」修繕料として支出した合計金額 6,204,600 円、平成 30 年度に「空調機等」修繕料として支出した合計金額 3,898,800 円は、金額基準により、それぞれ 100 万円を超える「大規模修繕」となり、基本的には広島市の責任と費用で実施すべき業務となる。

一方、本件修繕料は、「監視カメラ設備修繕」、「空調機修繕」及び「電気設備修繕」という名目で 1 回当たりの契約金額を 100 万円未満になるように発注しており、あたかも修繕であるかのようにみえるが、実態は、「改修」であるから、上記 (I) のとおり、「設備全体の改修」として工事全体の規模を把握するとともに、広島市に報告し、基本的には広島市の負担により施工すべきであった。しかしながら、広島市への報告をすることなく、修繕料として支出したものである。

つまり、本件が「修繕」であっても、工事全体で「大規模修繕」に該当するし、「改修」であっても「施設の改修」に該当することから、いずれの判断にしても、協会は広島市に報告し、広島市の責任と負担により対応すべきであったと判断される。

さらに、この発注方法は、一体工事を分割して発注する、いわゆる『分割発注』という形態であり、極めて問題である。また、この方法を採用したことで広島市と指定管理者との費用負担とは別に、次の問題も生じる。

協会は、契約事務について、「広島市契約規則」に準拠しており、同規則では、契約方法として、「修繕」であれば100万円を超えない契約（同規則第22条の2第1項第6号）、「工事」であれば250万円を超えない契約（同規則第22条の2第1項第1号）は、それぞれ『随意契約』で行うことができるが、本件「監視カメラ等」は総額6,204,600円、本件「空調機等」は総額3,898,800円であるから、それぞれ「大規模修繕(100万円超)」あるいは「施設の改修(工事(250万円超))」に該当し、本来であれば、広島市に報告し、広島市が随意契約ではなく一般競争入札で契約すべきであったところ、本件のように協会が『分割発注』したことで、広島市が結果的に一般競争入札を逃れ、適正な競争を妨げたことは、地方自治法の趣旨を鑑みれば不当である。さらに本件は『分割発注』方式で随意契約をしており、個々の契約は、限りなく100万円に近い金額となっていることから、全体的に改修する場合と比べて高額な契約になることは明白であり、一般競争入札をした場合の契約額と本件随意契約の契約額との差額については過大な支出となるものであり、極めて重大な問題である。協会は「適正な価格で契約をしている。」という認識を改め、重大な事態であるという認識を持つべきである。

公益財団法人広島市スポーツ協会会計規程（抜粋）

第7章 契約

（契約）

第60条 売買、賃貸、請負その他の契約を締結しようとするときは、あらかじめ予定価格を定め、その性質又は目的により、次の方法により行うものとする。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 随意契約

2 契約に関する事務の取扱いについては、広島市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）の例によるものとする。

3 前2号に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、会長が定める。

広島市契約規則（抜粋）

第4章 随意契約

（随意契約によることができる場合）

第22条の2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。
- (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

今後は、基本協定書及び仕様書並びに実施報告書において、広島市と協会の間で、故障や修繕等の発生報告が速やかに行われるよう次のような改善策を検討されたい。

(カ) 今後の改善策

- a 改修と修繕の定義（取扱い）を明確にすること。
- b 修繕の金額基準（おおむね100万円未満）とは別に、利用者サービスと安全面を第一に緊急を要する修繕等は例外規定を設け、迅速に対応できるようにすること。
- c 指定管理期間内の修繕計画を綿密に立てること。

【指摘事項 15-1】 監視カメラ設備、空調機及び電気設備の各修繕を分割発注していることについて

ア 契約状況

東区スポーツセンター及び総合屋内プールともに、「監視カメラ設備修繕」（以下「監視カメラ等」という。） 「空調機修繕」及び「電気設備修繕」（以下「空調機等」という。）として、修繕料として支出された内訳は次表1、表2及び表3のとおりであり、それぞれ1回当たりの契約金額が100万円に近い金額になっている。

表1：監視カメラ設備修繕の内訳

(単位：円)

施設名	支出年度	金額	設置場所	台数	検査日	指名業者
東区スポーツセンター	H29	999,000 (※1)	小体育室	1台	H30.3.30	M(株)
			トレーニング室	1台		
		378,000	2階大体育観覧席	1台	H30.3.30	
	H30	999,000	プール	1台	H30.9.30	
			1階ロビー	2台		
			大体育室	1台		
		939,600	2階玄関	1台	H31.3.26	
			地階トレーニング室	2台		
大体育室	1台					
総合屋内プール	H29	999,000 (※2)	女子更衣室	1台	H30.3.30	M(株)
			男子更衣室	1台		
	H30	999,000	2階ロビー	1台	H30.9.30	
			屋外回転	2台		
		891,000	1階ロビー	1台	H31.3.26	
			2・3階観客席	1台		
地下	1台					
表1合計	H29	2,376,000				
	H30	3,828,600				
	計	6,204,600				

(※1)(※2) 同一事務室内に施設ごとに液晶モニターと録画機HDを設置
(施行伺より監査人作成)

表2：電気設備修繕の内訳

(単位：円)

施設名	支出年度	金額	設置場所	工事内容	検査日	指名業者
総合屋内プール	H30	993,600	事務室	空調機の電気設備の故障による取替え	H31.3.13	(株)B

(施行伺より監査人作成)

表3：空調機修繕の内訳

(単位：円)

施設名	支出年度	金額	設置場所	工事内容及び機種	検査日	指名業者
東区スポーツセンター	H30	939,600	総合窓口 (室内2台)	空調機の故障による取替え	H31.3.13	(株)B
				RC1DAP80GHP6		
	982,800	事務室 (室内2台)	同上	H31.3.13		
			RC1DAP112GHP6			
総合屋内プール	H30	982,800	総合窓口 (室内2台)	同上	H31.3.13	(株)B
				RC1DAP112GHP6		
表3合計		2,905,200				
表2及び表3合計		3,898,800				

(施行伺より監査人作成)

イ 指摘事項

広島市スポーツ協会（以下「協会」という。）としては、当該「監視カメラ等」及び「空調機等」の取替えは「修繕」と判断し、「基本協定書」及び「仕様書」の規定により、100万円未満の「修繕」であれば、指定管理料からの支出が認められると判断したと推察されるが、本件修繕料は、「監視カメラ設備修繕」、「空調機修繕」及び「電気設備修繕」という名目で1回当たりの契約金額を100万円未満になるように発注しており、あたかも修繕であるかのようにみえるが、実態は、「改修」であるから、平成29年度及び平成30年度に「監視カメラ等」修繕料として支出した合計金額6,204,600円、平成30年度に「空調機等」修繕料として支出した合計金額3,898,800円は、金額基準により、それぞれ100万円を超える「大規模修繕」となり、本来は、「設備全体の改修」として工事全体の規模を把握するとともに、広島市に報告し、基本的には広島市の負担により施工すべきであった。

さらに、この発注方法は、一体工事を分割して発注する、いわゆる『分割発注』という形態であり、極めて問題である。また、この方法を採用したことで広島市と指定管理者との費用負担とは別に、次の問題も生じる。

協会は、契約事務について、「広島市契約規則」に準拠しており、本来であれば、本件修繕料は「設備全体の改修」として広島市に報告し、広島市が一般競争入札で契約すべきであったところ、本件のように協会が『分割発注』したことで、広島市が結果的に一般競争入札を逃れ、適正な競争を妨げたことは、地方自治法の趣旨に鑑みれば不当である。

さらに本件は『分割発注』方式で随意契約をしており、個々の契約は、限りなく100万円に近い金額となっていることから、全体的に改修する場合と比べて高額な契約になることは明白であり、一般競争入札をした場合の契約額と本件随意契約の契約額との差額については過大な支出となるものであり、極めて重大な問題である。

協会は「適正な価格で契約をしている。」という認識を改め、重大な事態であるという認識を持つべきである。

今後は、基本協定書及び仕様書並びに実施報告書において、広島市と協会の間で、故障や修繕等の発生報告が速やかに行われるよう次のような改善策を検討されたい。

- (ア) 改修と修繕の定義（取扱い）を明確にすること。
- (イ) 修繕の金額基準（おおむね100万円未満）とは別に、利用者サービスと安全面を第一に緊急を要する修繕等は例外規定を設け、迅速に対応できるようにすること。
- (ウ) 指定管理期間内の修繕計画を綿密に立てること。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はなかった。

4 【事業 16】 佐伯区スポーツ施設（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 目的

佐伯区スポーツ施設の管理運営を行う。

イ 内容

施設の概要

施設名	利用時間	休館日	個人利用料金	開設
佐伯区スポーツセンター	9:00～21:00 (10～6月)	火曜日()、 8月6日、12月 29日～翌年1 月3日	トレーニング室 大人 560円	平成3年5月19日
	8:30～21:30 (7～9月)		プール 大人 490円	
			体育室 大人 260円	
湯来体育館	10:00～22:00	火曜日()、 8月6日、12月 29日～翌年1 月3日	トレーニング室 大人 560円	平成10年11月
			体育室 大人 260円	
			剣道場 大人 260円	
湯来庭球場	10:00～22:00	火曜日()、 8月6日、12月 29日～翌年1 月3日	大人 510円	昭和56年12月
湯来運動広場			大人 1,110円	
湯来南庭球場	10:00～19:00 (5～8月) 10:00～18:00 (3、4、9、10月) 10:00～17:00 (11～2月)	火曜日()、 8月6日、12月 29日～翌年1 月3日	大人 510円	平成8年4月
湯来南運動広場	10:00～22:00			

施設名	利用時間	休館日	個人利用料金	開設
上河内庭球場	9:00～19:00 (5～8月) 9:00～18:00 (3、4、9、10月) 9:00～17:00	火曜日()、 8月6日、12月 29日～翌年1 月3日	大人 510 円	平成元年 4月 23日
上河内運動広 場	(11～2月)	火曜日()、 8月6日、12月 29日～翌年1 月3日	大人 920 円	
下河内庭球場	9:00～19:00 (5～8月) 9:00～18:00 (3、4、9、10月) 9:00～17:00 (11～2月)	火曜日()、 8月6日、12月 29日～翌年1 月3日	大人 510 円	昭和 57年 4月 1日
下河内運動広 場	9:00～21:00	火曜日()、 8月6日、12月 29日～翌年1 月3日	大人 510 円	
新宮苑庭球場	9:00～19:00 (5～8月) 9:00～18:00 (3、4、9、10月) 9:00～17:00 (11～2月)	火曜日()、 8月6日、12月 29日～翌年1 月3日	大人 510 円	昭和 53年 4月 1日
河内体育館	9:00～22:00	火曜日、祝休 日の翌々日、8 月6日、12月 29日～翌年1 月3日	柔道場・剣道場 大人 400 円	昭和 59年 3月

() 祝日の場合は開館

ウ 事業費の推移 (指定管理期間：平成 27 年度から 5 年間) (単位：千円)

区分	収入科目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初 予算	指定管理料	130,032	130,450	130,878	131,149	132,747
	利用料金	63,451	63,451	63,451	63,451	63,541
決算	指定管理料	130,032	130,450	130,878	132,142	-
	利用料金	55,605	55,057	54,930	52,585	-

エ 事業の実施状況

(7) 配置人員

区分	佐伯区スポーツセンター	上河内庭球場・上河内運動広場	下河内庭球場・下河内運動広場
総括責任者	1人	-	-
受付	1人	1人	2人
トレーニング担当	主任トレーナー1人	-	-
	トレーナー1人		
プール使用者担当	1人	-	-
プール監視担当	3人	-	-
体育室使用者担当	大体育室1人	-	-
	小体育室1人		

区分	新宮苑庭球場	河内体育館	湯来体育館・湯来南庭球場・湯来南運動広場	湯来庭球場・湯来運動広場
施設管理担当	-	-	1人	-
受付	1人	1人	1人	1人
トレーニング担当	-	-	トレーナー1人	-

(イ) 利用者数等

区分	実績利用者数	目標利用者数	達成率
佐伯区スポーツセンター	213,390人	220,300人	96.9%
湯来体育館	28,777人	27,300人	105.4%
湯来庭球場	287人	-	-
湯来運動広場	4,643人	-	-
湯来南庭球場	28人	-	-
湯来南運動広場	3,486人	-	-
上河内庭球場	556人	-	-
上河内運動広場	4,094人	-	-
下河内庭球場	3,248人	-	-
下河内運動広場	2,992人	-	-
新宮苑庭球場	10,380人	-	-
河内体育館	8,983人	-	-

「佐伯区スポーツ施設に係る指定管理者の業務実施状況（平成30年度）の概要・評価」（抜粋）

(ウ) 支出状況

(単位：千円)

支出科目	予算額			決算額
	当初予算額	補正・流用額	合計	
給料手当	51,236	12,011	39,225	39,153
福利厚生費	7,524	0	7,524	6,720
賃金	18,800	10,918	29,718	28,451
消耗品費等	2,552	187	2,739	2,626
光熱水費	48,237	4,756	52,993	52,468
修繕費	8,965	2,998	11,963	11,958
委託費	49,795	2,760	47,035	46,946
その他	7,491	852	6,639	5,490
合計	194,600	3,236	197,836	193,812

「広島市佐伯区スポーツ施設事業報告書（平成30年度）」（抜粋）

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

利用者数の少ない施設の有効利用や統廃合の検討について

ア 佐伯区では、旧湯来町との合併以前から佐伯区に設置された7施設（スポーツセンター1施設、運動広場2施設、庭球場3施設及び体育館1施設）に、旧湯来町時代に町内に設置され、広島市に引き継がれた5施設（運動広場2施設、庭球場2施設及び体育館1施設）を加えた12施設がスポーツ施設として供用されている。そのため、重複施設が多く、また、エリアとしては広範囲にわたるため、利便性の面からも、利用者が少ない施設があるのが現状である。

イ 利用者数については、次表のとおりであり、「湯来庭球場」及び「湯来南庭球場」の利用者数がそれぞれ全くない月が複数月ある。「湯来南庭球場」は冬場の4か月の利用者がいない理由は凍結等によるものと推察されるが、比較的気候が良い時期でさえ利用者がいない月がある。

表：各施設の利用者数と支出状況（単位：利用者（人）、支出額（千円））

施設名	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	利用者	支出額	利用者	支出額	利用者	支出額
佐伯区スポーツセンター	215,961	124,494	221,050	131,519	213,390	133,820
上河内運動広場	5,011	6,467	4,446	4,457	4,094	5,799
上河内庭球場	772	870	632	101	556	218
下河内運動広場	2,822	9,136	3,170	8,842	2,992	8,827
下河内庭球場	3,500	1,293	2,890	257	3,248	569
新宮苑庭球場	10,489	3,170	10,924	3,652	10,380	3,730
湯来体育館	26,748	29,660	28,747	33,599	28,777	31,968
湯来運動広場	7,275	7,211	6,179	6,485	4,643	6,884
湯来庭球場	215	60	92	107	287	106
湯来南運動広場	3,592	2,226	3,764	1,949	3,486	1,558
湯来南庭球場	81	205	4	212	28	117
河内体育館	9,319	118	9,598	367	8,983	216
合計	285,785	184,910	291,496	191,547	280,864	193,812

（広島市佐伯区スポーツ施設事業報告書に基づき監査人が作成）

ウ 担当課へのヒアリング

「佐伯区北部の各スポーツ施設は、合併前に近隣住民の利便性や地域のスポーツ振興を図る目的で設置され、地域住民にとって必要不可欠なものである。また、市街地等の運動施設は使用上の制約を受ける施設が多く、その点当施設は使用上の制約がないため、全市的にも一定の役割を果たしている。

さらに、広島市が取り組む中山間地域の振興策の一環として、「湯来地区」の活性化や地域住民の健康増進を図るため当施設を含めたスポーツ施設の有効利用をシンクタンク（(公財)C）に委託し、検討している。なお、当施設は運動広場等に併設してあるので、廃止等をしてコストの著しい削減にはつながらない。」との説明であった。

エ 意見の内容

「湯来地区」の活性化に資するため、当施設の有効利用の検討をシンクタンクに委託しているとの説明であるが、「湯来地区」という広域的な検討とともに、施設を管理するために今後も継続して維持管理費用は発生するため、利用者数が特に少ない「湯来庭球場」及び「湯来南庭球場」については、利用者数向上の施策等（例えば、テニ

スサークルやテニス教室の開催、地元中高等学校の部活利用など)についても具体的に検討し、施設そのものの有効活用を図られたい。また、近隣施設との統合や廃止も併せて検討されたい。

【意見 16-1】 利用者数の少ない施設の有効利用や統廃合の検討について

佐伯区では、旧湯来町との合併以前から佐伯区に設置された7施設に、旧湯来町時代に町内に設置され、広島市に引き継がれた5施設を加えた12施設がスポーツ施設として供用されているため、用途が重複するスポーツ施設が多く、また、エリアとしては広範囲にわたるため、利便性の面からも、利用者が少ない施設があるのが現状である。

利用者数については、次表のとおり、「湯来庭球場」及び「湯来南庭球場」の利用者数がそれぞれ全くない月が複数月ある。「湯来南庭球場」は冬場の4か月の利用者がいない理由は凍結等によるものと推察されるが、比較的気候が良い時期でさえ利用者がいない月がある。

表：各施設の利用者数と支出状況（単位：利用者（人）、支出額（千円））

施設名	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	利用者	支出額	利用者	支出額	利用者	支出額
湯来庭球場	215	60	92	107	287	106
湯来南庭球場	81	205	4	212	28	117

（広島市佐伯区スポーツ施設事業報告書に基づき監査人が作成（抜粋））

担当課によれば、「湯来地区」の活性化に資するため、当施設の有効利用の検討をシンクタンクに委託しているとの説明であるが、「湯来地区」という広域的な検討とともに、施設を管理するために今後も継続して維持管理費用は発生するため、利用者数が特に少ない「湯来庭球場」及び「湯来南庭球場」については、利用者数向上の施策等（例えば、テニスサークルやテニス教室の開催、地元中高等学校の部活利用など）についても具体的に検討し、施設そのものの有効活用を図られたい。また、近隣施設との統合や廃止も併せて検討されたい。

5 【事業 17】 広島市スポーツ協会管理運営事業等に対する補助金等（補助金・出資金）

(1) 事業の概要等

ア 補助対象となる運営事業の内容

- (ア) 広島市スポーツ協会事務局の管理運営（プロパー職員人件費及び事務局物件費）
- (イ) 競技力向上対策事業
- (ウ) ジュニア選手医科学サポート事業

イ 実施目的

本事業は、健康・体力づくり及び選手強化等に関する各種事業を行うことにより、市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図り、もって市民が生きがいを感じることができる明るく元気なまちづくりに貢献することを目的とした広島市スポーツ協会が、その目的を達成するために行う事業であり、公益上、補助の必要性が認められる。

広島市スポーツ協会の事務局経費については、自主事業（会費収入、基本財産運用益等）で賄えない部分について補助を行う。

ウ 沿革等

- ・ 設立年月日：昭和 12 年（1937 年）4 月 1 日
 - ・ 法人格取得：昭和 61 年（1986 年）9 月 13 日
 - ・ 名称変更：平成 14 年（2002 年）4 月 1 日
 - ・ 公益認定：平成 23 年（2011 年）4 月 1 日
- 公益財団法人広島市スポーツ協会へ

エ 事業内容

(ア) 公益目的事業 1

- ・ 地域スポーツの振興
- ・ 各種大会等の共催・後援
- ・ スポーツ活動拠点の運営
- ・ スポーツ活動の研究・支援

(イ) 公益目的事業 2

- ・ 競技スポーツの振興
- ・ スポーツ少年団の育成振興
- ・ スポーツ団体・人材の育成
- ・ スポーツ情報の発信
- ・ スポーツ基金の運営

(ウ) 収益事業等

- ・ スポーツ活動拠点での売店、自動販売機等による事業
- ・ スポーツ活動拠点の運営（プロスポーツ団体等への施設の貸与）

オ 会員の状況

(ア) 加盟団体

区分	平成 30 年度	平成 29 年度	差引
加盟競技団体	40 団体	40 団体	-
加盟地域団体	8 団体	8 団体	-
加盟体育・スポーツ団体	4 団体	4 団体	-

(イ) スポーツ少年団

区分	平成 30 年度	平成 29 年度	差引	
単位スポーツ少年団	291 団	299 団	8 団	
人員	指導者	1,441 人	1,491 人	50 人
	団員	9,061 人	9,489 人	428 人

(ウ) 賛助会員

区分	平成 30 年度	平成 29 年度	差引
法人・団体会員	144 団体	134 団体	10 団体
個人会員	101 人	103 人	2 人
パートナー会員	5,453 人	5,453 人	-

(エ) カード会員

区分	平成 30 年度	平成 29 年度	差引
スポーツカード会員	2,183 人	2,226 人	43 人

カ 役員等の状況

- ・ 名誉会長（広島市長）
- ・ 会長 1 人、副会長 5 人、専務理事 1 人、常務理事 4 人、理事 14 人、監事 2 人、評議員 54 人

キ 職員の状況

(単位：人)

区分	部長 級	課長 級	課長 級	係長 級	主事	体育 主事	技師	小計	非常勤職員 合計
事務局	1	1	1	9	8	19	1	40	1
施設			4	10	5	17	1	37	23
計	1	1	5	19	13	36	2	77	24

ク 予算・決算

(ア) 広島市からの補助金の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算(当初)	327,131	321,612	331,521	347,472	342,111
事務局管理運営補助	321,565	316,046	324,751	340,020	334,659
競技力向上対策	5,566	5,566	5,566	6,248	6,248
ジュニア選手医科学サポート	—	—	1,204	1,204	1,204
決算	304,635	290,903	324,202	349,342	—
事務局管理運営補助	299,069	285,337	317,491	342,000	—
競技力向上対策	5,566	5,566	5,566	6,248	—
ジュニア選手医科学サポート	—	—	1,145	1,094	—

(イ) 平成30年度予算・決算

a 広島市スポーツ協会の管理運営費等

(単位：円)

区分	H30年度予算(当初)					H30年度決算					
	公益目的事業会計			法人会計	計	公益目的事業会計			法人会計	計	
	共通	公益2	公益2			共通	公益2	公益2			
	事務局(事業担当)	競技力向上	ジュニア選手医科学S	事務局(総務担当)		事務局(事業担当)	競技力向上	ジュニア選手医科学S	事務局(総務担当)		
収入	受取広島市補助金	229,278,000	6,248,000	1,204,000	110,742,000	347,472,000	229,278,000	6,248,000	1,204,000	114,176,000	350,906,000
	収入計	229,278,000	6,248,000	1,204,000	110,742,000	347,472,000	229,278,000	6,248,000	1,204,000	114,176,000	350,906,000
支出	報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	5,733,168	5,733,168
	給与手当	199,944,000	0	0	87,590,000	287,534,000	192,692,937	0	0	82,342,052	275,034,989
	福利厚生費	29,334,000	0	0	14,475,000	43,809,000	28,960,095	0	0	15,250,083	44,210,178
	賃金	0	0	0	0	0	7,301,399	0	0	0	7,301,399
	消耗品費等	0	0	0	147,000	147,000	0	0	0	192,828	192,828
	燃料費	0	0	0	94,000	94,000	0	0	0	121,284	121,284
	修繕料	0	0	0	200,000	200,000	0	0	0	149,400	149,400
	通信運搬費	0	0	0	563,000	563,000	0	0	0	600,154	600,154
	手数料	0	0	1,204,000	3,000	1,207,000	0	0	1,093,924	2,400	1,096,324
	保険料	0	0	0	82,000	82,000	0	0	0	84,449	84,449
	委託料	0	0	0	2,184,000	2,184,000	0	0	0	3,213,432	3,213,432
	使用料及び賃借料	0	0	0	4,025,000	4,025,000	0	0	0	4,170,334	4,170,334
	負担金、補助及び交付金	0	6,248,000	0	1,145,000	7,393,000	0	6,248,000	0	1,119,333	7,367,333
	公課費	0	0	0	234,000	234,000	0	0	0	66,500	66,500
	支出計	229,278,000	6,248,000	1,204,000	110,742,000	347,472,000	228,954,431	6,248,000	1,093,924	113,045,417	349,341,772
差引	収入計－支出計	0	0	0	0	0	323,569	0	110,076	1,130,583	1,564,228

b 競技力向上対策事業

(収入)

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	差引	説明
広島市補助金	6,248	6,248	0	-
スポーツ協会負担金	3,922	2,175	1,746	-
収入合計	10,170	8,423	1,746	-

(支出)

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	差引	説明
負担金及び補助金	10,164	8,421	1,743	1
通信運搬費	6	2	3	切手代
支出合計	10,170	8,423	1,746	-

1 ○強化練習会・遠征(14競技・13団体) 5,197千円

○強化練習会・合宿(17競技・15団体) 3,224千円

c ジュニア選手医科学サポートの実施事業**(収入)**

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	差引	説明
広島市補助金	1,204	1,093	110	-
スポーツ協会負担金	1,473	1,093	379	-
収入合計	2,677	2,187	489	-

(支出)

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	差引	説明
手数料	2,262	2,108	153	メディカルチェック 102人
通信運搬費	53	8	44	切手代
報償費	241	37	203	医科学サポート講義謝礼金
消耗品費等	20	-	20	-
使用料及び賃借料	100	33	66	講義室使用料
公課費	1	1	0	収入印紙
支出合計	2,677	2,187	489	-

(2) 広島市スポーツ協会の基金について

平成31年3月29日、広島市から広島市スポーツ協会の「広島市少年野球振興基金」に10,000千円の出えんがあった。これは、広島東洋カープが、平成30年11月30日に広島市に寄附された10,000千円である。

広島市スポーツ協会で積み立てている基金は、以下の2つがある。(他にシェイクファハド基金1億円があるが、寄附金を出えんしたものではないので省略した。)

○広島市少年野球振興基金

- ・ 設置年月日 平成16年(2004年)3月31日
- ・ 設置の目的 広島市の少年野球の振興のための事業資金に充てる
- ・ 基金残高 567,878,040円(平成31年3月末現在)
- ・ 内容 広島東洋カープから広島市が受けた寄附金を広島市スポーツ協会に出えんされている。

○広島市スポーツ振興基金

- ・ 設置年月日 昭和 55 年(1980 年)3 月 31 日
- ・ 設置の目的 広島市のスポーツの振興のための事業資金に充てる
- ・ 基金残高 357,749,050 円(平成 31 年 3 月末現在)
(うち、カープからの寄附金 310,000,000 円(S54～H14))
- ・ 内容 ふるさと納税等が広島市から出えんされている。基金の運用益を広島市スポーツ協会が実施する事業の財源に充てている。

(3) 広島市少年野球振興基金

平成 30 年度末時点で、5 億 6,787 万 8,040 円ある。積立状況は、以下のとおりである。

広島市少年野球振興基金の積立状況

(単位：円)

年度	寄附受領年月日	寄附額	出えん年月日	年度末残高
平成 15 年度	平成 15 年 12 月 22 日	30,000,000	平成 16 年 3 月 31 日	30,000,000
平成 16 年度	平成 16 年 12 月 22 日	10,000,000	平成 17 年 3 月 31 日	40,000,460
平成 17 年度				40,000,497
平成 18 年度				40,020,460
平成 19 年度				40,104,935
平成 20 年度	平成 20 年 12 月 22 日	10,000,000	平成 21 年 3 月 31 日	50,315,510
平成 21 年度	平成 21 年 12 月 21 日	20,000,000	平成 22 年 3 月 31 日	70,525,510
平成 22 年度	平成 22 年 12 月 20 日	20,000,000	平成 23 年 3 月 31 日	91,081,539
平成 23 年度	平成 23 年 12 月 12 日	10,000,000	平成 24 年 3 月 30 日	101,504,474
平成 24 年度	平成 24 年 11 月 30 日	10,000,000	平成 25 年 3 月 29 日	112,062,934
平成 25 年度	平成 25 年 11 月 29 日	10,000,000	平成 26 年 3 月 31 日	123,241,026
平成 26 年度	平成 26 年 12 月 22 日	10,000,000	平成 27 年 3 月 31 日	133,841,049
平成 27 年度	平成 27 年 12 月 18 日	10,000,000	平成 28 年 3 月 31 日	144,441,072
平成 28 年度	平成 28 年 11 月 21 日	400,000,000	平成 29 年 3 月 31 日	545,914,056
平成 29 年度	平成 29 年 11 月 30 日	10,000,000	平成 30 年 3 月 30 日	556,227,899
平成 30 年度	平成 30 年 11 月 30 日	10,000,000	平成 31 年 3 月 29 日	567,878,040
合 計		560,000,000		

年度末残高には運用した利息を含む。

ア 基金の目的等

広島東洋カープから、「昭和 54 年以降平成 14 年度まで、広島市のスポーツ振興を目的として寄附をしてきたが、総額が 3 億円を超え（計 23 回 総額 3 億 1 千万円）、一定の目的を達成したので、今後は「少年野球の振興」のために役立ててほしい。」との寄附申し出が平成 15 年 12 月にあった。

広島市としては、少年野球の振興を図ることは、運動離れが進む子どもたちにスポーツ活動の機会を提供するとともに、青少年の心身の健全な発育・発達を促し、社会規範・フェアプレーの精神及びコミュニケーション能力を養い、サッカーと並び広島を代表するスポーツの一つである野球のジュニア選手育成の基盤拡充を図ることができることから、平成 15 年 12 月に 3 千万円を寄附受領し、広島市スポーツ協会に「少年野球振興基金」を設置した。広島市スポーツ協会には、競技団体、学区体育団体連合会等の団体が加盟しており、スポーツに関する多くの情報を有していることから、適切な判断・事業実施ができると判断し、上記に沿った行政目的を達成する手段として広島市出えん金を積み立てた。

イ 平成 28 年度寄附額 4 億円について

日本経済新聞平成 28 年 11 月 22 日の記事によると、プロ野球、広島東洋カープは 21 日、広島市に 5 億円を寄附したと発表した。寄附金の使い道として、旧広島西飛行場跡地（広島市）で検討しているスポーツ広場の整備や原爆ドームの保存などに充てることを要望した。松井一実市長は「市のスポーツの発展や世界恒久平和を訴え続ける原爆ドームの保存のために活用させていただく」と感謝の意を表明した。寄附金は、同日付けで納付した。寄附の理由として球団は 25 年ぶりのセ・リーグ優勝を挙げ「長年応援してくださった方々に、少しでも恩返しをしたい」とコメントした。前田健太投手が米ドジャースへ移籍したことに伴う譲渡金の一部も充てた。

寄附金の用途はスポーツ振興や平和推進に充てることを要望した。具体的には、西飛行場跡地で検討されている少年野球やソフトボールができるスポーツ広場の整備に 4 億円、原爆ドームの保存費用として 1 億円とした。カープは少年野球振興などで例年数千万円程度、市に寄附しているが、今回の規模での寄附は初となる。

西飛行場跡地については、広島県や市が 2013 年にスポーツ・レクリエーションなどの機能を持つ施設として活用するとのビジョンをまとめている。市はカープの要望を受け、「意向に沿えるように検討を進めていきたい」（スポーツ振興課）としている。

ウ 広島市スポーツ協会の役割と寄附金の使途について

広島市スポーツ協会は、管理運営の建物、備品等については、全て広島市の所有

のものであり、協会の運営費においても自主財源で賄えておらず、人件費と物件費においては広島市の補助金が主な財源となっている団体である。

そのような広島市スポーツ協会が、平成 28 年度の寄附額 4 億円の要望である西飛行場跡地のスポーツ広場の建設を行うことは財政的に不可能である。スポーツ広場の建設を広島市が主導で行い、管理運営を広島市スポーツ協会が行うとすれば、その管理運営に係る費用は、委託料等として広島市から支出される。

エ 基金の経緯

(ア) 少年野球振興基金の始まり

上記ア「基金の目的等」は、広島市スポーツ協会から少年野球振興基金について入手した資料の中の一文であり、『「昭和 54 年以降平成 14 年度まで、広島市のスポーツ振興を目的として寄附を受けてきたが、総額が 3 億円を超え（計 23 回 総額 3 億 1 千万円）一定の目的を達成したので、今後は「少年野球の振興」のために役立ててほしい。」との寄附申し出が平成 15 年 12 月にあった。』とある。

(イ) 開設時の 3,000 万円について

上記(ア)の総額 3 億 1 千万円については、以下の資料がある。

「財団法人広島市スポーツ事業団 20 年の歩み」より

広島市スポーツ振興基金事業

広島市スポーツ振興基金は、昭和 54 年(株)広島東洋カーブからの寄附金 2 千万円を基に、広島市の体育の振興のための事業資金に充てるため、「財団法人広島市体育振興事業団体育振興基金」が設立された。

この寄附金は、広島市から出せん金として当事業団が受領し、その運用については、金融機関等に預金し、その運用益により、事業を展開している。

基金事業としては、これまで広島市のスポーツ指導者の資質向上を図るための諸事業を主に実施してきたが、生涯スポーツの普及・振興の重要性に鑑み、市民スポーツ活動を推進する事業にも適用できるよう、平成 9 年 4 月、内容改正と合わせて基金名を「広島市スポーツ振興基金」に改称した。

基金の総額は、企業や市民等からの寄附金を合わせると、平成 9 年 4 月現在では 2 億 9 千 540 万円の積立額となっている。

事業規模としては、平成 3 年度には年間 1 千 500 万円を越える運用益により、事業を実施するに至ったが、バブル経済の崩壊とともに運用益も年々減少し、近年は年間 600 万円程度の運用益による事業の実施となっている。

このような状況の中で、本基金の主旨を反映する事業の実施を模索している。

(単位：円)

区分	金額	区分	金額
昭和 54 年度	20,000,000	昭和 63 年度	16,000,000
昭和 55 年度	30,000,000	平成元年度	40,000,000
昭和 56 年度	20,000,000	平成 2 年度	5,000,000
昭和 57 年度	10,000,000	平成 3 年度	10,000,000
昭和 58 年度	10,000,000	平成 4 年度	11,000,000
昭和 59 年度	10,000,000	平成 5 年度	20,000,000
昭和 60 年度	10,000,000	平成 6 年度	20,000,000
昭和 61 年度	10,000,000	平成 7 年度	10,000,000
昭和 62 年度	33,400,000	平成 8 年度	10,000,000
合 計			295,400,000

この記念誌によると、平成 8 年度までに 295,400,000 円（うち、広島東洋カープからの寄附金は 17 回 250,000,000 円）積み立てられていた。この後も積み立てられ、平成 14 年までに、計 23 回総額 3 億 1 千万円になった。

オ 基金の取扱いについて

広島市の基金であると、地方自治法第 241 条第 1 項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」第 5 項「第 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて決算説明書類等と併せて議会に提出しなければならない。」とし、基金ごとに条例を定め、運用益や運用経費は歳入歳出予算に計上し、監査委員等の審査を受け、議会に提出される。基金の取扱いに制約があることは、毎会計年度において、その基金の存在と運用結果等が市長や議会を踏まえて関係者の目に触れることが重要だからである。

しかし、広島市スポーツ協会の基金の場合、広島市スポーツ協会は広島市が出資し、職員も派遣している指導調整団体であり、決算等の報告が義務付けられている。広島市は報告を受けて、毎年度「法人の経営状況報告」を作成し、議会へ提出している。この報告には、基金の残高、運用状況が含まれており、市長や議会の確認を受ける。

(4) 監査の結果

広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金を広島市スポーツ協会の特定資産に計上し、活用されていないことについて

ア 予算編成時における依命通達

平成 29 年 10 月 30 日「平成 30 年度の予算編成について(依命通達)」が谷副市長より発表されている。その内容は、以下のとおりである。

「平成 30 年度の予算編成について(依命通達)」

本市の財政は、市税や地方交付税を含む一般財源収入総額の大幅な伸びは期待できない一方で、高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加をはじめ、公債費などの義務的経費が増加しており、財政運営は困難度を増している。

加えて、臨時財政対策債等を除く一般会計の市債の実質残高は着実に減少しているものの、本年度末で 6,800 億円と依然として高い水準にあり、新たな借入れは引き続き抑制せざるを得ない状況にある。

(省略)

平成 30 年度の予算編成においては、以上述べてきた点を十分に踏まえるとともに、別紙「平成 30 年度予算編成要領」も踏まえた上で要求するよう、命により通知する。

「平成 30 年度予算編成要領」

予算編成に当たっては、以下の事項に十分留意すること。

(省略)

第 4 企業会計、公益的法人等に関する事項

企業会計、公益的法人等については、上記の事項を遵守するとともに、特に、以下に掲げる事項に留意すること。

1 企業会計等における独立採算制の原則の徹底

(省略)

2 公益的法人等における事業の再点検

- (1) 公益的法人等については、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、市からの委託事業や補助事業について、その在り方を含め再点検すること。
- (2) 公益的法人等が自主事業を実施する際には、長期間元本の取崩しのない基金を計画的に活用するよう指導すること。
- (3) 基本財産等の資金運用については、金融情勢を的確に把握し、安全かつ有利な方法で運用するなどきめ細やかな指導を行うこと。

イ 活用実績

広島市少年野球振興基金は平成 15 年度から積み立てられており、受取利息でさえも利用されていない。

【指摘事項 17-1】 広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金を広島市スポーツ協会の特定資産に計上し、活用されていないことについて

ア 広島市少年野球振興基金

- ・ 設置年月日 平成 16 年(2004 年)3 月 31 日
- ・ 設置の目的 広島市の少年野球の振興のための事業資金に充てる
- ・ 基金残高 567,878,040 円 (平成 31 年 3 月末現在)
- ・ 内容 広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金を広島市スポーツ協会に出えんされている。

イ 出えんの経緯

昭和 54 年度から平成 14 年度の間、広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金約 3 億 1 千万円は、広島市から広島市スポーツ協会に出えんされ、広島市スポーツ振興基金となった。その後、平成 15 年から平成 30 年までの間、広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金 5 億 6 千万円は、広島市から広島市スポーツ協会にさらに出えんされ、広島市少年野球振興基金として特定資産にストックされている。

特に、前田健太投手が移籍となった平成 28 年の 4 億円については、日本経済新聞の記事によると広島東洋カーブから広島西飛行場跡地に開発されるスポーツ広場のために使ってほしいとの要望があったと書かれていた。

しかし、平成 15 年度から平成 30 年度までに広島東洋カーブからの寄附金 5 億 6 千万円については、全く使われていない。

ウ 指摘事項

担当課に今後の活用計画について質問したところ、広島県が広島西飛行場跡地に M I C E (国際会議が可能となる大型施設等のインフラ整備)の実現可能性についての検討をしているため、それを受けて多目的広場等の整備に係る費用の財源として基金を活用することになるとの回答があった。

担当課は、平成 15 年度から基金が活用されていないことから、運用益を含めて基金を活用していくよう、今後の事業実施を検討すべきである。

(5) 監査の意見

特に記載すべき事項はなかった。

一般財団法人広島市都市整備公社

1 一般財団法人広島市都市整備公社の概要等

(1) 目的

一般財団法人広島市都市整備公社（以下「広島市都市整備公社」という。）は、広島市の計画に即して、市行政との有機的連携の下に、都市の開発整備、各種都市施設の建設管理、生活環境の保全等の事業を行い、もって市民福祉の増進と広島市の発展に寄与することを目的とする。

(2) 概況

ア 設立経過

昭和 36 年 6 月	財団法人広島市開発公社として設立された。
昭和 55 年 4 月	財団法人広島市都市整備公社に名称を変更した。
平成 25 年 4 月	一般財団法人へ移行し、一般財団法人広島市都市整備公社に名称を変更した。

イ 基本財産

平成 31 年 3 月 31 日現在の基本財産は、217,000 千円であり、全額広島市が出資（出資割合は 100.0%）している。

ウ 事業内容

- (ア) 都市再開発及び地域開発に関する事業並びにこれに関連する事業
- (イ) 公用又は公共の用に供する施設の建設、取得、処分及び管理運営の受託
- (ウ) 公共的施設等の建設、取得、処分及び管理運営
- (エ) 一般廃棄物の処理に関する事業
- (オ) 防災の知識及び技術の普及向上に関する事業
- (カ) その他公社の目的を達成するために必要な事業

エ 決算の推移

広島市都市整備公社の平成 28 年度から平成 30 年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書の推移は以下のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部	4,246,105	4,398,372	4,211,557
流動資産	2,885,157	3,040,475	2,921,757
(うち学校施設)	(2,511,699)	(2,511,699)	(2,511,699)
固定資産	1,360,947	1,357,896	1,289,799
基本財産	217,000	217,000	217,000
投資有価証券	35,000	35,000	35,000
土地	182,000	182,000	182,000
特定資産	708,818	689,104	683,575
自主防災育成基金	15,071	14,399	13,864
修繕等引当資産	127,042	107,952	103,041
事業資金積立資産	376,708	377,154	377,588
住宅供給事業共益費引当資産	3,943	3,547	3,030
消費税還付預り金引当資産	186,051	186,051	186,051
その他固定資産	435,129	451,791	389,223
負債の部	3,931,488	4,094,778	3,889,815
流動負債	322,904	511,945	356,403
固定負債	3,608,584	3,582,833	3,533,412
長期借入金	2,511,699	2,511,699	2,511,699
退職給付引当金	867,204	847,135	801,819
敷金長期預り金	43,629	37,946	33,841
消費税還付預り金	186,051	186,051	186,051
正味財産の部	314,616	303,593	321,741
指定正味財産	217,000	217,000	217,000
広島市出資金	217,000	217,000	217,000
(うち基本財産への充当額)	(217,000)	(217,000)	(217,000)
一般正味財産	97,616	86,593	104,741
(うち特定資産への充当額)	(522,766)	(503,052)	(497,523)
負債及び正味財産合計	4,246,105	4,398,372	4,211,557

(平成30年度一般財団法人広島市都市整備公社決算報告書に基づき監査人が作成)

正味財産増減計算書

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般正味財産増減の部			
基本財産運用益	162	162	162
特定資産運用益	659	600	602
事業収益	2,351,431	2,286,366	2,252,324
(うち広島市受託収益)	(1,791,537)	(1,756,059)	(1,732,165)
受取広島市補助金	297,903	311,654	296,082
受取給与負担金	11,650	11,300	8,106
受取寄附金	595	123	60
雑収益	4,813	7,042	5,567
経常収益計	2,667,214	2,617,249	2,562,906
経常費用計	2,669,912	2,613,323	2,460,753
(うち人件費)	(1,213,916)	(1,190,330)	(1,152,827)
当期経常増減額	2,697	3,925	102,152
経常外収益	109	294	340
経常外費用	3,023	1,041	84,124
当期経常外増減額	2,914	747	83,784
税引前当期一般正味財産増減額	5,612	3,178	18,368
法人税等	6,871	14,201	221
当期一般正味財産増減額	12,483	11,022	18,147
一般正味財産期首残高	110,100	97,616	86,593
一般正味財産期末残高	97,616	86,593	104,741
指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	162	162	162
一般正味財産への振替額	162	162	162
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	217,000	217,000	217,000
指定正味財産期末残高	217,000	217,000	217,000
正味財産期末残高	314,616	303,593	321,741

(平成30年度一般財団法人広島市都市整備公社決算報告書に基づき監査人が作成)

オ 役員

平成31年3月31日現在、理事7人中、元市職員は5人である。

カ 広島市と広島市都市整備公社の取引の内容

令和元年6月に広島市が公表した「法人の経営状況報告書」によれば、広島市都市整備公社の平成30年度総事業費の決算額は2,529,611千円であり、このうち広島市からの指定管理料・補助金等は2,028,249千円(総事業費に占める割合は80.2%)である。

指定管理料・補助金等の明細は、次のとおりである。

広島市と広島市都市整備公社の取引（平成30年度決算額）

（単位：千円）

事業上の関係	取引の内容	内訳	金額
広島市公共事業の委託	広島市施設の指定管理	自転車等駐車場管理運営	205,943
		特定環境保全公共下水道事業等	219,767
		総合防災センター管理運営	51,404
	随意契約による業務委託	広島港さん橋等管理運営	143,694
		自転車等放置防止対策等	130,729
		市営住宅家賃収納	77,868
		市立保育園補修	145,159
		一般廃棄物収集運搬等	631,908
		西部リサイクルプラザ管理運営等	78,880
		特定優良賃貸住宅供給広報事業	7,754
市職員防災研修	283		
公社事業に対する補助	公社運営事業に対する補助	防災研修事業等補助	20,298
		広島市都市整備公社管理運営事業等補助	275,784
合計			2,028,249

（平成30年度一般財団法人広島市都市整備公社決算報告書等に基づき監査人が作成）
：監査対象にした事業

キ 損失補償

広島市都市整備公社は、広島市の承認を得たうえで事業資金を金融機関から借入れた場合、その返済について借入先に損失を与えたときは、10,000,000千円の範囲内において広島市がその損失を補償するという覚書を広島市と締結している。平成31年3月31日現在の被保証債務額は、2,511,699千円である。

ク 学校建設

広島市からの依頼に基づき石内北小学校（開校年度は平成29年度）の学校施設を先行建築しており、建設後は広島市からの買取があるまでの間、広島市都市整備公社の流動資産（平成31年3月31日現在の残高は、2,511,699千円）として計上している。

ケ 無償使用貸借資産

平成31年3月31日現在、広島市都市整備公社が広島市から無償使用貸借している資産は次のとおりである。

無償使用貸借資産（平成31年3月31日現在）

区分	名称・所在地等	現在高
土地	中区国泰寺町一丁目3番22号	駐車場 9.0m ²
建物	広島市役所北庁舎別館	事務所等 948.67m ²
	広島市市営基町駐車場	事務所等 488.47m ²
	広島市西部水資源再生センター	事務所等 219.731m ²
	ストックヤード 安芸区矢野新町二丁目3番18号	倉庫 105.3m ²
物品	車両	乗用車 2点
		軽四バン 1点
		小型貨物バン 1点
		じん芥車 8点
		軽トラック 3点
		トラック 1点
		し尿車 5点

（平成30年度一般財団法人広島市都市整備公社決算報告書に基づき監査人が作成）
 （注）物品は取得価額または評価額が100万円以上のものを記載している。

コ 監査対象事業

広島市と広島市都市整備公社の取引及び広島市の担当課が支出した修繕費等のうち、下記について監査対象とした。

事業番号	事業名
18	下水処理施設維持管理
18 -	特定環境保全公共下水道事業（指定管理）
18 -	小規模下水道事業（指定管理）
18 -	農業集落排水処理施設の管理運営事業及び維持補修事業（指定管理）
18 -	公社下水道部の運営（業務委託）
18 -	下水道施設の水質管理（業務委託）
19	一般廃棄物収集運搬等
19 -	普通ごみ収集（業務委託）
19 -	不燃ごみ転送場ごみ計量（業務委託）
19 -	資源ごみ計量（業務委託）
19 -	環境事業管理業務（業務委託）
19 -	し尿収集運搬業務（業務委託）
19 -	液状一般廃棄物処理手数料徴収事業（業務委託）
19 -	し尿等投入施設搬入監視等事業（業務委託）
19 -	玖谷埋立地ごみ計量業務（業務委託）
19 -	安佐南工場破碎施設ごみ計量業務（業務委託）
20	広島市西部リサイクルプラザ運営（業務委託）
21	広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助（補助金）

2 【事業 18】 下水処理施設維持管理

【事業 18- 】 特定環境保全公共下水道事業（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 目的

特定環境保全公共下水道(公共下水道のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 6 項の都市計画施設として定められていないものをいう。)(同法第 7 条第 1 項の市街化区域外の区域に終末処理場を有するものに限る。)施設が故障等による機能の停止をすることなく、良好で安定した処理水質を確保できるよう、適切かつ効率的な運転管理を推進し、安心して市民が利用できる地域環境の保全に貢献する。

イ 施設概要

施設名	所在地	処理面積	計画処理対象人口	処理能力	供用開始
和田水資源再生センター	佐伯区湯来町大字和田	45.6ha	630 人	900 m ² /日	H14.4

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	28,125	27,646	27,156
決算	28,207	25,790	-

エ 事業の実施状況

和田水資源再生センターの管理運営・維持補修を行う。

<処理実績>

(単位：m³)

施設名	所在地	処理水量
和田水資源再生センター	佐伯区湯来町大字和田	105,981

(ア) 仕様書の記載

「特定環境保全公共下水道、小規模下水道及び農業集落排水処理施設管理業務仕様書」によれば、「1 管理運営に関する基本的事項」において、広島市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行うとし、「(6)事業計画書等に基づき利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること」としている。

(イ) 電気料金について

本事業において、電力費はその事業費のおおよそ 14%を占めている。電力については、規制緩和により 2016 年から全ての電力契約が自由化され、地域の電力会社以外の電気事業者を選択できるようになったことから、地方自治体や省庁においては、電気料金の見直しによるコスト縮減を進めている。

広島市においても、電力量等により対象とする施設の基準を定めて、一般競争入札による電力契約を行っており、当該施設は対象となる施設には該当していなかったが、今後、対象の拡大により該当することとなった場合には、より安価な電力調達によるコスト縮減を図る必要がある。

(ウ) 携帯電話料金について

携帯電話料金については、請求書によれば無料通話料が設定されている契約内容であるが、無料通話料を使い切らない状態が継続していることが確認された。本事業で使用する携帯電話は、主に災害や突発的な機器故障等の緊急時の使用を想定しており、一様に使用頻度を設定しがたいことは理解するものであるが、コスト縮減の観点から、今後、更なる契約内容の見直しを検討する必要がある。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 18- 】 小規模下水道事業（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 目的

小規模下水道（広島市下水道条例第 21 条に規定する広島市森城下水道（令和 2 年 1 月 1 日施設廃止）をいう。）施設が故障等による機能の停止をすることなく、良好で安定した処理水質を確保できるよう、適切かつ効率的な運転管理を推進し、安心して市民が利用できる地域環境の保全に貢献する。

イ 施設概要

施設名	所在地	処理面積	計画処理対象人口	処理能力	供用開始
広島市森城下水道	安佐北区安佐町大字飯室	42.6ha	2,390 人	673 m ³ /日	S59.4

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	59,739	24,076	9,659
決算	46,259	22,721	-

エ 事業の実施状況

森城団地処理場の管理運営・維持補修を行う。

<処理実績 >

(単位：m³)

施設名	所在地	処理水量
広島市森城下水道	安佐北区安佐町大字飯室	71,661

オ 広島市都市整備公社における指定管理に係る経理処理について

広島市都市整備公社会計規則第 21 条は、固定資産について以下のとおり規定している。

第 21 条 固定資産は、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分する。

2 特定資産は、特定の目的のために有する預貯金、有価証券等をいう。

3 その他固定資産は、次の各号に掲げる資産をいう。

(1) 土地並びに耐用年数 1 年以上で取得価額 10 万円以上の建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具及び器具備品

(2) 特許権、借地権、営業権、電話加入権その他これらに準ずるもの

支出年月日平成 31 年 3 月 29 日・支出金額 855,360 円の経理処理につき、支出伝票(支出負担行為番号 8270・伝票番号 13385)を確認したところ「消耗品費等」で計上されていた。支出内訳書には「自動微細目スクリーン 1 台 森城下水道用 427,680 円」及び「自動微細目スクリーン 1 台 下三田農業集落排水処理用 427,680 円」とあり、上記の公社会計規則に定める固定資産として処理されていなかった。

これについて、担当課に確認したところ、広島市と広島市都市整備公社が締結した基本協定書第 23 条の規定により、指定管理者が指定管理料で購入したものについては、広島市の所有に帰属するとされており、当該物件についても、広島市の固定資産台帳により管理されていることを確認した。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 18- 】 農業集落排水処理施設の管理運営事業及び維持補修事業（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 事業内容

農業集落排水処理施設の管理運営と施設維持補修を指定管理にて行う。

- ・ 指定管理期間：平成 30 年度から令和 3 年度まで
- ・ 指定管理者：広島市都市整備公社

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るための施設をいう。

市内のそれぞれの場所の持つ環境を考慮し、水洗化が図られている。平成 31 年 3 月末時点での広島市の水洗化率は、97.6%まで進んでいる。その中で、農業集落排水に関しては水洗化率 83%である。

水洗化の状況

(平成 31 年 3 月末現在)

事業、処理区別	処理区域内世帯数	水洗化世帯数	未水洗化世帯数	水洗化率	
単独公共 下水道	千 田	33,622 世帯	33,615 世帯	7 世帯	99.9 %
	江 波	59,303	59,290	13	99.9
	旭 町	34,864	34,718	146	99.6
	太田川	310,815	301,586	9,229	97.0
	計	438,604	429,209	9,395	97.9
流域関連 公共下水道	瀬野川	94,055	91,975	2,080	97.8
特定環境保全 公共下水道	太田川	4,792	4,477	315	93.4
	瀬野川	657	471	186	71.7
	水内川	273	233	40	85.3
	計	5,722	5,181	541	90.5
農業集落排水	5,128	4,255	873	83.0	
市営浄化槽	629	629	0	100.0	
合 計	544,138	531,249	12,899	97.6	

(注) 農業集落排水は整備計画区域内における整備済みの世帯数をもって、市営浄化槽は処理を行っている世帯数をもって、それぞれ処理区域内世帯数を算出している。

イ 施設概要

農業集落排水処理施設

施設名	所在地	処理面積	計画処理対象人口	処理能力	供用開始
井原	安佐北区白木町大字井原	36.7 ha	1,410 人	381 m ³ /日	H6.9
三田	安佐北区白木町大字三田	20.5 ha	930 人	252 m ³ /日	H8.12
上三田	〃	26.9 ha	1,310 人	354 m ³ /日	H10.4
下三田	〃	23.5 ha	1,750 人	473 m ³ /日	H11.4
市川	安佐北区白木町大字小越	33.4 ha	1,890 人	511 m ³ /日	H11.4
須沢	安佐北区白木町大字三田	28.5 ha	2,080 人	562 m ³ /日	H15.4
井原高南	安佐北区白木町大字秋山	47.4 ha	3,070 人	829 m ³ /日	H18.4
小河内	安佐北区安佐町大字小河内	26.4 ha	730 人	198 m ³ /日	H8.6
阿戸	安芸区瀬野町	63.6 ha	4,350 人	1,175 m ³ /日	H14.4
桐	佐伯区湯来町大字白砂	13.5 ha	600 人	162 m ³ /日	H11.6
太田部	佐伯区湯来町大字下	16.1 ha	820 人	249 m ³ /日	H16.4
鹿ノ道	佐伯区湯来町大字白砂	3.0 ha	150 人	41 m ³ /日	H21.7
戸山	安佐南区沼田町大字阿戸	42.9 ha	2,410 人	651 m ³ /日	H28.4

ウ 施設の運営

農業集落排水処理施設等は、市街化区域外及び住宅団地などの市民が、健康で安全かつ快適な生活を送る上で必要不可欠な生活排水処理施設であるとともに、その地域はもとより流域全体の財産である自然環境を守り育むという重責を担っている。

また、当該施設の処理水の放流先は、市内の中心部を流れる太田川や瀬野川、八幡川の上流に位置していることから、公共用水域の環境を保全する上でも重要な役割を果たしている。

これらの持つ意義を十分に踏まえ、故障等による機能の停止をすることなく、良好で安定した処理水質を確保するために、適切かつ効率的な運転管理が行われている。

エ 予算・決算

(ア) 収入と支出

(単位：千円)

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算
前期繰越額	1,813	2,047	5,801	6,400	-	-	2,547
指定管理料等収入 A (管理運営)	160,420	145,929	167,154	145,106	163,045	163,706	189,181
指定管理料等収入 B (維持補修)	5,000	19,491	8,000	25,562	5,000	4,338	5,000
管理事業費	167,233	161,067	180,955	177,068	168,045	164,924	196,728
次期繰越額	-	6,400	-	-	-	3,120	-

平成 30 年度は、指定管理期間 4 年の最初の年であるため繰越が可能。
 指定管理料等収入 A は、農業集落排水処理施設の管理運営の委託料収入
 指定管理料等収入 B は、農業集落排水処理施設の維持補修事業の委託料収入

(1) 管理事業費（上記(7)の事業費部分）

（単位：千円）

区分		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
施設 管理 費	報酬	-	-	3,066	3,069	3,070	2,962
	給与	8,459	8,419	8,620	8,791	8,933	8,904
	職員手当等	6,725	7,218	8,467	7,442	7,433	7,919
	職員厚生費	13	12	18	17	19	17
	法定福利費	2,460	2,472	3,257	3,193	3,135	3,197
	旅費	179	158	265	223	247	221
	消耗品費等	3,884	5,869	3,989	4,226	3,980	7,801
	燃料費	718	454	625	519	618	536
	光熱水費	45,464	39,091	43,698	42,404	42,827	44,970
	修繕料	1,950	120	6229	94	193	47
	通信運搬費	945	981	921	939	918	943
	手数料	330	314	327	326	316	302
	保険料	46	57	87	80	63	57
	委託料	88,913	73,584	90,443	77,929	88,418	79,617
	使用料及び賃借料	640	574	836	802	937	922
	備品購入費	-	287	-	-	-	-
	負担金	-	17	18	14	18	-
	公課費	1,507	1,941	2,089	1,431	1,920	2,162
	小計	162,233	141,575	172,955	151,505	163,045	160,577
維持補修費	5,000	19,491	8,000	25,562	5,000	4,338	
合計	167,233	161,067	180,955	177,068	168,045	164,924	

千円未満切り捨てにて記載しているため、合計等は一致しない。

(2) 監査の視点

ア 平成 30 年度の修繕料について

広島市都市整備公社が平成 30 年度に行った維持補修は、4,338 千円であるが、これは、平成 30 年 7 月豪雨による施設の被災について、広島市が復旧に係る修繕等の費用 21,603 千円を負担したことから、平成 28 年度、平成 29 年度と比較すると約 20% 低くなったものである。

・災害に係る修繕状況一覧表（平成 30 年度広島市が負担）（単位：千円）

No	修繕箇所	契約の方法等		支出額
		種類	区分	
1	井原高南処理区マンホールポンプ通報装置水害被災復旧業務	特命随意	総価	259
2	上三田処理区専用ケーブル水害被災復旧業務	特命随意	総価	750
3	上三田農業集落排水処理施設集中監視システム構外通信ケーブル撤去業務	特命随意	総価	246
4	上三田農業集落排水処理施設集中監視システム構外通信ケーブル移設業務	特命随意	総価	140
5	上三田農業集落排水処理施設集中監視システム構外通信ケーブル移設業務	特命随意	総価	115
6	上三田農業集落排水処理施設集中監視システム構外通信ケーブル移設業務	特命随意	総価	463
7	葛谷 1 号マンホールポンプ清掃その他業務	特命随意	総価	1,890
8	葛谷 1 号マンホールポンプ通報装置復旧業務	特命随意	総価	456
9	葛谷 1 号マンホールポンプ圧送管応急復旧業務	特命随意	総価	263
10	葛谷 1 号マンホールポンプ引込柱撤去業務	特命随意	総価	273
11	阿戸農業集落排水処理施設集中監視システム構外通信ケーブル移設業務	特命随意	総価	263
12	小越市 1 号マンホールポンプ外 1 か所電気設備復旧業務	見積合わせ	総価	999
13	小越市 1 号マンホールポンプ通報装置復旧業務	特命随意	総価	331
14	市川農業集落排水処理施設集中監視システム構外通信ケーブル移設業務	特命随意	総価	234
15	入野 1 号マンホールポンプ操作盤基礎維持管理業務	見積合わせ	総価	216
16	井原農業集落排水処理施設集中監視システム構外通信ケーブル移設業務	特命随意	総価	110
17	井原農業集落排水処理施設集中監視システム構外通信ケーブル移設業務	特命随意	総価	113
18	上市マンホールポンプ外 9 か所運転保守管理及び清掃その他業務	特命随意	単価	9,246
19	下市マンホールポンプ設備外 6 か所制御盤復旧業務	特命随意	総価	5,230
合 計				21,603

イ 備品等の固定資産管理について

平成 30 年度のこの事業の消耗品費等は 7,801 千円である。そのうち、次のものにつき、担当課に資料依頼を行ったところ、提示された内容は次のとおりであった。

(ア) 修繕料

- a 井原施設管理室エアコン修理 248,400 円

固定資産台帳に記されている情報としては、次のとおりである。

- ・資産名：井原処理場管理室冷暖房設備
- ・工事名：井原ほか 5 地区処理施設冷暖房設備工事
- ・取得日：平成 11 年 4 月 1 日
- ・資産科目：項 有形固定資産、目 建物、節 建物付属設備、細節 建築付帯機械設備
- ・帳簿原価：135,007 円
- ・帳簿価額：平成 28 年 3 月 31 日 6,750 円
平成 19 年から減価償却 8 回有り

(イ) 消耗品費等

- a 交流電流計 28,080 円

固定資産台帳には、資産名：動力制御盤、工事名：阿戸地区処理施設電気設備工事、帳簿原価：14,960,697 円の記載があった。

- b プリンタ ASSY (S638-54059) 1 式 246,240 円

固定資産台帳には、資産名：全室素・全リン測定装置、工事名：太田部地区汚水処理施設 15-1 工事、帳簿原価：5,192,766 円の記載があった。

- c 工業用 MLSS 計 (CSS-250 用) 1 式 648,000 円

固定資産台帳には、資産名：MLSS 計、工事名：阿戸地区処理施設電気設備工事、帳簿原価：4,579,814 円の記載があった。

(ウ) 下水道事業の備品等の取扱い

広島市下水道事業財務会計規則第 2 条⁽¹³⁾により、「固定資産」のうち「有形固定資産」とは、「土地、建物、建築物、機械、装置、車両運搬具、及び建設仮勘定並びに耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上の工具、器具、備品をいう。」とされている。

これについて、担当課に確認したところ、上記の修繕料及び消耗品費等の処理は、既に固定資産台帳に登録されている設備全体の機能を保持するため、その一部を交換したものであり、部品ごとの台帳管理は行わないこと、また、インフラである下水道施設においてはセキュリティ対策を徹底しているとともに、日常的にも特定者以外が出入りすることはないが、これらの一部品が盗難等にあった場

合には、直ちに設備の機能に影響が生じることから、感知が可能である旨を確認した。

ウ 維持管理費の予算・決算について

維持補修の費用について、資料提示を受けた平成 27 年以降 800 万円などの予算に対し、決算額が約 2,000 万円となっており、決算額が予算額を大幅に超えていることが確認された。

指定管理料は、指定管理期間中の全体の上限額があらかじめ決められている。担当課では、毎年度の予算編成に当たり、上限額の範囲内で円滑に指定管理業務を執行するとともに、効率的・効果的な予算執行が行えるよう、委託料や修繕料など必要な費用の配分を行っている。

こうした中、老朽化が進む農業集落排水処理施設においては、毎年、突発的な故障が頻発しており、これに対応しなければ、汚水処理が滞り、直ちに市民生活に影響が及ぶことから、最低限の真に必要な修繕等を行うよう、不足する予算について、他の予算から流用により対応した結果、維持補修費については決算額が予算額を大幅に超えたが、指定管理料全体の決算額は予算額の範囲内で執行していることを確認した。

また、広島市の「予算事務の手引」においては、「予算編成の最大ポイントは、限られた財源をいかに効率的・重点的に配分し、最大の行政効果を発揮させることにある。」とされているほか、予算流用についても、「予算執行上、必要やむを得ない場合にのみ認められるものである。」とされており、これに則した事務が行われていることを確認した。

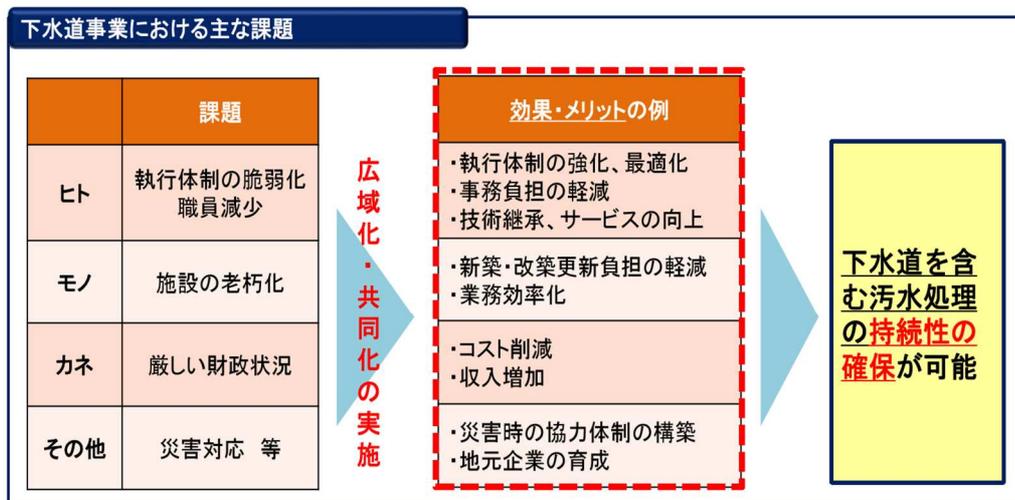
エ 維持補修費の特命随意契約について

広島市が豪雨災害対応のため、広島市都市整備公社への指定管理とは別に行った、上述ア「災害に係る修繕状況一覧表」の修繕について、19 件中 17 件が特命随意契約になっている。担当課より各修繕に関する施行伺、仕様書等の資料の提示を受け、特命随意契約とする理由について検証を行った。

平成 30 年 7 月に豪雨災害があり、広島市も甚大な被害を受けた。広島市内の農業排水処理施設がある一部の地域は、広範囲にわたり冠水や土石流による被害を受けた地域であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく「特に急迫を要する緊急業務」に該当するものであることを確認した。

オ 下水道事業の広域化・共同化について

平成 30 年 2 月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部が公表した「下水道事業の広域化・共同化について」の中で、下水道事業における課題と広域化・共同化について以下のような報告がなされている。



○下水道事業における広域化・共同化は、**全国で約460事例**。
○広域化・共同化により、多くの**定性的・定量的効果、メリットが確認**されている。

(国土交通省HPより、平成30年2月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部「下水道事業の広域化・共同化について」)

地方公共団体における汚水処理等の広域化を促進するため、計画策定から取組までを総合的に支援する「下水道広域化推進総合事業」が国土交通省において創設されている(平成30年度の下水道関係予算新規事項)。

広島市においては、西部水資源再生センターに、し尿及び浄化槽汚泥の受入施設を整備して汚泥の共同処理を行っている。また、大州水資源再生センターを廃止して流域下水道に接続し、汚水処理の広域化を行うなど、当事業での支援対象となっている広域化・共同化施策に取り組んできた。

平成29年度に、総務省、農林水産省、国土交通省及び環境省の4省連名通知により、全都道府県に対して令和4年度までに下水道事業の広域化・共同化計画を策定するよう要請があった。これを受け、広島県では、県内全市町で構成する検討会を立ち上げ、広域化・共同化計画の策定に向けた検討を進めている。このため、広島市においても広島県が立ち上げたこの検討会において、広島県内の広域化・共同化計画の策定に向けた検討を進めているところである。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 18- 】 公社下水道部の運営（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 目的及び内容

広島市都市整備公社下水道部の運営に係る庶務を執行する。

イ 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	18,049	18,265	17,316
決算	18,355	16,293	-

ウ 事業費の内訳（平成 30 年度）

（単位：千円）

費目	予算（A）	執行額（B）	戻入額（A-B）
報酬	3,526	3,525	0
給料	4,226	4,118	107
職員手当等	3,639	3,569	69
職員厚生費	369	159	209
法定福利費	1,837	1,825	11
人件費計	13,597	13,199	397
旅費	2	-	2
消耗品費等	280	275	4
通信運搬費	567	458	108
手数料	43	43	0
委託料	1,533	97	1,432
使用料及び賃借料	550	543	6
負担金	605	601	3
公課費	1,090	1,073	16
物件費計	4,668	3,094	1,573
合計	18,265	16,293	1,971

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 18- 】 下水道施設の水質管理（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 目的

下水道施設の水質管理を行う。

イ 内容

水質管理は、広島市都市整備公社（以下「公社」という。）への委託により行われている。

ウ 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	22,581	23,176	23,109
決算	20,273	22,478	-

エ 事業の実施状況

水質管理に際して行われる水質試験の内容は、下表のとおり。

区分	業務名	試料名	試験項目	試験回数	備考
水 質 試 験	水資源再生 センター 精密試験	流入水 放流水	CN ⁻ ORG-P Cd Pb Cr ⁶⁺ As T-Hg セレン フェノー ル Cu Zn sol-Fe sol-Mn T-Cr F	1 回/月 ただし Org-P は 2 回/年	流入水 千田・江波・旭町 各 1 検体 放流水 千田 2 検体 他 は 1 検体
	水資源再生 センター 通日試験	流入水 初沈入 初沈出 放流水	透視度 pH BOD COD SS CL ⁻ T-N T-P	4 回/年	千田 江波 旭町
	ポンプ場試 験	中継ポンプ 場 流入水	透視度 pH BOD COD SS CL ⁻ T-N T-P	4 回/年	新千田 P、横川 P、吉島 P、 旭町 P、宇品 P、新出島 P
	雨天時放流 水質試験	雨水吐放流 水	BOD COD SS T-N T-P	1 回/年	福島 P 降雨時採水 (放流量、送水量、降雨 量の把握を含む)

区分	業務名	試料名	試験項目	試験回数	備考
水質試験	雨天時放流水質試験	雨水吐放流水	BOD COD SS T-N T-P	4回/年	大州P、大州高速ろ過 降雨時採水 (放流量、送水量、降雨量の把握を含む)
汚泥試験	含有試験	水資源再生センターの脱水ケーキ、コンポスト	Cd Pb As T-Hg Cu Zn T-Cr Ni	4回/年	脱水ケーキ：千田 江波 旭町 西部 コンポスト：千田 江波 旭町
			肥効成分 (N、P、K)	2回/年	千田、江波、旭町の脱水ケーキ、コンポスト
環境試験	放流口底質等試験	放流口底質	pH 含水率 強熱減量 硫化物 COD Cd As Pb T-Cr Cu Zn T-Hg	1回/年	千田、江波 各3か所
		放流海域水質	気温 水温 透視度 pH COD DO SS Cl ⁻ 大腸菌群数 T-N Org-N NH ₃ -N NO ₂ -N NO ₃ -N T-P P04-P よう素消費量 n-ヘキサン抽出物質	2回/年	旭町 3か所 備船
	悪臭試験	水・汚泥処理棟、各脱臭機入・出口、敷地境界、排出口	臭気指数 臭気排出強度	2回/年	千田10 江波7 旭町7 三点比較式臭袋法のオペレータ

出典：水資源再生センターの水質試験等業務 仕様書

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

契約書の記載について

広島市は、公社に対して、特命随意契約により業務委託を行っている。監査人が特命随意契約の理由を検討した結果、公社のこれまでの実績に鑑みて業務実施能力を有していることを検討されていることを確認した。

しかしながら、公社以外の者が業務を実施できないことについて、民間事業者による業務の参入機会の可能性を広島市が検討している文書は確認できず、担当課に対するヒアリングによっても、そのような事実を確認することはできなかった。

これについて、担当課に確認したところ、当該業務委託には、広島市の千田、江波、旭町などの水資源再生センターの水質検査のみならず、水質の悪化等への対応について、臨機応変に広島市と連携して、各センターが水処理等の工程全般を適切に管理し、最適な維持管理を行えるよう、必要な提案や助言を行う「コンサルティング」のような業務が含まれており、こうした提案等は広島市の水質検査を経験した者でなければならず、本業務の性質から一般競争入札には適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特命随意契約を締結しているというものであった。

一方で、本業務委託に関する委託契約書や仕様書では、年1回から最大でも月1回の水質検査の実施と、業務に必要な事務、試料採取、業務の実施状況に関する報告に加え、その他の報告事項として、発注者又は受注者が必要と認めたときに、その都度報告することが記載されているが、広島市が求めている提案等を行うことが明記されておらず、また、広島市の水質検査を経験した者の関与が必須である点も明記されていない。

このため、民間事業者への委託になじまない理由が見出しにくく、また、担当課に対するヒアリングによって、その他報告事項として提案等を行わせている実態は確認できたが、その内容が具体的でないことや「公正な委託契約」といった観点から鑑みて、仕様書の内容が希薄であると思われる。

本件の委託契約の締結に当たっては、受託者に求める業務内容等を契約書や仕様書において明記し、契約の透明性を確保されたい。

【意見 18-1】 契約書の記載について

広島市は、広島市都市整備公社（以下「公社」という。）に対して、特命随意契約により業務委託を行っている。監査人が特命随意契約の理由を検討した結果、公社のこれまでの実績に鑑みて業務実施能力を有していることを検討されていることを確認した。

しかしながら、公社以外の者が業務を実施できないことについて、民間事業者による業務の参入機会の可能性を広島市が検討している文書は確認できず、担当

課に対するヒアリングによっても、そのような事実を確認することはできなかった。

これについて、担当課に確認したところ、当該業務委託には、広島市の千田、江波、旭町などの水資源再生センターの水質検査のみならず、水質の悪化等への対応について、臨機応変に広島市と連携して、各センターが水処理等の工程全般を適切に管理し、最適な維持管理を行えるよう、必要な提案や助言を行う「コンサルティング」のような業務が含まれており、こうした提案等は広島市の水質検査を経験した者でなければできず、本業務の性質から一般競争入札には適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特命随意契約を締結しているというものであった。

一方で、本業務委託に関する委託契約書や仕様書では、年1回から最大でも月1回の水質検査の実施と、業務に必要な事務、試料採取、業務の実施状況に関する報告に加え、その他の報告事項として、発注者又は受注者が必要と認めたときに、その都度報告することが記載されているが、広島市が求めている提案等を行うことが明記されておらず、また、広島市の水質検査を経験した者の関与が必須である点も明記されていない。

このため、民間事業者への委託になじまない理由が見出しにくく、また、担当課に対するヒアリングによって、その他報告事項として提案等を行わせている実態は確認できたが、その内容が具体的でないことや「公正な委託契約」といった観点から鑑みて、仕様書の内容が希薄であると思われる。

本件の委託契約の締結に当たっては、受託者に求める業務内容等を契約書や仕様書において明記し、契約の透明性を確保されたい。

3 【事業 19】 一般廃棄物収集運搬等

【事業 19- 】 普通ごみ収集（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 業務名

中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務（中・東区普通ごみ収集運搬その他業務）

イ 家庭ごみ収集の変遷

年月	広島市	公社
昭和 36 年 6 月		(財) 広島市開発公社設立

年月	広島市	公社
昭和 51 年 6 月	家庭ごみの 5 種類分別(燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、大型ごみ、有害ごみ)	
昭和 51 年 8 月	(旧)中工場稼働開始	
昭和 55 年 4 月		(財)広島市都市整備公社に改組
昭和 58 年 3 月	(旧)安佐南工場稼働開始	
昭和 63 年 6 月	南工場稼働開始	
平成 2 年 4 月	玖谷埋立地埋立て開始	
	安佐北工場稼働開始	
	北部資源選別センター稼働開始	
平成 4 年 4 月	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設稼働開始	
平成 9 年 1 月	西部リサイクルプラザ資源ごみ選別施設稼働開始	
平成 10 年 4 月	ペットボトル選別施設稼働開始	
平成 11 年 4 月	植木せん定枝リサイクルセンター稼働開始	
平成 13 年 4 月	大型ごみ有料収集開始	
	家庭ごみの 6 種類分別(ペットボトル全市収集開始)	
平成 16 年 3 月		建設部を廃止し、広島市に移管
平成 16 年 4 月	(新)中工場稼働開始	下水道部を開設し、同業務の一部を引き継ぐ
	廃プラスチック圧縮梱包施設稼働開始	
	家庭ごみの 8 種類分別(可燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ、大型ごみ)	
平成 23 年 4 月		(財)広島市環境事業公社との合併に伴い、環境事業課を開設し、業務を引き継ぐ

年月	広島市	公社
平成 25 年 4 月	(新) 安佐南工場稼働開始	一般財団法人化へ改組
	(新) 北部資源選別センター稼働開始	

ウ 平成 30 年度ごみ処理関係事業一覧

(単位：千円)

業務名	予算	契約額	決算	事業
ごみ処理関係				
業務第一課				
環境事業管理業務	92,646	90,870	89,698	【事業19- 】
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	147,333	147,333	145,125	【事業19- 】
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	817	817	806	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	36,326	36,326	36,024	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務	62,384	62,384	61,909	【事業20】
小計	339,506	337,730	333,562	
施設課				
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	31,109	31,109	30,795	【事業19- 】
安佐南工場				
安佐南工場破砕施設ごみ計量その他業務	81,657	81,657	80,783	【事業19- 】
合計	452,272	450,496	445,140	

エ 事業の内容

- (ア) 収集区域内の一般家庭から各定点に排出される可燃ごみを収集区域図により収集し、発注者が指示する処分施設へ運搬する業務
- (イ) 収集区域内の一般家庭から各定点に排出されるペットボトル及びリサイクルプラを収集区域図により収集し、ダイヤエコテック廃プラスチック圧縮梱包施設又は発注者が指示する処分施設へ運搬する業務
- (ウ) 収集区域内の一般家庭から各定点に排出される可燃ごみ、ペットボトル及びリサイクルプラの袋数を調査する業務
- (エ) その他業務上必要な業務

オ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	153,184	147,333	136,072
決算	150,474	145,125	-

カ 事業の実施状況

平成 30 年度業務実績

業務名	業務量実績	事業No
環境事業管理業務		【事業19-】
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	収集量 t	3,593.4
中・東区普通ごみ	収集量 t	3,321.7
似島ごみ	収集量 t	253.6
金輪島ごみ	収集量 t	18.1
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	搬入台数	258
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	搬入出台数	36,851
	徴収件数	257
広島市西部リサイクルプラザ	搬入出台数	23,628
	徴収件数	242
広島市北部資源選別センター	搬入出台数	13,223
	徴収件数	15
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務		【事業20】
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	搬入台数	28,887
	搬出台数	780
	徴収件数	2,678
安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務	搬入出台数	183,164
	徴収件数	2,030

(2) 監査の結果

電子レンジの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて

ア 電子レンジの購入について

下表のとおり、電子レンジを購入し、消耗品費等に計上している。

表 1

科目	支出年月日	金額	品名
消耗品費等	H31.3.12	6,458 円	電子レンジ(ポータテック)

イ 担当課へのヒアリング

電子レンジの用途について質問したところ、「従業員の弁当等を温めるために必要である。」との回答があった。

ウ 根拠法令等

広島市委託契約約款第 3 条第 1 項において、業務を実施するために必要な施設等維持管理費や 1 件 100 万円以上の修繕料、電気料・ガス料及び水道料は、「広島市」

が負担し、同条第2項において、「受注者は、前項各号に規定する費用を除き、業務を実施するために必要な費用を負担するものとする。」と規定している。ここでいう、「発注者」は広島市を、「受注者」は公社を指しており、本件については、第2項の公社が負担すべき費用である「業務を実施するために必要な費用」か否かを判断する必要がある。

同条第2項の「業務」とは、本件委託業務を指しているものと思われるが、業務を実施するために必要な費用とはどのようなものがあるかまでは規定されておらず、受注者の判断基準に委ねられていると解される。

広島市委託契約約款（抜粋）

（経費等の負担）

第3条 発注者は、次の費用を負担するものとする。

- (1) 業務のうち、「不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務」、「北部資源選別センターごみ計量その他業務」、「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」、「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」及び「し尿等投入施設搬入監視等業務」を実施するために必要な施設等維持管理費
 - (2) 前号に規定する業務以外の業務を実施するために必要な施設の補修のうち、1件につき100万円以上要するもの
 - (3) 業務のうち、「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」を実施するために必要な電気料・ガス料及び水道料、「広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務」（ただし、広島市西部リサイクルプラザに係る部分を除く。）、「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」及び「し尿等投入施設搬入監視等業務」を実施するために必要な電気料及び水道料
- 2 受注者は、前項各号に規定する費用を除き、業務を実施するために必要な費用を負担するものとする。

エ 本件のあてはめ

本件業務は「中・東区普通ごみ収集運搬その他業務」である。公社職員が、当該業務に従事するために、必要な費用（消耗品費等）としては、例えば、「作業服」や「安全靴」があり、事務を行うに当たっての、「プリンター」や「計算機」などが挙げられる。つまり、必要な費用（消耗品費等）とは、無くては業務に支障が出るものということである。

「電子レンジ」が業務に必要なか否かについては、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。

オ 結論

上記工のとおり、広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

【指摘事項 19-1】 電子レンジの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて

下表のとおり、電子レンジを購入し、消耗品費等に計上している。

表 1

科目	支出年月日	金額	品名
消耗品費等	H31.3.12	6,458 円	電子レンジ（ポートテック）

本件業務は「中・東区普通ごみ収集運搬その他業務」である。公社職員が、当該業務に従事するために、必要な費用（消耗品費等）としては、例えば、「作業服」や「安全靴」があり、事務を行うに当たっての「プリンター」や「計算機」などが挙げられる。つまり、必要な費用（消耗品費等）とは、無くては業務に支障が出るものということである。「電子レンジ」が業務に必要なか否かについては、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。

今後は公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

(3) 監査の意見

公社に対する委託料が他の民間委託業者に対する委託料に比べて多額であることについて

ア 委託料の積算根拠

広島市の普通ごみの収集については、広島市各環境事業所（以下「直営」という。）が収集する区域を除き、広島市内を全 21 区域に分け、公社が特命随意契約で受託している「中区東区の一部の地域等」（以下「公社の収集区域」という。）以外は、20 区域（以下「公社以外の収集区域」という。）ごとに、一般競争入札により、民間委託業者を決定している。

広島市は、直営及び公社以外の収集区域（20 区域）ごとに、前年度のごみの排出量（t）の実績値及び車両ごとの実稼働時間から収集車が何台必要かを割り出し、理論上の収集車の必要数を算出している。理論上の必要収集車数に 1 台当たりの経費（広

島市で積算した所要経費)を乗じて、入札予定価格を算定している。

公社の収集区域についても、上記の理論上の必要収集車数を算出しているものの、これを採用することなく、別途、公社職員の普通ごみ収集業務に係る人件費や経費を積み上げて積算し、その積算額を契約額としている。

「中区東区の一部の地域」に係る人件費等以外に、広島市南区似島及び広島市南区宇品町金輪島の島しょ部の家庭ごみの収集運搬業務や業務センターにおける人件費等も委託料に含まれており、この点については、他の民間委託業者とは単純比較できない。

○公社と特命随意契約とする理由(抜粋)

委託する業務は、廃棄物の収集、運搬及びこれに付随する一般廃棄物処理手数料徴収事務等でいずれも市民生活の環境保持に係る公共性の高い業務であり、同公社はこれまでこれらの業務を適正に履行した実績を有している。

イ 民間委託業者との比較

下表のとおり、公社との委託契約金額は、民間委託業者と比較して所要台数1台当たりの金額、予定収集量1t当たりの金額ともに1.2倍程度多額となっている。

民間委託業者との比較(平成30年度)

収集区域	収集業者	契約金額 (千円)	所要台数 (台)	予定収集量 (t)	1台当たり (千円)	1t当たり (千円)
中区東区の一部	公社	57,902	2.81	3,350	20,606	17,284
上記以外の中 区東区の一部	民間委託 業者A社	93,000	5.61	6,569	16,577	14,157

「中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務」の決算額(145,125千円)から、似島及び金輪島に係る経費等及び出島業務センターに係る経費等(87,223千円)を除いた金額(担当課から提示された「平成30年度普通ごみ収集運搬業務委託台数」に基づき監査人が作成)

上表では、民間委託業者の委託契約金額と比較するため、公社の委託契約金額145,125千円のうち、「中区東区の一部の地域」の普通ごみ収集業務に直接従事した人件費等(以下「直接人件費等」という。)57,902千円と比較しているが、委託契約金額には他に、出島業務センターに従事する、いわゆる間接部門人件費等(以下「間接人件費等」という。)や似島・金輪島のごみ収集業務に従事する人件費等(以下「島しょ部人件費等」という。)が含まれており、公社の委託契約金額は、「直接人件費等」「間接人件費等」「島しょ部人件費等」に区分される。

ウ 担当課へのヒアリング

平成 25 年度の包括外部監査においても、今回と同様の意見を挙げているが、その意見では「人件費に関して、事情等を考慮し、実際に本団体が要する費用により算定することもやむを得ない」としたうえで、「更なる削減に向けた検討を促した。」としている。

この意見に対する対応結果について、担当課にヒアリングしたところ、人件費の削減については、嘱託職員や臨時職員に切り替える等検討したとの説明を受けたが、民間委託業者と比較して委託料が多額であることについては、似島と金輪島の収集運搬業務をしているため単純に比較できないと説明している。

エ 意見の内容

民間委託業者と比べて委託契約金額が多額になることの主な要因としては、民間委託業者は 1 台当たりに係る所要費用（人件費及び経費）から積算されて入札予定価格を算定しているのに対して、公社は普通ごみ収集業務に係る人件費の全額を積み上げて算出しているためである。

そのため、「直接人件費等」「間接人件費等」「島しょ部人件費等」など全体的に人件費の比重が高いことが要因であり、公社職員の高年齢化等で 1 人当たりの給与額が民間業者に比べて高いことや嘱託職員や臨時職員への転換ではその差は埋まらないと思われる。

特に、比較対象の業務である「中区東区の一部の地域」の普通ごみ収集業務については、民間委託業者と同じ規格の収集車を使用し、収集車 1 台に 2 名の職員が従事していることについて両者の間に大きな違いはないことから、特命随意契約ではなく同じ条件（積算根拠）により一般競争入札にすることで、適正な価格になるものと思われる。今後は、当該業務を民間へ移譲していくことを検討されたい。

【意見 19-1】 公社に対する委託料が他の民間委託業者に対する委託料に比べて多額であることについて

広島市の普通ごみの収集については、広島市各環境事業所（以下「直営」という。）が収集する区域を除き、広島市内を全 21 区域に分け、公社が特命随意契約で受託している「中区東区の一部の地域等」（以下「公社の収集区域」という。）以外は、20 区域（以下「公社以外の収集区域」という。）ごとに、一般競争入札により、民間委託業者を決定している。

広島市は、直営及び公社以外の収集区域（20 区域）ごとに、前年度のごみの排出量（t）の実績値及び車両ごとの実稼働時間から収集車が何台必要かを割り出し、理論上の収集車の必要数を算出している。理論上の必要収集車数に 1 台当たりの経費（広島市で積算した所要経費）を乗じて、入札予定価格を算定している。

公社の収集区域についても、上記の理論上の必要収集車数を算出しているものの、これを採用することなく、別途、公社職員の普通ごみ収集業務に係る人件費や経費を積み上げて積算し、その積算額を契約額としている。

「中区東区の一部の地域」に係る人件費等以外に、広島市南区似島及び広島市南区宇品町金輪島の島しょ部の家庭ごみの収集運搬業務や業務センターにおける人件費等も委託料に含まれており、この点については、他の民間委託業者とは単純比較できない。

下表のとおり、公社との委託契約金額は、民間委託業者と比較して所要台数1台当たりの金額、予定収集量1t当たりの金額ともに1.2倍程度多額となっている。

民間委託業者との比較（平成30年度）

収集区域	収集業者	契約金額 (千円)	所要台数 (台)	予定収集量 (t)	1台当たり (千円)	1t当たり (千円)
中区東区の一部	公社	57,902	2.81	3,350	20,606	17,284
上記以外の中 区東区の一部	民間委託 業者A社	93,000	5.61	6,569	16,577	14,157

「中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務」の決算額（145,125千円）から、似島及び金輪島に係る経費等及び出島業務センターに係る経費等（87,223千円）を除いた金額（担当課から提示された「平成30年度普通ごみ収集運搬業務委託台数」を基に監査人が作成）

上表では、民間委託業者の委託契約金額と比較するため、公社の委託契約金額145,125千円のうち、「中区東区の一部の地域」の普通ごみ収集業務に直接従事した人件費等（以下「直接人件費等」という。）57,902千円と比較しているが、委託契約金額には他に、出島業務センターに従事する、いわゆる間接部門人件費等（以下「間接人件費等」という。）や似島・金輪島のごみ収集業務に従事する人件費等（以下「島しょ部人件費等」という。）が含まれており、公社の委託契約金額は、「直接人件費等」「間接人件費等」「島しょ部人件費等」に区分される。

民間委託業者と比べて委託契約金額が多額になることの主な要因としては、民間委託業者は1台当たりに係る所要費用（人件費及び経費）から積算されて入札予定価格を算定しているのに対して、公社は普通ごみ収集業務に係る人件費の全額を積み上げて算出しているためである。

そのため、「直接人件費等」、「間接人件費等」、「島しょ部人件費等」など全体的に人件費の比重が高いことが要因であり、公社職員の高年齢化等で1人当たりの給与額が民間業者に比べて高いことや嘱託職員や臨時職員への転換ではその差は埋まらないと思われる。

特に、比較対象の業務である「中区東区の一部の地域」の普通ごみ収集業務については、民間委託業者と同じ規格の収集車を使用し、収集車1台に2名の職員が従事していることについて両者の間に大きな違いはないことから、特命随意契約ではなく同じ条件（積算根拠）により一般競争入札にすることで、適正な価格になるものと思われる。今後は、当該業務を民間へ移譲していくことを検討されたい。

【事業 19- 】 不燃ごみ転送場ごみ計量（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 業務名

不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務

イ 平成 30 年度ごみ処理関係事業一覧

(単位：千円)

業務名	予算	契約額	決算	事業No
ごみ処理関係				
業務第一課				
環境事業管理業務	92,646	90,870	89,698	【事業19- 】
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	147,333	147,333	145,125	【事業19- 】
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	817	817	806	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	36,326	36,326	36,024	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持等業務	62,384	62,384	61,909	【事業20】
小計	339,506	337,730	333,562	
施設課				
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	31,109	31,109	30,795	【事業19- 】
安佐南工場				
安佐南工場破砕施設ごみ計量その他業務	81,657	81,657	80,783	【事業19- 】
合計	452,272	450,496	445,140	

ウ 業務の内容

- (ア) 集積施設に不燃ごみを搬入する車両について、計量機(20tトラックスケール)により計量確認し、所定の帳票に記帳する業務
- (イ) 処分施設から交付される計量票を受領する業務
- (ウ) 計量室及び周辺の清掃業務
- (エ) 搬入されたごみが、適正に収集されたごみであるか常に監視し、発注者が行うごみの搬入チェックに協力する業務
- (オ) その他業務上必要な業務

エ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	823	817	837
決算	793	806	

オ 事業の実施状況

(ア) 平成 30 年度搬入及び搬出実績

区分	日数(日)	実績台数(台)	実績量(トン)
搬入	12	207	154.12
搬出	25	51	155.1

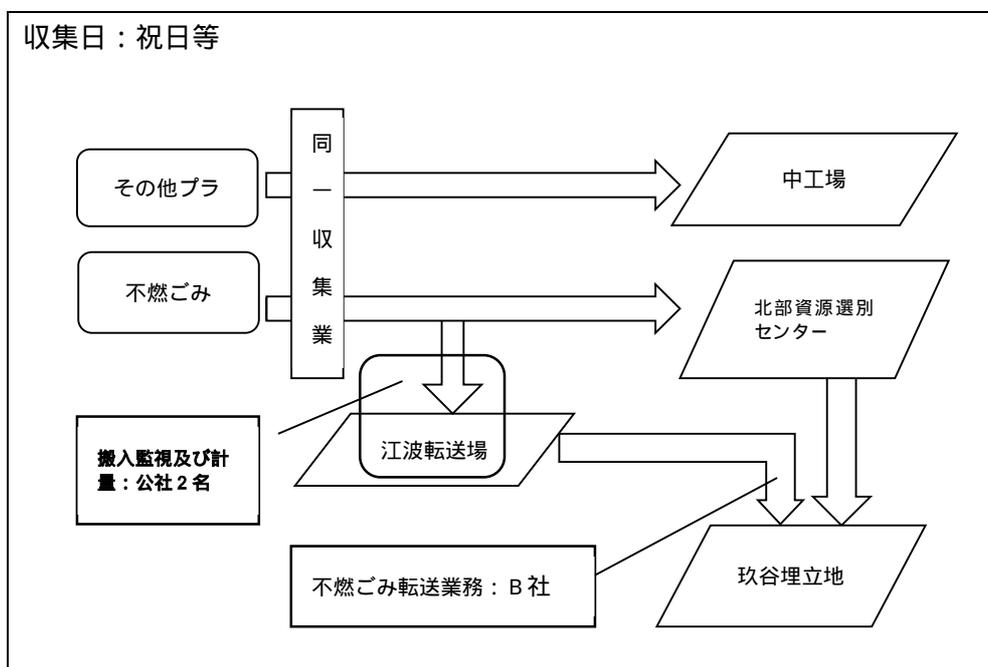
平成 30 年度業務実績報告より監査人作成

(イ) 事業の実施状況

平成 30 年度業務実績

業務名	業務量 実績	事業No
環境事業管理業務		【事業19- 】
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	収集量 t 3,593.4	【事業19- 】
中・東区普通ごみ	収集量 t 3,321.7	
似島ごみ	収集量 t 253.6	
金輪島ごみ	収集量 t 18.1	
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	搬入台数 258	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	搬入出台数 36,851	【事業19- 】
	徴収件数 257	
広島市西部リサイクルプラザ	搬入出台数 23,628	
	徴収件数 242	
広島市北部資源選別センター	搬入出台数 13,223	
	徴収件数 15	
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務		【事業20】
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	搬入台数 28,887	【事業19- 】
	搬出台数 780	
	徴収件数 2,678	
安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務	搬入出台数 183,164	【事業19- 】
	徴収件数 2,030	

カ 事業の図解



(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

祝日に収集した「不燃ごみ」を集積施設へ搬入する車両の監視及び計量業務の在り方について

ア 祝日に「不燃ごみ」を収集することにより発生する費用について

祝日に収集された「不燃ごみ」は、広島市中区江波にある「A社工場」内にある敷地を借り受けた場所（以下「集積施設」という。）に仮置きされているが、収集車が当該集積施設に搬入する際に、適正なごみかどうかの監視業務及び収集量がいくらかの計量業務を行うため、広島市は公社に不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務（以下「本件業務」という。）を委託している。これを受けて公社は、2名の職員を従事させて、次表1のとおり、時間外勤務手当など年間806,121円を支出している。

表1：本業務の支出内訳

区分	金額	摘要
休日出勤手当	662,096円	2人
汚物処理手当	55,440円	2人
通信運搬費他	57,402円	-
合計	806,121円	-

イ 祝日に収集された「不燃ごみ」の処理について

家庭ごみのうち、「不燃ごみ」については、広島市から「その他プラ及び不燃ごみ」の収集運搬業務を委託された業者が収集運搬を行い、「その他プラ」は中工場に搬入され、「不燃ごみ」は、広島市安佐北区筒瀬にある『玖谷埋立地』に搬入し、埋立て処理されている。

『玖谷埋立地』は、平日のみの開設で、休日は、当施設を閉鎖している。そのため、祝日に収集された「不燃ごみ」は、別途保管（仮置き）しておく必要があり、広島市は、当該「不燃ごみ」を適正に管理できる場所として、広島市中区江波にある「A社工場」敷地内にある場所を借り受けている。

ウ 担当課へのヒアリング

担当課の説明では、昭和 52 年頃から現在までの約 40 数年間、同集積施設を借り受けている。不燃ごみは、平成 15 年度まで週 1 回の平日収集であり、一部対象区域の不燃ごみを同集積施設に搬入していた。その後、ごみの 8 種分別を開始した平成 16 年度から平成 20 年度までは、平日・祝日にかかわらず、一部対象区域の不燃ごみを収集業者が同集積施設に搬入していた。平成 21 年度からは、現状のとおり祝日の不燃ごみのみを仮置きしているとのことである。

祝日に「不燃ごみ」を収集することによりコストが発生するにもかかわらず、長年にわたり祝日に収集する理由について、「収集の中止は市民サービスの低下につながり、曜日の変更は市民の混乱を招くだけでなく、毎日が何かしらのごみの収集日となっており、変更の余地がない。」と説明している。

エ 本件業務以外に発生する業務（不燃ごみ運搬業務及び不燃ごみ集積施設維持管理業務（以下「不燃ごみ転送業務」という。））について

(ア) 不燃ごみ転送業務の契約内訳

祝日に収集された「不燃ごみ」は、A社に関連する法人のB社が集積施設でのパッカー車（集塵車）への積載及び『玖谷埋立地』までの運搬業務を行っている。

広島市はB社と委託契約（特命随意契約）を年間約 1,600 万円で締結しており、その内訳は次表 2 のとおりである。

表 2：不燃ごみ転送業務内訳（平成 30 年度概算額）（単位：千円）

区分	運搬経費	受入積込経費	計量経費	固定経費	計
人件費	900	200	-	-	1,100
物件費	1,100	4,900	700	5,200	11,900
諸経費等	500	1,100	200	1,200	3,000
計	2,500	6,200	900	6,400	16,000

（平成 30 年度不燃ごみ転送委託量積算内訳より監査人作成）

(1) 不燃ごみ転送業務が特命随意契約である理由

a 随意契約の根拠規定等

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当（物品売買等に係る随意契約ガイドライン（1）-オに該当）

b 随意契約によることとする理由

家庭から排出される不燃ごみは、通常、直接玖谷埋立地（以下「埋立地」という。）に搬入するが、祝日等の場合は地元協議により埋立地を開場していないため、一旦、別の場所に保管し、埋立地に転送する必要がある。

一般廃棄物の保管を行う場合は、その場所に一般廃棄物が飛散しないように周囲に囲いが設けられ、地下水の汚染を防止するための設備が設けられている必要がある（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条第 1 号）。

また、不燃ごみの仮置場とするためには、地元の了承や保管スペースが必要である。

中区や南区等の市域南部で発生する不燃ごみの一時仮置き場として適切な位置にあり、かつ、これらの要件を満たす場所は、A 社構内の集積施設（中区江波）だけであるが、同社は管理上の問題から、工場敷地への一般業者の立入りを厳しく制限しており、本業務を実施できる業者は、同社の系列会社で、構内への出入り及び営業行為が認められている B 社しかない。

c 特命随意契約である必要性

担当課は、江波の集積施設に決定した経緯について、「昭和 51 年に開始したごみの 5 種分別時に、広島市の旧市内地域にあった三滝埋立地から、翌昭和 52 年に旧市内からかなり遠方となる瀬野川埋立地へ移行する際、収集の効率化を図る目的で、主に現在の中区、東区、南区、西区の不燃ごみを搬入するための転送場として集積施設の整備を行うとともに、当該場所の借り受けを開始した。」と説明している。

特命随意契約である理由については、上記 b のとおりであるが、祝日に収集した「不燃ごみ」を仮置きする場所が江波の集積施設しかないのか、また、広島市所有の他のごみ処理施設を利用すれば少なくとも借地料については削減できると考えられるが、他の場所や方法はないか検討したかという点について、「平成 16 年のごみの 8 種分別の開始に当たり、祝日収集の是非について検討し、市民サービスの観点から祝日収集を開始した。その際に、北部資源選別センターにおける祝日の不燃ごみの受け入れを協議し、北部市域（安佐南区、安佐北区、東区の一部地域）のみに限定した受け入れを行っている。併せて、広島市所有の他のごみ処理施設等の転送場としての利用について検討を

行ったが、新たなごみの受け入れについて、条件の整ったごみ処理施設はなかった。平成 20 年度には、それまでの平日・祝日にかかわらず、対象区域の不燃ごみの全量を転送場に搬入してきたが、コスト面を検証した結果、平日転送を止め、直接『玖谷埋立地』へ搬入し、祝日の不燃ごみのみを仮置きすることを決定した。その際にも、広島市所有の他のごみ処理施設の活用について検討を行ったが、受け入れ可能な代替地はなかった。」と担当課は説明している。

したがって、代替地や別の方法を全く検討していないという訳ではなく、むしろ、転機を迎える都度検討しており、B 社との委託契約が特命随意契約である理由を覆すほどの理由はない。しかし、昭和 52 年当時の B 社との契約経緯を示す書類が残っておらず、当初から B 社と取引する蓋然性があったというほどの理由は見当たらない。

オ 本件業務の必要性について

(ア) 平成 30 年度の祝日日数

広島市が市民に広報周知している「家庭ごみの正しい出し方」によれば、平成 30 年度の「不燃ごみ」を収集した祝日は 12 日であった。

(イ) 収集量の分析

年間 12 日の祝日に収集した「不燃ごみ」の収集量及び搬出状況については、次表 3 のとおりであり、広島市で発生する「不燃ごみ」の収集量（平成 30 年度見込 5,646 t）のうち 2.8%程度になる。

表 3：平成 30 年度 祝日「不燃ごみ」収集量

区分	日数	台数（台）	実績量（t）
搬入	12	250	154.12
搬出	21	51	155.1

（実績報告書より監査人作成）

(ウ) 必要性

収集量の面からは、祝日に収集しないことによる影響は少ないと考えられるが、市民の公平性という趣旨を鑑みて、祝日に収集することを継続する必要性までは否定できない。

カ 本件業務等の今後の在り方について

不燃ごみ転送業務については、上記エで触れたとおり、B 社との契約経緯が確認できない部分があり、特命随意契約が継続していく以上、優位性が働き、委託

金額が増加していくリスクが伴うため、現行契約の内容を常に検証する必要がある。

例えば、業者の提示金額が適正価格の範囲内であることを確認するため、建築設備担当部署等に提示金額の妥当性を確認する等、必要最小限の金額となるように、常にコスト削減を意識しておくことが望まれる。

一般的に廃棄物処理施設はいわゆる迷惑施設とされており、地元住民への負担を強いることとなるという特殊な側面があるが、漫然と業務を実施するのではなく、経費比較を実施し、常に効率の良い業務の在り方について検討を継続していく必要がある。

【意見 19-2】 祝日に収集した「不燃ごみ」を集積施設へ搬入する車両の監視及び計量業務の在り方について

ア 祝日に「不燃ごみ」を収集することにより発生する費用について

祝日に収集された「不燃ごみ」は、広島市中区江波にある「A 社工場」内にある敷地を借り受けた場所（以下「集積施設」という。）に仮置きされているが、収集車が当該集積施設に搬入する際に、適正なごみかどうかの監視業務及び収集量がいづらかの計量業務を行うため、広島市は公社に不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務（以下「本件業務」という。）を委託している。

これを受けて公社は、2名の職員を従事させて、次表1のとおり、時間外勤務手当など年間806,121円を支出している。

表1：本業務の支出内訳（平成30年度）

区分	金額	摘要
休日出勤手当	662,096円	2人
汚物処理手当	55,440円	2人
通信運搬費他	57,402円	-
合計	806,121円	-

イ 本件業務以外に発生する業務（不燃ごみ運搬業務及び不燃ごみ集積施設維持管理業務（以下「不燃ごみ転送業務」という。））について

(ア) 不燃ごみ転送業務の契約内訳

祝日に収集された「不燃ごみ」は、A社に関連する法人のB社が集積施設でのパッカー車（集塵車）への積載及び『玖谷埋立地』までの運搬業務を行っている。

広島市はB社と委託契約（特命随意契約）を年間約1,600万円で締結して

おり、その内訳は次表 2 のとおりである。

表 2：不燃ごみ転送業務内訳（平成 30 年度概算額）（単位：千円）

区分	運搬経費	受入積込 経費	計量経費	固定経費	計
人件費	900	200	-	-	1,100
物件費	1,100	4,900	700	5,200	11,900
諸経費等	500	1,100	200	1,200	3,000
計	2,500	6,200	900	6,400	16,000

（平成 30 年度不燃ごみ転送委託量積算内訳より監査人作成）

（イ）不燃ごみ転送業務が特命随意契約である理由等

これまで、代替地や別の方法を全く検討していないという訳ではなく、むしろ、転機を迎える都度検討しており、B 社との委託契約が特命随意契約である理由を覆すほどの理由はない。しかし、昭和 52 年当時の B 社との契約経緯を示す書類が残っておらず、当初から B 社と取引する蓋然性があったというほどの理由は見当たらない。

ウ 本件業務等の今後の在り方について

不燃ごみ転送業務については、上記で触れたとおり、B 社との契約経緯が確認できない部分があり、特命随意契約が継続していく以上、優位性が働き、委託金額が増加していくリスクが伴うため、現行契約の内容を常に検証する必要がある。

例えば、業者の提示金額が適正価格の範囲内であることを確認するため、建築設備担当部署等に提示金額の妥当性を確認する等、必要最小限の金額となるように、常にコスト削減を意識しておくことが望まれる。

一般的に廃棄物処理施設はいわゆる迷惑施設とされており、地元住民への負担を強いることとなるという特殊な側面があるが、漫然と業務を実施するのではなく、経費比較を実施し、常に効率の良い業務の在り方について検討を継続していく必要がある。

【事業 19- 】 資源ごみ計量（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 業務名

広島市西部リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）及び広島市北部資源選別センター（以下「センター」という。）ごみ計量その他業務

イ 平成 30 年度ごみ処理関係事業一覧

（単位：千円）

業務名	予算	契約額	決算	事業
ごみ処理関係				
業務第一課				
環境事業管理業務	92,646	90,870	89,698	【事業19- 】
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	147,333	147,333	145,125	【事業19- 】
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	817	817	806	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	36,326	36,326	36,024	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務	62,384	62,384	61,909	【事業20】
小計	339,506	337,730	333,562	
施設課				
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	31,109	31,109	30,795	【事業19- 】
安佐南工場				
安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務	81,657	81,657	80,783	【事業19- 】
合計	452,272	450,496	445,140	

ウ 内容

(ア) プラザ及びセンターにおいて、次に掲げるものを計量機（30 トントラックスケール）により計量確認し、所定の帳票に記帳する業務

- a 資源ごみ、有害ごみ、ペットボトル（許可業者搬入分）及び事業系紙ごみの搬入量（ただし、ペットボトル（許可業者搬入分）についてはプラザのみ）
- b 有価物及び無価物の搬出量
- c 廃蛍光管等及び廃乾電池の搬入量

(イ) プラザ及びセンターの管理に関する業務

- a 計量機等の異常報告及び必要な措置を行うこと。
- b プラザ及びセンターの搬入・搬出車両及び選別作業所入出者の管理
- c 計量室及び周辺の清掃

(ウ) 搬入されたごみが適正に収集されたごみであるか、常に監視し、発注者が行うごみの搬入チェックに協力する業務

(エ) ペットボトル（許可業者搬入分）及び事業系紙ごみに係る再生処理手数料徴収業務（ただし、ペットボトル（許可業者搬入分）についてはプラザのみ）

工 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	36,671	36,326	37,766
決算	35,881	36,024	-

オ 事業の実施状況

平成 30 年度業務実績

業務名	業務量 実績	事業No	
環境事業管理業務		【事業19- 】	
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	収集量 t 3,593.4	【事業19- 】	
中・東区普通ごみ	収集量 t 3,321.7		
似島ごみ	収集量 t 253.6		
金輪島ごみ	収集量 t 18.1		
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	搬入台数 258	【事業19- 】	
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	搬入出台数 36,851	【事業19- 】	
	徴収件数 257		
	広島市西部リサイクルプラザ		搬入出台数 23,628
	広島市西部リサイクルプラザ		徴収件数 242
	広島市北部資源選別センター		搬入出台数 13,223
	広島市北部資源選別センター		徴収件数 15
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務		【事業20】	
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	搬入台数 28,887	【事業19- 】	
	搬出台数 780		
	徴収件数 2,678		
安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務	搬入出台数 183,164	【事業19- 】	
	徴収件数 2,030		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 19- 】 環境事業管理業務（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 概要

財団法人広島市環境事業公社は、平成 23 年 4 月 1 日に広島市都市整備公社と合併した。引き続きし尿関連業務その他一般廃棄物の処理に関する事業等を実施している。

イ 事業内容

環境事業に係る計画作成、総合調整、人員配置・労務管理、予算・決算、契約事務、給与支給、施設・備品の維持管理等に係る事務を行っている。

広島市は、広島市都市整備公社に「一般廃棄物の収集運搬その他業務」を 680,680 千円で委託契約を締結している。そのうち環境事業の管理業務に係る予算額は、92,646 千円である。

ウ 予算・決算

(ア) 広島市からの委託料収入（受託収益）

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	99,031	95,275	93,296	92,646	90,034
決算	94,848	90,585	88,294	89,697	

a 受託収益

(単位：千円)

		平成 30 年度	当初予算額	決算額	備考
支 出	環境事業部管理		115,229	113,675	-
	支出額		115,229	113,675	-
収 入	再生品受託収益		22,583	22,945	再生トイレットペーパーの売上、3,240 円 / 1 ケース
	雑収益		-	967	障害者雇用調整金、車の自賠責保険の解約還付金
	車両運搬具売却益		-	65	軽ダンプ 1 台・普通自動車 1 台
	収入計		22,583	23,977	-
	差引受託収益	-	92,646	89,697	-

再生トイレットペーパーは、広島市の各部署に販売

b 支出額

(単位：千円)

平成 30 年度		当初予算額	決算額	備考
人事費	報酬	11,487	11,364	管理職報酬
	給料	29,775	29,230	職員の基本給部分
	職員手当	20,120	18,800	職員の手当と期末手当
	職員厚生費	138	88	-
	法定福利費	13,162	10,802	社会保険等
人事費計		74,682	70,285	-
物件費	賃金	2,906	3,212	臨時職員の給与と交通費
	消耗品費等	706	691	-
	光熱水費	1,305	1,160	小町事務所の光熱費
	修繕料	382	2,620	小町事務所と車両の修繕
	通信運搬費	1,049	1,063	小町事務所の通信費
	委託料	2,294	2,377	再委託業務
	使用料及び賃借料	346	321	電話交換機リース料
	備品購入費	-	543	パソコン 6 台
	再生品等購入費	22,583	22,945	-
	公課費	8,616	8,062	-
	その他支出	360	391	5 科目の合計
物件費計		40,547	43,390	-
支出額合計		115,229	113,675	-

(イ) 再委託業務

- (a) 小町事務所の清掃業務
- (b) 小町事務所の警備業務
- (c) 小町事務所の冷暖房機械設備保守点検業務
- (d) 小町事務所の消防用設備保守点検業務
- (e) 小町事務所のネズミ及び害虫防除業務
- (f) 小町事務所の樹木維持管理業務
- (g) 広島市役所等へ納品する再生品配達業務
- (h) 小町事務所の施設、設備及び備品の修繕

(ウ) 再生トイレットペーパー

広島市都市整備公社は、広島市役所等から回収した秘密文書を原料として再生されたトイレットペーパーを広島市役所等に販売している。なお、この再生トイ

レットペーパーの配達については、広島市都市整備公社が㈱T に委託しており、委託料として年間 1,409 千円支払っている。

(I) 修繕料

修繕料 2,620 千円の内訳は、車両の車検等修理に係るものが 101 千円、小町事務所の空調設備取替工事 847 千円をはじめトイレや照明取替など 6 か所で 2,519 千円である。

エ 人員配置状況

- ・部長（市 OB） 2 名
- ・課長（市 OB） 1 名
- ・事務職 7 名
- ・臨時（事務） 2 名 合計 12 名

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 19- 】 し尿収集運搬事業(業務委託)

(1) 事業の概要等

ア 目的

旧広島市域におけるし尿収集運搬業務を効率的かつ円滑に遂行する。

イ 内容

旧広島市域内のし尿収集運搬業務

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	153,280	152,960	149,344
決算	148,820	149,996	

エ 事業の実施状況

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収集件数(件)	11,511	10,879	10,279
収集量(kℓ)	2,740	2,503	2,429

(2) 監査の結果

印紙貼付漏れを放置している組織体制について

会計年度・平成 30 年度、支出負担行為番号・7426、起案・平成 31 年 1 月 21 日の施行伺に係る承諾書を確認したところ、「印紙 200 円が必要です(請負契約)」と記載された付箋が貼られ、印紙は貼られずそのままの状態となっていた。

担当者を介して広島市都市整備公社にヒアリングしたところ、書類の不備については、不備が発覚した時点で不備事項を業者へ伝えているが、本件については、その後の処理を公社及び業者ともに失念していたとのことである。この再委託に関する資料は、広島市都市整備公社内部に保管されている書類である。広島市都市整備公社は広島市が出資している法人等の監査業務等も担う法人であるが、その内部において、書類の不備に気がついた職員がいてもそれを補完することができない状態にあり、結果的に文書作成者である請負業者側において脱税となってしまう。

担当課は、本件に関し、見過ごすことなく適正な指導を実施し、不備が解消されたことを確認すべきである。

【指摘事項 19-2】 印紙貼付漏れを放置している組織体制について

広島市都市整備公社より提出された資料(会計年度・平成 30 年度、支出負担行為番号・7426、起案・平成 31 年 1 月 21 日の施行伺に係る承諾書)を確認したところ、「印紙 200 円が必要です(請負契約)」と記載された付箋が貼られ、印紙は貼られずそのままの状態となっていた。

担当者を介して広島市都市整備公社にヒアリングしたところ、書類の不備については、当該事実が発覚した時点で、その旨(印紙が貼られておらず書類として不備がある)を業者へ伝えているが、本件については、その後の処理を公社及び業者ともに失念していたとのことである。

この再委託に関する資料は、広島市都市整備公社内部に保管されている書類である。広島市都市整備公社は広島市が出資している法人等の監査業務等も担う法人であるが、その内部において、書類の不備に気がついた職員がいてもそれを補完することができない状態にあり、結果的に文書作成者である請負業者側において脱税となっている。

担当課は、本件に関し、見過ごすことなく適正な指導を実施し、不備が解消されたことを確認すべきである。

(3) 監査の意見

民間業者の更なる活用について

広島市都市整備公社が作成した「平成 30 年度 事業の実施状況」によれば、平成 28 年度から平成 30 年度までの間は収集件数・収集量ともに一貫して減少している。一方で、事業費は市が作成した「平成 31 年度 臨時費要求概要調」及び広島市都市整備公社環境事業部が作成した「平成 30 年度決算費目別予算比較」によれば、平成 29 年度は前年度より減少しているが、翌年度の平成 30 年度には増加に転じている。

本事業は旧広島市域における広島市都市整備公社委託分であり、新市域における民間業者委託分について担当者にヒアリングしたところ、以下のとおりとなっている。

区分	予算額(円)	決算額(円)	収集件数(件)	収集量(kℓ)
平成 30 年度	553,095,000	552,184,784	79,802	21,014.11

上記の結果を踏まえ、広島市都市整備公社委託分と民間業者委託分のそれぞれ収集件数 1 件当たりのコストと収集量 1kℓ当たりのコストを算出してみると、以下のとおり大きく異なることがわかる。

なお、広島市都市整備公社委託分コストの算出に当たっては、収集効率の低い似島分及び施設管理費を除く、以下の表を採用した。

区分	決算額(円)	収集件数(件)	収集量(kℓ)
平成 30 年度	105,106,982	9,455	2,271

平成 30 年度	1 件当たりのコスト	1kℓ当たりのコスト
広島市都市整備公社委託分	11,117 円	46,282 円
民間業者委託分	6,919 円	26,277 円

民間業者に更に委託できる余地はないか徹底した見直しを行うことで、本事業の一層の効率化・合理化が図られるものとする。

【意見 19-3】 民間業者の更なる活用について

本事業は、広島市都市整備公社に委託している旧広島市域内のし尿収集運搬業務である。

民間業者に委託している新市域におけるし尿収集運搬業務の実施状況を担当者にヒアリングしたところ、以下のとおりとなっている。

区分	予算額(円)	決算額(円)	収集件数(件)	収集量(kℓ)
平成 30 年度	553,095,000	552,184,784	79,802	21,014.11

上記の結果を踏まえ、広島市都市整備公社委託分と民間業者委託分の収集件数 1 件当たりのコストと収集量 1kℓ当たりのコストをそれぞれ算出してみると、大きく異なることがわかる。

なお、広島市都市整備公社委託分のコスト算出に当たっては、収集効率の低い似島分及び施設管理費を除く以下の表を採用した。

区分	決算額(円)	収集件数(件)	収集量(kℓ)
平成 30 年度	105,106,982	9,455	2,271

平成 30 年度	1 件当たりのコスト	1kℓ当たりのコスト
広島市都市整備公社委託分	11,117 円	46,282 円
民間業者委託分	6,919 円	26,277 円

民間業者に更に委託できる余地はないか徹底した見直しを行うことで、本事業の一層の効率化・合理化が図られるものとする。

【事業 19- 】 液状一般廃棄物処理手数料徴収事業（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 目的

し尿処理手数料の徴収事務を効率的かつ円滑に遂行する。

イ 内容

広島市域のうち、安芸地区衛生施設管理組合の所管区域(東区旧安芸町及び安芸区)を除く区域のし尿処理手数料の徴収業務

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	44,918	43,445	64,959
決算	36,572	42,668	-

エ 事業の実施状況

(単位：件)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
徴収件数	50,582	47,432	45,266

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

手数料徴収方法について

広島市都市整備公社が作成した「平成 30 年度 事業の実施状況」によれば、し尿処理手数料の徴収件数は年々減少してきており、手数料の徴収額について担当者にヒアリングしたところ、こちらも以下のとおり減少してきている。

(単位：円)

区分	現年度分	過年度分	計
平成 30 年度	106,915,860	413,820	107,329,680
平成 29 年度	109,082,700	374,270	109,456,970
平成 28 年度	115,757,880	482,440	116,240,320

し尿処理手数料の徴収件数及び徴収金額が減少していく一方、事業費は市が作成した「平成 31 年度 臨時費要求概要調」及び広島市都市整備公社環境事業部が作成した「平成 30 年度決算費目別予算比較」によれば、平成 29 年度は前年度と比較して減少しているものの、翌年度の平成 30 年度には増加に転じている。また、「平成 31 年度 臨時費要求概要調」には、以下のとおり業務計画が記載されている。

区分	平成 31 年度	平成 30 年度	差引
口座振替	31,560 件/年	32,975 件/年	1,415 件/年
納付制	11,971 件/年	12,073 件/年	102 件/年
合計	43,531 件/年	45,048 件/年	1,517 件/年

業務計画の策定方法及び口座振替推進のための施策についても、担当者にヒアリングしたところ、

- ・ 計画の策定方法については、市において、直近 1 年間の収集件数実績に過去の平均遞減率を乗じて次年度の収集件数見込を算出し、公社において、市が算出した収集件数見込に直近 1 年間の手数料徴収件数の実績比を乗じて算出している。
- ・ 口座振替推進の施策については、新規顧客及び納付滞納者に対して口座振替を推奨している。

とのことであった。

利用者が手数料の支払を失念していたり、あるいは支払書類の所在不明等により、納付手続が円滑に行われない場合等において、追加的にやむを得ず発生する職員の人

件費やバイク等の物件費を考慮すると、口座振替と納付制とで必要とされるコストは大きく異なる。国内外問わずキャッシュレス化が加速度的に進む中、利用者の利便性及び本事業の更なる効率化や合理化の観点から、口座振替のより一層の推進が必要ではないかと考える。

【意見 19-4】 手数料徴収方法について

本事業は、広島市域のうち、安芸地区衛生施設管理組合の所管区域(東区旧安芸町及び安芸区)を除く区域のし尿処理手数料の徴収業務である。

広島市都市整備公社が作成した「平成 30 年度 事業の実施状況」によれば、し尿処理手数料の徴収件数は年々減少してきており、手数料の徴収額について担当者にヒアリングしたところ、こちらも同様に年々減少してきている。

業務計画の策定方法及び口座振替推進のための施策についても担当者にヒアリングしたところ、

- ・ 計画の策定方法については、市において、直近 1 年間の収集件数実績に過去の平均逓減率を乗じて次年度の収集件数見込を算出し、公社において、市が算出した収集件数見込に直近 1 年間の手数料徴収件数の実績比を乗じて算出している
- ・ 口座振替推進の施策については、新規顧客及び納付滞納者に対して口座振替を推奨している

とのことであった。

利用者が手数料の支払を失念していたり、あるいは支払書類の所在不明等により、納付手続が円滑に行われない場合等において、追加的にやむを得ず発生する職員の人件費やバイク等の物件費を考慮すると、口座振替と納付制とで必要とされるコストは大きく異なる。国内外問わずキャッシュレス化が加速度的に進む中、利用者の利便性及び本事業の更なる効率化や合理化の観点から、口座振替のより一層の推進が必要ではないかと考える。

【事業 19- 】 し尿等投入施設搬入監視等事業（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 目的

し尿及び浄化槽汚泥の搬入が適正に行われるよう、監視等を実施し、し尿等投入施設の適正な運営に資する。

イ 内容

- (ア) 搬入車両の積載量及び積載物の確認
- (イ) 産業廃棄物の搬入及び一般廃棄物処理計画区域外からの搬入阻止に係る監視
- (ウ) 搬入日報及び月報の作成
- (エ) 臨時搬入車月報の作成
- (オ) し尿等投入施設の維持管理の一部

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	31,203	33,847	34,893
決算	30,203	33,067	

エ 事業の実施状況

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
搬入台数	20,206 台	19,854 台	19,262 台

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

ICT 活用について

広島市都市整備公社が作成した「平成 30 年度 事業の実施状況」によれば、搬入台数は平成 27 年度から減少し続ける一方、広島市都市整備公社環境事業部が作成した「平成 30 年度決算費目別予算比較」及び市が作成した「平成 31 年度 臨時費要求概要調」によれば、平成 30 年度における本事業費は前年度より増加している。担当者に現状をヒアリングしたところ、監視等の業務は全て目視で行われているとのことであり、監視カメラや通信ソフト等、いわゆる ICT 活用による事業効率化施策について検討された。

【意見 19-5】 ICT 活用について

本事業は、広島市域(東区旧安芸町及び安芸区を除く)並びに安芸太田町域で収集されたし尿及び浄化槽汚泥が、広島市西部水資源再生センターへ搬入される際に広島市都市整備公社が実施する監視等業務である。

広島市都市整備公社が作成した「平成 30 年度 事業の実施状況」によれば、搬入台数は平成 27 年度から減少し続ける一方、広島市都市整備公社環境事業部が作成した「平成 30 年度決算費目別予算比較」及び市が作成した「平成 31 年度 臨時費要求概要調」によれば、平成 30 年度における本事業費は前年度より増加している。担当者に現状をヒアリングしたところ、監視等の業務は全て目視で行われているとのことであり、監視カメラや通信ソフト等、いわゆる ICT 活用による事業効率化施策について検討されたい。

【事業 19- 】 玖谷埋立地ごみ計量業務（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 業務名

玖谷埋立地ごみ計量その他業務

イ 平成 30 年度ごみ処理関係事業一覧

(単位：千円)

業務名	予算	契約額	決算	事業
ごみ処理関係				
業務第一課				
環境事業管理業務	92,646	90,870	89,698	【事業19- 】
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	147,333	147,333	145,125	【事業19- 】
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	817	817	806	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	36,326	36,326	36,024	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務	62,384	62,384	61,909	【事業20】
小計	339,506	337,730	333,562	
施設課				
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	31,109	31,109	30,795	【事業19- 】
安佐南工場				
安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務	81,657	81,657	80,783	【事業19- 】
合計	452,272	450,496	445,140	

ウ 内容

- (ア) 搬入ごみの計量並びに埋立処分手数料及び再生処理手数料等徴収業務
- (イ) 搬出ごみの計量業務
- (ウ) その他業務

エ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	28,532	31,109	28,885
決算	27,789	30,795	-

オ 事業の実施状況

平成 30 年度業務実績

業務名	業務量実績	事業No
環境事業管理業務		【事業19-】
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	収集量 t 3,593.4	【事業19-】
中・東区普通ごみ	収集量 t 3,321.7	
似島ごみ	収集量 t 253.6	
金輪島ごみ	収集量 t 18.1	
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	搬入台数 258	【事業19-】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	搬入出台数 36,851	【事業19-】
	徴収件数 257	
広島市西部リサイクルプラザ	搬入出台数 23,628	
	徴収件数 242	
広島市北部資源選別センター	搬入出台数 13,223	
	徴収件数 15	
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務		【事業20】
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	搬入台数 28,887	【事業19-】
	搬出台数 780	
	徴収件数 2,678	
安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務	搬入出台数 183,164	【事業19-】
	徴収件数 2,030	

(2) 監査の結果

電子レンジの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて

ア 電子レンジの購入について

下表のとおり、電子レンジを購入し、消耗品費等に計上している。

表 1

科目	支出年月日	金額(円)	品名
消耗品費等	H31.1.31	10,584	電子レンジ(ポータテック)

イ 担当課へのヒアリング

電子レンジの用途について質問したところ、「従業員の弁当等を温めるために必要である。」との回答があった。

ウ 根拠法令等

広島市委託契約約款第3条第1項において、業務を実施するために必要な施設等維持管理費や1件100万円以上の修繕料、電気料・ガス料及び水道料は、「広島市」が負担し、同条第2項において、「受注者は、前項各号に規定する費用を除き、業務を実施するために必要な費用を負担するものとする。」と規定している。

ここでいう、「発注者」は広島市を、「受注者」は公社を指しており、本件については、第2項の公社が負担すべき費用である「業務を実施するために必要な費用」か否かを判断する必要がある。

同条第2項の「業務」とは、本件委託業務を指しているものと思われるが、業務を実施するために必要な費用とはどのようなものがあるかまでは規定されておらず、受注者の判断基準に委ねられていると解される。

広島市委託契約約款（抜粋）

（経費等の負担）

第3条 発注者は、次の費用を負担するものとする。

- (1) 業務のうち、「不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務」、「北部資源選別センターごみ計量その他業務」、「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」、「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」及び「し尿等投入施設搬入監視等業務」を実施するために必要な施設等維持管理費
 - (2) 前号に規定する業務以外の業務を実施するために必要な施設の補修のうち、1件につき100万円以上要するもの
 - (3) 業務のうち、「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」を実施するために必要な電気料・ガス料及び水道料、「広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務」（ただし、広島市西部リサイクルプラザに係る部分を除く。）、「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」及び「し尿等投入施設搬入監視等業務」を実施するために必要な電気料及び水道料
- 2 受注者は、前項各号に規定する費用を除き、業務を実施するために必要な費用を負担するものとする。

エ 本件のあてはめ

本件業務は「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」であり、その業務に従事する公社職員は3名である。公社職員が、当該業務に従事するために、必要な費用(消耗品費等)としては、例えば、「作業服」や「安全靴」があり、事務を行うに当たっての「プリンター」や「計算機」などが挙げられる。つまり、必要な費用(消耗品費等)とは、無くては業務に支障が出るものということである。

「電子レンジ」が業務に必要なか否かについては、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。

オ 結論

上記エのとおり、広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

【指摘事項 19-3】 電子レンジの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて

下表のとおり、電子レンジを購入し、消耗品費等に計上している。

表 1

科目	支出年月日	金額(円)	品名
消耗品費等	H31.1.31	10,584	電子レンジ(ポートテック)

本件業務は「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」であり、その業務に従事する公社職員は3名である。公社職員が、当該業務に従事するために、必要な費用(消耗品費等)としては、例えば、「作業服」や「安全靴」があり、事務を行うに当たっての「プリンター」や「計算機」などが挙げられる。つまり、必要な費用(消耗品費等)とは、無くては業務に支障が出るものということである。「電子レンジ」が業務に必要なか否かについては、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。

今後は公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 19- 】 安佐南工場破碎施設ごみ計量業務（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 業務名

安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務

イ 平成 30 年度ごみ処理関係事業一覧

(単位：千円)

業務名	予算	契約額	決算	事業
ごみ処理関係				
業務第一課				
環境事業管理業務	92,646	90,870	89,698	【事業19- 】
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	147,333	147,333	145,125	【事業19- 】
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	817	817	806	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	36,326	36,326	36,024	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務	62,384	62,384	61,909	【事業20】
小計	339,506	337,730	333,562	
施設課				
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	31,109	31,109	30,795	【事業19- 】
安佐南工場				
安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務	81,657	81,657	80,783	【事業19- 】
合計	452,272	450,496	445,140	

ウ 内容

- (ア) 搬入ごみの計量及び破碎処分手数料徴収業務
- (イ) その他の業務
- (ウ) その他業務上必要な業務

エ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	80,696	81,657	78,769
決算	79,342	80,783	-

オ 事業の実施状況

平成 30 年度業務実績

業務名	業務量 実績	事業No
環境事業管理業務		【事業19-】
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	収集量t 3,593.4	【事業19-】
中・東区普通ごみ	収集量t 3,321.7	
似島ごみ	収集量t 253.6	
金輪島ごみ	収集量t 18.1	
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	搬入台数 258	【事業19-】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	搬入出台数 36,851 徴収件数 257	【事業19-】
広島市西部リサイクルプラザ	搬入出台数 23,628 徴収件数 242	
広島市北部資源選別センター	搬入出台数 13,223 徴収件数 15	
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務		
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	搬入台数 28,887 搬出台数 780 徴収件数 2,678	【事業19-】
安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務	搬入出台数 183,164 徴収件数 2,030	【事業19-】

(2) 監査の結果

電気ポットの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて

ア 電気ポットの購入について

下表のとおり、電気ポットを購入し、消耗品費等に計上している。

表 1

科目	支出年月日	金額(円)	品名
消耗品費等	H31.1.29	5,918	電気沸騰エアポット(ピーコック)

イ 担当課へのヒアリング

電気ポットの用途について質問したところ、「食事の時に必要である。」との回答があった。

ウ 根拠法令等

広島市委託契約約款第3条第1項において、業務を実施するために必要な施設等維持管理費や1件100万円以上の修繕料、電気料・ガス料及び水道料は、「広島市」が負担し、同条第2項において、「受注者は、前項各号に規定する費用を除き、業務を実施するために必要な費用を負担するものとする。」と規定している。ここでいう、「発注者」は広島市を、「受注者」は公社を指しており、本件については、第2項の公社が負担すべき費用である「業務を実施するために必要な費用」か否かを判断する必要がある。

同条第2項の「業務」とは、本件委託業務を指しているものと思われるが、業務を実施するために必要な費用とはどのようなものがあるかまでは規定されておらず、受注者の判断基準に委ねられていると解される。

広島市委託契約約款（抜粋）

（経費等の負担）

第3条 発注者は、次の費用を負担するものとする。

- (1) 業務のうち、「不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務」、「北部資源選別センターごみ計量その他業務」、「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」、「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」及び「し尿等投入施設搬入監視等業務」を実施するために必要な施設等維持管理費
 - (2) 前号に規定する業務以外の業務を実施するために必要な施設の補修のうち、1件につき100万円以上要するもの
 - (3) 業務のうち、「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」を実施するために必要な電気料・ガス料及び水道料、「広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務」（ただし、広島市西部リサイクルプラザに係る部分を除く。）、「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」及び「し尿等投入施設搬入監視等業務」を実施するために必要な電気料及び水道料
- 2 受注者は、前項各号に規定する費用を除き、業務を実施するために必要な費用を負担するものとする。

エ 本件のあてはめ

本件業務は「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」であり、その業務に従事する公社職員は10名である。公社職員が、当該業務に従事するために、必要な費用（消耗品費等）としては、例えば、「作業服」や「安全靴」があり、事務を行うに当たっての「プリンター」や「計算機」などが挙げられる。つまり、必要な費用（消耗品費等）とは、無くては業務に支障が出るものということである。

「電気ポット」が業務に必要なか否かについては、「あった方が便利である」といっ

た程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。

オ 結論

上記工のとおり、広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

【指摘事項 19-4】 電気ポットの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて

下表のとおり、電気ポットを購入し、消耗品費等に計上している。

表 1

科目	支出年月日	金額(円)	品名
消耗品費等	H31.1.29	5,918	電気沸騰エアポット(ピーコック)

本件業務は「安佐南工場破砕施設ごみ計量その他業務」であり、その業務に従事する公社職員は10名である。公社職員が、当該業務に従事するために、必要な費用(消耗品費等)としては、例えば、「作業服」や「安全靴」があり、事務を行うに当たっての「プリンター」や「計算機」などが挙げられる。つまり、必要な費用(消耗品費等)とは、無くては業務に支障が出るものということである。「電気ポット」が業務に必要か否かについては、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。

今後は公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

(3) 監査の意見

自己搬入する場合に、不適物(大型ごみに該当しないごみ)を持ち帰らせることへの対策について

ア 不適物の現状

安佐南工場は、「大型ごみ」を受け入れ破砕する施設を有し、家庭ごみの「大型ごみ」と業者からの「大型ごみ」を受け入れている。「大型ごみ」の種類は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電リサイクル機器、家具・寝具、電子レンジなどの家電製品、タンス、ふとん、じゅうたん、などがあり、最長の辺の長さ又は最大径が30cm以上のものも大型ごみの範疇である。

家庭ごみの「大型ごみ」を排出する方法として二通りあり、一つは、収集を電話で予約し、大型ごみの種類を確認後、コンビニエンスストアなどで収集シールを該当のごみに貼付し、指定日に指定場所に置くというものと、もう一つは、大型ごみの自己搬入として、無料で自己が大型ごみを搬入する方法がある。

自己搬入すれば無料であるという情報を基に安佐南工場に自家用車等で大型ごみを搬入する市民は多く、広島市のホームページでは、混雑する日や時間帯などを周知するページが存在している。

広島市は公社に対して、大型ごみの計量業務について委託しており、自己搬入されるごみの判別（振分け）も委託業務の一環であるが、当施設で公社担当者が記載している「搬入指導日報」をサンプル的に確認したところ、平成31年1月から3月の3か月で、大型ごみとして自己搬入したごみが資源ごみなどの別のごみであるとして、持ち帰らせる案件が1,438件あることが分かった。その内容は、本や靴、衣類やカーテンなど資源ごみに区分されるものが多く見受けられた。

イ 担当課へのヒアリング

自己搬入したごみの持ち帰りに対する対策等について、担当課にヒアリングしたところ、「各種ごみ出しの方法については、広島市のホームページやゴミ出しハンドブック『ひろしまエイト』などで周知しているとしている。また、家庭からの自己搬入台数(37,706台)に占める持ち帰り件数(1,438台)割合は3.8%(1,438台/37,706台)であり、市民への分別周知は十分浸透していると考えている。」との説明であった。

ウ 意見の内容

家庭ごみについては、通常は無料で収集されている行政サービスであるが、「大型ごみ」についてのみ、予約制で、かつ、料金を支払うという点が他のごみとは相違している。市民感情とすれば、有料でごみを捨てるよりは、自家用車で自己搬入すれば無料という点が判断基準だと思われるが、自己搬入できないごみの種別まで確認していない方も多いのではないかと思われる。

このような市民が多くいるという現状を踏まえて、例えば、広島市のホームページにおいて、「自己搬入できる大型ごみはどのような物かをイラスト化する」、「自己搬入できない不適物の持ち込み例を具体的に表示する」、「不適物の持ち込みは厳しくチェックしていることを大きく表示する」など、不適物の持ち込みが減るとされる方策等を検討されたい。

【意見 19-6】 自己搬入する場合に、不適物（大型ごみに該当しないごみ）を持ち帰らせることへの対策について

家庭ごみについては、通常は無料で収集されている行政サービスであるが、「大型ごみ」についてのみ、予約制で、かつ、料金を支払うという点が他のごみとは相違している。市民感情とすれば、有料でごみを捨てるよりは、自家用車で自己搬入すれば無料という点が判断基準だと思われるが、自己搬入できないごみの種別まで確認していない方も多いのではないかと思われる。

このような市民が多くいるという現状を踏まえて、例えば、広島市のホームページにおいて、「自己搬入できる大型ごみはどのような物かをイラスト化する」、「自己搬入できない不適物の持ち込み例を具体的に表示する」、「不適物の持ち込みは厳しくチェックしていることを大きく表示する」など、不適物の持ち込みが減ると思われる方策等を検討されたい。

4 【事業 20】 広島市西部リサイクルプラザ運営（業務委託）

(1) 事業の概要等

ア 業務名

広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理業務

イ 平成 30 年度ごみ処理関係事業一覧

(単位：千円)

業務名	予算	契約額	決算	事業
ごみ処理関係				
業務第一課				
環境事業管理業務	92,646	90,870	89,698	【事業19- 】
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	147,333	147,333	145,125	【事業19- 】
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	817	817	806	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	36,326	36,326	36,024	【事業19- 】
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務	62,384	62,384	61,909	【事業20】
小計	339,506	337,730	333,562	
施設課				
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	31,109	31,109	30,795	【事業19- 】
安佐南工場				
安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務	81,657	81,657	80,783	【事業19- 】
合計	452,272	450,496	445,140	

ウ 内容

- (ア) 見学者の受付（北部資源選別センター（以下「センター」という。）分含む。）に関すること。
- (イ) 見学者の案内に係ること。
- (ウ) 常設展示の管理に関すること。
- (エ) 光熱水費に係る料金の算定に関すること。
- (オ) 施設の維持管理（修繕を含む。）に関すること（選別施設に係る修繕及び1件が100万円以上の修繕を除く。）
- (カ) 備品の修繕に関すること。
- (キ) その他業務上必要な業務

エ 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	58,698	62,384	63,571
決算	57,239	61,909	-

オ 事業の実施状況

平成 30 年度業務実績

業務名	業務量実績	事業No	
環境事業管理業務		【事業19- 】	
中・東区普通ごみ、似島ごみ及び金輪島ごみ収集運搬その他業務	収集量 t 3,593.4	【事業19- 】	
中・東区普通ごみ	収集量 t 3,321.7		
似島ごみ	収集量 t 253.6		
金輪島ごみ	収集量 t 18.1		
不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務	搬入台数 258	【事業19- 】	
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務	搬入出台数 36,851	【事業19- 】	
	徴収件数 257		
	広島市西部リサイクルプラザ		搬入出台数 23,628
	徴収件数 242		
広島市北部資源選別センター	搬入出台数 13,223	【事業19- 】	
	徴収件数 15		
広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務		【事業20】	
玖谷埋立地ごみ計量その他業務	搬入台数 28,887	【事業19- 】	
	搬出台数 780		
	徴収件数 2,678		
安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務	搬入出台数 183,164	【事業19- 】	
	徴収件数 2,030		

(2) 監査の結果

通路底上部防水修理を 100 万円に近い金額で契約していること及び工事完成写真の工程と工事内訳が不突合である点について

ア 契約状況

広島市西部リサイクルプラザ 1 階外部通路底上部の防水修理として、修繕料として支出された内訳は次表 1 のとおりであり、平成 30 年 8 月に施工され、1 回当たりの契約金額が 100 万円に近い金額になっている。

表 1：工事の内容

施設名	支出年度	金額 (円)	修繕場所	工事内容	検査日	指名業者
西部リサイクルプラザ	H30	993,600	1 階外部通路底上部	防水修理	H30.8.24	(株)A 建設

(施行伺より監査人作成)

イ 見積書の状況

本件は、「施行伺(100万円未満のもの)」により西部リサイクルプラザ管理事務所長が最終決裁しているが、決裁基準として「修理」に区分し、執行方法として「随意契約」としている。

見積書の「目的欄」には、「1 階東側外部通路(見学者経路)上の庇にクラックが発生しており、見学者の安全を確保するため、修理する必要がある。」と記載されている。

指名業者は、(株)A 建設と(株)B 工務店の 2 社からの見積合わせにより、(株)A 建設に決定している。「施行伺」に添付された(株)A 建設の「見積書」には次のような記載がされている。

(株)A建設からの見積書

御見積書				
				(株)A建設
件名 通路底上 防水修理				
見積額 ¥993,600 (消費税は含まれております。)				
1	本工事	1式	910,400円	
2	諸経費	1式	9,600円	小計 920,000円
				消費税 73,600円
				合計 993,600円
<p>見積条件： <u>底上部のみのお見積書になります。底の下側亀裂の補修は別途とさせていただきます。</u></p>				
(下線は、監査人が付加)				

見積書(明細書)

(名称)	(形状寸法)	(数量)	(単価)	(金額(円))
1 本工事				
下地処理	浮き部撤去	1式	50,000	50,000
水洗い		120 m ²	170	20,400
下地調整		120 m ²	1,500	180,000
ウレタン防水	主剤2回トップ 1回	120 m ²	5,500	660,000
			合計	910,400

ウ 「工事写真台帳」の状況

検査時に提出された「工事写真」の内訳については、次表2のとおりである。

表2：工事写真の内訳 (タイトル欄：写真の工事工程を示す)

ページ	区分	工種	タイトル
1	表紙		
2	着手前及び完成写真	ウレタン防水	着手前
			浮き塗膜 撤去
			高圧洗浄

ページ	区分	工種	タイトル
3	着手前及び完成写真	ウレタン防水	カチオンフィラー処理
			カチオンフィラー完成
			プライマー処理
4	着手前及び完成写真	ウレタン防水	プライマー完成
			主剤 1 回目
			主剤 1 回目完成
5	着手前及び完成写真	ウレタン防水	主剤 2 回目
			主剤 2 回目完成
			トップコート塗布
6	着手前及び完成写真	ウレタン防水	トップコート完成
7	着手前及び完成写真	クラック処理	軒裏着手前
			浮き塗膜撤去
			カチオンフィラー処理
8	着手前及び完成写真	クラック処理	微弾性フィラーパターン
			トップコート
			シール充填
9	着手前及び完成写真	クラック処理	壁面クラック
			樹脂防水材料処理
			トップコート

(工事写真台帳より監査人作成)

エ 工事写真と見積書内訳の対比

(ア) 工事写真と見積書内訳を対比したところ、次表 3 のとおりである。

表 3: 工事写真と見積書内訳対比

工事写真での工程		見積書内訳
工種	工程	
ウレタン防水	着手前	下地処理 浮き部撤去
	浮き塗膜 撤去	
	高圧洗浄	水洗い
	カチオンフィラー処理	下地調整
	カチオンフィラー完成	
	プライマー処理	
	プライマー完成	

工事写真での工程		見積書内訳
工種	工程	
ウレタン防水	主剤 1 回目	主剤 2 回
	主剤 1 回目完成	
	主剤 2 回目	
	主剤 2 回目完成	
	トップコート塗布	トップ 1 回
	トップコート完成	
クラック処理	軒裏着手前	-
	浮き塗膜撤去	下地処理
	カチオンフィラー処理	ひび割れ部補修
	微弾性フィラーパターン	
	トップコート	
	シール充填	
	壁面クラック	
	樹脂防水材料処理	
	トップコート	ウレタン防水

太字は、担当課の説明による工程を指している。

(工事写真台帳と見積書内訳より監査人作成)

(1) 対比結果

工事写真の工程のうち、「ウレタン防水」については、見積書内訳と一致するが、「クラック処理」については、見積書内訳に該当するものがない。

本件は、(株)A建設と993,600円で契約し、「通路庇上防水修理」として同額の見積書が添付されていることから、上記表3のとおり「クラック処理」に該当する部分は、表面上は当該993,600円に含まれていない。なお、会社の予算差引簿『西部リサイクルプラザ維持管理』分を確認したが、いずれの科目にも「クラック処理」に係る工事費は該当がない。

オ 担当課へのヒアリング

上記イの見積書に記載された「見積条件：庇上部のみの見積書になります。庇の下部亀裂の補修は別途とさせていただきます。」の意味について、「庇の下側亀裂の補修」とは「クラック処理」の写真の部分に該当するのではないかと思われたため、担当課に質問をしたところ、次のように回答があった。

質問		回答	
	下部亀裂の補修はしたのか。		していない。
	亀裂があるのに補修しない理由は何か。		本件修理は施設見学者の見学ルート上にあり、庇のひび割れが進行し、その一部は剥離落下などを起こさないように修理したものである。見学通路のひび割れについては、このような危険性がないため庇部分のみ修理を行った。亀裂部は建物の犬走り部分であり見学者などが通行する上で危険がないため補修していない。
	工事写真に、「軒裏のクラック処理」から「トップコート」の写真が添付してあるが、見積書のうち、どの工程を指しているのか。	浮き塗膜撤去	下地処理
		ひび割れ部補修 (フィラー処理、 樹脂防水材料処理、 シール充填)	下地調整
		トップコート	ウレタン防水

つまり、上表2「工事写真」のうち、軒裏の「クラック処理」の工程は、見積書に見積条件として記載がある「庇の下部亀裂の補修」を指すのではなく、「ウレタン防水」の工程に含まれるということであるが、「クラック処理」の部分は、見積書内訳のうち「工程」「数量」「単価」「金額」全ての記載がないまま施工されたということになり、不自然である。

加えて、担当課からは、「犬走り部分(庇下部の亀裂)は、地面の亀裂であるため、修繕を予定しておらず、(株)A建設が現地を確認した際に犬走りの亀裂に気づき「仮に修繕を行う場合は」との前提で記載されたものである。公社として見積りを依頼したものではない。」と回答があった。

カ 根拠法令等

広島市委託契約約款第3条第1項において、業務を実施するために必要な施設等維持管理費や1件100万円以上の修繕料、電気料・ガス料及び水道料は、「広島市」が負担し、同条第2項において、「受注者は、前項各号に規定する費用を除き、業務

を実施するために必要な費用を負担するものとする。」と規定している。ここでいう、「発注者」は広島市を、「受注者」は公社を指しており、本件については、第1項第2号「前号に規定する業務以外の業務を実施するために必要な施設の補修のうち、1件につき100万円以上要するもの」をわずかに切る993,600円である。

広島市委託契約約款（抜粋）

（経費等の負担）

第3条 発注者は、次の費用を負担するものとする。

- (1) 業務のうち、「不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務」、「北部資源選別センターごみ計量その他業務」、「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」、「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」及び「し尿等投入施設搬入監視等業務」を実施するために必要な施設等維持管理費
- (2) 前号に規定する業務以外の業務を実施するために必要な施設の補修のうち、1件につき100万円以上要するもの
- (3) 業務のうち、「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」を実施するために必要な電気料・ガス料及び水道料、「広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務」（ただし、広島市西部リサイクルプラザに係る部分を除く。）「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」及び「し尿等投入施設搬入監視等業務」を実施するために必要な電気料及び水道料

2 受注者は、前項各号に規定する費用を除き、業務を実施するために必要な費用を負担するものとする。

委託契約書 仕様書 5-(1)（抜粋）

1 委託業務名

広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センター維持管理等業務
（広島市西部リサイクルプラザ維持管理等業務）

4 業務内容

- (5) 施設の維持管理（修繕を含む。）に関すること（選別施設に係る修繕及び1件が100万円以上の修繕を除く。）

6 指示事項

- (3) プラザの機能について、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて修繕を行うこと。
- (4) プラザの点検の結果1件100万円以上の大規模な修繕が必要な箇所を発見したときは、直ちに発注者に報告すること。

キ 指摘事項の内容

上記見積条件にある「庇の下側亀裂の補修は別途とさせていただきます。」という記述は、補修することが前提の記述であると思われたが、担当課からは、「犬走り部分（庇下部の亀裂）は、地面の亀裂であるため、修繕を予定しておらず、(株)A建設が現地を確認した際に犬走りの亀裂に気づき「仮に修繕を行う場合は」との前提で記載されたものである。公社として見積りを依頼したものではない。」と回答を受けた。補修しなかった理由について、担当課は、「見学通路のひび割れについては、このような危険性がないため庇部分のみ修理を行った。亀裂部は建物の犬走り部分であり見学者などが通行する上で危険がないため補修していない。」としている。

しかしながら、当該箇所（犬走り部分）を補修していれば、本件修繕料 993,600 円に加えて、確実に 100 万円を超え、広島市との委託契約書 仕様書 5 - (1) の規定に基づいて、広島市に報告した上で、広島市が費用を負担すべきであった。

当該補修しなかった箇所は、児童らが多く見学する施設でもあり、金額基準にとらわれることなく、発注者である「広島市」を交えて、安全面等を含めた検討をした方がよかったと考える。また、本件修繕は「仕様書」がないことから、次のとおり検収状況等が事後的に検証できない状態にあった。

西部リサイクルプラザと(株)A建設との間で、施工前の打合せ時に「工事範囲がどこまでなのか」という点、施工後に「発注どおり適正に施工されているか」、「発注箇所が工事写真と一致しているか」という点など、工事範囲や責任範囲を「仕様書」や「工事内訳書」で明確にせずに契約したことは不当である。

今後は、建設業者と取引を行う際には、工事（修理）内容を明確にし、適正に施工されたことを確認する上でも、仕様書を書面化しておくことが望ましい。

また、本件は、次表 4 の「3 階トップライト及び外壁水漏れ修理」を見学者の転倒防止のため緊急実施した後に、「今後雨漏り等が発生するおそれのある箇所を点検・確認したところ、把握した予防的な修繕箇所である。」と説明を受けた。

表 4：工事の内容

施設名	支出年度	金額(円)	修繕場所	工事内容	検査日	指名業者
西部リサイクルプラザ	H30	330,000	3 階トップライト及び外壁	水漏れ修理	H30.8.10	(株)A建設

一般的には、類似的な補修すべき箇所全体について見積書を徴して、施工するかしないかは安全面や金額面等を総合的に検討した上で決定されるものであるが、本件表 1 の修繕のように、補修する箇所ごとに 100 万円を超えない範囲での補修を行っているようにうかがえる。

広島市委託契約約款及び委託契約書において、「施設の補修・修繕が 100 万円以上は広島市に報告する義務があり、広島市が費用負担をする。」と規定しているため、100 万円を基準に費用負担が広島市か公社かに決められることから、実務においては、本件のように、補修すべき箇所の全体像を把握せず、無計画に発注する事象が起こるものと思われる。

今後は、利用者の安全を第一に考え、次のような改善策を検討されたい。

ク 今後の改善策

広島市と公社の間で、次の改善策について検討されたい。

- (ア) 改修と修繕・修理の定義（取扱い）を明確にすること
- (イ) 修繕の金額基準（100 万円未満）とは別に、利用者サービスと安全面を第一に緊急を要する修繕等は例外規定を設け、迅速に対応できるようにすること。
- (ウ) 施設内の修繕計画を綿密に立てること。

【指摘事項 20-1】 通路庇上部防水修理工事を 100 万円に近い金額で契約していること及び工事完成写真の工程と工事内訳が不突合である点について

広島市西部リサイクルプラザ 1 階外部通路庇上部の防水修理工事として、修繕料として支出された内訳は次表 1 のとおりであり、平成 30 年 8 月に施工され、1 回当たりの契約金額が 100 万円に近い金額になっている。

表 1：工事の内容

施設名	支出年度	金額(円)	修繕場所	工事内容	検査日	指名業者
西部リサイクルプラザ	H30	993,600	1 階外部通路庇上部	防水修理	H30.8.24	(株) A 建設

(施行伺より監査人作成)

(株) A 建設から提出された「見積書」の見積条件にある「庇の下側亀裂の補修は別途とさせていただきます。」という記述は、補修することが前提の記述であると思われたが、担当課からは、「犬走り部分（庇下部の亀裂）は、地面の亀裂であるため、修繕を予定しておらず、(株) A 建設が現地を確認した際に犬走りの亀裂に気づき「仮に修繕を行う場合は」との前提で記載されたものである。公社として見積りを依頼したものではない。」と回答を受けた。補修しなかった理由について、担当課は、「見学通路のひび割れについては、このような危険性がないた

め庇部分のみ修理を行った。亀裂部は建物の犬走り部分であり見学者などが通行する上で危険がないため補修していない。」としている。

しかしながら、当該箇所（犬走り部分）を補修していれば、本件修繕料 993,600 円に加えて、確実に 100 万円を超え、広島市との委託契約書 仕様書 5 - (1) の規定に基づいて、広島市に報告した上で、広島市が費用を負担すべきであった。

当該補修しなかった箇所は、児童らが多く見学する施設でもあり、金額基準にとられることなく、発注者である「広島市」を交えて、安全面等を含めた検討をした方がよかったと考える。

また、本件修繕は「仕様書」がないことから、次のとおり検収状況等が事後的に検証できない状態にあった。

西部リサイクルプラザと(株)A建設との間で、施工前の打合せ時に「工事範囲がどこまでなのか」という点、施工後に「発注どおり適正に施工されているか」、「発注箇所が工事写真と一致しているか」という点など、工事範囲や責任範囲を「仕様書」や「工事内訳書」で明確にせず契約したことは不当である。

今後は、建設業者と取引を行う際には、工事（修理）内容を明確にし、適正に施工されたことを確認する上でも、仕様書を書面化しておくことが望ましい。

一般的には、類似的な補修すべき箇所全体について見積書を徴して、施工するかしないかは安全面や金額面等を総合的に検討した上で決定されるものであるが、広島市委託契約約款及び委託契約書において、「施設の補修・修繕が 100 万円以上は広島市に報告する義務があり、広島市が費用負担をする。」と規定しているため、100 万円を基準に費用負担が広島市か公社かに決められることから、実務においては、本件のように、補修すべき箇所の全体像を把握せず、無計画に発注する事象が起こるものと思われる。

今後は、利用者の安全を第一に考え、広島市と公社の間で、次のような改善策を検討されたい。

ア 改修と修繕・修理の定義（取扱い）を明確にすること。

イ 修繕の金額基準（100 万円未満）とは別に、利用者サービスと安全面を第一に緊急を要する修繕等は例外規定を設け、迅速に対応できるようにすること。

ウ 施設内の修繕計画を綿密に立てること。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はなかった。

5 【事業 21】 広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助(補助金)

(1) 事業の概要等

ア 目的

広島市都市整備公社は、広島市の計画に即して、市行政との有機的連携の下に、都市の開発整備、各種都市施設の建設管理、生活環境の保全等の事業を行い、もって市民福祉の増進と広島市の発展に寄与することを目的として設立された法人であるが、その本社経費(公社事務の総合調整事業、学校建設事業の経費)は、「財産の譲渡価格等の取扱いに関する協議書」に基づき、公社が建設した校舎等を広島市に売却する際の事業費収入及び受取利息等をもって充てることとしているものの、それでも不足するものについて補助金を交付する。

イ 内容

広島市都市整備公社が行う公社事務の総合調整、学校建設に関する事業の経費に充てる補助金である。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	329,647	310,438	288,497
決算	290,805	275,784	

エ 事業の実施状況

法人管理の事務局経費等として、以下の支出がなされている。

- ・ 役員及び事務局職員の人件費等
- ・ プロパー職員の退職給付費用
- ・ 広島市関係団体の監査補助経費
- ・ 広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助事業の在り方について

ア 補助金等交付規則の記載

地方自治法第 232 条の 2 においては「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされ、広島市補助金等

交付規則においては、以下のとおり規定されている。

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、本市が交付する補助金及び交付金(以下「補助金等」という。)の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

(責務)

第3条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等(補助事業等(補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

イ 予算編成要領の記載

平成30年度予算編成要領には、予算要求に当たって十分留意することとして以下の記載がある。

第3 歳出に関する事項

8 補助金、負担金の整理合理化等

- (1) 補助金、負担金については、行政の責任の範囲を明確にするとともに、過去の慣例等にとらわれることなく、事業開始時からの社会経済情勢の変化や事業効果等の観点から、徹底した見直しを行うこと。また、必要性の薄れたものや長期間継続しても効果があがっていないものについては、原則として廃止すること。
- (2) 開催地負担金等の会議費、大会費等については、必要最小限の範囲で質素なものとする。また、開催者に対してもそのことを要請すること。

第4 企業会計、公益的法人等に関する事項

2 公益的法人等における事業の再点検

- (1) 公益的法人等については、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、市からの委託事業や補助事業について、その在り方を含め再点検すること。

- (2) 公益的法人等が自主事業を実施する際には、長期間元本の取り崩しのない基金を計画的に活用するよう指導すること。
- (3) 基本財産等の資金運用については、金融情勢を的確に把握し、安全かつ有利な方法で運用するなどきめ細やかな指導を行うこと。

ウ 意見の内容

事業計画書及び事業報告書によれば、本事業は「法人管理」と位置付けられ、その事業費の内訳は「事務局経費等」、「広島市関係団体の監査補助経費」、「広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費」とされている。上述のとおり、補助金等の交付には公益性が要求されるため、その説明はなされているが、事業実施の成果あるいは効果についての具体的な記載はない。平成 25 年度の本市包括外部監査における意見では「補助事業に係る補助対象経費及び事業成果等の明確化について」として、「事業計画書には、具体的な実施内容や数値目標等について記載するとともに、事業報告書には、事業の成果や目標の達成状況及びその分析結果等も記載するよう本団体に対して指導することが望ましい。」とされている。

予算編成要領にもあるとおり、事業実施の成果・効果について十分な検証及び分析がなされているか、検討する余地があるものとする。

【意見 21-1】 広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助事業の在り方について

広島市都市整備公社が作成した事業計画書及び事業報告書によれば、本事業は「法人管理」と位置付けられ、その事業費の内訳は「事務局経費等」、「広島市関係団体の監査補助経費」、「広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費」とされている。補助金等の交付には公益性が要求されるため、その説明はなされているが、事業実施の成果あるいは効果についての具体的な記載はない。平成 25 年度の本市包括外部監査における意見では「補助事業に係る補助対象経費及び事業成果等の明確化について」として、「事業計画書には、具体的な実施内容や数値目標等について記載するとともに、事業報告書には、事業の成果や目標の達成状況及びその分析結果等も記載するよう本団体に対して指導することが望ましい。」とされている。事業実施の成果あるいは効果について、補助金・補助事業として十分な検証及び分析がなされているか検討する余地があるものとする。

公益財団法人広島市みどり生きもの協会

1 公益財団法人広島市みどり生きもの協会の概要等

(1) 目的

公益財団法人広島市みどり生きもの協会（以下「広島市みどり生きもの協会」という。）は、緑のまちづくりの推進、公園、公園施設、動物公園、植物公園及び昆虫館の管理運営並びに利用の促進、生きものに関する調査研究及び教育・普及など各種事業を行い、緑豊かな都市環境の形成及び市民の心身の健全な発達を図るとともに、生物多様性の保全に貢献することを目的としている。

(2) 概況

ア 設立経過

昭和 51 年 10 月	財団法人広島市公園協会として設立された。
平成 11 年 4 月	財団法人広島市公園協会と財団法人広島市動物園協会を統合し、財団法人広島市動植物園・公園協会が発足した。
平成 24 年 4 月	公益財団法人へ移行し、公益財団法人広島市みどり生きもの協会に名称変更した。

イ 基本財産

平成 31 年 3 月 31 日現在の基本財産は、112,000 千円であり、うち広島市の出資額は 100,000 千円（出資割合は 89.3%）である。

ウ 事業内容

- (ア) 緑化思想の普及啓発、民有地の緑化等緑のまちづくりの推進
- (イ) 広島市が設置する公園及び公園施設の管理運営及び利用の促進
- (ウ) 広島市が設置する動物公園、植物公園及び昆虫館の管理運営及び利用の促進
- (エ) 生きものに関する調査研究、教育及び普及啓発
- (オ) 食堂、売店、自動販売機等の運営
- (カ) その他協会の目的達成に必要な事業

エ 決算の推移

広島市みどり生きもの協会の平成 28 年度から平成 30 年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書の推移は以下のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部	885,808	901,525	880,289
流動資産	297,067	309,233	284,915
固定資産	588,740	592,292	595,374
基本財産	112,000	112,000	112,000
特定資産	471,045	474,868	476,508
緑化基金積立資産	413,634	413,634	413,634
広島市みどり生きもの協会賞基金積立資産	3,000	3,000	3,000
退職給付引当資産	29,488	30,824	31,457
減価償却引当資産	22,933	24,092	25,563
備品等購入資金積立資産	1,452	1,452	1,452
みどり生きものサポーター募金積立資産	537	1,863	1,401
その他固定資産	5,695	5,423	6,865
負債の部	574,965	629,874	599,132
流動負債	126,440	167,006	140,558
固定負債	448,524	462,867	458,573
退職給付引当金	448,524	461,206	456,912
長期預り金	-	1,661	1,661
正味財産の部	310,843	271,651	281,157
指定正味財産	504,137	505,463	505,001
広島市出資金	503,600	503,600	503,600
寄付金	537	1,863	1,401
(指定正味財産合計額のうち基本財産への充当額)	(100,000)	(100,000)	(100,000)
(指定正味財産合計額のうち特定資産への充当額)	(404,137)	(405,463)	(405,001)
一般正味財産	193,293	233,812	223,843
(うち基本財産への充当額)	(12,000)	(12,000)	(12,000)
(うち特定資産への充当額)	(37,420)	(38,579)	(40,050)
負債及び正味財産合計	885,808	901,525	880,289

(平成30年度公益財団法人広島市みどり生きもの協会決算報告書等に基づき監査人が作成)

正味財産増減計算書

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般正味財産増減の部			
基本財産運用益	935	935	935
特定資産運用益	3,595	3,515	3,521
事業収益	1,499,171	1,503,894	1,509,137
(うち市からの受託)	(1,014,107)	(1,017,064)	(1,050,502)
受取補助金等	75,887	107,555	115,895
(うち市からの補助金)	(75,076)	(106,752)	(115,087)
受取負担金	1,478	1,282	1,441
受取寄附金	1,646	312	1,132
その他収益	5,488	15,613	17,505
経常収益計	1,588,203	1,633,109	1,649,569
経常費用計	1,659,263	1,671,817	1,635,332
(うち人件費)	(850,282)	(881,690)	(852,441)
当期経常増減額	71,059	38,708	14,237
当期経常外増減額	-	-	505
税引前当期一般正味財産増減額	71,059	38,708	14,742
法人税等	2,614	1,810	4,773
当期一般正味財産増減額	73,674	40,518	9,968
一般正味財産期首残高	119,619	193,293	233,812
一般正味財産期末残高	193,293	233,812	223,843
指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	835	835	835
特定資産運用益	3,371	3,371	3,371
受取寄附金	1,428	1,326	346
一般正味財産への振替額	5,734	4,207	5,016
当期指定正味財産増減額	98	1,326	462
指定正味財産期首残高	504,236	504,137	505,463
指定正味財産期末残高	504,137	505,463	505,001
正味財産期末残高	310,843	271,651	281,157

(平成30年度公益財団法人広島市みどり生きもの協会決算報告書等に基づき監査人が作成)

オ 役員

平成31年3月31日現在、理事15人中、市職員は3人、元市職員は3人である。

カ 広島市と広島市みどり生きもの協会の取引の内容

令和元年6月に広島市が公表した「法人の経営状況報告書」によれば、広島市みどり生きもの協会の平成30年度総事業費の決算額は1,688,502千円であり、このうち広島市からの指定管理料・補助金等は1,165,589千円(総事業費に占める割合は69.0%)である。

指定管理料・補助金等の明細は次のとおりである。

広島市と広島市みどり生きもの協会の取引（平成30年度決算額）

（単位：千円）

事業上の関係	取引の内容	内訳	金額
広島市公共事業の委託	広島市の公園及び公園施設の指定管理	広島市安佐動物公園	442,226
		広島市植物公園	335,947
		広島市森林公園こんちゅう館	94,263
		中央公園	163,313
		大芝公園交通ランド	13,942
	広島市の公園及び公園施設の維持補修等の委託	広島市安佐動物公園維持補修業務等	811
協会事業に対する補助	協会運営事業に対する補助金	-	115,087
	合計		1,165,589

（平成30年度公益財団法人広島市みどり生きもの協会決算報告書等に基づき監査人が作成）
監査対象にした事業

キ 無償使用貸借資産

平成31年3月31日現在、広島市みどり生きもの協会が広島市から無償使用貸借している資産はない。

ク 監査対象事業

広島市と広島市みどり生きもの協会の取引及び広島市の担当課が支出した修繕費等のうち、下記について監査対象とした。

事業番号	事業名
22	広島市安佐動物公園
22-	広島市安佐動物公園（指定管理）
22-	ペンギンプールろ過器修繕（広島市負担による修繕）
22-	安佐動物公園排水管布設工事（広島市負担による工事）
23	広島市植物公園
23-	広島市植物公園（指定管理）
23-	広島市植物公園に係る修繕（広島市負担による修繕）
24	広島市みどり生きもの協会の管理運営事業等に対する補助（補助金）

2 【事業 22】 広島市安佐動物公園

【事業 22- 】 広島市安佐動物公園（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 目的

広島市安佐動物公園の運営管理を行う。

イ 内容

広島市みどり生きもの協会を指定管理者（非公募による選定）とし、期間は平成 30 年度から令和 3 年度までとなっている。

広島市みどり生きもの協会は、149 種 1,953 点の動物の飼育・展示、収集及び飼育管理、入園料の収受、施設の維持管理等のほか、他団体との連携や調査・研究の成果を生かして、生息域内保全と生息域外保全の両面から生物多様性の保全に貢献するとともに、社会教育への協力、学校教育活動の受入れやコンクールその他催し物の開催等各種事業を実施し、動物に関する知識及び動物愛護思想の普及、かん養並びに動物愛好者の育成を図っている。

ウ 指定管理料及び利用料金収入の推移

（単位：千円）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	419,273	442,226	461,371
決算	419,273	442,226	-
利用料金収入	155,098	149,707	-

利用料金制度を採用している。

エ 入園者数の推移

（単位：人）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入園者数	484,576	477,361	470,375

入園者数は減少傾向にあるが、平成 27 年 7 月に策定された「安佐動物公園再整備基本計画」に基づき、今後 30 年間で約 90 億円を投じてリニューアルを進めているほか、利用促進策の一環として夏季にナイトサファリを実施しており、平成 30 年度において 35,589 人が夜間に入園している。その際に、周辺道路の渋滞緩和策として、地域住民との合意のもと臨時駐車場から動物園までのシャトルバス及びあさひが丘から動物園を巡回するバスを運行させているが、同年度に運行したシャトルバスの稼

働率が 25%と低位であった（日数ベース、下表「平成 30 年度ナイトサファリ シャトルバスの輸送人員」を参照）。バス会社とは、1 日 1 台当たり 72,360 円、計 3,473,280 円で契約している（シャトルバス 5 台と巡回するバス 1 台の合計）。バスの運行をキャンセルした場合、配車日の前日 17 時までは無料、配車日当日 13 時までは委託金額の 50%を支払う契約となっている。こうした中、令和元年度においては、シャトルバスを 5 台から 4 台に減らして対応しているものの、依然として稼働率が 37.5%（8 日中 3 日）と低位である。

例えば、シャトルバス運行の効果を事後検証してそれを地域住民と情報共有する、次年度の予測に反映させる、予測の精度を上げる方法を検討する、バスの小型化を検討する等の方法により渋滞緩和策の効果を維持しながら、委託費の支出を有効性、効率性、経済性を踏まえたより適正な水準に抑制する点が検討課題のひとつとなっている。

平成 30 年度ナイトサファリ シャトルバスの輸送人員

（単位：人）

月 日	近隣公園 ～ 動物公園	動物公園 ～ 近隣公園	合 計
8 月 11 日（土）	-	-	-
12 日（日）	-	-	-
18 日（土）	1,180	1,205	2,385
19 日（日）	-	-	-
25 日（土）	636	634	1,270
26 日（日）	-	-	-
9 月 1 日（土）	-	-	-
9 月 2 日（日）	-	-	-
合 計	1,816	1,839	3,655

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 22- 】 ペンギンプールろ過器修繕（広島市負担による修繕）

(1) 事業の概要等

ア 目的及び内容

故障停止中であった広島市安佐動物公園のこども動物園内ペンギンプール系統のろ過器を修繕する。

イ 業者の選定プロセス

ペンギンプールろ過器修繕を行う業者の選定は、広島市契約規則第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づき随意契約の方法によっており、同契約規則第 24 条 1 項に則り複数の業者の見積り合わせを行い決定している。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	-	1,598	-
決算	-	1,595	-

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 22- 】 安佐動物公園排水管布設工事（広島市負担による工事）

安佐動物公園は、広島市みどり生きもの協会が指定管理者として契約され、管理運営を行っている。軽微な 100 万円以下の修繕に関しては、指定管理者の修繕として行われるが、100 万円を超える修繕に関しては、施設管理者である広島市との協議により決定している。平成 30 年度は、広島市が下記の工事代金を負担している。

(1) 安佐動物公園排水管布設工事（30-1）

ア 工期

平成 30 年 8 月 9 日から平成 30 年 11 月 7 日まで

イ 工事内容

安佐動物公園内の排水を公共下水道へ接続するための工事である。

ウ 工事費用 7,323,480 円

- (ア) 当初契約金額 6,226,200 円（うち消費税 461,200 円）
- (イ) 変更契約後金額 7,323,480 円（うち消費税 542,480 円）
- (ウ) 差額 1,097,280 円（うち消費税 81,280 円）

変更理由書（抜粋）

「変更内容」

(ア) 水道メーターの設置について

安佐動物公園内の排水に井戸水が含まれていることから、下水道使用量算出のため、井戸水計量用の水道メーターを設置するものである。

(イ) 既設貯留槽の雨水流入防止について

既設貯留槽は、安佐動物公園の再整備を踏まえ、残置して継続使用することとしているが、貯留槽の上部が開口しており、雨水が流入する構造となっているため、雨水流入防止対策として、開口部分を被覆するものである。

(ウ) その他

現地精査により、各種数量を変更するものである。

(2) 増額契約（水道メーターの設置工事とポンプ槽雨水対策工事）

安佐動物公園排水管布設工事は、安佐動物公園内の排水（汚水）について、園内の貯留槽等で構成される汚水処理施設での処理から公共下水道での処理に変更するため、排水管を敷設し、公共下水道に接続する工事である。

工事途中に園内で井戸水が使用されていることが判明し、汚水量の確認のための井戸水用の水道メーターの設置や、貯水槽への雨水の流入防止のために屋根を設ける工事等を追加している。

工事設計書の変更後の明細書（契約変更箇所のみ記載）

（単位：円）

工事名	名称	金額
水道メーター設置工事	水道メーター	52,600
	メーターボックス	37,000
	メーターユニオン	6,240
	ボール伸縮止水栓	36,700
	メーター設置	19,600
	小計	152,140
雨水流入防止工事	単管丸パイプ他	52,415
	ブルーシート	26,000
	栈木	10,000
	取付施行	58,590
	小計	147,005
舗装撤去・復旧工等		265,760

工事名	名称	金額
処分費等		23,500
直接工事費		588,405
共通仮設費	15.98%(1)(2)	93,000
純工事費計	+	681,405
現場管理費	40.60%(1)(2)	274,000
工事原価	+	955,405
一般管理費等	19.86%(2)	171,595
工事価格(+)(3)		1,127,000

(1)千円未満切り捨て

(2)処分費等(23,500 円)が 直接工事費(588,405 円)の 3%を超える場合は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の算出において、3%を超えた金額は率計算の対象としない等調整あり。

(3)上記(1)ウの金額は 1,127,000 円に落札率を乗じた金額である。

担当課に確認すると、上記変更理由書の「(ウ)その他」は、同じ変更理由書の(ア)及び(イ)の追加工事とは異なる場所の路面に亀裂が入っている箇所を修復するための舗装工事のことであり、当初から計上されていた数量を追加するものであったため、「(ウ)その他」に計上したとのことであった。

工事写真等から屋根にブルーシートを使用しているなど簡易な工事に見えた。工事設計書の変更後の明細書から追加工事部分を抜粋し、直接工事費(588,405 円)に共通仮設費、現場管理費、一般管理費等(合計 538,595 円)が加算されていることを確認した。

直接工事費の 1.9 倍の工事金額になることに疑問を持ったが、担当課との検証により、当該工事が土木工事標準積算基準書(平成 29 年度)に基づき積算されていることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

3 【事業 23】 広島市植物公園

【事業 23- 】 広島市植物公園（指定管理）

(1) 事業の概要等

ア 目的

広島市植物公園の管理運営を行う。

イ 内容

広島市みどり生きもの協会を指定管理者（非公募による選定）とし、期間は平成 30 年度から令和 3 年度までとなっている。

広島市みどり生きもの協会は、広島市植物公園における植物 10,000 種 197,000 本の栽培・展示、収集及び栽培管理、入園料の収受、施設の維持管理等のほか、他団体との連携や調査・研究の成果を生かして、生息域内保全と生息域外保全の両面から生物多様性の保全に貢献するとともに、社会教育への協力、学校教育活動の受入れやガーデニング等の講座その他催し物の開催等各種事業を実施し、植物に関する知識及び植物愛好心の普及、かん養並びに植物愛好者の育成を図っている。

ウ 指定管理料及び利用料金収入の推移

（単位：千円）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	330,245	335,947	349,639
決算	321,696	335,947	-
利用料金収入	54,495	59,791	-

利用料金制度を採用している。

エ 入園者数の推移

（単位：人）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入園者数	186,992	183,866	189,079

入園者数は減少傾向にあったが、平成 30 年 3 月に大温室に幹の直径が国内最大のバオバブなどを新たに加えるなどのリニューアルを行った結果、平成 30 年度は増加に転じている。

(2) 監査の結果

カスケードハンギングバスケット植替え業務の委託を随意契約としていることについて

広島市みどり生きもの協会は、平成 30 年度において、5 度にわたるカスケードハンギングバスケット植替え業務を随意契約により業務委託している(計 999,540 円。以下「本件業務委託」という。)

広島市みどり生きもの協会は、本件業務委託を随意契約とする理由として、以下 4 点を挙げ、「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当するものとして(広島市みどり生きもの協会会計規則取扱規程第 5 条第 2 号アの(ウ))、一者からの見積書の徴取により随意契約を締結している。

- (ア) ハンギングバスケットは壁面や立体空間を草花等で装飾する園芸技法であり、近年ガーデニングへの関心の高まりとともに普及が進んできたものであり、その作成には用土の配合、用土流出防止のための工夫、使用する草花等の選択と配置など特殊な知識、技術を必要とする。
- (イ) B 協会は、ハンギングバスケット作成のための講習会の実施、高いレベルの知識・技術を身につけた人材をハンギングバスケットマスターと認定する資格認定、コンテストの実施などにより優れたハンギングバスケットの普及に貢献してきた。
- (ウ) 植物公園においては、社会教育事業及び花と緑に関する普及活動の一環として、ハンギングバスケットは幅 900mm、高さ 310mm、奥行 260mm と大型(一般的なハンギングバスケットは幅 300mm、高さ 220mm、奥行 150mm 程度)のものを委託で作成しており、植物公園の社会的役割からも特に高度な知識と技術を市民等に展示していく必要がある。また、当該ハンギングバスケットは、入園者が多数通過する正面カスケードに設置してあるため、植替えは、既存植物の抜き取り、植物や資材の準備・搬入、植え込み、植え込み後の養生を 1 日(原則、休園日など支障のない日)で履行することとしており、その作業の工程管理には緻密さが要求される。
- (エ) ハンギングバスケットマスターの有資格者を現場に配置し、作業を行う必要があるが、実際に本件業務委託で大型ハンギングバスケットを作成する際には、作成内容により 5~6 名程度が従事しているが、全員がハンギングバスケットマスターの有資格者である。現在、広島に活動拠点をもち、この要件を満たすことのできる団体は、有資格者で構成する B 協会 H 支部のみである。なお、現在委託している業務の仕様書等には、ハンギングバスケットマスターの配置について明記されていないが、前述のとおり、実際の作業はハンギングバスケットマスターの有資格者が行う必要があるが、今後は、仕様書等にその旨を明記することとする(当園で発注している花壇管理業務、病害虫防除業務及び樹木剪定業務でも、業務の

履行に必要な造園施行管理技士や造園技能士といった有資格者の配置、常駐について仕様書等で明記しており、本業務においてもハンギングバスケットマスターの有資格者の配置、常駐を求めることは適切と考える。)

監査人は、広島市に対して以下2点の質問を行った。

カスケードハンギングバスケットの制作は必ずしもハンギングバスケットマスターの有資格者でないと不可能という性質のものではなく、制作に關与する全員がハンギングバスケットマスターの有資格者である必要性はないのではないか。

他に委託可能な者の検討実績はないが、かかる検討を行う等の方法により、真にB協会H支部にしか制作できないのか、委託価額の合理性とともに今一度検討するべきではないか。

これに対し、広島市からの回答は、以下のとおりであった。

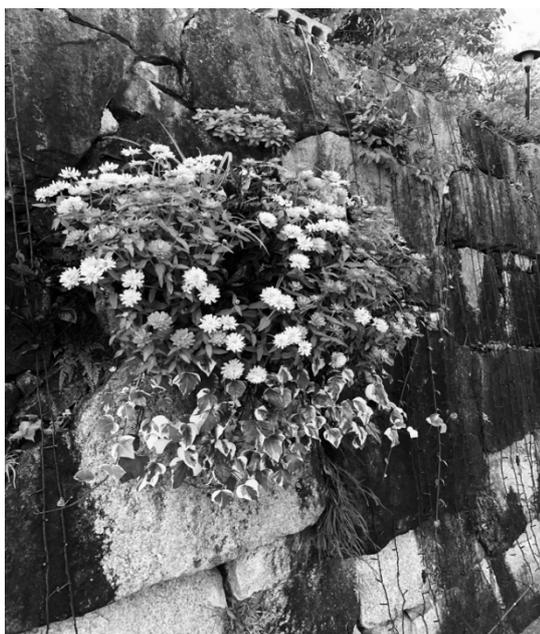
本市においては、「花と緑と音楽の広島づくり」を主要な施策として推進しているが、その中で、広島市植物公園はその施策における拠点施設として位置付け、市民等に対し質の高い栽培・展示手法を広める役割がある。カスケードハンギングバスケットについても当該展示を通じて広く市民に花で生活環境を彩る楽しさを広め、街中が四季を通じて花で飾られた空間となることを目指している。つまり、「カスケードハンギングバスケットの制作は必ずしもハンギングバスケットマスターの有資格者でないと不可能」ではないが、施設の特質上、存在すればよいわけではなく、当然に、質の高いものが要求され、失敗することや質の悪いものを展示することはできない。一定品質以上の作品を安定して確実に期日までに供給できるのは、B協会だけであり、その支部であるH支部に委託しているものであり、単に価格のみをもって評価できるものではない。

本市が推進する「花と緑と音楽の広島づくり」の施策においては、市が自ら業務を行うだけでなく、市民や企業があらゆる取組を行うことを求めている。そのような中で、民間団体である「B協会H支部」を通じて、ハンギングバスケットを広く広めていくことも大切であり、そのためにもハンギングバスケットの普及に努める唯一の団体である同協会を育成していく必要があるものと考えている。

さらに委託価格について広島市みどり生きもの協会で算定したところ、「B協会H支部」に委託する金額は、市中での同作品を作成した価格と比して、同価格又は低価格となっている。

しかし、広島市内においても現に大規模商業施設でのハンギングバスケット

の制作実績を持つ民間の園芸店等は存在しており、このような業者を委託先の候補から排除することについて広島市みどり生きもの協会内部で十分な検討が行われている痕跡は見受けられず、漫然と随意契約を行ったと評価せざるを得ず、裁量権の範囲を超えるものである。また、受託者に一定水準の質の作品を要求するのであれば、資格保有や制作実績等により応募資格を制限する旨を仕様書等に明記するなど、委託先の選定プロセスを明確化すべきである。今後の業務について、経済性、透明性の観点から、問題点を十分把握分析した上で競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。



ハンギングバスケット(広島市植物公園にて、令和元年11月4日に展示されていたもの)

【指摘事項 23-1】 カスケードハンギングバスケット植替え業務の委託を随意契約としていることについて

広島市みどり生きもの協会は、平成30年度において、5度にわたるカスケードハンギングバスケット植替え業務を全て随意契約により業務委託している(計999,540円。以下「本件業務委託」という。)

広島市みどり生きもの協会は本件業務委託を随意契約とした理由について、「従来のものより格段に大型で、高度で専門的な能力を必要とするためB協会H支部にしか制作できない」とし、「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」(広島市みどり生きもの協会会計規則取扱規程第5条第2号アの(オ))に該当するものとしている。また、担当課の説明によると、広島市みどり生きもの協会は市内の植栽に関する業者の能力を把握しており、その情報に基づき一者随意契約を締結していることは同協会の裁量の範囲であるとしている。

しかし、広島市内においても現に大規模商業施設でのハンギングバスケットの

制作実績を持つ民間の園芸店等は存在しており、このような業者を委託先の候補から排除することについて広島市みどり生きもの協会内部で十分な検討が行われている痕跡は見受けられず、漫然と随意契約を行ったと評価せざるを得ず、裁量権の範囲を超えるものである。また、受託者に一定水準の質の作品を要求するのであれば、資格保有や制作実績等により応募資格を制限する旨を仕様書等に明記するなど、委託先の選定プロセスを明確化すべきである。今後の業務について、経済性、透明性の観点から、問題点を十分把握分析した上で競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はなかった。

【事業 23- 】 広島市植物公園に係る修繕（広島市負担による修繕）

広島市植物公園の指定管理は、広島市みどり生きもの協会が契約しており、100 万円以下の修繕費は、指定管理料の中で行われている。

平成 30 年度の指定管理料は、335,947 千円である。しかし、その他に広島市は、以下の工事費用を負担している。

- ・ 植物公園熱帯スイレン温室屋根改修その他工事 35,779,320 円
- ・ 植物公園栽培温室温水管修繕 1,555,200 円

(1) 植物公園熱帯スイレン温室屋根改修その他工事

ア 修繕の内容

老朽化が進んでいる熱帯スイレン温室の修繕を行っている。

- ・ 工期：平成 30 年 6 月 22 日から平成 30 年 12 月 19 日まで
- ・ 当初請負代金： 34,063,200 円（うち消費税等 2,523,200 円）
- ・ 変更後請負代金：35,779,320 円（うち消費税等 2,650,320 円）

イ 変更契約

当初設計の収まりでは、屋根ガラスの金物が経年劣化した際に外気や雨水が侵入するおそれがあるため、屋根ガラスと金物の取り合い部分にシーリングの打設を追加した。その他、当初設計では予期することができなかったことなどに対応を行うものである。これは、広島市修繕契約約款第 18 条に基づき、請負代金の変更を行うものである。

(2) 植物公園栽培温室温水管修繕

ア 修繕の内容

- ・履行期間：平成 30 年 10 月 3 日から平成 30 年 10 月 31 日まで
- ・修繕契約金額：1,555,200 円
- ・作業内容： 温水用内外面硬質塩化ビニル鋼管の取替えを行う。
コンクリート塗装のはつり補修及び塗装補修を行う。

イ 内容

植物公園の栽培温室の暖房配管（温室管）は、設置後 42 年が経過し、老朽化が進んでいる。特に土中配管の腐食が激しく、平成 28 年 12 月に 1 室の土中配管に亀裂が生じて温水が漏れ、暖房ができない状態となった。

温室の配管は、同時期に埋設しており、いつ同様の故障を起こしてもおかしくない状態である。このため、計画的な配管の更新を行っていく必要があることから、平成 30 年度は温室全体の老朽化が進んでいる 3、5、7、8 及び 9 号棟の配管の取替修繕を行うものである。

既設の土中暖房配管を撤去し、新しい配管を設置する（コンクリート舗装の撤去・復旧を含む。）

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

4 【事業 24】 広島市みどり生きもの協会の管理運営事業等に対する補助（補助金）

(1) 事業の概要等

ア 目的

広島市みどり生きもの協会の事務局経費について、自主財源（会費収入、基本財産運用益）等で賄えない部分の補助を行う。

広島市みどり生きもの協会は、緑のまちづくりの事業及び公園に関する事業を通して、ゆとりとやすらぎのある緑豊かな都市環境の形成及び市民の心身の健全な発達を図るとともに、生物多様性の保全に貢献し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和 51 年 10 月に設立された（当時は財団法人広島市公園協会として設立、平成 11 年 4 月に財団法人広島市動物園協会と統合した後、平成 24 年 4 月に公益財団法人へ移行し、現在の名称に変更）。

イ 内容

広島市みどり生きもの協会は、以下の事業を実施しており、本事業は、広島市みどり生きもの協会の事務局経費について、自主財源（会費収入、基本財産運用益）等で

賄えない部分の補助を行うものである。

- (ア) 緑化思想の普及啓発、民有地の緑化等緑のまちづくりの推進
- (イ) 広島市が設置する公園及び公園施設の管理運営及び利用の促進
- (ウ) 広島市が設置する動物公園、植物公園及び昆虫館の管理運営及び利用の促進
- (エ) 生きものに関する調査研究、教育及び普及啓発
- (オ) 前各号に関する附帯事業の運営
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	99,791	109,440	103,263
決算	99,789	107,884	-

エ 事業費の内訳 (平成 30 年度)

(単位：千円)

区分	予算	決算
会議費	147	48
交際費	10	-
食糧費	5	-
諸会費	237	237
旅費	121	121
通信運搬費	845	868
消耗品費	843	1,001
委託料	1,746	1,138
手数料	104	100
使用料及び賃借料	11,222	11,222
負担金、補助金及び交付金	715	686
人件費	93,442	92,459
合計	109,440	107,884

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。